

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

開会 午前10時04分

◎開会の宣告

○議長（武居弘治議員） ただいまから令和7年12月三郷市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

9月定例会後の諸般の報告を行います。

初めに、議長会関係について報告いたします。

10月6日、東南部正副議長会視察研修会が開催され、松戸市の「千葉県西部防災センター」で視察研修を行いました。

10月24日、埼玉県市議会議長会第2回役員会が戸田市において開催され、「令和8年度各市負担金」などについて協議いたしました。

11月18日、全国市議会議長会「令和7年度大規模地震に備えた防災まちづくりの推進に関する特別委員会」が愛知県豊橋市役所において開催され、豊橋市における大規模地震に備えた防災まちづくりに関する取組等について現地調査を行いました。

次に、会派及び議員の行政視察等について報告いたします。

新政会の議員、21世紀クラブ及び創政MISATOでは、10月9日及び10日に栃木県宇都宮市で開催された「第87回全国都市問題会議」に参加いたしました。

公明党では、10月29日、宮城県角田市における「かくだスポーツビレッジ・道の駅かくだ」について、30日、宮城県石巻市における「水辺を活かした地域活性化事業」について、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

31日、宮城県仙台市における「水道事業デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進に関する連携協定」、「水道管路のアセットマネジメントにおけるA Iの活用」について視察をいたしました。

創政M I S A T Oでは、11月 6 日、北大阪消防指令センターにおける「消防指令業務の広域化、及び施設見学」について、7 日、大阪府泉大津市における「マタニティ応援プロジェクト」について視察をいたしました。

新政会では、11月18日、奈良県三宅町における「交流まちづくりセンターM i i M o（ミーモ）」について、19日、奈良県三郷町における「都市間交流の現状と促進」について、20日、奈良県天理市における「学校と保護者の間に立つ中立的な相談機能の仕組みと運用」について視察をいたしました。

次に、11月28日、三郷市議会議員研修会を開催し、「S N S時代の政治倫理とインターネットリテラシー」と題して、弁護士の帖佐直美氏による講演が行われました。

次に、本市への視察について報告いたします。

10月 8 日、三重県松坂市議会市民クラブ4名が「日本一の読書のまち推進事業」について、10月15日、大分県大分市議会自由民主党2名が「消防団の充実・強化」について、10月16日、蕨市議会教育まちづくり常任委員会7名が「三郷市立瑞沼学校給食センター」について、11月10日、東京都日野市議会公明党議員1名が「地域猫対策」について、11月13日、兵庫県加東市議会総務文教常任委員会7名が「日本一の読書のまち推進事業」について視察に見えました。

次に、本定例会において、地方自治法第121条第1項の規定により、説明員となる出席者の一覧、提出議案一覧表及び本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付いたしております。

次に、請願文書表を作成いたしましたので、皆様に配付してございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議席の一部変更

○議長（武居弘治議員）　日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

篠田隆彦議員の議席につきまして、会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配付い

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

たしました議席表のとおり変更したいと思います。

お諮りいたします。

配付いたしました議席表のとおり、議席を変更することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、配付いたしました議席表のとおり、議席を変更することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（武居弘治議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、

7番 沖 原 優 子 議員

8番 西 尾 秀 貴 議員

9番 深 川 智 加 議員

以上、3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（武居弘治議員） 日程第3、会期の決定を行います。

本定例会の会期については、去る11月25日、議会運営委員会が開催されましたので、その結果について、議会運営委員長より報告願います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

佐々木修議員。

[佐々木 修議会運営委員長 登壇]

○議会運営委員長（佐々木 修議員） おはようございます。

去る11月25日、議会運営委員会が開催されましたので、ご報告いたします。

12月定例会の会期につきましては、本日1日から12日までの12日間に決定いたしました。

提出案件につきましては、報告5件、議案17件、請願3件であります。説明員としての出席者につきましては、市長をはじめ21名でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月12日までの12日間といったしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月12日までの12日間と決しました。

◎議事進行に関する発言

[「議長」と言う人あり]

○議長（武居弘治議員） 柳瀬勝彦議員。

○21番（柳瀬勝彦議員） ただいま12月定例議会が開会されましたが、9月定例議会において、全会一致で辞職勧告決議を受けた関根和也議員が会議に出席をしています。

つきましては、このことについて本人の見解を問うべきと考えますので、発言の許可についてお取り計らいをお願いいたします。

○議長（武居弘治議員） ただいま柳瀬勝彦議員より、関根和也議員が会議に出席していることについて、発言の許可を求める議事進行に関する発言がございました。

つきましては、関根和也議員に対する柳瀬勝彦議員の発言を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、関根和也議員に対する柳瀬勝彦議員の発言を許可します。

21番、柳瀬勝彦議員。

〔21番 柳瀬勝彦議員 登壇〕

〔発言する者あり〕

〔1番 関根和也議員 退席〕

○21番（柳瀬勝彦議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、関根和也議員にお聞きしたいと思いましたが、出ていかれてしまいました。

定例議会において辞職勧告決議を受けましたが、本人から何の言い訳も見解も発していないことから、ご自身の考えを聞こうと思い、登壇をさせていただきました。

以上でございます。

〔「議長、休憩」と言う人あり〕

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時50分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議長として申し上げます。

休憩前におきまして、辞職勧告決議を受けた関根和也議員が本席にいることに対し見解を問われたいとして、柳瀬勝彦議員において関根議員に問いました。

その後、休憩を求める議事進行の発言があり、本会議を休憩したところでございます。

休憩中、私に対し、関根議員の一般質問を今後許可しないよう求める申入れがございました。

この件につきまして、議会運営委員会に諮問したところ、本市議会の権威と市民の信頼を著しく失墜させたと全会一致で決議された議員であること、執行部職員に対し、三郷市議会議員政治倫理条例に違反するハラスメント行為等をしたとして議員辞職勧告を受け、いまだ反省や謝罪の姿勢を見せていない議員が執行部に対して一般質問を行うことで、新たなハラスメント行為を行うおそれがあることから、一般質問を今後許可すべきでないとの

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

見解が示されました。

つきましては、会議規則第62条による関根議員の一般質問は、今後許可しないこといたしますので、ご了承願います。

◎日程の追加

○議長（武居弘治議員） 次に、ただいま佐々木修議員ほか4名から、関根和也議員に対する懲罰の動議が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、関根和也議員に対する懲罰の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎関根和也議員に対する懲罰動議

○議長（武居弘治議員） 日程第4、これより関根和也議員に対する懲罰の動議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、関根議員の退席を求めます。

関根議員、退席してください。

〔発言する者あり〕

〔1番 関根和也議員 退席〕

○議長（武居弘治議員） 動議の趣旨説明を求めます。

佐々木修議員。

〔23番 佐々木 修議員 登壇〕

○23番（佐々木 修議員） 関根和也議員に対する懲罰動議。

標記のことについて、次のとおり地方自治法第135条及び会議規則第160条の規定により提出いたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

関根和也議員は、同議員に対する辞職勧告決議を全会一致で可決した令和7年9月19日以後も、複数回にわたり市役所窓口において、大声で怒鳴り、職員を誹謗中傷し、名誉を棄損した。

また、本事案について、令和7年11月7日には威力業務妨害の嫌疑で、さいたま地検に書類送致された。

このことについて、本日の本会議において、許可なく退席し、被害を受けた職員等に対する謝罪の念、自身の議員辞職などについて見解を問うたところ、一言の謝罪、弁明も行わず、自らが行った不当・不適切・違法な行為に対する反省・自覚が無く、議員としての説明責任を果たすことをせず、議会の品位を貶め、市民からの市議会に対する信頼を著しく失墜させた。

これは、地方自治法第129条及び三郷市議会会議規則第151条に違反することは明白である。

よって、関根和也議員に対して、懲罰を科すことを求めるものであります。

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時56分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎懲罰特別委員会の設置、付託及び委員選任の件

○議長（武居弘治議員） 日程第5、懲罰特別委員会の設置、付託及び委員選任の件を議題といたします。

懲罰の動議については、会議規則第161条の規定により、委員会付託を省略して議決することができないこととなっております。

お諮りいたします。

本件につきましては、懲罰特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思います。

また、設置期限は本特別委員会の必要がなくなるまでといたしたいと思います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

なお、委員の選任につきましては、お配りした名簿のとおりであります。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、当該特別委員会を設置することに決しました。

ただいま設置されました懲罰特別委員会を後刻開催し、正副委員長の互選を行い、その結果について報告願います。

関根和也議員の入場を求めます。

[1番 関根和也議員 入場せず]

○議長（武居弘治議員） 関根和也議員に対する懲罰の動議につきましては、懲罰特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

◎報告第40号～報告第44号について

○議長（武居弘治議員） 日程第6、報告第40号から報告第44号までの報告書が提出されております。

提出されました報告書につきましては、皆様のお手元に配付いたしてございますので、これにてご了承願います。

◎議案第76号～議案第78号の上程・説明

○議長（武居弘治議員） 日程第7、議案第76号から議案第78号までを議題といたします。

議案第76号から議案第78号までの提案理由の説明を求めます。

相馬喜一建設部長。

[相馬喜一建設部長 登壇]

○建設部長（相馬喜一） 順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第76号 三郷市道路線の廃止につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページと、議案参考資料の1ページから7ページを併せてご覧いただければと

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

存じます。

提案理由でございますが、三郷北部地区土地区画整理事業に伴い、関連する市道路線を再編成するため市道3011号線を、また、市道用地の払下げに伴い市道3106号線を、また、開発行為に伴い市道5454号線ほか1路線の合わせて計4路線を廃止いたしたく、この案を提出するものでございます。

なお、法的根拠といたしましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、路線を廃止するものでございます。

続きまして、議案第77号 三郷市道路線の変更につきましてご説明申し上げます。

議案書の2ページと3ページを、議案参考資料の8ページを併せてご覧いただければと存じます。

提案理由でございますが、三郷北部地区土地区画整理事業に伴い、関連する市道路線を再編成するため、市道3007号線ほか計9路線を変更いたしたく、この案を提出するものでございます。

なお、法的根拠といたしましては、道路法第10条第2項の規定に基づき、路線を変更するものでございます。

続きまして、議案第78号 三郷市道路線の認定につきましてご説明申し上げます。

議案書の4ページと5ページを、議案参考資料の9ページから17ページを併せてご覧いただければと存じます。

提案理由でございますが、都市計画道路草加三郷線の整備に伴い市道0231号線を、また、三郷北部地区土地区画整理事業に伴い関連する市道路線を再編成するため、市道7901号線ほか計7路線を、また、開発行為により帰属道路となる市道3783号線ほか計3路線の合わせて11路線を認定いたしたく、この案を提出するものでございます。

なお、法的根拠といたしましては、道路法第8条第2項の規定に基づき、路線を認定するものでございます。

以上で議案第76号から議案第78号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

◎議案第79号～議案第82号の上程・説明

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○議長（武居弘治議員）　日程第8、議案第79号から議案第82号までを議題といたします。

議案第79号から議案第82号までの提案理由の説明を求めます。

西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長　登壇〕

○学校教育部長（西村美紀）　順次ご説明いたします。

初めに、議案第79号　工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書6ページ、議案参考資料18ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、三郷市立早稲田小学校外部等改修工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、本工事につきましては、令和7年6月議会におきまして議決をいただいたものでございます。

変更契約の内容でございますが、契約金額を1億5,180万円から407万円増額し、1億5,587万円とするものでございます。

次に、変更理由についてご説明申し上げます。

早稲田小学校への足場を設置後、外壁コンクリート面を補修するため、施工数量調査を行い、その調査結果に合わせて補修数量を変更するものでございます。

続きまして、議案第80号　工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書7ページ、議案参考資料19ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、三郷市立前谷小学校外部等改修工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、本工事につきましては、令和7年6月議会におきまして議決をいただいたものでございます。

変更契約の内容でございますが、契約金額を2億515万円から594万円増額し、2億1,109万円とするものでございます。

次に、変更理由についてご説明申し上げます。

前谷小学校への足場を設置後、外壁コンクリート面を補修するため、施工数量調査を行い、その調査結果に合わせて補修数量を変更するものでございます。

続きまして、議案第81号　工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

議案書8ページ、議案参考資料20ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、三郷市立高州東小学校外部等改修工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、本工事につきましては、令和7年6月議会におきまして議決をいただいたものでございます。

変更契約の内容でございますが、契約金額を3億3,000万円から1,023万円を増額し、3億4,023万円とするものでございます。

次に、変更理由についてご説明申し上げます。

高州東小学校への足場を設置後、石綿含有の下地調整剤の撤去と併せて、外壁コンクリート面を補修するための施工数量調査を行い、その調査結果に合わせて補修数量を変更するものでございます。

続きまして、議案第82号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書9ページ、議案参考資料21ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、三郷市立岩野木学校給食センター解体工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、本工事につきましては、令和7年9月議会におきまして議決をいただいたものでございます。

変更契約の内容でございますが、履行期限を令和8年2月16日から令和8年3月17日に延長し、契約金額を1億7,512万円から1,287万円増額し、1億8,799万円とするものでございます。

次に、変更理由についてご説明申し上げます。

岩野木学校給食センターの大気汚染防止法に基づく石綿含有分析調査を行ったところ、建築資材に石綿含有が認められたことから、石綿含有建材の撤去及び処分の方法を変更するため、履行期限の延長及び契約金額の増額をするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

◎議案第83号～議案第85号の上程・説明

○議長（武居弘治議員）　日程第9、議案第83号から議案第85号までを議題といたします。

議案第83号及び議案第84号の提案理由の説明を求めます。

小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲）　順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第83号　指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

議案書10ページと議案参考資料の22ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、公の施設の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、公の施設の指定管理者の指定につきまして議決を求めるものでございます。

公の施設の名称につきましては、三郷市文化会館、三郷市鷺野文化センター、三郷市立コミュニティセンター、三郷市立東和東地区文化センター、三郷市立彦成地区文化センター、三郷市立高州地区文化センター、三郷市立高州地区体育館の7施設でございます。

指定管理者となる団体につきましては、埼玉県三郷市早稻田五丁目4番地1、公益財団法人三郷市文化振興公社でございます。

指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31までの5年間とするものでございます。

指定管理者の選定に当たっては、平成18年度からの20年間の指定管理実績が良好であること、当公社が蓄積してきた経験や能力を活用し、効率的かつ効果的な施設管理が可能であると評価し、再度三郷市文化振興公社を選定するに至ったものでございます。

以上で議案第83号の説明を終わります。

続きまして、議案第84号　指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

議案書の11ページと議案参考資料の22ページを併せてご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、公の施設の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、公の施設の指定管理者の指定につきまして議決を求めるものでございます。

公の施設の名称につきましては、三郷市総合体育館、三郷市陸上競技場公園、三郷スカイ

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

パークの3施設でございます。

指定管理者となる団体でございますが、埼玉県三郷市早稲田五丁目4番地1、公益財団法人三郷市文化振興公社でございます。

指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、三郷市総合体育館が平成18年度からの20年間、三郷市陸上競技場公園、三郷スカイパークが令和3年度からの5年間において、指定管理実績が良好であること、当公社が蓄積してきた経験や能力を活用し、効率的かつ効果的な施設管理が可能であると評価し、再度三郷市文化振興公社を選定するものでございます。

今回、指定管理者を指定する3施設につきましては、三郷市スポーツ推進計画において、中央総合運動拠点施設として位置づけており、この3施設を一括管理することで一体的な運用が可能となり、市民サービス向上を図ることができ、また、効率的であると評価したものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第85号の提案理由の説明を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 議案第85号 指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

議案書の12ページと議案参考資料の23ページを併せてご覧いただければと存じます。

提案理由でございますが、公の施設の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、公の施設の指定管理者の指定につきまして議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称につきましては、三郷市立岩野木老人福祉センター、三郷市立彦沢老人福祉センター、三郷市立戸ヶ崎老人福祉センター、三郷市立戸ヶ崎老人デイサービスセンター、三郷市岩野木集会場の5施設でございます。

次に、2、指定管理者となる団体でございますが、社会福祉法人三郷市社会福祉協議会でございます。

3、指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ございます。

指定管理者の選定に当たりましては、平成18年度からの20年間の指定管理実績が良好であること、指定管理者と利用者との信頼関係が保たれていることなどから、当協議会が蓄積してきた経験や能力を活用し、効率的かつ効果的な施設管理が可能であると評価し、再度三郷市社会福祉協議会を選定し、指定を提案するに至ったものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

◎議案第86号～議案第88号の上程・説明

○議長（武居弘治議員）　日程第10、議案第86号から議案第88号までを議題といたします。

議案第86号及び議案第87号の提案理由の説明を求めます。

須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長　登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈）　順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第86号　三郷市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の13ページ、別紙14ページから24ページをご覧ください。

提案理由でございますが、児童福祉法の改正に伴い、市が認可する乳児等通園支援事業の認可基準を制定したいので、この案を提出するものでございます。

条例制定の背景といたしましては、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象として、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が、令和8年度から全国の自治体において実施されることによるものでございます。

本条例案の策定に当たりましては、国の基準に示されている従うべき基準及び参酌すべき基準を採用しておりますが、一部条項において市の独自基準を加えているものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

14ページから19ページの第1条から第19条までは、第1章総則となっております。

第5条は、乳児等通園支援事業者の一般原則を規定しております、第7項においては、先ほど申し上げたとおり、市の独自基準として、暴力団又は暴力団員を排除する規定を加え

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ております。

第9条から第19条までは、職員、衛生管理、食事の提供、内部規程の制定、帳簿の整備、秘密保持及び苦情対応に関する基準を規定しております。

次に、第20条から第26条にかけては、第2章乳児等通園支援事業についての規定を定めています。

乳児等通園支援事業の実施に係る区分といたしまして、設備、職員、事業の内容等について、通常の保育体制とは別に定員を設け、設備などを配置する一般型及び保育施設等の定員の空き定員枠を活用した余裕活用型で実施する際の基準について規定しております。

第27条は、第3章雑則といたしまして、事業者及び職員が書面で行うものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができるることを規定しております。

最後に、附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第87号 三郷市児童発達支援センター設置及び管理条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

議案書の25ページをご覧ください。

提案理由でございますが、健康福祉会館の利用時間の変更に伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

次ページ、26ページをご覧ください。

改正の内容でございますが、健康福祉会館3階に設置されているこども発達支援センターの利用時間を、現行の午前9時から午後5時までを、午前8時45分から午後4時30分までと改正するほか、文言の整理を行うものでございます。

附則でございますが、この条例は令和8年2月2日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第88号の提案理由の説明を求めます。

山本浩文消防長。

〔山本浩文消防長 登壇〕

○消防長（山本浩文） 議案第88号 東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約の変更についてましてご説明申し上げます。

議案書27ページ、議案参考資料24ページをご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、東埼玉消防指令業務共同運用協議会の事務所の位置を

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

変更し、東埼玉消防指令センターを置くため、東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約の変更をすることについて協議したいので、地方自治法第252条の6の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、変更内容につきましてご説明申し上げます。

第5条協議会の事務所の所在地を、現在の「越谷市大沢二丁目10番15号越谷市消防局内」から、新たに庁舎が建設されます「越谷市大字大泊309番地1」に変更し、第11条協議会の担任する事務を処理するため、東埼玉消防指令センターを置くものでございます。

この規約の施行日は、令和8年4月1日でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第89号～議案第91号の上程・説明

○議長（武居弘治議員）　日程第11、議案第89号から議案第91号までを議題といたします。

議案第89号の提案理由の説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

[妹尾安浩財務部長　登壇]

○財務部長（妹尾安浩）　議案第89号　令和7年度三郷市一般会計補正予算（第3号）について
ましてご説明いたします。

別冊の補正予算書2ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ3億6,111万4,000円を追加し、総額を661億5,227万円とするものでございます。

第2条継続費の補正及び第3条債務負担行為の補正につきましては、6ページ以降をご覧ください。

6ページの第2表継続費補正でございますが、不燃物処理場整備事業に係る継続費につきまして、土地の購入に時間を要していることから、事業全体の実施期間を延長するものでございます。

7ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正でございますが、路線バス確保維持業務委託事業の拡充によるもののか、令和8年度の当初から契約の履行や業務の継続を必要とする事業について追加す

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

るものでございます。

12、13ページをお開き願います。

2歳入でございます。

障害者自立支援給付費負担金及び障害児福祉サービス給付費負担金は、歳出の障害福祉サービス給付事業に係る国庫負担金、子どものための教育・保育給付費交付金は、歳出の民間保育所等運営支援事業及び認定こども園運営改善費等支援事業に係る国庫負担金、個人番号通知書・個人番号カード関連事務費補助金は、歳出の住民基本台帳事務事業に係る国庫補助金、妊婦のための支援給付交付金は、歳出の出産・子育て伴走型支援事業に係る国庫補助金、中段やや下、図書購入費等寄附金は、学校図書購入を目的とした寄附金でございます。

三郷市財政調整基金繰入金は、事業費の不足分を財政調整基金から繰り入れるものであり、補正後の財政調整基金残高は、約17億円を見込んでおります。

後期高齢者医療費負担金精算金は、令和6年度後期高齢者医療費負担金の精算額確定に伴うものでございます。

14、15ページをお開き願います。

3歳出でございます。

歳出の各款にわたります職員人件費及び会計年度任用職員人件費は、本年4月以降の人事異動などに伴うものでございます。

16、17ページをお開き願います。

中ほど、交通安全施設整備事業は、道路照明灯の電気代が不足する見込みであることから、光熱水費を増額するものでございます。

18、19ページをお開き願います。

中ほど、住民基本台帳事務事業の12節委託料は、証明書のコンビニ交付の利用件数の増に伴う増額でございます。

20、21ページをお開き願います。

下段の障害福祉サービス給付事業は、利用件数の増に伴う増額でございます。

少し飛びまして、24、25ページをお開き願います。

中ほど、民間保育所等運営支援事業及び認定こども園運営改善費等支援事業は、公定価格の改定に伴い増額するものでございます。

次ページ、26、27ページをお開き願います。

中ほど、出産・子育て伴走型支援事業は、妊婦支援給付金に係るシステムを改修するもの

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

でございます。

また、少し飛びまして、30、31ページをお開き願います。

下段の排水ポンプ場維持管理事業は、戸ヶ崎上堤外第二排水機場への通路用地の土地購入費でございます。

次に、34、35ページをお開き願います。

中ほどの小学校運営管理事業のうち、10節需用費は、主に空調機器の修繕を行うものであり、17節備品購入費につきましては、学校図書購入を目的とした寄附による児童用図書の購入をするものでございます。

その下、中学校運営管理事業も小学校と同様、主に空調機器の修繕を行うものでございます。

36、37ページをお開き願います。

下段のスポーツ競技大会出場選手奨励金は、次ページにわたりますが、申請件数の増に伴う増額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第90号の提案理由の説明を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 議案第90号 令和7年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書49ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ6億7,012万6,000円を追加し、総額を135億9,146万4,000円とするものでございます。

52ページをお開き願います。

第2表債務負担行為でございますが、特定健康診査等受診率向上事業の早期着手を図るため、債務負担行為を設定するものでございます。

55、56ページをお開き願います。

2歳入でございます。

5款1項1目保険給付費等交付金につきましては、普通交付金の交付見込みに基づき、増額するものでございます。

次ページ、57、58ページをお開き願います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

3歳出でございます。

2款保険給付費、1項1目療養給付費及び2項1目高額療養費につきましては、支出見込みに基づき、それぞれ増額するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第91号の提案理由の説明を求めます。

相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 議案第91号 令和7年度三郷市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書60ページをお開き願います。

初めに、第2条でございますが、業務の予定量につきましては、下水道施設の老朽化対策として下水道施設ストックマネジメント事業を3,500万円増額し、3億4,500万円とするものでございます。

次に、第3条でございますが、収益的収入につきましては、建設改良費の増額に伴い、消費税及び地方消費税還付金の収益が増額になるため、318万2,000円増額し、31億3,313万4,000円とするものでございます。

次に、第4条でございますが、資本的収入につきましては、次ページ、61ページにわたりますが、国庫補助金の内示額の減などに伴い5,302万円減額し、26億9,502万6,000円とするものでございます。

61ページ上段の資本的支出につきましては、老朽化した下水道施設の改修を推進するため、建設改良費を3,500万円増額し、36億9,908万5,000円とするものでございます。

次に、第5条債務負担行為でございますが、早稲田中継ポンプ場の設備更新業務を早期に着手するため、債務負担行為を設定するものでございます。

最後に、第6条企業債でございますが、企業債の限度額を7,200万円増額し、13億4,522万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

◎議案第92号の上程・説明

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○議長（武居弘治議員）　日程第12、議案第92号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長　登壇〕

○市長（木津雅晟）　議案第92号　公平委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

公平委員会委員、馬場郁夫氏の任期は令和7年12月14日で満了となるため、同人を再任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、資料として、馬場郁夫氏の略歴を添付してございますので、参考にしていただけたいと存じます。

◎散会の宣告

○議長（武居弘治議員）　以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会　午前11時38分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

開議 午前10時27分

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） おはようございます。ただいまから令和7年12月三郷市議会定例会第3日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎関根和也議員に対する懲罰の件の委員会審査報告

○議長（武居弘治議員） 日程第1、これより関根和也議員に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、本議案に対する採決が終わるまでの間、関根和也議員の一時退席を求めます。

〔1番 関根和也議員 退席〕

○議長（武居弘治議員） 本件に関し、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長、菊名裕議員。

〔菊名 裕懲罰特別委員長 登壇〕

○懲罰特別委員長（菊名 裕議員） おはようございます。私は、懲罰特別委員長に任命されました菊名裕です。副委員長には佐藤裕之議員が選任されましたことをまずご報告いたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

去る12月1日の本会議において、懲罰特別委員会に付託されました事件に対する審査の概要と結果について、順次、ご報告申し上げます。

本委員会は12月1日、第3委員会室において、全委員及び議会事務局職員出席のもと開催いたしました。

初めに、関根議員に対し懲罰を科すことについてご報告いたします。

懲罰動議発議者による趣旨の説明の後、当該議員に対し、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、意見を求めました。

当該議員は、政治倫理審査会で出された結論に対し、弁解をすべきであったところ、市長や部長に対し根拠のない言葉を発して、許可なく議場を退席した。

また、同様に、議長から地方自治法に基づき、退席を求められたことを、「トイレに行つただけで三郷市議会は懲罰を科すのか」との自分本位の解釈をし、自分は悪くない、皆が悪いと不適切な発言を議場で行った。

その後、反省もせず、市役所の目の前で誹謗中傷する内容の街宣活動を行った。

よって、今定例会において懲罰を科すべきであるとの意見がありました。

続いて、懲罰を科すことについて討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、関根議員に対し懲罰を科すことに決しました。

次に、科すべき懲罰の種類について意見を求めたところ、12月1日の議場における当該議員の愚行について、議場において反省の意を持った「陳謝」を求めるとの意見や、当該議員が謝罪をしたいとの意向があれば、一度はそれを受け止めることが必要かと思うため、「陳謝」とすることに賛成するとの意見がありました。

当該議員に対する懲罰を「陳謝」とすることについて、採決の結果、全委員賛成。

よって、関根議員に対し陳謝の懲罰を科すことに決しました。

続きまして、陳謝文案の協議を行い、採決の結果、全委員賛成で決定いたしました。

これにて全ての報告を終了いたします。

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎関根和也議員に対する懲罰の件の委員長報告に対する質
疑、討論・採決

○議長（武居弘治議員） 日程第2、これより、関根和也議員に対する懲罰の件の委員長報告に対する質疑、討論・採決を行います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて関根和也議員に対する懲罰の件の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論・採決を行います。

関根和也議員に対する懲罰の件の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて関根和也議員に対する懲罰の件の討論を終結いたします。

採決を行います。

関根和也議員に対する懲罰の件の委員長報告は、関根和也議員に公開の議場における陳謝の懲罰を科すことあります。

本件を報告のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、関根和也議員に公開の議場における陳謝の懲罰を科すことが可決されました。

関根和也議員の入場を求めます。

〔1番 関根和也議員 入場〕

○議長（武居弘治議員） 関根和也議員にお知らせいたします。

ただいまの議決に基づき、これより関根和也議員に対し懲罰の宣告をいたします。

関根和也議員に公開の議場における陳謝の懲罰を科します。

これより関根和也議員に公開の議場における陳謝をいたさせます。

関根和也議員に陳謝文の朗読を命じます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

[発言する者あり]

○議長（武居弘治議員） 登壇してお願ひします。

[1番 関根和也議員 登壇]

○1番（関根和也議員） 12月1日の本会議におきまして、私が当該本会議に出席していることに対する見解を求められたところ、何ら弁解の謝罪等の発言をせず、不誠実な行動をとりましたことは、議会の品位を保持し秩序を守るべき議員の職責を顧みて、誠に申し訳ありません。

ここに誠意を……何て読むの、これ。

○議長（武居弘治議員） 自分で考えた……

○1番（関根和也議員） 何て読むの。

○議長（武居弘治議員） そんなのも読めないの。

○1番（関根和也議員） うん、読めない。

○議長（武居弘治議員） ひれきし。

○1番（関根和也議員） ここに誠意を披瀝し、衷心から陳謝いたします。

[発言する者あり]

○1番（関根和也議員） 以上です。

◎議事進行に関する発言

[「議長」と言う人あり]

○議長（武居弘治議員） 柳瀬勝彦議員。

○21番（柳瀬勝彦議員） ただいま関根和也議員が陳謝を行いましたが、昨日、SNSにおいて、本会議では陳謝を行うが本意ではないとの発言をしておりました。

ただいまの陳謝の態度を見ても明らかにこれは誠実ではないと思います。

つきましては、本日の陳謝が本意なのか否かについて、ご本人の見解を問うべきと考えますので、発言の許可についてお取り計らいをお願いいたします。

○議長（武居弘治議員） ただいま柳瀬勝彦議員より、関根和也議員の先ほどの陳謝について発言の許可を求める議事進行に関する発言がございました。

つきましては、関根和也議員に対する柳瀬勝彦議員の発言を許可することにご異議あります

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、関根和也議員に対する柳瀬勝彦議員の発言を許可します。

21番、柳瀬勝彦議員。

〔21番 柳瀬勝彦議員 登壇〕

○21番（柳瀬勝彦議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、関根和也議員にお聞きします。

あなたは先ほど行った陳謝が本意なのか、本意でないのか、どちらなのかを再度お答えください。

○議長（武居弘治議員） 関根和也議員の発言を求めます。

1番、関根和也議員。

〔1番 関根和也議員 登壇〕

○1番（関根和也議員） 本意です。

○議長（武居弘治議員） 21番、柳瀬勝彦議員。

〔21番 柳瀬勝彦議員 登壇〕

○21番（柳瀬勝彦議員） 本意ということで、それでは、これまでの不誠実な言動に対し、弁解や職員への謝罪はございますでしょうか。

○議長（武居弘治議員） 関根和也議員の発言を求めます。

1番、関根和也議員。

〔1番 関根和也議員 登壇〕

○1番（関根和也議員） あります。

○議長（武居弘治議員） 21番、柳瀬勝彦議員。

〔21番 柳瀬勝彦議員 登壇〕

○21番（柳瀬勝彦議員） ただいま関根議員より「あります」ということだったので、この場でしっかりと職員に対する謝罪、また見解を述べてください。

○議長（武居弘治議員） 関根和也議員の発言を求めます。

1番、関根和也議員。

〔1番 関根和也議員 登壇〕

○1番（関根和也議員） 木津市長の官製談合の件について不正追及をしていて、職員に対し

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

て言葉が強くなってしまったかもしれません。大変申し訳ございませんでした。

[「議長、暫時休憩」と言う人あり]

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時46分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（武居弘治議員） ただいま佐々木修議員ほか4名から関根和也議員に対する懲罰の動議が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、関根和也議員に対する懲罰の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎関根和也議員に対する懲罰動議

○議長（武居弘治議員） 日程第3、これより、関根和也議員に対する懲罰の動議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、本動議に関する日程が終わるまでの間、関根和也議員の一時退席を求めます。

[1番 関根和也議員 退席]

○議長（武居弘治議員） 動議の趣旨説明を求めます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

23番、佐々木修議員。

[23番 佐々木 修議員 登壇]

○23番（佐々木 修議員） 関根和也議員に対する懲罰動議。

標記のことについて、次のとおり地方自治法第135条及び会議規則第160条の規定により提出いたします。

関根和也議員は、令和7年12月1日の本会議において、本会議に出席していることに対する見解を求めたところ、何ら弁解や謝罪等の発言をせず、不誠実な言動をとった。

さらに、令和7年12月3日の本会議において、本事案について行われた懲罰特別委員会で決定された「公開の議場における陳謝」を求めたところ、陳謝は行ったが、令和7年12月2日のSNSにおいて「市長の思い通りにさせてはいけないため、本会議で陳謝を行うが本意ではない」との発言をしていたことに関し、真意を問うたところ、市長等に対する威圧的な態度や、名誉を毀損するような言動、さらには、品位を欠く態度や、不誠実かつ不適切な言動を繰り返した。

自らが行った不当・不適切・違法な行為に対する反省・自覚が無く、議員としての説明責任を果たすことをせず、議会の品位を貶め、市民からの市議会に対する信頼を著しく失墜させた。

これは、地方自治法第129条及び三郷市議会会議規則第151条に違反することは明白である。

よって、関根和也議員に対して、懲罰を科すことを求めます。

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時50分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎関根和也議員に対する懲罰動議の委員会付託

○議長（武居弘治議員） 日程第4、関根和也議員に対する懲罰の動議の委員会付託を行いま

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

す。

関根和也議員に対する懲罰の動議につきましては、懲罰特別委員会へ付託をいたします。

関根和也議員の入場を求めます。

[1番 関根和也議員 入場]

○議長（武居弘治議員） 関根和也議員にお知らせいたします。

関根和也議員に対する懲罰の動議につきましては、懲罰特別委員会へ付託することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第76号～議案第85号の質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第5、これより議案第76号から議案第85号までに対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

3番、日高千穂議員。

[3番 日高千穂議員 登壇]

○3番（日高千穂議員） 皆様、お疲れさまでございます。

私がから議案第78号 三郷市道路線の認定について、1点質疑させていただきます。

市道0231号線は、現在、道路ではないところですが、今議会で認定する理由を建設部長にお伺いいたします。ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（武居弘治議員） 日高千穂議員の質疑に対する答弁を求めます。

相馬喜一建設部長。

[相馬喜一建設部長 登壇]

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○建設部長（相馬喜一）　日高議員の質疑にお答えいたします。

議案書4ページの三郷市道路線の認定について、市道0231号線は、現在道路ではないところだが、今議会で認定する理由につきましてお答えいたします。

市道0231号線は、都市計画道路草加三郷線として整備を予定している延長約230メートルの区間につきまして、新たに市道として認定するものでございます。

認定する理由といたしましては、今後、草加三郷線の道路整備に係る用地買収において、土地提供者のかたに対し、課税の特別措置を適用させるためには、市道認定が要件としてかけられておりすることから、このたび路線の認定を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員）　日高千穂議員。

○3番（日高千穂議員）　ご答弁いただきましてありがとうございます。1点再質疑させていただきます。

道路として整備された際の信号機の設置についてはどのような意見がおありでしょうか。

○議長（武居弘治議員）　日高千穂議員の再質疑に対する答弁を求めます。

相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長　登壇〕

○建設部長（相馬喜一）　日高議員の再度のご質疑にお答えいたします。

鷹野小学校北側の信号機の設置についてのご質問だったかと思います。

鷹野小学校北側の鷹野小学校入り口交差点に設置されております信号機の移設につきましては、草加三郷線の都市計画変更の際に、警察と計画段階の協議を実施しております。

今後、道路整備を進めていく際にも、関係機関との協議が必要となりますので、引き続き周辺の交通状況や安全性のほか、将来の交通体系なども踏まえながら、引き続き、警察などと安全対策につきまして協議してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員）　以上で日高千穂議員の質疑を終わります。

9番、深川智加議員。

〔9番　深川智加議員　登壇〕

○9番（深川智加議員）　それでは、議案第82号　工事請負変更契約の締結について質疑をいたします。

この議案は、2025年度9月議会で議決した三郷市立岩野木学校給食センター解体工事請負

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

契約について、履行期限や契約金額を変更するものです。請負代金を1,287万円増額することですが、1として、積算根拠をどう見込んでいるのかお答えください。

次に、建築資材に石綿含有が認められたとのことです、2として、安全対策の詳細と近隣住民への周知はどのようにお答えください。

続きまして、議案第83号 指定管理者の指定について質疑をいたします。

この議案は、三郷市文化会館、鷹野文化センター、三郷市立コミュニティセンター、東和東、彦成、高州の地区文化センター、高州地区体育館の計7施設の公の施設の管理を、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間にわたり、公益財団法人三郷市文化振興公社を再度指定管理者として指定するものです。

5点について伺います。

1、選定までの経緯をお聞きします。2、公募をしなかった理由をお答えください。3、実績が良好と判断した理由はどのようにでしょうか。4、現在の指定管理期間に対する評価はどうなっているのでしょうか。

最後に、5として、修繕の主な実績を伺いまして、1回目の質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 深川智加議員の質疑に対する答弁を求めます。

西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

議案第82号 工事請負変更契約の締結について、1、積算根拠をどう見込んでいるかでございますが、天井材や屋根材に含まれた石綿含有建材を除去し、特別管理産業廃棄物として埋立て処理をするための費用が主な増額分として見込んだものでございます。

次に、2、安全対策の詳細と近隣住民への周知はございますが、安全対策は、隣地境界線に高さ3メートルの仮囲い及び防音シート、石綿の粉じん濃度の測定器を設置し、騒音・防じんの対策を行いました。作業員に対しては防護服を着用して、石綿含有吹きつけ材の飛散防止対策を図っております。

近隣住民の方々には、工事の着手に先立ち、工事内容と石綿の撤去に関する説明を書面をもって行いました。また、工事現場では、解体工事を実施していることを記載した看板により周知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 小暮勲地域振興部長。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

[小暮 勲地域振興部長 登壇]

○地域振興部長（小暮 勲） 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

議案書10ページの議案第83号 指定管理者の指定について。

初めに、1、選定までの経緯でございますが、三郷市指定管理者候補者選定委員会が6月18日に開催され、公益財団法人三郷市文化振興公社を随意選定とし、9月に開催した同委員会で書類審査を行い、10月22日にプレゼンテーションの審査を経て、指定管理者候補者と決定されたものでございます。

次に、2、公募をしなかった理由でございますが、指定管理者候補者選定委員会において、指定管理者制度導入指針に基づき審議をした結果、利用者との信頼関係の維持など、管理運営の維持性が特に必要とされる場合、市の出資法人等がその経験や能力等を活用し、効率的、効果的な管理運営が図られると見込まれる場合に該当しているため、随意選定とされたものでございます。

次に、3、実績が良好と判断した理由はでございますが、現指定管理期間において、三郷市市制施行50周年記念事業、三郷市若手音楽家応援事業などの事業や、市内小・中学校やイベント会場などに出張するアウトリーチ事業を積極的に行っていること、また、利用者との信頼関係の構築もできており、モニタリングの結果においても、基準点以下の項目は見受けられず、適正な管理運営ができていることによるものでございます。

次に、4、現在の指定管理期間に対する評価はでございますが、三郷市指定管理者モニタリング要領に基づき、半期及び年度末に評価を行っているところでございます。

指定管理期間を通して良好な評価を得ており、直近の令和6年度評価では、7施設において100点満点のうち80点以上の評価となっているところでございます。

次に、5、修繕の主な実績はございますが、主な指定管理者が行った修繕といたしましては、文化会館の消防設備や誘導灯などの防災設備修繕、鷺野文化センターのロビー照明のLED化修繕、高州地区文化センターの多目的ホール音響設備修繕などがございました。各年度30件程度の修繕を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 深川智加議員。

○9番（深川智加議員） 議案第83号 指定管理者の指定について再質疑をいたします。

実績を伺いましたけれども、文化振興公社の令和6年度事業報告によれば、市民の文化・芸術・スポーツの振興を図るとともに、市民福祉の増進とコミュニティ活動の振興に寄与す

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ることを目的として事業を実施したとあります。令和8年度からの指定管理期間の中では何か力を入れたいことなどあるのでしょうか。主な事業計画・方針はどのようか、お答えください。

以上で再質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 深川智加議員の再質疑に対する答弁を求めます。

小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 深川議員の再度の質疑にお答えいたします。

次の指定期間の間の主な事業計画と方針であったかと思いますが、まず、三郷市文化振興公社から伺っている内容としましては、主な事業計画としては、引き続き、多くの地元企業や団体と連携し、市民にとって特別で魅力的なイベントをつくり上げていくこと。また、方針ですが、これまでの管理実績を生かした効率的な施設管理を行い、文化・スポーツ・コミュニティ活動の推進、市民、地域団体等との連携・協働、そして安全・安心な施設提供に努めていくと伺っております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で深川智加議員の質疑を終わります。

14番、柴田吾一議員。

〔14番 柴田吾一議員 登壇〕

○14番（柴田吾一議員） 私からは、議案第79号 工事請負変更契約の締結について、議案第80号 工事請負変更契約の締結について、議案第81号 工事請負変更契約の締結について、議案第82号 工事請負変更契約の締結について、関連質問となりますことから、一括して学校教育部長へ質疑をさせていただきます。

議案6ページから9ページとなります。

議案第79号は三郷市立早稲田小学校外部等改修工事、議案80号は三郷市立前谷小学校外部等改修工事、議案第81号は三郷市立高州東小学校外部等改修工事、議案第82号は三郷市立岩野木学校給食センター解体工事となります。

それぞれにつきまして、追加工事の発生に伴う増額ということでございましたが、1いたしまして、増額に至るプロセスを詳しく、2いたしまして、工事内容の詳細をお尋ねしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（武居弘治議員） 柴田吾一議員の質疑に対する答弁を求めます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長　登壇〕

○学校教育部長（西村美紀）　柴田議員からの質疑に順次お答えいたします。

議案第79号　工事請負変更契約の締結について、1、増額に至るプロセスでございますが、外壁コンクリート面を補修するためには、既存の壁面の状況を確認し、補修すべき箇所のマーキングや工事写真を含めた記録管理により、壁面状況に合わせた補修を行う必要がございます。

工事の中では、足場設置後、高圧水洗で塗装面を整えた後、受注者による詳細な調査を行い、補修数量を確定させます。

なお、調査結果や補修後の確認については、工事監督員や管理者が現場確認及び内容精査を行っております。

この施工数量調査の結果、既存コンクリート面のクラックや欠損部分等の補修箇所が、当初の想定より増加したことから、補修数量の変更を行い、契約額の増額となったものでございます。

なお、変更額につきましては、数量増加による直接工事費増額分のほか、そのほかの増減や経費率が含まれたものでございます。

次に、2、工事の詳細をでございますが、増額となった補修につきましては、外壁コンクリート面のひびに対するクラック補修、コンクリート面の欠損部分に対する爆裂補修、その他、モルタル浮きの補修箇所数を増やして実施しております。

続きまして、議案第80号　工事請負変更契約の締結について、1、増額に至るプロセスにつきましては、先ほど第79号議案で申し上げましたプロセスと同様でございます。

次に、2、工事の詳細をでございますが、増額となった補修につきましては、外壁コンクリート面のひびに対応するクラック補修、コンクリート面の欠損部分に対応する欠損部充填、その他モルタル浮きの補修箇所数を増やして実施いたします。

続きまして、議案第81号　工事請負変更契約の締結について、1、増額に至るプロセスでございますが、外壁コンクリート面を補修するためのプロセスについては、議案第79号、議案第80号と同様でございますが、補修すべき箇所のマーキングや工事記録管理により、壁面状況に合わせた補修を行っております。

しかし、高州東小学校の工事は、足場設置後、微量の石綿を含有した下地調整材を超高压水洗により壁面の素地まで撤去し、受注者による詳細な調査を行い、補修数量を確定させま

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

す。

なお、調査結果や補修後の確認については、工事監督員や管理者が現場確認及び内容精査を行っております。

この施工数量調査の結果、既存コンクリート面の欠損部分が当初の想定より増加したことから、補修数量の変更を行い、契約額の増額となったものでございます。

なお、石綿含有の下地調整材の撤去・処分に係る変更はございません。

また、変更額につきましては、数量増加による直接工事費増額分のほか、そのほかの増減や経費率が含まれたものでございます。

次に、2、工事の詳細をでございますが、増加になった工事内容につきましては、コンクリート面の欠損部分に対する爆裂補修やモルタル浮きの補修箇所数を増やして実施いたします。

高州東小学校は、外壁素地まで塗装を撤去するため、クラックなどの細かな補修ではなく、より丁寧に補修する必要が生じたものでございます。

続きまして、議案第82号 工事請負変更契約の締結について、1、増額に至るプロセスでございますが、岩野木学校給食センター解体工事の受注者は、工事着手に先立ち、大気汚染防止法に基づく建築建材等の石綿含有分析調査を実施して発注者に報告することとなっております。

調査の結果、建築建材に石綿が使用されていることが分かりましたので、その範囲や数量を積算の上、適正に施工するための工法及び廃棄物としての処理に必要な費用を追加した結果、増額に至りました。

次に、2、工事の詳細をでございますが、石綿を含んだ建材の除去は、一般的な取壊し工事とは違い、石綿の種類により、異なる除去の方法が採用されております。

今回調査し、建築建材に石綿が使用されていることが判明した天井や屋根に含まれている石綿含有成形板の除去は、石綿が飛散しないように手作業で剥がしたり、壁の仕上げ塗装の撤去には、周囲を養生し、密閉にした上で処理を行います。養生材も含めた廃材を、特別管理産業廃棄物として許可を取得している運搬業者及び処理業者に委託の上、処分することといたします。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で柴田吾一議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

これにて議案第76号から議案第85号までに対する質疑を終結いたします。

◎議案第76号～議案第85号の委員会付託

○議長（武居弘治議員）　日程第6、これより議案第76号から議案85号までの委員会付託を行います。

議案第76号から議案第85号までにつきましては、皆様のお手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

◎議案第86号～議案第88号の質疑

○議長（武居弘治議員）　日程第7、これより議案第86号から議案第88号までに対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

10番、工藤智加子議員。

〔10番　工藤智加子議員　登壇〕

○10番（工藤智加子議員）　それでは、議案第86号　三郷市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定につきまして、6項目にわたり質疑をいたします。

初めに、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度ですが、この事業は三郷市こどもにこにこプランにおいて、6か月児から満3歳児未満の乳幼児を対象としていまして、1か月69人の利用を見込んでいます。この利用者などの需要に対応する事業者の認可の見込み、内容についてどのようになっているのかお答えください。

次に、第1章総則の第2条に記載されている「保護者への面談及び当該保護者への援助」とありますが、具体的な支援内容はどうなりますか。想定の範囲内で結構ですので、お答えください。

3点目は、第15条の食事の提供についてです。食事の提供については、自己負担になるのかどうか。負担するとなった場合の金額をお示しください。

4点目は、第21条の拠出について、一般型については専用居室は設置されると考えられま

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

すが、具体的にどのような専用居室になるのかお答えください。

5点目は、第22条の職員について3点伺います。

アとしまして、配置基準を「おおむね」とした理由は何でしょうか。

イとしまして、条例では1・2歳児の従事者の配置基準は6対1としていますが、この基準では保育の質が担保できないという現場の声に対応しまして、今年度から5対1以上の配置基準が設けられました。5対1以上の配置基準を検討しなかったのでしょうか、お答えください。

ウとして、有資格者の配置も半数以上となっています。2人のうち1人は無資格者でよいとするものですが、この点についてもその理由をお示しください。

最後、6点目です。

来年度4月からこの事業は開始となります、今後のスケジュールはどのようになるでしょうか、詳細にお答えください。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 工藤智加子議員の質疑に対する答弁を求めます。

須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 議案第86号 三郷市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、1、事業の需要に対応する事業者の認可の見込みと内容を詳細にでございますが、本事業は令和8年4月1日から全国統一して開始となることから、本市における1月当たりの利用見込みが69人であることや、保育施設の利用定員の設定などを所掌している審議会の子ども・子育て会議からの公立保育所から率先して実施し、課題を抽出することは、現場にとっても、利用者側にとってもよいことであるといったご意見などを踏まえまして、本市では、早稲田保育所及び高州保育所の公立保育所2か所での実施を想定しております。

次に、2、第2条について「保護者への面談及び当該保護者への援助」とあるが、具体的な支援内容はでございますが、本制度の利用に当たっては、事前面談として保護者及び対象児童と面談を行い、子どもの発育状況やアレルギー、生活習慣などを確認し、安全な利用のために必要な情報を施設と共有してまいります。

また、保護者への援助といたしましては、本制度を利用することで、専門的な知識や技術を持つ保育士と関わることにより、孤立感や不安感の解消などにつながるものと考えております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ます。

次に、3、第15条の食事の提供は自己負担とするのかでございますが、本制度における食事の提供やその負担につきましては、サービスを提供する事業者の判断によるものとなります。

次に、4、第21条の拠出については具体的にどのようになるのかでございますが、令和8年度から実施する2保育所につきましては、それぞれ1人当たり3.3平方メートル以上のスペースを確保できる専用区画を設けて実施することを想定しております。

次に、5、第22条についてのア、職員の配置基準を「おおむね」とした理由、イ、1・2歳児の配置基準は5対1以上とするべきだが見解は、及び、ウ、有資格者の配置を半数以上とした理由はにつきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

条例案第22条の職員に関するにつきましては、児童福祉法に基づく内閣府令により従うべき基準となっていることから、内閣府令に従っているものでございます。

最後に、6、事業開始に向けて今後のスケジュールを詳細にでございますが、令和8年3月に「広報みさと」や本市ホームページ等において市民周知を行い、利用における申請の受付を開始する予定でございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 工藤智加子議員。

○10番（工藤智加子議員） ご答弁ありがとうございました。それでは、3点にわたって質疑をさせていただきます。

まず、最初の認可の見込み数につきましては、公立保育所2か所ということでございました。三郷市のこの事業所の認可に関する審査基準というものが恐らくあるんだろうというふうに思います。民間でも、あるいは社会福祉法人以外の民間企業も対象となるのかどうか、企業も対象となるのかどうか、ここはどのようにお考えになっているのかお答えいただきたいと思います。

それから5項目めの職員についてでございます。職員配置は、内閣府の示した従うべき基準ということでございましたけれども、ご承知のとおり、このこども誰でも通園制度は、各自治体で手を挙げたところが試行的に実施されているところでございます。実施されたところでは、様々な課題が上がっていることはご承知のとおりでございます、6対1は、普通の保育所における通常保育においてもかなり保育士にかかる負担が大きい、保育の質が担保できない、こういった現場の声を受けまして、今年から5対1につきましては、加算方式では

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

あっても配置基準は拡充されたわけでございます。そこを踏まえた三郷市独自の基準、これについて検討されるべきではなかったかと思います。

実際に試行的に行っている事業所の保育士は、6か月からですから人見知りの始まりと親の後追いが激しい時期でございまして、慣れない環境に、そして慣れない保育士のところに置かれてしまうと、四六時中、預かっている時間中泣いてしまうというような状況がありまして、これが子どもにとっていいのかどうかという議論は別にございますけれども、保育士としては保育の負担が非常に重いと、これでは十分な保育ができないというような声が上がってきたわけでございます。

その辺のことをしっかりと考慮をしていただいた上で再考していただきたいというふうに思いますけれども、その見解をお示しいただきたいと思います。

それから、ウの有資格者についてです。今お話ししたように、大変保育士の保育知識や技術が求められる通園制度でございますから、有資格者が2分の1でいいのかという疑問もございます。

しかしながら、担い手不足という問題もなかなか解決されない状況の中でございますから、無資格者の配置はやむを得ないとしても、こういう方々の研修についてはどのようになるのかということについてお答えをいただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員）　工藤智加子議員の再質疑に対する答弁を求めます。

須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長　登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈）　工藤議員の再度の質疑にお答えいたします。

1点目の認可の基準は民間企業にも適用されるのかについてでございますが、本基準につきましては、民間事業者にも適用するものでございます。

2点目の配置基準の検討についてでございますが、保育士の確保などの観点及び国の基準により6対1以上としておりますが、4月からの公立保育所での実施においては、5対1と同等以上に手厚い配置を予定しております。

3点目の資格要件に係る研修についてでございますが、埼玉県で実施している子育て支援員研修が該当するものと認識しております。現時点では、県の研修案内に本事業に関するメニューが示されていないことから、国・県の動向を注視してまいります。

以上でございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○議長（武居弘治議員） 以上で工藤智加子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

これにて議案第86号から議案第88号までに対する質疑を終結いたします。

◎議案第86号～議案第88号の委員会付託

○議長（武居弘治議員） 日程第8、これより議案第86号から議案88号までの委員会付託を行います。

議案第86号から議案第88号までにつきましては、皆様のお手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

◎議案第89号～議案第91号の質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第9、これより議案第89号から議案第91号までに対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

11番、紺野伊久子議員。

〔11番 紺野伊久子議員 登壇〕

○11番（紺野伊久子議員） それでは、議案第89号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第3号）についての質疑をしたいと思います。

6ページをご覧ください。

不燃物処理場整備事業についてです。現在の不燃物処理場の移転に伴う補正予算になってると思います。土地購入が遅れているそうですが、その状況と進捗状況を教えてください。

2、現状はどうなっていますか、その状況をお聞かせいただきたいと思います。

次、30から31ページについてです。

排水ポンプ場維持管理事業です。これは戸ヶ崎の排水ポンプ場についてと伺いましたから、現在3つの排水ポンプ場があります。新たな排水ポンプ場ではなく、道路用地を確保ということでございますが、どのような内容になっているのか、詳細を教えていただきたいと思い

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ます。よろしくお願ひします。

次に、8ページの第3表債務負担行為補正の路線バス確保維持業務委託事業、彦成と彦糸の両方について一括して質疑したいと思います。

51路線バス確保維持業務委託事業（彦成地区）、1、業務の詳細はどうか、なぜ委託契約を計上するのか、経緯を説明していただきたいと思います。それに伴う現行の路線バスの変更はあるのですか。

それから、52路線バス確保維持業務委託事業の彦糸地域のことです。1、事業の詳細はどうか、なぜ委託契約を計上するのか、経緯をここでも説明していただき、特に2番として、彦成地域は1年ですが、彦糸地域については5年の契約になっていますが、その経緯も含めて説明いただきたいと思います。そして、さらに、現行の路線バスの変更があるかどうかもお知らせいただきたいと思います。

次、34から35ページ、小学校運営管理事業です。

10の需用費の修繕の内容を詳細に教えていただきたいと思います。

同じく中学校運営管理事業について、多分エアコン設置の内容だと思うんですけれども、その内容を詳細に教えていただきたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（武居弘治議員） 紺野伊久子議員の質疑に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 紺野議員の質疑に順次お答えいたします。

補正予算書6ページ、不燃物処理場整備事業について。

初めに、1、土地購入の進捗状況につきましては、令和4年度から着手している不燃物処理場整備事業に係る用地取得は、現在8割ほどでございます。

次に、2、現状はにつきましては、昭和60年から稼働しており、現在の不燃物処理場が老朽化していること、分別の種類が増えたことによる一時保管場所の確保の必要性、さらには屋内スペースが狭いなどの現状となっております。この状況を改善するため、また、現在の不燃物処理場の稼働を停止することなく新施設の整備を行うため、施設整備事業として進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 城津守まちづくり推進部長。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

[城津 守まちづくり推進部長 登壇]

○まちづくり推進部長（城津 守） 紺野議員の質疑に順次お答えいたします。

補正予算書8ページ、債務負担行為補正の51路線バス確保維持業務委託事業（彦成地区）についての1、事業の詳細はどうか、なぜ、委託契約を計上する経緯を説明してくださいについてでございますが、令和元年12月末の民間路線バス事業者の撤退に伴い、彦成地区における交通不便地域解消のための措置として、着手をいたしました路線バスの運行を委託する事業を継続するものでございます。

次に、2、現行の路線バスの変更はあるのですかでございますが、現在、三郷中央駅から中川沿いを経由し、ピアラシティ、新三郷駅をつなぐ路線として運行しておりますが、来年度におきまして、変更の予定はございません。

続きまして、下段の52路線バス確保維持業務委託事業（彦糸地区）についての1、事業の詳細はどうか、なぜ、委託契約を計上する経緯を説明してくださいについてでございますが、先ほどご答弁を申し上げました彦成地区と同様に、令和8年3月末をもちまして、現在、路線バスの運行を担う民間事業者の事業廃止に伴い、彦糸地区における交通不便地域解消のための措置として、路線バスの運行を委託する事業に着手するものでございます。

当該路線につきましては、新三郷駅から吉川駅をつなぐ彦糸地区の路線となりますことから、吉川市との共同運行となるよう、現在、吉川市との間で協議を進めているところでございます。

次に、2、彦成地区は1年だが、5年になっているのはなぜかについてでございますが、彦成地区につきましては、運行業務委託の着手時におきまして5か年の契約を締結し、利用状況や利用者のニーズ調査などを行い、路線の最適化を図りながら、現在に至っており、このような過去の蓄積がございますことから、今後の変更や計画の見直しに対応しやすいよう、期間を1年とする予算措置といたしましたが、彦糸地区につきましては、一定期間、利用状況や環境変化などを確認する必要がございますことから、5年間の債務負担行為を設定するものでございます。

最後に、3、現行の路線バスの変更はあるのですかにつきましては、可能な限り、現在の運行と同等のサービスを提供できるよう、今後、協議・調整を進めてまいります。

以上です。

○議長（武居弘治議員） 相馬喜一建設部長。

[相馬喜一建設部長 登壇]

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○建設部長（相馬喜一） 紺野議員の質疑にお答えいたします。

補正予算書31ページ下段の排水ポンプ場維持管理事業につきましてお答えいたします。

土地購入の概要でございますが、このたび通路用地の取得を予定しております新中川橋と潮止橋の中間付近にある戸ヶ崎上堤外第2排水機場は、民地に囲まれた場所にあるため、これまで排水機場の維持管理につきましては、土地所有者のかたにご協力をいただきながら、民地の一部を通路として利用させていただいておりました。

今後、排水機場の適正な維持管理のほか、災害時や緊急時の通行なども踏まえて、このたび排水機場への通路といたしまして、約260平方メートルの用地を購入するものでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 紺野議員からの質疑に順次お答えいたします。

議案第89号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第3号）について、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、小学校運営管理事業の10節需用費の修繕料の内容を詳細でございますが、学校施設の空調機器は、平成4年度に保健室から導入を始め、平成12年度からは職員室、平成23年度からは図書室、平成27年度からは普通教室と設置を進めてまいりました。

令和7年度は特に猛暑日が多かったことから、空調機本体の交換を要する修繕が相次いだため、空調機器及びその他の設備の緊急修繕を見込んで修繕料を計上するものでございます。

続きまして、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、中学校運営管理事業の10節需用費の修繕料の内容を詳細でございますが、小・中学校の空調機器の設置は同時期に行つており、令和7年度は小学校と同様に、空調機器本体の交換を要する修繕が相次いだため、空調機器及びその他の設備の緊急修繕を見込んで修繕料を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で紺野伊久子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

これにて議案第89号から議案第91号までに対する質疑を終結いたします。

◎議案第89号～議案第91号の委員会付託

○議長（武居弘治議員）　日程第10、これより議案第89号から議案91号までの委員会付託を行います。

議案第89号から議案第91号までにつきましては、皆様のお手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

◎議案第92号の質疑

○議長（武居弘治議員）　日程第11、これより議案第92号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第92号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第92号の委員会付託省略

○議長（武居弘治議員）　お諮りいたします。

議案第92号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（武居弘治議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

◎議案第92号の討論・採決

○議長（武居弘治議員）　日程第12、これより議案第92号に対する討論・採決を行います。

お諮りいたします。

議案第92号につきましては、人事案件につき討論を省略いたしたいと思います。これにご

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号につきましては、討論を省略することに決しました。

採決を行います。

議案第92号 公平委員会委員の選任について、本案を原案のとおり同意することに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり同意することに決しました。

◎請願第4号～請願第6号の委員会付託

○議長（武居弘治議員） 日程第13、これより請願第4号から請願第6号までの委員会付託を行います。

請願第4号から請願第6号までにつきましては、皆様のお手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 4時47分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（武居弘治議員） 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたし

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時48分

再開 午後 6時30分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（武居弘治議員） お諮りいたします。

この際、関根和也議員に対する懲罰の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、関根和也議員に対する懲罰の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎関根和也議員に対する懲罰の件

○議長（武居弘治議員） 日程第14、これより、関根和也議員に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、本議案に対する採決が終わるまでの間、関根和也議員の一時退席を求めます。

[1番 関根和也議員 退席]

○議長（武居弘治議員） 本件に関し、さきに開催されました懲罰特別委員会の結果につきまして、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長、菊名裕議員。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

[菊名 裕懲罰特別委員長 登壇]

○懲罰特別委員長（菊名 裕議員） ご報告いたします。

本日、12月3日の本会議において、懲罰特別委員会に付託されました事件に対する審査の概要と結果について、順次ご報告申し上げます。

本委員会は12月3日、第3委員会室において、全委員及び議会事務局職員出席のもと開催いたしました。

初めに、関根議員に対し懲罰を科すことについてご報告いたします。

懲罰動議発議者による趣旨説明の後、当該議員に対し、懲罰動議に対する弁明を求めたところ、SNSで昨日投稿した内容は議場外のことであって、議場内のことではないことから、当該動議は不法行為である。また、陳謝文は議場内で読み上げた。本意・不本意かを問われ、議場内で本意であると答えた。続いて、謝罪の気持ちはあるかを問われ、謝罪の気持ちはあると答えた。ゆえに、2回目の本懲罰動議については、断じて認めることはできないとのことでした。

当該議員への弁明を終結し、続いて、当該議員に対し、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、意見交換を行ったところ、討論なく、全委員賛成。

よって、関根議員に対し懲罰を科すことに決しました。

次に、科すべき懲罰の種類について意見を求めるところ、次のような意見がありました。

SNS上などにおける不適切行為に対しては、議場外の行為として政治倫理審査会において、肅々と審議を積み重ねていく必要がある。

当該議員は、さきの選挙において一定数の得票を得て当選している。そのため、市民が納得できるよう、段階的な処分、陳謝ないし出席停止の処分を行い、その後さらに問題行動を起こした場合は除名とすることがよいのではないか。

全会一致で議員辞職勧告を受けた議員が、反省の態度もなく、本日の議会においても品位を欠く態度や、不誠実かつ不適切な言動を繰り返したことは除名に値する。

本日の議場における市長などに対する威圧的な態度や暴言を繰り返す行動は、議会の品位を著しくおとしめている。このような議場での愚行に対する処分は除名以外にはない。

陳謝や出席停止などでは、同じことの繰り返しになってしまうため、三郷市議会を正常な状態に戻すためには除名が必要である。

三郷市のために懸命に働いている職員がいる中、「三郷市議会は何をやっている」との声が多数寄せられている。これらの意見に応えるためには除名とすべきであるなどの意見があ

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

りました。

以上で意見交換を終結し、当該議員に対し科すべき懲罰の種類について採決したところ、除名とすべきが賛成多数。

よって、関根議員に対し除名の懲罰を科すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時37分

再開 午後 7時00分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎関根和也議員に対する懲罰の件の委員長報告に対する質疑、
討論・採決

○議長（武居弘治議員） 日程第15、これより関根和也議員に対する懲罰の件の委員長報告に対する質疑、討論・採決を行います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて関根和也議員に対する懲罰の件の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論、採決を行います。

関根和也議員に対する懲罰の件の討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

原案に賛成、18番、宇治由紀子議員。

[18番 宇治由紀子議員 登壇]

○18番（宇治由紀子議員） 関根和也議員に対する懲罰の件に対して、賛成の立場で討論いたします。

三郷市議会においては、これまで関根議員の行いに対する政治倫理審査会を複数回開催し、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

関根議員が繰り返し行っている職員に対する大声でのハラスメント行為、書類送検もされている威力業務妨害、市長や職員、一部の議員に対するいわれのない誹謗中傷、名誉毀損の行為に対して、9月定例会で全会一致にて辞職勧告が決議されました。

12月定例会の1日目の会議に出席をされた関根議員に対して、辞職勧告に対する見解を求めたところ、議場から一方的に退出し、その後、街頭やSNS等で引き続きの誹謗中傷、名誉棄損の言動など、議員としてあるまじき言動の繰り返しでした。

これにより懲罰特別委員会が開催され、陳謝相当と決議され、本日の会議にて陳謝を求めました。

しかし、陳謝の場においても、名誉毀損に当たる誹謗中傷、そして威圧的な行為を行い、陳謝の意は感じられず、関根議員のとられた行動は、三郷市議会全体の信頼並びに議員に負託された市民からの信頼を著しくおとしめる言動であったことは明白です。

また、本日の懲罰特別委員会の席での質疑に対する弁明にも誠意は感じられませんでした。

これまでこれらの行為を改める時間は、1,407名の市民からの負託を受けた関根議員には十分にあったと考えます。三郷市議会の所属議員として誠に遺憾であり、残念な事件と思いますが、除名が相当と考え、賛成いたします。

○議長（武居弘治議員） 原案に賛成、8番、西尾秀貴議員。

〔8番 西尾秀貴議員 登壇〕

○8番（西尾秀貴議員） 関根議員の除名に関して賛成の立場でお話しします。

私の論点は1つ。今日の陳謝をしてもらったときのことです。感情ではなく、事実のみをお伝えしたいと思います。

議場ににやにやしながら、市長をガン見しながら入ってきた。登壇するときに、市長や部長に対して必要以上に顔を近づけ挨拶をした。陳謝文を読み上げるとき、ただ文章を読むのではなく、市長や部長に顔を向け、「不誠実な言動を」「議会の品位を」との言い方で陳謝文を読み上げた。それに対して、懲罰特別委員会で「反省していませんでしたよね」との質問に、「反省していましたよ。反省していないと感じたのはあなたの主観ですよね」とおっしゃったそうです。

しかし、反省しているとの関根議員の言葉と、SNSでの発信内容が矛盾しています。関根議員は反省していると言いながら、SNSでは「反省する気持ちは一切ありません」と発信しています。

こうした矛盾がある以上、関根議員の言葉を信じることは難しいです。なぜなら、反省ゼ

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

口と取れる証拠を自ら提示しているからです。

陳謝文では「衷心より陳謝」とありますが、陳謝文の読み上げ時の態度と、その前に発信したSNSでの発信内容は真逆です。言葉はどうとでも言えますので、あなたの行動を見て、反省の有無は私の側で判断いたします。私の判断は、読み上げたときの態度とSNSでの発信があなたの本音と判断しております。

主観ということも主觀ではなく、あなた自身の行動や言動、陳謝文書を読んでいるときの行動、SNSで反省していないと発信していた言動と事実、それに基づいて判断しています。

しかし、そもそも評価というのは基本的に主觀です。だからこそ私は関根議員の行動を見て判断しています。判断の根拠は、関根議員の行動です。その行動から判断するに、今日の陳謝文を読むときの行動は、残念ながら反省には到底思えません。陳謝の機会をもらったにもかかわらず、今日の行動や言動は議会軽視、もしくは議会を侮辱していると、あなたの言葉を借りるなら、主觀的にそう思います。議会を侮辱していることは除名に当たる行動であり、私は関根和也議員の除名に賛成いたします。

○議長（武居弘治議員） 原案に賛成、23番、佐々木修議員。

〔23番 佐々木 修議員 登壇〕

○23番（佐々木 修議員） 関根和也議員に対する懲罰の件に対して、新政会を代表いたしまして、賛成討論を行います。

関根議員は、市職員に対しいわれのない誹謗中傷を繰り返し、窓口で暴言を吐き、大声で威嚇するなど、行為は市民からの負託を受けた議員としてあるまじきことであり、さらにSNSにおいて無断で市の職員の顔写真をさらすなどは、人権意識に著しく欠けたことであり、公職者としては無論、社会人としても言語道断の卑劣な行為であります。

こうした行為に対し、9月定例会において辞職勧告決議がなされたにもかかわらず、同様の卑劣な行為を繰り返しております。

本定例会の初日、同僚議員から、被害を受けた職員等に対する謝罪の念や自身の議員辞職についての見解を問われたが、一言の弁明や謝罪をせず、議員としての説明責任も果たさず、議会の品位をおとしめ、市民からの市議会に対する信頼を著しく失墜させたことにより、議場での陳謝の懲罰が科されました。

本日陳謝が行われましたが、明らかに形だけの陳謝で、登壇時に市長等に対し威圧的な態度をとり、名誉を毀損するなどの行動をとるなど、議会の品位をおとしめる、到底許すことのできない卑劣な行為に及びました。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

これまで職員等からの注意にも従わず、無断で庁内撮影を繰り返す、理由もなく議会を欠席、途中退席するなど職責を果たしていないこと。自身のＳＮＳへの不適切な投稿など、議会の秩序を乱し、他者に対する人権侵害など、議員としての資質に欠けると言わざるを得ません。

よって、選挙で選ばれた公職の重責を深く勘案しても、関根議員に対しては除名の懲罰に賛成いたします。

○議長（武居弘治議員） 原案に賛成、14番、柴田吾一議員。

〔14番 柴田吾一議員 登壇〕

○14番（柴田吾一議員） 21世紀クラブを代表いたしまして、関根和也議員の除名処分に賛成の討論を行います。

関根和也議員は、2度にわたる三郷市政治倫理審査会による議員辞職勧告を受けたにもかかわらず、何ら反省の色を見せず、市職員に対する恫喝行為等を繰り返し、また、市職員に対する真摯な謝罪も行わず、議員の職を辞する意向も示しておりません。

このような中で、本議会では、懲罰特別委員会が開かれ、陳謝が妥当であるとの決定がなされました。しかしながら、皆様もご覧になられたとおり、市長などに対する挑発的な態度や、不誠実極まりない発言、あまつさえ、市長に対するさらなる誹謗中傷発言を行うなど、関根和也議員の態度は一貫して議会に対する重大な冒瀆であるということは明白であります。

今回の一連の行為は、市民の信託を受けた三郷市議会議員としての自覚を欠く恥ずべきものであり、また、関根和也議員1人の問題にとどまらず、三郷市議会に対する市民の皆様の信頼を大きく毀損させるものであり、その責任は極めて重いと言わざるを得ません。

以上のことより、除名処分に賛成するものであります。

以上です。

○議長（武居弘治議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて関根和也議員に対する懲罰の件の討論を終結いたします。

採決を行います。

関根和也議員に対する懲罰の件の委員長報告は、関根和也議員に除名の懲罰を科すことであります。

議員の除名の表決については、地方自治法第135条第3項の規定により、議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要といたします。

ただいまの出席議員は20名であり、議員の3分の2以上であります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

本件を委員長報告のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（武居弘治議員）　出席議員の4分の3は15名であります。

ただいまの起立者は19名であり、所定数以上であります。

よって、関根和也議員に除名の懲罰を科すことは可決されました。

◎散会の宣告

○議長（武居弘治議員）　以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会　午後　7時15分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） おはようございます。ただいまから令和7年12月三郷市議会定例会第9日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

次に、各常任委員長から委員会審査報告書が提出され、審査結果につきましては、こちらも皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第76号～議案第85号の委員会審査報告

○議長（武居弘治議員） 日程第1、これより議案第76号から議案第85号までの委員会審査報告を行います。

議案第76号から議案第78号までの委員長報告を求めます。

建設水道常任委員長、鳴海和美議員。

[建設水道常任委員長 鳴海和美議員 登壇]

○建設水道常任委員長（鳴海和美議員） おはようございます。それではご報告申し上げます。去る12月3日の本会議において、建設水道常任委員会に付託されました議案に対する審査の概要と結果について、順次ご報告申し上げます。

本委員会は12月4日、第4委員会室において全委員及び執行部並びに議会事務局職員出席

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

のもと開催いたしました。

それでは、議案第76号 三郷市道路線の廃止についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第76号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号 三郷市道路線の変更についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、質疑、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第77号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第78号 三郷市道路線の認定についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、三郷北部地区土地区画整理事業区域の東側、二郷半用水に沿って3つの路線を認定することである。そのうちの北側及び南側部分の2路線、市道7907号及び7906号線は、独立専用自歩道として認定するのに対し、当該2路線に挟まれた1路線、市道7905号線は、通常の路線認定となっていることについて詳細をに対し、独立専用自歩道の2路線は、当該区画整理事業区域内に設置される北部1号公園及び北部2号公園にそれぞれ接続するものである。

当該2路線に挟まれた1路線については、幅員8メートルの道路である。

なお、いずれの区間も既存の市道があり、歩行者、車両ともに通行が可能な状態であるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第78号については原案を可決すべきものと決しました。

これにて、第1回目の報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 議案第79号から議案第84号までの委員長報告を求めます。

文教経済常任委員長、宇治由紀子議員。

〔文教経済常任委員長 宇治由紀子議員 登壇〕

○文教経済常任委員長（宇治由紀子議員） それではご報告いたします。

去る12月3日の本会議におきまして、文教経済常任委員会に付託されました議案に対する審査の概要と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は12月4日、第3委員会室において全委員及び執行部並びに議会事務局職員出席のもと開催いたしました。

それでは、議案第79号、第80号及び第81号 工事請負変更契約の締結について、一括して

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、外壁補修の数量は、当初の契約時の見込みよりどの程度増えたのかに対し、早稲田小学校では、クラック補修が1.02倍、欠損部充填を爆裂補修に変更し6倍、モルタル浮き補修は1.02倍の増加、前谷小学校では、クラック補修が12倍、欠損部充填は7倍、モルタル浮き補修は3倍の増加、高州東小学校では、欠損部充填と爆裂補修を合わせて1.5倍の増加、下地調整材を超高压水洗によって撤去したことによるジャンカ補修、その他モルタル浮き補修が追加となっているとのことでした。

また、今後、大型改修工事が予定されている学校はどこかに対し、彦成小学校、丹後小学校、彦郷小学校、八木郷小学校、瑞木小学校、南中学校、早稲田中学校、瑞穂中学校の8校が予定されているとのことでした。

以上で各議案に対する質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全ての議案について全委員賛成。

よって、議案第79号、第80号及び第81号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第82号 工事請負変更契約の締結についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、質疑、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第82号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第83号 指定管理者の指定についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、質疑、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第83号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第84号 指定管理者の指定についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第84号については原案を可決すべきものと決しました。

以上で第1回目の報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 議案第85号の委員長報告を求めます。

健康福祉常任委員長、寺沢美紗議員。

〔健康福祉常任委員長 寺沢美紗議員 登壇〕

○健康福祉常任委員長（寺沢美紗議員） ご報告いたします。

去る12月3日の本会議において、健康福祉常任委員会に付託されました議案に対する審査の概要と結果について、順次ご報告申し上げます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

本委員会は12月4日、第2委員会室において、全委員及び執行部並びに議会事務局職員出席のもと開催いたしました。

それでは、議案第85号 指定管理者の指定についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、岩野木老人福祉センターを含む5施設の指定管理料は、債務負担行為の限度額が10億3,668万3,000円となっているが、前の5年間との金額の差異、また、その理由について伺うに対して、指定管理料の総額は、前期の5年間と比べて2億7,851万5,000円の増となっている。その理由としては、水道光熱費、業務委託料、保守料の各支出の上昇が主な要因である。ただし、この金額は最大値での算出となっており、施設維持に係る経費の市場価格を反映し、経費の縮減を図った上で年度ごとに協定書を締結しているとのことでした。

指定管理を行うこの5施設に関して、今後の事業計画や修繕計画について伺うに対して、現在、施設ごとに特色を生かした自主事業を行っているところであるが、今後も地域の住民のかたと接する機会がより多くなる事業を展開していく計画と伺っている。また、修繕計画については、3つの老人福祉センターは、近年、大規模改修工事を行い、バリアフリー化も済んでいる。今後も計画的に保守点検を行う中で修繕計画を立てていくと伺っているとのことです。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第85号については原案を可決すべきものと決しました。

これにて第1回目の報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第76号～議案第85号の委員長報告に対する質疑、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

討論・採決

○議長（武居弘治議員）　日程第2、これより議案第76号から議案第85号までの委員長報告に対する質疑、討論・採決を行います。

議案第76号から議案第85号までの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第76号から議案第85号までの委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論・採決を行います。

議案第76号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第76号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第76号　三郷市道路線の廃止についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員）　起立全員であります。

よって、議案第76号は原案可決と決しました。

議案第77号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第77号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第77号　三郷市道路線の変更についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員）　起立全員であります。

よって、議案第77号は原案可決と決しました。

議案第78号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第78号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第78号　三郷市道路線の認定についての委員長報告は原案可決であります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第78号は原案可決と決しました。

議案第79号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第79号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第79号 工事請負変更契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第79号は原案可決と決しました。

議案第80号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第80号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第80号 工事請負変更契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第80号は原案可決と決しました。

議案第81号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第81号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第81号 工事請負変更契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

よって、議案第81号は原案可決と決しました。

議案第82号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第82号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第82号 工事請負変更契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第82号は原案可決と決しました。

議案第83号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第83号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第83号 指定管理者の指定についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第83号は原案可決と決しました。

議案第84号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第84号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第84号 指定管理者の指定についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第84号は原案可決と決しました。

議案第85号の討論を行います。

討論の通告がありません。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

これにて議案第85号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第85号 指定管理者の指定についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第85号は原案可決と決しました。

◎議案第86号～議案第88号の委員会審査報告

○議長（武居弘治議員） 日程第3、これより議案第86号から議案第88号までの委員会審査報告を行います。

議案第86号及び議案第87号の委員長報告を求めます。

健康福祉常任委員長、寺沢美紗議員。

〔健康福祉常任委員長 寺沢美紗議員 登壇〕

○健康福祉常任委員長（寺沢美紗議員） それでは、議案第86号 三郷市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、施設を利用するに当たり、申込みを行うことになると思うが、その方法は。また、親への支援ということでは育児相談や生活相談が重要だと思うが、市内の他機関との連携の考えはに対して、申込みについては国が構築した総合支援システムから利用希望者が認定の申請を行い、すこやか課において審査し、認定を行う。その後、利用者が希望する施設へ面談の申請をし、面談後、予約の上、利用が開始される。

連携の考え方について、実施する保育所においては、相談を受けたり、保育士から見て気になることがあった際には、すこやか課と連携し、適切な関係機関の窓口につなげていくとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第86号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第87号 三郷市児童発達支援センター設置及び管理条例の一部改正についてご報告いたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

執行部の説明後、質疑に入り、この条例は市庁舎の開庁時間の変更に伴って改正されたものであるが、この変更により、こども発達支援センターの利用者にどれくらいの影響があると予測しているのかに対して、こども発達支援センターについては、現在、相談時間は予約制になっており、相談の開始時間は午前9時半から、最終枠の相談終了時間は原則午後4時までで、内容によっては午後4時半までとなっている。そのため影響はないと考えているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第87号については原案を可決すべきものと決しました。

これにて第2回目の報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 議案第88号の委員長報告を求めます。

総務常任委員長、柳瀬勝彦議員。

〔総務常任委員長 柳瀬勝彦議員 登壇〕

○総務常任委員長（柳瀬勝彦議員） ご報告いたします。

去る12月3日の本会議において、総務常任委員会に付託されました議案に対する審査の概要と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は12月4日、第1委員会室において、全委員及び執行部並びに議会事務局職員出席のもと開催いたしました。

それでは、議案第88号 東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約の変更についてご報告をいたします。

執行部の説明後、質疑に入り、共同運用を行うに当たり、本市の負担割合や出向者数及び新たな通報システム「Live119」の詳細は。また、本市は令和8年1月29日から共同指令に切り替え、4月1日より本格運用を開始することだが、移行期間に想定されるトラブルへの対応はに対し、負担金は各消防本部が管轄する人口割により算出され、令和8年度の本市負担割合は12.25%、額にして1,926万3,000円の予定である。令和9年度以降は保守料が加わり、毎年約2,650万円程度で推移する見込みである。本市からは6名の職員を派遣し、交代制勤務などを行う。

新通報システム「Live119」とは、通報者と共同指令センターで映像の送受信を行うシステムである。通報者のスマートフォンからライブ中継サイトにつながり、センターの受信機に通報者側の映像が配信される。センターから、心肺蘇生法などの動画を通報者に送信することも可能である。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

また、システムの移行期間中は、迅速にトラブルへの対応ができるよう、関係業者が待機する態勢を整える。センター職員も事前に勉強会を開催し、研修を行うとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第88号については原案を可決すべきものと決しました。

以上で1回目の報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時50分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第86号～議案第88号の委員長報告に対する質疑、
討論・採決

○議長（武居弘治議員） 日程第4、これより議案第86号から議案第88号までの委員長報告に対する質疑、討論・採決を行います。

議案第86号から議案第88号までの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第86号から議案第88号までの委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論・採決を行います。

議案第86号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に反対、10番、工藤智加子議員。

[10番 工藤智加子議員 登壇]

○10番（工藤智加子議員） 議案第86号 三郷市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定につきまして、日本共産党三郷市議団を代表し、反対討論を行います。
子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により児童福祉法の一部が改正され、同法

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

に乳児等通園支援事業に関する規定が新設されました。この事業は、保育所等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所や幼稚園等を利用することができる制度です。

本議案は、乳児等通園支援事業の新設に伴い、国から乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準が示されたことから、市においても、内閣府令を踏まえ、条例を新たに制定するものです。

乳児等通園支援事業は、未就園児の保護者が気軽に預かってもらい、育児不安に対応してもらえる支援制度として重要であると考えます。

しかしながら、2025年度から1歳児の人員配置基準を5対1に改善されたにもかかわらず、50年以上も改善されてこなかった6対1基準を採用しています。

また、人員配置は最低2名とし、保育士などの有資格者を2分の1に配置するとしていますが、人見知りが始まり、親の後追いが激しい時期に、見知らぬ保育士や慣れない保育環境に置かれる乳幼児の対応を、保育士1名と研修を受けるとしている職員1名の2名で保育することの安全性に疑問があります。

さらに、条例に利用時間の規定が示されないものの、利用できる保育時間は当面1か月10時間を上限にしており、既に試行的に実施してきた保育園からは、こどもが慣れることはできても、継続的に成長・発達を促すことは困難、少なくとも週1回から2回の定期利用が求められているなどの声が上がっています。

以上、問題点を指摘しましたが、参酌すべき基準は自治体の地域性やその自治体の保育に対する理念や利用者の立場に立ったサービスが反映されるものであり、さらなるサービスの向上を図ることが期待できるものです。

本市では、内閣府令に準拠したものにとどまり、試行的事業を実施してきた自治体の課題について積極的に検討がされたのか疑問です。少子化で子育ての孤立化が進む中、家庭で育つ3歳未満児への支援を求める声があるのも事実です。こどもだけではなく、親も含めた支援の仕組みづくりが必要であることは確かです。

しかしながら、保育士の配置基準など、このままでは十分な対応ができるとは思いません。既に実施している自治体の課題をしっかりと調査し、保育士、保護者の期待に応えるものでなければならないと考えます。どのこどもも安全で安心して通園できる事業、国や自治体は再考するべきであることを申し添え、反対討論を終わります。

○議長（武居弘治議員） 以上で通告による討論は終わりました。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

これにて、議案第86号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第86号 三郷市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（武居弘治議員） 起立多数であります。

よって、議案第86号は原案可決と決しました。

議案第87号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第87号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第87号 三郷市児童発達支援センター設置及び管理条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第87号は原案可決と決しました。

議案第88号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第88号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第88号 東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約の変更についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第88号は原案可決と決しました。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

◎議案第89号～議案第91号の委員会審査報告

○議長（武居弘治議員）　日程第5、これより議案第89号から議案第91号までの委員会審査報告を行います。

議案第89号中、担当分の委員長報告を求めます。

総務常任委員長、柳瀬勝彦議員。

〔総務常任委員長　柳瀬勝彦議員　登壇〕

○総務常任委員長（柳瀬勝彦議員）　それでは、議案第89号　令和7年度三郷市一般会計補正予算（第3号）中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、工藤委員より賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第89号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

以上で2回目の報告を終わります。

○議長（武居弘治議員）　議案第89号中、担当分及び議案第90号の委員長報告を求めます。

健康福祉常任委員長、寺沢美紗議員。

〔健康福祉常任委員長　寺沢美紗議員　登壇〕

○健康福祉常任委員長（寺沢美紗議員）　議案第89号　令和7年度三郷市一般会計補正予算（第3号）中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、初めに、福祉部担当分について。

障害福祉サービス給付事業について、各種サービスの利用がかなり増えていることだが、その理由はに対して、介護給付訓練等給付費については、事業所が増え、市内だけでなく、市外の事業所へも通いやすくなった。また、児童通所サービスについては、健診により早めの療育につながっていることが主な理由であると考えることでした。

次に、こども未来部担当分について。

出産・子育て伴走型支援事業のシステム改修について内容を詳細にに対して、システム改修については、全国的なデータ標準レイアウトの変更で、転入してきた妊産婦が転入前の自治体で妊婦支援給付金を受け取っているかどうかを、現在、電話で問合せをしているが、改修により、システム上で確認できるようになるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

よって、議案第89号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第90号 令和7年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第90号については原案を可決すべきものと決しました。

これにて第3回目の報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 議案第89号中担当分の委員長報告を求めます。

文教経済常任委員長、宇治由紀子議員。

〔文教経済常任委員長 宇治由紀子議員 登壇〕

○文教経済常任委員長（宇治由紀子議員） それでは、議案第89号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第3号）中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、初めに、市民生活部担当分について。

不燃物処理場整備事業について、継続費補正の総額の中に用地取得費は含まれているのかに対し、継続費補正を行う総額の中には用地取得費は含まれておらず、主に整備工事費に関するものであり、用地費用は別途予算計上する予定であるとのことでした。

次に、学校教育部担当分について。

小学校運営管理事業及び中学校運営管理事業について、小・中学校の教室の空調機器の故障等に伴う修繕費が主なものとのことだが、内容を詳細にに対し、空調機器の交換修理を小学校が15台、中学校が10台を想定しているが、そのほかに消防設備やプール施設の修繕費も含まれているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を始めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第89号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 議案第89号中、担当分及び議案第91号の委員長報告を求めます。

建設水道常任委員長、鳴海和美議員。

〔建設水道常任委員長 鳴海和美議員 登壇〕

○建設水道常任委員長（鳴海和美議員） それでは、議案第89号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第3号）中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、排水ポンプ場維持管理事業における土地購入費はどのよう

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

に算出したかに対し、今回、購入を予定している土地の周辺地域において、過年度に購入した土地の単価を参考としており、1平方メートル当たり約7万円で算出しているとのことでした。

次に、当該土地の購入により、排水ポンプ場の維持管理にどのような効果が生まれるかに対して、日常的な保守点検やポンプ場の老朽化に係る更新工事において、職員や作業員が効率的に使用できる通路となることを期待しているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、深川委員から賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第89号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号 令和7年度三郷市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、国庫補助金について、市の要望額に対する内示額が減少したことにより、企業債を増額し、財源を調整することだが、建設改良工事への影響はに対し、国庫補助金の減額に伴い、早稲田中継ポンプ場における流入ゲート設備更新工事の発注計画の見直しを行った。そのため、早期の工事着手ができるよう債務負担行為を設定させていただいたとのことでした。

次に、当該流入ゲートの更新工事が完了することで、今後、何年間の安定稼働を見込んでいるかに対し、流入ゲートの平均的な耐用年数は25年とされているが、日々の保守点検をしっかりと行い、長期の安定稼働に努めたいとのことでした。

次に、ストックマネジメント計画により、どのくらいの費用削減効果が見込まれるかに対して、管渠の耐用年数は50年とされているが、ストックマネジメント計画に基づく施設改修工事により、100年程度対応できることを想定している。

新設後の管渠を再度整備し直す場合と、同計画に基づき、順次改修工事を進める場合とを試算、比較すると、後者の場合は数百億円程度削減できると見込んでいるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第91号については原案を可決すべきものと決しました。

以上で全ての報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

再開 午前 11 時 10 分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第89号～議案第91号の委員長報告に対する質疑、

討論・採決

○議長（武居弘治議員） 日程第6、これより議案第89号から議案第91号までの委員長報告に対する質疑、討論・採決を行います。

議案第89号から議案第91号までの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第89号から議案第91号までの委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論・採決を行います。

議案第89号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第89号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第89号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第3号）の各委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第89号は原案可決と決しました。

議案第90号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第90号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第90号 令和7年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の委員長報告は

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第90号は原案可決と決しました。

議案第91号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第91号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第91号 令和7年度三郷市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第91号は原案可決と決しました。

◎請願第4号～請願第6号の委員会審査報告

○議長（武居弘治議員） 日程第7、これより請願第4号から請願第6号までの委員会審査報告を行います。

請願第4号の委員長報告を求めます。

健康福祉常任委員長、寺沢美紗議員。

〔健康福祉常任委員長 寺沢美紗議員 登壇〕

○健康福祉常任委員長（寺沢美紗議員） それでは、請願第4号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する市の助成制度に関する請願書についてご報告いたします。

事務局の朗読後、意見を求めたところ、意見なく、本請願に対する討論を求めたところ、紺野委員より賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数。

よって、請願第4号については不採択とすべきものと決しました。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

以上で全ての報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 請願第5号及び請願第6号の委員長報告を求めます。

総務常任委員長、柳瀬勝彦議員。

〔総務常任委員長 柳瀬勝彦議員 登壇〕

○総務常任委員長（柳瀬勝彦議員） それでは、請願第5号 核兵器禁止条約に参加することを求める意見書提出に関する請願書についてご報告いたします。

事務局の朗読後、意見を求めたところ、核兵器廃絶という目的に賛同はするが、安全保障上の現実問題を踏まえ、まずはオブザーバー参加をして核保有国と非核保有国の橋渡しをすべきであり、慎重を要すると考え反対するとの意見や、戦後80年の節目であることや、被爆者の高齢化により、原子爆弾の悲惨さを語り継ぐ機会が減少していること、日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞の受賞を契機とし、核兵器禁止条約に参加するべきだという世論を受けての請願の提出と考え、賛成するなどの意見がございました。

本請願に対する討論を求めたところ、工藤委員より賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、請願第5号については採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号 国に対し「外国人土地法の即時施行を求める意見書」の提出を求める請願書についてご報告いたします。

事務局の朗読後、意見を求めたところ、外国人土地法は大正15年に施行されていることから、この法律を基に現状に合わせた見直しを行うことが必要と考え、反対するとの意見がありました。

本請願に対する討論を求めたところ、工藤委員より反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数。

よって、請願第6号については不採択とすべきものと決しました。

以上で全ての報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時42分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願第4号～請願第6号の委員長報告に対する質疑、討論・
採決

○議長（武居弘治議員） 日程第8、これより請願第4号から請願第6号までの委員長報告に
に対する質疑、討論・採決を行います。

請願第4号から請願第6号までの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

18番、宇治由紀子議員。

〔18番 宇治由紀子議員 登壇〕

○18番（宇治由紀子議員） それでは、私は請願第6号 国に対し「外国人土地法の即時施
行を求める意見書」の提出を求める請願書について、委員会報告について1点質疑をさせて
いただきます。

大正15年の古い法律であるとの理由でございましたが、どの部分が古く、反対に値するの
かお聞かせください。

○議長（武居弘治議員） 宇治由紀子議員の質疑に対する答弁を求めます。

柳瀬勝彦総務常任委員長。

〔総務常任委員長 柳瀬勝彦議員 登壇〕

○総務常任委員長（柳瀬勝彦議員） ただいま宇治由紀子議員より質疑がありましたので、お
答えいたします。

どの部分が古くという質疑だったと思います。大正15年という100年以上前の法律である
ということが、十分古いという認識を各委員が持たれたものだと思います。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

これにて請願第4号から請願第6号までの委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論・採決を行います。

請願第4号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

本請願に賛成、10番、工藤智加子議員。

〔10番 工藤智加子議員 登壇〕

○10番（工藤智加子議員） それでは、請願第4号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する市の助成制度に関する請願書につきまして、日本共産党三郷市議団を代表して、賛成討論を行います。

本請願は、三郷市労働組合連合会をはじめとする労働組合、市民団体など多くの団体から提出されました。

請願趣旨は、加齢性難聴を放置することは、日常生活への影響のみならず、高齢者の社会参加を阻害し、認知症の発症につながるとしており、全国的な制度がない下でも、多くの自治体が独自の制度を実施しているとしています。

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会でも、難聴はコミュニケーションの困難さを引き起こすとともに、認知症、鬱病など様々な疾患の発症リスクと関連することは示されているとしており、難聴防止、難聴発症後の早期診断及び適切な介入が重要であると医学的知見を示しています。

加齢性難聴は高齢者の約半数の人が抱える問題であり、難聴者の早期診断、補聴器の早期着用が日常生活の質の向上に有効だということは明らかです。

全日本年金者組合の調べでは、11月15日現在で、518の自治体が独自の補助金助成を実施しており、過去3年間で4.4倍も増えたことになります。

厚生労働省は、今年度から難聴高齢者の啓発や早期対応が介護保険保険者努力支援交付金の評価指標に入るとし、推進しています。

また、聞こえの問題で、保険者努力支援強化推進支援金を活用して制度を実施していた自治体は、2024年度現在で2市あったことを明らかにしています。2市のうちの山形市は、聴力の衰えについての啓発、補聴器助成と装用後の調整や、定期健診、データ分析をパッケージで実施しているとのことです。

本市においても、今年度から関係部署と連携し、補聴器に関する正しい理解を深め、難聴を早期発見、早期介入するための講座を実施するとしていますが、加齢性難聴が早期に発見できても、補聴器を購入できる財政的な支援がなければ、まだ大丈夫と補聴器の使用を先送りにしてしまっては意味がありません。

鴻巣市の難聴者補聴器購入費助成制度は、対象18歳以上で、両耳の聴力レベルが40デシベル以上、身体障害者手帳の交付対象外で、身体障害者福祉法による聴覚の指定医が補聴器装

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

用の必要性を認めたかたとしています。医療機器である補聴器の購入費が対象で、集音器は対象外です。助成額は上限4万円。しかも、助成決定日から5年経過すれば再申請が可能となっています。

県内では21自治体が高齢者などを対象とした助成制度を実施しています。補聴器のさらなる普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、高齢者の社会参加の促進、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えられます。三郷市においても、鴻巣市などの先進事例に倣って制度実施に足を踏み出すことを強く求めます。

最後に、憲法第25条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と、全ての人が健康でいる権利が定められ、その第2項では「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならぬ。」と行政に義務を課しております。加齢性による体の機能の衰えに対する公的な支援を否定することはできません。

このことを指摘して賛成討論を終わります。

○議長（武居弘治議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて請願第4号の討論を終結いたします。

採決を行います。

請願第4号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する市の助成制度に関する請願書の委員長報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（武居弘治議員） 起立少数であります。

よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

請願第5号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

本請願に賛成、9番、深川智加議員。

〔9番 深川智加議員 登壇〕

○9番（深川智加議員） それでは、請願第5号 核兵器禁止条約に参加することを求める意見書提出に関する請願書について、日本共産党三郷市議団を代表して賛成討論をいたします。本請願は、政府に対し、世界過半数の国々が、調印、批准した核兵器禁止条約に参加する

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

こと、また、締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書を提出するよう求めるものです。

核兵器禁止条約は、来月の1月22日で、発効から5年が経過します。この間、本条約に賛同する国は増え続け、2025年9月26日時点で、署名国が95か国と国連加盟国の半数に迫り、締約国も74か国に達するなど、国際法としての力を強めています。

一方で、世界にはいまだに約1万2,000発の核弾頭が存在し、約4,000発近くの核弾頭が即座に発射可能に配備がされています。

また、ロシアによるウクライナ侵略の長期化やイスラエルによるパレスチナガザ地区への執拗な攻撃、核保有国による核戦力の近代化など、対立と緊張の高まりの中で、核兵器が偶発的に使用される危険や際限のない核軍拡競争の発展が懸念されています。

核兵器は、破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器です。核兵器の1%足らずが都市で爆発すれば、深刻な気候危機が起き、人類の生存が危機にさらされるとの研究報告もあります。

これに対し、核兵器のない世界への支えとなっているのが、核兵器禁止条約とこれを生み出した世論と被爆の実相を伝えてきた被爆者の草の根の運動です。

条約は、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用と、その威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。

核兵器禁止条約は、核兵器完全廃絶につながる画期的なものであり、被爆者と多くの国民が望んできたものです。核兵器の保有と使用を前提とする核抑止論ではなく、一発たりとも持ってはいけない。速やかに廃絶しなければならないというのが、広島、長崎で生き地獄を目撃した被爆者の心からの願いです。唯一の戦争被爆国である我が国が、核兵器禁止条約へ署名、批准することは、核兵器廃絶に向けた国際的な機運のさらなる向上に資するものです。

また、締約国会議においては、日本と同じ核の傘の下にあるオーストラリア等の国々は、第1回締約国会議からオブザーバー参加しており、日本が参加できない理由は見当たりません。政府に核兵器禁止条約参加を求める地方議会の意見書は、既に約4割の自治体で採択され、本市と隣接する八潮市議会でも令和7年第3回定例会で可決されました。

世論調査でも、日本の条約への参加を支持する人が多数です。日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞が大きな変化を生んでいます。原爆の投下により、多くの子どもが原爆孤児となり、たくさんの子どもが亡くなりました。戦争も核兵器もない平和な未来でこそ、子どもたちが夢をかなえることができるのではないかでしょうか。

また、三郷市でも8月9日、被爆ピアノコンサートが開かれるなど、戦後被爆80年の今年、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

平和の機運が高まっています。

今こそ非核平和都市宣言を行っている三郷市が遅れをとることのないよう、速やかに意見書の提出を求める立場から賛成します。各議員に賛同を呼びかけ、討論を終わります。

○議長（武居弘治議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて請願第5号の討論を終結いたします。

採決を行います。

請願第5号 核兵器禁止条約に参加することを求める意見書提出に関する請願書の委員長報告は採択であります。

本請願を採択することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（武居弘治議員） 起立少数であります。

よって、請願第5号は不採択とすることに決しました。

請願第6号の討論・採決を残し、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第6号の討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

本請願に反対、14番、柴田吾一議員。

〔14番 柴田吾一議員 登壇〕

○14番（柴田吾一議員） それでは、請願第6号 国に対し「外国人土地法の即時施行を求める意見書」の提出を求める請願書に対しまして、21世紀クラブを代表し、反対の立場から討論をいたします。

本請願は、請願の趣旨並びに請願項目に記されているとおり、外国人の土地取得問題についての対策として、外国人土地法の運用を実施することを求める意見書を国に対して提出するというものでございます。

外国人の土地取得問題の中でも、とりわけ、我が国の安全保障に支障を及ぼす土地や建物

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

に対する対策が必要であるという危機意識については異論はございません。

しかしながら、そのための対策として、外国人土地法の運用を求めるという点には、それだけでは不十分であると言わざるを得ません。

これも請願の趣旨に記載のとおりではございますが、外国人土地法は大正14年に制定、大正15年に施行されております。つまり、現代とは時代背景も社会情勢も国民の価値観も異なる時期に制定、施行された法律であり、これをそのまま運用することは、様々なハレーションが起こってしまう懸念が拭えません。

外国人の土地取得問題を解決するためには、現代の状況に即した対策が必要であり、国においては、そのための法整備に関する議論や手続が進められるべきであると考えます。

実際に、昨年末には日本維新の会と国民民主党が合同で、「我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案」を提出しており、この法律案の中では、現代における我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地等の取得、利用、管理の実態を把握するための調査を早急に実施し、外国人土地法だけではなく、土地基本法、重要土地等調査法などによる規制の見直しや、その他の必要な措置を講ずることを求めるなどの内容が盛り込まれています。

我々21世紀クラブとしては、こうした現代の状況に即した対策がなされるための法整備こそが真に必要であり、今後、国においてそのための議論と手続が一層加速するものと捉えていることから、本請願には反対をいたします。

以上です。

○議長（武居弘治議員） 原案に賛成、18番、宇治由紀子議員。

〔18番 宇治由紀子議員 登壇〕

○18番（宇治由紀子議員） それでは、請願第6号「国に対し「外国人土地法の即時施行を求める意見書」の提出を求める請願書に賛成の立場から討論を行います。

近年、日本全国各地で外国資本や外国人による土地、不動産の取得が問題視されています。我が国において貴重な水源地や森林、農地、観光地が外資に購入されていたり、空港や軍事施設、発電所などの重要なインフラ設備周辺の土地や物件が購入されているなど、日本国民の生活、住環境、生命や財産に危険を及ぼしかねない状況が各地で指摘されてきており、安全保障上も看過できない状況となっていることは周知の事実でございます。

購入された土地や物件を各地の地方議員や市民団体が調査した結果、所有者の実態が不自然なことも複数報告されていることから、近隣住民の不安の声も増えてきています。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

我が三郷市においては、基地やメガソーラーなどが存在せず、あまり身近には感じられないかもしれません。しかし、私たちが日々食している農作物やお水など、地方がなければ生活は成り立ちません。市民の生活と安全、平和を考えれば、これは三郷市民にとりましても大変重要な案件と言えます。

一方で、日本も海外で土地や不動産を購入している、外国人差別につながるのではないか、国際化に逆行しないのかといった意見もあるのかもしれません。しかし、決してこれは差別をするものではなく、他国と同等の公益となるように、相互主義を原則として日本に不足している整備を求める請願であります。

相互主義とは、国際的な公平性を保つための考え方で、外交や通商などにおいて、自国と相手国との待遇を同等にしようとする指針です。例えば、日本人がAという国で土地を買える、A国の人も日本で土地を買える。日本人がBの国で土地を買えない、B国の人も日本で土地を買えない。これが相互主義です。しかし、現状ではこの相互主義が成り立っていません。

歴史をたどってみると、戦前の日本には外国人による土地取得を制限する土地規制法がありました。当時は、国防や国益保護の観点から、外国法人等の土地所有に関して、相互主義を原則として一定の制限を設けることが当然のことであったのです。これはどこの国も同じであり、また、いつの時代も同じであるはずです。

しかし、戦後、占領政策や国際化の名の下にこの法律は形骸化し、事実上死文化してしまいました。これも戦後レジームの一つと言えるかもしれません。

また、委員会の報告では、この大正時代に制定された土地規制法が古いという理由が挙げられましたが、条文の骨子を見れば、全く古くなく、これをテーブルに乗せることが重要であり、表記や固有名詞などは、その後調整して施行となるものですので、古いということが請願の不採択となる根拠にはならないと考えます。

近年、グローバル化が進み、1994年に世界貿易機関（WTO）の枠組みの中で、GATS（ガツツ）協定が締結されました。これは、金融、通信、運輸、観光、教育など幅広いサービス分野で国際的な取引を促進し、自由化していくための協定です。166か国がこれに参加していますが、このとき日本は外国人等による土地取引について、何ら制限を設けずに自由売買を原則とすることを認めてしまいました。それにより今の現状がございます。

諸外国は、国家として外国に買われてしまうと国益を損なうものや買戻しができないものは売ってはならないという視点が徹底されています。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

例えば、フランスでは、外国人も土地を購入できますが、文化財保護や農地などの一部に規制があり、購入の際の手続はしっかりと管理されています。ドイツも購入は可能ですが、安全保障上の脅威がある場合には政府が介入します。イギリスでは、税制により国益を守る仕組みを持っていると言われます。アメリカでは、州ごとに規制が異なりますが、外国資本による買収や投資を審査するC F I U S（対米外国投資委員会）という組織による安全保障上の審査があります。中国、タイ、フィリピンなどでは、外国人による土地所有は原則禁止です。

外国人による土地や不動産の購入を禁止している国、可能としている国がありますが、購入可能な国においても、日本のように全く規制がない状態の国はなく、それぞれにルールが定められており、購入時の法的手続、審査や認可の制度、税制などにより、国によるしっかりと管理下にあるのが一般的です。

日本の現状は、世界的に見てもまれで、極めて例外的と言われております。このような危機感から、2021年に重要土地等調査法が制定されました。少し前進をしましたが、しかしこの法律は調査や勧告にとどまり、強制力に欠け、規制対象地域も限定的です。

それ以前の2017年に国会において外国人土地法は現行法として有効なのかとの議員からの質問に、法務省は、外国人土地法は廃止されておらず、現行法として有効であると公式に答弁しています。つまり法律は生きているのです。

本請願は、この現存する法律を施行することを国に求めるものであり、施行に向けた細部の調整はその後のステップです。新たな法整備には時間がかかります。一刻の猶予もございません。国でも同様の討議が今進められていると認識します。

他国との平和な外交を願う市民、国民の声として国に届けるべき請願と考え、三郷市議会議員一同の賛同を願うものです。

○議長（武居弘治議員） 原案に反対、11番、紺野伊久子議員。

〔11番 紺野伊久子議員 登壇〕

○11番（紺野伊久子議員） 請願第6号 国に対し「外国人土地法の即時施行を求める意見書」の提出を求める請願書について、日本共産党三郷市議団を代表して反対討論を行います。

外国人による土地購入が外国資本、あるいは外国人による土地の取得が安全保障上深刻な事象になっているということですが、この三郷市内で、または埼玉県内で具体的な事例がどのくらいあるのでしょうか。

政府の調査では、全国の650ある自衛隊基地の周辺で、外国人と見られる土地取得は7筆

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

のみと聞いております。さらに、運用に支障が生ずる例はないと国会で答弁をしています。

外国人土地規制法に代わる重要土地等調査法、土地利用規制法が2021年6月に参議院で可決されています。その内容は、米軍基地、自衛隊基地の周辺1キロ圏内や、国境、離島の住民らの土地利用状況を調査し、そこにいるだけで監視下に置くものです。

中でも、米軍基地の7割が集中する沖縄県では、全県が監視体制に置かれています。したがって、土地取得では、事前に国に届ける必要になっており、立入調査まで行って検討する内容になっています。

この意見書は、アメリカの基地が置かれていることに対しては何も問題も指摘もありません。そもそも外国人による不動産登記の増加は、第2次安倍政権の規制緩和とアベノミクスによる円安の結果であり、政府が国内外の不動産ファンドなどによる住宅登記を野放しにしてきたためです。

2013年に制定された国家戦略特別区域法などでは、容積率の緩和を行い、政府主導で自治体の都市計画の法的手続をスルーして、しかも指定された事業の大手不動産業者には大幅な減税まで行って、大規模開発を後押ししてきました。

この結果、臨海副都心など各地に億ションと言われるタワーマンションが続々と造られます。投機でマンション価格はどんどん上がっていきました。大幅に儲けている大手の不動産会社のほうが問題で、10年間で47兆円も売上げをしているそうです。そのうちの外国人投資家は4分の1だそうです。

そもそも外国人という枠をはめることはおかしい。投機目的でマンションなど不動産を購入すること自体に規制をかけるべきではないでしょうか。

以上をもって、請願の趣旨に反対します。

○議長（武居弘治議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて請願第6号の討論を終結いたします。

採決を行います。

請願第6号 国に対し「外国人土地法の即時施行を求める意見書」の提出を求める請願書の委員長報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（武居弘治議員） 起立少数であります。

よって、請願第6号は不採択とすることに決しました。

◎市政に対する一般質問

○議長（武居弘治議員）　日程第9、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により順次発言を許します。

◇ 竹 内 嘉 洋 議 員

○議長（武居弘治議員）　通告第1、6番、竹内嘉洋議員。

[6番 竹内嘉洋議員 登壇]

○6番（竹内嘉洋議員）　それでは通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず、1問目として、公共交通政策についてです。

公共交通の抱える課題に関しては、大きな社会問題の1つとして、これまでの一般質問でも、度々、様々な視点から取り上げられております。

現状として、特に路線バス事業については全国的に危機的な状況にあり、首都圏、都心近郊であっても、厳しい状況が続くだろうと言われております。

公共交通の抱える課題に対して、各自治体が、例えば、車社会の浸透や過疎化の進行など、それぞれ地域ごとの特徴に応じた対応策の検討はされているものの、三郷市のみならず、解決に至ることが難しい課題になっていると認識しているところであります。

原因の1つとして挙げられるであろう、多くの地域において共通して抱えている人口減少と高齢化、また、運転手不足の問題、これらの問題は、路線バス事業に対して、利用者の減少による採算性の悪化から、路線や便数の減少といった影響を与えています。そして、利便性の低下がさらに利用者数を減らすといった悪循環を起こし、事業の低迷とサービスの縮小という負のスパイラルに陥っています。

人口減少によるサービス水準の低下が懸念されるにもかかわらず、一方で、高齢化は車を手放す高齢者の増加を意味するこの状況は、公共交通機関への期待をますます高めていくだろうと考えられます。

三郷市においては、これまで3年にわたり、地域公共交通計画の策定に取り組まれている

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

と伺っております。厳しい現状において、地域公共交通計画は、今後の三郷市に適した、広く交通の在り方を示すものになると期待しておりますが、まずは、アとして、本計画の策定に至る経緯と概要についてお伺いしたいと思います。

次に、少し具体的な事例を取り上げますが、冒頭から申し上げております路線バス事業の撤退や減便などの事業縮小の傾向は、三郷市においても現実の問題になっていると思います。実際に、新三郷駅と吉川駅を結ぶ彦糸地区の路線バスが、来年3月をもって営業を廃止し、事業から撤退するとのお話を伺いました。

民間事業者の撤退は既に危惧されていたことかもしれません、一定数のかたが通勤や通学で利用していた路線でさえ存続が危ぶまれ、厳しさが鮮明に現れ始めています。

このような現実を目の当たりにする中で、地域ごとに課題や環境は異なるだろうと考えておりますが、イとして、今後の公共交通の展望について考え方をお伺いいたします。

次に、2問目として、安全対策です。

先日行われた第2大場川浮遊ごみ回収大作戦において、前川中学校南側の蓋がけされた水路で、老朽化で蓋がたわみ、その段差によって参加者のかたがつまずく様子が見受けられました。私自身、蓋がけされた水路は歩道という認識を持っていました。恐らく多くの市民の皆様も歩道という認識を持たれているのではないかと思います。

今後、南部拠点の防災施設が完成した場合に、この前川中学校南側に蓋がけされた水路も、避難路の1つとして活用されることが想定されます。市内には、さきに述べたような歩道を兼ねた水路がたくさんあると思います。

市として、現状の把握と危機管理の観点からも、水路の蓋がけ整備に関してどのようなお考えをお持ちなのかをお伺いしたいと思います。

3問目は、教育問題です。

教育長が教育長に就任されて、およそ1か月が経過しようとしています。三郷市でも働き方改革を含め、多くの取組と課題があるのではないかと推察しております。また、私を含め、市民の皆様が、教育長のお考えを直接お伺いする機会は少ないと思います。教育長として、今後の三郷市の教育行政について、どのようなお考えがあるのか、今後の展望も含めてお伺いしたいと思います。

以上、この3点お伺いしたいと思います。

○議長（武居弘治議員） 竹内嘉洋議員の質問に対する答弁を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

[城津 守まちづくり推進部長 登壇]

○まちづくり推進部長（城津 守） 竹内議員のご質問に、私からは、1、交通問題の1、公共交通政策についてにつきまして、順次お答えいたします。

初めに、ア、三郷市地域公共交通計画についてでございますが、令和2年11月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正により、これまでのネットワーク形成に加え、バスやタクシーといった既存の公共交通サービスを活用した上で、病院や商業施設などの送迎サービスや福祉輸送など、多様な輸送資源も活用しながら、地域における交通サービスの確保に努めることとされました。

公共交通を担う運転手不足の解消に効果的な対策が見いだせないことと併せ、物価高騰や人口減少の影響など、交通事業者の経営環境の悪化が続く状況がありながら、運転免許証返納者の受け皿として、また、高齢者の外出を促す仕組みとしての機能など、公共交通に対する期待は高まるとともに、さらなるニーズの多様化、細分化にも応えていくことが求められております。

ご質問の地域公共交通計画は、ただいま申し上げましたような社会要請として切実な課題となっている移動手段の確保に向けた地域公共交通のマスタープランとして、三郷市地域公共交通活性化協議会の中で、市民の皆様や交通事業者と私たち行政が連携をしながら検討し、地域公共交通の将来形をお示しするものでございます。

市内全域を対象に、計画期間を令和17年度までの10年間とし、新たな移動手段やサービスの導入検討を含めた具体的な施策につきまして、令和8年3月末に完了するよう、計画策定作業を進めてまいります。

次に、イ、地域を支える公共交通の展望についてお答えいたします。

ご質問にもございました彦糸地区における路線バスの廃止につきましては、事業者が数年前から厳しい経営状況であったにもかかわらず、運行を継続していただいていた実態は、これまでの情報交換の中で認識をしておりました。

今般、経営判断として撤退の判断に至ったとはいえ、公共交通を担う者としての使命感で、20年以上地域の移動を支えてくださった事業者には感謝を申し上げたいと感じているところでございます。

新三郷駅から吉川駅を結ぶバス路線につきましては、民間事業者による運行は廃止となります。来年度以降も、これまでの運行を可能な限り踏襲した形での維持を目指し、吉川市との共同運行によるコミュニティバスの運行につきまして、協議を進めているところでござ

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

います。

市域全体の公共交通の展望につきましては、地域ごとに課題や条件は異なりますが、厳しい状況はこれからも続していくであろうと予測をしており、これまでどおりの移動手段により、地域の公共交通を支え続けていくことに限界があることも実情として捉えております。

地域公共交通計画の中でお示しをする将来像を道するべに、路線バスであれば、路線ごとの利用状況に鑑みた判断や、地域課題に適した移動手段の検討につきまして、市民、事業者、企業等をはじめとする地域公共交通に関わる全ての皆様が主体的に参画し、それぞれに適した移動手段や取組について、自らが選択をしていくことが不可欠になっていくのであろうと考えるところでございます。

今後につきましても、引き続き持続可能な地域公共交通の在り方を見いだしていけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 2、安全対策、1、歩道を兼ねる水路の蓋架けについてお答えいたします。

水路の蓋がけ整備につきましては、水路の上部を歩道として有効活用が図られることや、悪臭防止対策などとして、市民の皆様から数多くのご要望をいただいているため、経済的で、早期に暗渠化が図れる構造として、毎年市内各所で整備を実施しているところでございます。

また、水路の蓋がけ整備後、長い年月が経過している水路につきましては、老朽化などにより、蓋のたわみや破損のほか、蓋を支える受け台と言われる部分においてがたつきなどが発生しやすくなるため、日頃の現場パトロールや市民の皆様の通報などにより、補修が必要な箇所につきましては、適宜修繕を実施しているところでございます。

ご質問の前川中学校南側にある水路を蓋がけした歩道部分につきましては、一部の箇所において、老朽化で蓋がたわんでおり、段差が生じておりましたので、現在、段差解消に向けた修繕の準備を進めているところでございます。

蓋がけした水路は、日常は一般的な歩道として、また、災害時には避難路の1つとして、有効活用が図れるものと考えておりますので、今後も市民の皆様が蓋がけした水路の上を、安全・安心に通行できるよう、関係部署などとも連携を図りながら、適正な水路の維持管理に努めてまいりたいと存じます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 檜垣幸久教育長。

[檜垣幸久教育長 登壇]

○教育長（檜垣幸久） 私からは、3、教育問題、1、三郷市の教育行政についてお答えいたします。

現代社会では、絶え間ない技術革新により、対面でのコミュニケーションが少なくなり、人と人とのつながりが希薄化するなど、今日的課題が山積しております。

教育とは人づくりであり、人と人がつながり、社会をつくる社会力の育成が重要であると考えております。人と人が協力して汗を流し、助け合う経験を重ねることで、連帯意識、仲間意識が芽生え、私も社会の一員であるという自覚が育まれていきます。

豊かな社会力を持った人が集まれば、困難な課題に対しても、互いが知恵を出し合い、協議に協議を重ね、協働して解決の道を切り開いていくことができます。

そのためには、義務教育の段階から社会力を育成していく必要があります。社会力は、多種多様な人とつながりを持つことで強化されます。教育行政としては、学校と地域、関係機関との連携と分担を支援していくことが大きな役割であると考えております。

学校は、地域の人材を活用することで、知的好奇心を働きかせ、様々な課題解決に向けて探求していく。また、地域は、学校を拠点に活動することで、やりがい、生きがいを見いだしていく。それにより、学校教育と社会教育の相乗効果が生まれる活力ある場を設定することを目指していきます。

そして、「ふるさと三郷 みんながほほえむまちづくり」の一員として、自分自身の知識や技術と他の人が身に附いている知識や技術を出し合い、再構築しながら、直面する課題の解決に協働して取り組むことができる人の育成に全力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 竹内嘉洋議員。

○6番（竹内嘉洋議員） それぞれのご答弁ありがとうございました。

まず、交通問題に関してです。

三郷市地域公共交通計画についてですが、公共交通に関しては、最近、特にニュースや報道で、問題、課題、衰退といった内容を耳にする機会が非常に増えています。

全国的な課題として、三郷市は都心に近く、まだいいほうのなかなという部分もありますが、路線バスの廃止や減便の影響が市民生活の質の低下として拡大してしまう可能性を否定

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

できません。

当該計画については、まさに現在、パブリックコメントによる市民の皆様からの意見募集期間中だったかと思います。

繰り返しになってしまいますが、今後の交通の在り方について示す計画になるかと思いま
すので、幅広く意見に耳を傾けながら、参考にしながら取りまとめを進めていただければと
思います。

次に、公共交通の展望についてですが、事例とさせていただきました彦糸地区の路線バス
に関しては、執行部は既に、今回の補正予算で路線バス確保維持業務委託事業として予算計
上され、対応を検討されているとのことで、地域の皆様方、利用者の方々にとっては、本当に喜ばれると思います。

大きな経費がかかりますので、今後、全ての廃止路線に対して、行政による直接サポート
というわけにはいかないと思いますが、地域の皆様にとって毎日の生活に直結する大きな
不安になっていると思いますので、ぜひうまくいくように、こちらも準備を進めていただけ
ればと思います。

そして、安全対策の歩道を兼ねる水路の蓋がけについてですが、前回の前川中学校の南側
水路の件に関しましても、早速動いていただいたということで、非常に感謝申し上げます。
やはり歩道として、ベビーカー、車椅子、そして、子どもからお年寄りまで多くのかたがそ
こを通られ、避難される可能性もあるということで、引き続き、市民の皆様一人ひとりが安
心・安全に通行できるような、そういったまちづくりをしていただければと思います。

最後に、三郷市の教育行政についてですが、この場で、檜垣教育長のお話を伺いできて
非常によかったです。学校教育に関しては、様々なところで様々な問題、課題が山積
しているかと思いますが、教育長のお話にあったとおり、学校と地域と、そして行政と皆さ
んが手を取り合いながら、学校の先生も市民のかたも児童・生徒の皆さんも、よりよく学校
生活が送れるような、そういった教育行政を進めていただければと思います。

ありがとうございました。

○議長（武居弘治議員） 以上で竹内嘉洋議員の質問を終わります。

◇ 沖 原 優 子 議 員

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○議長（武居弘治議員） 通告第2、7番、沖原優子議員。

[7番 沖原優子議員 登壇]

○7番（沖原優子議員） それでは通告に従い、順次質問をさせていただきます。

1、介護保険事業における総合事業の現状と今後の方向性について。

総合事業は略称であり、正式には介護予防日常生活総合支援事業といいます。

この総合事業は、2015年度から全国の市区町村で順次スタートし、2017年度には全自治体で実施が義務化された制度です。

総合事業には、要支援者を対象とする介護予防生活支援サービス事業と、65歳以上の全ての高齢のかたを対象とした一般介護予防事業の2つがあります。

大きな特徴としては、要介護認定を受けなくても利用できる場合があること、市区町村が地域の実情に合わせてサービス内容を設計できることです。

簡単に言うと、介護保険サービスは、全国一律の制度に対し、総合事業は自治体が柔軟に設計できる制度という違いがあります。市区町村が中心となり、住民、ボランティア、NPO、民間企業など多様な主体が関わることで、従来の介護サービスだけでは支え切れなかつた高齢者の生活をより柔軟に支えることができるようになります。

私はこれまで、リハビリテーションの専門職として、その人が住み慣れた地域でその人らしく生き生きと暮らし続けることを目標に、目の前の患者さん、利用者さんと向き合ってきました。できるだけ施設に頼らず、自分の居場所で生活したい。病気や障がいがあっても、地域で役割を持ち続けたい。これは多くのかたが願う思いです。

しかし、現場では人が足りない、施設入所やサービスの利用は人員不足もあり、順番待ち、責任は重いのに給与は低く、辞めたいのに辞められない、こうした切実な声が私の元にも多く届いています。

三郷市も例外ではなく、今後さらに高齢のかたが増加する一方で、介護人材の不足が懸念されています。このままでは制度そのものが立ち行かなくなるのではないか、そんな強い危機感を持っています。だからこそ、要支援の段階で適切に支援をし、重度化を防ぎ、自立した生活を少しでも長く維持することが不可欠だと考えています。

総合事業は、本来、まさにそのための仕組みです。早い段階で介入できれば、施設入所を先延ばしにでき、結果的に社会保障費の増大を抑えることにもつながります。

本来、総合事業には、訪問型、通所型、短期集中型、住民主体型サービスといった多様なサービスが位置づけられています。特に、短期集中型サービスでは、リハビリ専門職が集中

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

的に関わることで、短期間で生活機能の改善が期待できるとされ、全国でも成果が報告されています。

大阪府大東市では、地域包括支援センターにリハビリ専門職を配置し、自立支援型の介護予防を推進した結果、介護度の改善、介護保険料の抑制などの成果が示されています。

しかし、現状では、三郷市では従前相当サービスのみが実施されており、総合事業本来の多様なサービス展開には至っていません。

この従前相当サービスとは、総合事業に移行しながらも、それ以前に提供されていた介護予防サービスとほぼ同じ形で提供される仕組みのことです。

三郷市でも限られた介護人材を本当に必要なかたに届け、膨らみ続ける社会保障費を抑え、そして高齢のかたの生活の質を守るためにも、総合事業の拡充と自立支援を明確に位置づけた制度設計が必要だと考えています。その観点から、以下伺います。

ア、本市における従前相当サービスの提供内容及び実施状況について。また、その内容に自立支援の視点がどのように反映されているか伺います。

イ、短期集中型サービスCをはじめ、総合事業の拡充に向けた今後の計画について伺います。

ウ、介護人材の不足の現状と見通しについて。また、自立支援の推進により、重度者支援の質向上や介護保険料抑制につなげる考え方について伺います。

エ、住民主体の通所型サービスBは、制度としてだけでなく、地域の「共助の力」を育む場として重要です。近所同士のつながりや見守りのきっかけづくりにも寄与することから、本市としてどのように育成・支援を進めていく考え方を伺います。

それでは2問目に移ります。

発達障害児及び診断基準に満たないものの困り感を抱えた子どもの就学後支援体制について。

私は、これまでリハビリや療育の現場で発達に特性を有す子どもたちが、環境が調えば生き生きと伸びるという姿を何度も見てきました。

しかし、今の支援体制には幾つか大きな課題があります。未就学児には療育センターなどで比較的手厚い支援が受けられますが、小学校に上がった瞬間、支援が途切れてしまうことが非常に多くあります。

さらに、診断がない、診断を望まない、診断基準に当てはまらないが、困り感が強い。こうした子どもたちは、制度のはざまに置かれ、支援につながりにくい状況があります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

私自身、小児リハビリ外来を立ち上げた経験から、高学年になるにつれ、不登校の背景に発達特性が関与するケースを多く見てきました。そして、その多くは、環境の調整や関わり方の工夫で学校生活が大きく改善し、支援が不要になることさえあるということも経験してきました。だからこそ、就学後のこどもたちに何かあったときすぐに助けてくれる仕組みが必要です。

こどもたちは18歳になれば、制度上は成人扱いになりますが、支援の量はむしろ減り、社会の中で自分らしく生きていくためには、学びだけではなく、集団生活で社会性を育む経験が不可欠です。そのためには、こどもたちが学校って楽しい、行ってみようかなと思える環境を整えることが、将来の自立につながると考えています。

こうした中で、岐阜県飛騨市では、全ての小・中学校に学校作業療法室を設置し、作業療法士がこどもの困り事に直接対応しています。これは単に、こどもの支援に役立つだけではなく、教員が支援方法を学べる場にもなり、学校全体の対応力が向上するという大きな効果があります。

本市では、保護者のかたから、「先生が接し方を分からず、独りで抱え込んでしまっているようだ」「学校ごとに対応が違って不安」といった声も寄せられています。これは教員や支援員の負担が大きく、また、相談体制が十分に整っていないことも背景にあるのではないかと考えています。

就学後も途切れない支援。そして、こどもが安心して学べる環境を保障することは、その子の将来の自立に直結します。そのためにも、学校、福祉、医療の連携強化、教職員の学びの充実、外部専門職の活用が求められていると強く感じています。

以上のことから、以下伺っていきます。

ア、本市における就学後の発達障害児および診断基準は満たないものの困り感を抱えた子どもの支援体制と、教育・福祉・医療の連携状況について伺います。

イ、教員や支援員に対する発達障害理解の研修や学びの機会の現状と今後の方針について伺います。

ウ、作業療法士・理学療法士など専門職の学校現場への配置、または外部連携による支援強化の可能性について伺います。

エ、発達特性に応じた環境調整や学習支援の充実に向けた今後の対応について伺います。

それでは、3つ目の質問に移ります。

3、共同親権施行後、未就学児を受け入れる公立保育所において想定されるトラブルへの

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

対応について。

2026年4月より共同親権が導入される予定になっておりますが、専門家の間でも評価が分かれる制度です。特に、未就学児は、親の意向や家庭の状況がそのまま生活に影響しやすく、心理面、安全面の両方で不安が大きいと言われています。

日本では、離婚や教育の協議そのものが大きな精神的負担になる中で、制度だけが先に進み、現場の理解や準備が追いついていないという指摘があります。その結果、引渡し時の混乱、緊急時の判断の遅れ、連絡系統の複雑化、行事参加をめぐる保護者間トラブルなど、保育現場に大きな影響が及ぶ可能性が懸念されています。

私自身、こうした想定されるトラブルについて、保護者のかたからも相談を受けてきました。また、経験を通じて担当する先生の知識や判断によって、こどもへの対応が大きく変わってしまうことも経験してきました。そのため、共同親権の施行後は、これまで以上に慎重な体制整備が必要だと考えています。

こうした現状を踏まえ、私は現場任せにせず、市として、こどもをどう守っていくのかを明確に示しておくことが重要だと考えています。

また、三郷市では、幼稚園などは市の所管外にあり、市が直接対応できる範囲に限りがあると聞いています。そのため、今回は、市が直接運営、所管する公立保育所の体制や対応方針について伺います。

ア、市として、保育所が判断に迷わないために、引渡しや緊急時対応、情報共有方法など、保育現場の判断基準となる統一ガイドラインを作成する予定はあるのか伺います。

イ、共同親権をめぐるトラブル発生時、園だけで抱え込みず、行政、園、家庭が連携して対応できる専門相談窓口や支援体制を設ける考えはあるのか伺います。

ウ、家庭環境の変化により、こどもが不安や葛藤を抱える可能性があります。保育士が早期に気づき、必要に応じて専門職につなげられる心理的支援体制をどのように整えるか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 沖原優子議員の質問に対する答弁を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時05分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

沖原優子議員の質問に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 沖原議員のご質問に順次お答えいたします。

1、福祉問題の1、介護保険事業における総合事業の現状と今後の方向性について。

初めに、ア、本市における従前相当サービスの提供内容、実施状況と自立支援の視点への反映でございますが、本市では介護予防・日常生活支援総合事業における従前相当サービスとして、自立した日常生活を送ることができるよう、ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助などの身体介護や、掃除、洗濯、調理、買物等の生活援助を受ける介護予防訪問介護相当サービスや、通所介護施設で日常生活上の支援や機能訓練を受ける介護予防通所介護相当サービスを実施しております。

従前相当サービスにおける自立支援の視点といたしましては、単に介護の負担を軽減するだけでなく、要介護状態の進行を抑え、可能な限り自分で生活する力を維持・回復させることを基本目的として位置づけられており、利用者の生活機能低下を最小化することを目指した個別プランを作成することにより、本人の自立を支える予防的介護の視点が強化されるものと考えております。

続きまして、イ、短期集中サービスCをはじめ、総合事業の拡充に向けた今後の計画についてでございますが、このサービスはセルフマネジメント力の向上を図り、利用者本人の望む生活、自分らしい暮らしを実現することを目的としており、リハビリ専門職による面談を中心としたプログラムにより、利用者の自信や意欲を引き出し、できなかったことが再びできるよう支援するものでございます。

市では、再びできるようになるという意味のリエイブルメントの考えに基づき、短期集中予防サービス、いわゆるサービスCの導入をリハビリ専門職の協力を得て、検討をしているところでございます。

今後につきましては、専門職を効果的に活用する短期集中予防サービスを進め、重度化予防のさらなる推進に努めてまいります。

続きまして、ウ、介護人材の不足の現状とその見通しと、重度者支援の質向上および介護保険料抑制についてでございますが、介護人材の確保に関しましては、高齢化による需要の

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

増大に対し、厳しい状況が続いていると認識しており、市内の介護事業所からも、「募集をかけても応募がない」「他業種への転職など対応に苦慮している」とのお声もいただいているところでございます。

総合事業の目的である介護予防と自立した日常生活の支援に向けた取組の推進により、高齢者の生活の維持向上に寄与することに加え、介護人材の有効活用や保険料の抑制につながることも考えられますので、自立支援の一層の推進を図ってまいりたいと存じます。

最後に、エ、住民主体の通所型サービスBを、本市としてどのように育成支援を進めていく考え方でございますが、通所型サービスBは、高齢者のかたが地域で自立した日常生活を営む上で重要な機能を担うだけでなく、地域の暮らしを支える共助の柱としても大切な役割を果たし、地域全体の安心・安全の基盤を強化することにつながると考えております。

現在、市では総合事業の対象である要支援1・2のかたに限らず、地域の65歳以上の高齢者に対し、NPO等に地区サロンの運営を委託し、地域のニーズに沿った事業を展開しているところでございます。

今後も、地区サロンの運営を支援するとともに、新たな担い手の発掘・育成のためのボランティア講座の開催等も検討し、利用者の生活支援だけでなく、地域の誰もが参加しやすい持続可能な仕組みをつくり、見守りの場として機能させることで、地域全体の安心度を高める事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 2、学校教育、1、発達障害児および診断基準が満たないものの困り感を抱えた子どもの就学後支援体制についてのア、本市における支援体制と、教育・福祉・医療の連携状況についての担当分につきましてお答えいたします。

第3期障がい児福祉計画策定時に、市内の障がい者やその家族を対象に実施したアンケート調査で、「通学する上で困っていることは」の質問に対し、発達障がいを含む精神障がいでは、「障がいに応じた授業のサポートが不十分」との回答が寄せられております。

この結果を踏まえ、本市では、発達に課題がある児童などが、集団生活に適用できるよう、放課後等デイサービスの専門支援員が学校や児童クラブを訪問し、直接支援を行うことができる体制の整備を図っているところでございます。

発達に課題のある児童・生徒が不登校になった際には、学校が作成する教育支援プランを

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

基に、放課後等デイサービスで支援を行っているところでございます。

また、児童発達支援事業を利用していた未就学児が、就学した際には、療育内容を学校などの関係機関が共有できるよう、乳幼児期からの支援内容などを記録するサポート手帳を活用するよう保護者へお伝えするなど、支援を行っているところでございます。

なお、地域の医療機関では、診断基準には満たないものの、困り感を抱える子どもの保護者を対象に、親支援講座を開催し、医師や障がい福祉相談支援センターの相談員、保護者が気軽に悩みを話せる場の提供をしているところでございます。

今後も発達に課題がある児童にとって、就学後も支援が途切れないよう、学校や医療機関との連携に努め、支援してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 2、学校教育の1、発達障害児および診断基準を満たさないものの困り感を抱えた子どもの就学後支援体制について、順次お答えいたします。

初めに、ア、本市における就学後の発達障害児および診断基準を満たさないものの困り感を抱えた子どもの支援体制と、教育・福祉・医療の連携状況についてでございますが、本市では、発達障害等の診断の有無にかかわらず、関係各課と連携し、就学前から保護者を対象にした支援に関する説明会や就学支援委員会を開催し、入学後の支援体制を構築しております。また、学校公開時には、各校で特別支援学級等の説明会も開催しております。

入学後は、各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、管理職、担任、関係職員が児童・生徒の状況を共有しながら、定期的に必要な支援を検討しております。

困り感を抱えた児童・生徒については、本市独自の特別支援学級巡回アドバイザーや県立特別支援学校コーディネーターが学校を訪問し、指導助言を行うなど、校内支援体制の充実を進めております。

次に、イ、教員等に対する発達障害理解の研修や学びの機会の現状と今後の方針についてでございますが、本市では、年度当初に特別支援教育担当者向けの研修会を実施しているほか、特別支援教育や教育相談に関する研修も行っており、今年度は今のところ206名の教員が参加するなど、学びの充実を図ってまいりました。

また、特別支援学級巡回アドバイザーや県立特別支援学校コーディネーターの専門的支援を受ける研修体制も整えております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

今後も校内の情報共有体制の強化と学校全体で支援を検討できる環境づくりの充実を図つてまいります。

次に、ウ、専門職の学校現場への配置、または外部連携による支援強化の可能性についてでございますが、児童・生徒の状況に応じ、特別支援学校を通じて、作業療法士・理学療法士へ支援依頼を行い、専門的な助言を得ながら、学校での支援に生かしております。

加えて、学校看護師を派遣するなど、医療とも連携し、専門性を必要とする児童・生徒への支援を行っております。引き続き必要な連携の強化に努めてまいります。

最後に、エ、発達に応じた環境調整や学習支援の充実に向けた今後の対応についてでございますが、本市では、教育相談室や通級指導教室、各校の就学支援委員会の機能を生かし、個別の教育支援計画の作成など、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援に努めております。

今後も児童・生徒の困り感の早期把握と二次的な不適応の未然防止を重点に位置づけ、児童・生徒が安心して学べる教育環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 3、子育て問題の1、共同親権施行後、未就学児を受け入れる公立保育所において想定されるトラブルへの対応について、順次お答えいたします。

初めに、ア、市として保育所が判断に迷わないための引渡し・緊急時対応、情報共有方法等に関する統一ガイドラインを作成する予定はあるかについてでございますが、子ども・子育て支援法においては、「保護者は親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者」と規定されております。

公立保育所においては、児童の引渡しや災害等における緊急時対応、情報共有については、保護者から連絡先として届け出ていただいたかたのみに対して行っております。

法施行後につきましても、安全・安心に子どもを預かるために、現行のとおり、保護者からの届出に基づいた対応を行ってまいりたいと考えております。

また、統一のガイドラインの作成につきましては、現在検討しておりませんが、引き続き国・県・近隣自治体の動向を注視してまいります。

次に、イ、共同親権に関するトラブル発生時、園だけで抱え込まず、行政・園・家庭が連携して対応できる専門相談窓口や支援体制を設ける考えはあるかにつきまして、ご質問に対

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

する専門相談窓口や支援体制を設けることは検討しておりませんが、現状においても、保護者及び保育施設等からご相談があった際には、詳細を確認した上で、適切な相談窓口を案内しております、今後につきましても、引き続き丁寧な対応を行ってまいります。

最後に、ウ、家庭環境の変化により、子どもが不安や葛藤を抱える可能性が高い。市として保育士がこうした変化に早期に気づくための仕組み、また、必要に応じて専門職につなげられる心理的支援体制をどのように整えるのかについてでございますが、早期発見及び適切な支援のためには、保育中における子どもの言動、生活リズム、家庭での様子の変化がないかといった情報を保育士と相談支援機関等の間で共有することが重要だと認識しております。

現状におきまして、子どもに気になる変化が見られるような場合には、保育士間でのミーティングやすこやか課内での情報共有及び専門職による巡回相談などを実施することで、寄り添った支援を実施しており、法施行による保育体制の影響はございませんが、引き続き安全・安心な保育に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 沖原優子議員。

○7番（沖原優子議員） それぞれご回答ありがとうございました。ご答弁を踏まえて、再質問と要望をさせていただきます。

1問目の福祉問題についてですが、自立した生活を目指して整備を整えていらっしゃるということで安心しております。ただ、先ほど三郷市内で介護職員の推移については不足しているという現状を把握されていると答弁がありました。既に人が足りないということですが、人材がどの程度不足しているのか、概算でも把握しなければ、必要な対策そのものが立てられないと思っておりますので、ここは把握していただきたいなと思っております。

また、総合事業の柱として、リハビリ専門職を活用した短期集中プログラムの準備を進めていらっしゃるという答弁でしたので、現状では三郷市は従前相当サービスのみで総合事業があまり進んでいないという印象を受けます。こちら新しいサービスが実装されていない状態になりますので、そこで2点質問をさせてください。

1点目が、この介護人材の不足についての状況として、今後、市として定點的にでもデータを収集し、必要な対策につなげていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

もう1点は、今後、従前相当サービスにとどまっている状況をどう展開し、どのようなロードマップで新しい総合事業の構築を進めていくのか、時期的なスケジュール感も含めてお示しください。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

重ねてになりますが、三郷市の高齢化率、介護現場の状況から社会保障費の抑制や制度の維持のためにも、総合事業は要となるため、しっかり計画して取り組んでいただきたいと要望いたします。

2問目の学校教育に関しましては、連携が図られている、作業療法士や理学療法士も訪問しながら、サービス支援員のサポート状況が作られているということでした。ただちょっとここで質問なんですが、訪問の頻度や専門職の介入に差があつてはならないと考えていますが、各学校に対して平等に訪問ができるのか質問とさせていただきます。

市として、全ての小・中学校に共通して専門職が訪問できるような仕組みや、今後も平等に相談支援がされる機会が一律にできる制度設計を検討していくことを要望といたします。

3つ目の子育て問題についてです。

これは要望になりますが、現状として、災害時に登録された保護者のかたに引き渡す運用ということで、今後もそれを対応していくというご答弁でした。しかし、やはり共同親権が法的に成立された場合、登録の有無にかかわらず、親の一方が引渡しを求めてくるという対応は考えられますので、そういう危険性がないような判断ができるように、制度として整えていただければと思います。

もちろん幼稚園などは最初の質問でありましたとおり、幼稚園は所管外ということではあります、情報共有はされているということでしたので、幼稚園、保育園、三郷市内の子どもの安全確保に向けた共通認識づくりを積極的に進めていただくことを重ねてお願い申し上げます。

2問目の学校教育問題の質問に関しましては、学校教育部長にご答弁いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（武居弘治議員） 沖原優子議員の2問目に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 再度の質問にお答えいたします。

2点ございました。

1点目は、介護人材の不足に関して、市として状況を把握し、その対策をすべきではないかというご質問でございました。

市内の事業所の介護職員数でございますが、現在、市内の事業所における介護職員の詳細

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

な人数についてお示しをすることはできない状況でございます。

今後、第10期介護保険事業計画の策定に当たりまして、実施予定の事業所向け調査において把握することを検討してございます。

また、今後の対策につきましては、関係団体等の懇談や、今後実施予定の介護事業所向けの調査もさらに踏まえまして、引き続きの把握に併せて努めてまいります。

2点目の従前サービスを、今後、総合事業のサービスに移行するに当たりまして、そのスケジュールも含めた考えはとのご質問でございました。

総合事業サービスCにつきましての進捗状況でございますが、現在、関係機関の協力の下、対象者の選定を進めつつ、リハビリ専門職や地域包括支援センター、生活支援コーディネーターなどに対しまして説明会を実施し、現場からの意見を取り入れつつ、サービスCの実施に向けたモデル事業の枠組みを構築しているところでございます。

今後、令和9年度を始期とします第10期の介護保険計画のスタートを見据えまして、進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 沖原議員の再度の質問にお答えいたします。

専門職のかたが平等に学校に訪問しているのかといった質問だったかと思います。

専門職、いわゆる作業療法士や理学療法士、学校看護師などは、在籍する児童・生徒の必要に応じて訪問しております。

また、特別支援学級巡回アドバイザーにつきましては、各校平等に回るようになっております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で沖原優子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（武居弘治議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

散会 午後 2時30分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） おはようございます。ただいまから令和7年12月三郷市議会定例会第10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎市政に対する一般質問

○議長（武居弘治議員） 日程第1、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により順次発言を許します。

◇ 寺 沢 美 紗 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第3、17番、寺沢美紗議員。

[17番 寺沢美紗議員 登壇]

○17番（寺沢美紗議員） おはようございます。

それでは、順次一般質問を行います。

今回は、学校問題について2点伺います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

1点目に、2026年度から始まる市立小学校における学校給食費無償化について。

2点目に、同年4月から離婚後の共同親権制度が施行されることを踏まえ、義務教育現場で想定されるトラブルへの対応について、学校教育部長に伺います。

まず初めに、1、2026年度から始まる市立小学校における学校給食費無償化について、ア、本市の給食の現状について伺います。

学校給食は、こどもたちにとって学校生活の楽しみの一つであり、単におなかを満たすためのものではなく、こどもたちの心や学びを支える大切な教育の一部であると考えます。栄養士の皆さんのが栄養バランスを丁寧に計算し、成長期に必要なエネルギーや栄養素をしっかりと満たす献立を作ってくださっていることは、保護者にとっても大きな安心につながっています。本市では、低添加物の食材選びや国産・地場産野菜ができる限り取り入れる工夫など、こどもたちの健康と安全を最優先に考えた作り手の一貫した姿勢が見られます。

こうした食材の選定、調理工程の衛生管理、アレルギー対応、そしておいしさへのこだわりなど、一つ一つに細やかな工夫と努力が積み重ねられている点は、本市の給食が非常にバランス良いと評価される理由でもあります。

そこで伺います。本市として安心・安全で質の高い給食を提供するために、現在どのような努力を行っているでしょうか。特に留意している点について教えてください。

続きまして、イ、2026年度実施予定の学校給食費無償化について伺います。

国は、2026年度から全国一律で公立小学校の給食費を無償化にする方針を示していますが、国がどこまでの費用を負担するのか、交付額はどのように算定されるのか、現在市が負担している物価高騰分は対象となるのか、そういう点が明確ではありません。無償化は、子育て世帯にとって大変有意義な政策である一方、自治体財政への影響が大きいことから、本市としても早期に制度の全体像を正確に把握しておくことが重要であると考えます。

そこで伺います。本市に交付される予定の国からの予算額の見込みについて伺います。併せて、国の補助対象となる費目、すなわち食材費のみなのか、あるいは調理に係る経費を含むのかなど、現時点で把握されている範囲をお示しください。

続きまして、ウ、給食費無償化に伴うリスクについて伺います。

既に、独自に給食費無償化を実施している自治体では、主菜にメザシ1本、副菜にソラマメ数個とやゆされるような献立の簡素化や、食材の質の低下が指摘されているケースも報告されています。なぜこのような給食が実際に提供されているのか、栄養基準の観点から学校給食法に抵触するのではないかという疑問を持ち、確かめたところ、学校給食における栄養

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

基準は法的な義務ではなく、努力義務として位置づけられており、基準を満たしていない場合でも罰則がないことが分かりました。

しかし、成長期の児童に必要な栄養量を確保し、心身の健康を守るという学校給食の目的を踏まえれば、この基準は実質的に守らなくてはならない基準であり、決してないがしろにしてよいものではないと考えます。本市が大切にしてきた食育の理念や、安心・安全で質の高い給食が、無償化による財源の制約によって損なわれてしまっては、本末転倒です。

そこで伺います。本市において無償化によって献立の質が低下する可能性はありますか。また、そのリスクをどのように認識しているのか伺います。

続きまして、質の維持及び物価高騰対策について伺います。

物価高騰が続く中、食材費は年々上昇傾向にあります。国からの予算措置のみで、現在の安心・安全、質を維持できるのかは極めて重要な点です。市として、これまで培ってきた給食の水準を落とさず、むしろ食育推進の観点から更なる充実が望されます。

そこで伺います。国からの財源措置のみで現在と同等の給食の質を維持できるとお考えでしょうか。また、物価高騰が続く状況において、食材費の上昇分をどのように補填していくのでしょうか、見解を伺います。

続きまして、2、2026年4月施行の離婚後共同親権制度を踏まえた義務教育現場でのトラブル対応について伺います。

昨日、同僚議員から、こども未来部所管の同様の一般質問がございましたが、私は学校教育部の視点から質問をさせていただきます。

2026年4月から、民法改正により離婚後の共同親権制度が新たに導入されます。従来は、離婚後の親権者は父母いずれか一方が担う単独親権が原則であり、学校はその親権者を中心連絡や同意確認を行ってきました。共同親権には、父母双方が子どもの養育に関わることで親子関係が維持されやすく、負担が一方に集中しない、養育費の継続支払いにつながる可能性があるといったメリットがある一方で、父母間の対立が強い場合には子どもが板挟みになり、重要事項の決定が滞るなど、制度運用に伴う課題が指摘されています。

特に、DVやモラハラが疑われる家庭では、共同親権が否定される仕組みはあるものの、立証が難しいことから司法判断が被害者の安全確保につながらない可能性もあり、学校現場に影響が及ぶことが懸念され、これまで以上に複雑で慎重な対応が求められる場面が増えると想定されます。緊急時に、どちらの親の同意で医療的判断を行うべきかが不明確となり、対応が遅れるおそれがあること、行事案内や通知表の提供方法をめぐって父母それぞれから

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

異なる要望が寄せられること、更には別居親が突然学校へ迎えに来て、自分は親権者だと主張する事態なども考えられます。また、転校や特別支援学級の選択において父母の合意が得られず、手続が滞る可能性もあります。こうした状況が重なることで、父母の対立が学校に持ち込まれ、教職員が板挟みとなり、精神的・業務的負担が大幅に増すことが懸念されます。このように、共同親権制度の施行は家庭内部の問題にとどまらず、学校の安全管理や事務運営に大きく影響する可能性があります。法改正までの期間も限られる中で、学校が判断に迷わず対応できる環境整備は急務であると考えます。

そこで伺います。ア、市として共同親権制度施行に伴う学校対応について、学校が迷わず運用できる統一ガイドラインを策定する予定はありますか。

イ、行政・学校・家庭をつなぐ相談窓口の整備について伺います。

父母間の葛藤が学校に持ち込まれるケースが増加することが懸念される中、教職員が過度の負担を抱え込まないよう、教育委員会が設置する相談窓口や支援体制の整備が必要と考えます。市としてお考えを伺います。

ウ、子どもの心理的支援体制について伺います。

家庭環境の変化は、こどもに心理的不安を引き起こす可能性があり、特に低学年では離婚の出来事を自分のせいと受け止めてしまうこどもも少なくありません。父母の対立が続く場合には、情緒が不安定になることも想定されます。学校として、こうした変化にどのように早期に気づき、どのような支援体制を整えていくのか伺います。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員）　寺沢美紗議員の質問に対する答弁を求めます。

西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長　登壇〕

○学校教育部長（西村美紀）　寺沢議員からのご質問に順次お答えします。

初めに、1、学校教育問題、1、2026年度から始まる市立小学校における学校給食費無償化について、ア、本市の給食の現状についてでございますが、国の定める学校給食実施基準並びに衛生管理基準に基づき、取り組んでいるところでございます。季節の食材を使用した献立、地産地消の推進、お楽しみ給食、ギリシャ献立の実施など工夫して実施しております。

次に、イ、2026年度実施予定の学校給食費無償化についてでございますが、現時点では給食費無償化について国からの財源支援の見込みや対象となる範囲につきましては、詳細が示されておりません。引き続き、国の動向を注視してまいります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

次に、ウ、学校給食費無償化に伴うリスクについて、エ、学校給食費無償化に伴う給食の質の維持及び物価高騰対策についてにつきましては関連がございますので、一括してお答えします。

給食費無償化につきましては、現行の「安全・安心・質」を低下させることなく、おいしい給食を提供できるよう努めてまいります。

また、物価高騰対策でございますが、物価高騰により令和7年度の賄い材料費は1か月につき小学校5,046円、中学校6,335円となっております。このうち、物価高騰分、小学校1,096円、中学校1,635円、年間でおよそ1億8,000万円を市で負担してまいりました。今後も、食材費の抑制に日々努め、安全・安心な給食の提供に取り組んでまいります。

続きまして、2、2026年4月から離婚後の共同親権制度が施行されることを踏まえ、義務教育現場で想定されるトラブルへの対応について、ア、市として学校側が判断に迷わないための統一ガイドラインを作成する予定はあるかについてでございますが、共同親権への対応は学校と親権者との事前の丁寧な打ち合わせが重要であると認識しております。個々の状況に応じて適切に対応してまいります。統一のガイドライン作成については、国等の動向を注視してまいります。

次に、イ、トラブル発生時に学校が単独で抱え込まないよう、行政・学校・家庭が連携できる相談窓口を設ける考えはあるかについてでございますが、学校に関わる問題につきましては専門的な知識が必要となる多種多様な範囲に及ぶため、スクールロイヤー等の専門家や関係機関との連携を含め、総合的に相談できる窓口等の設置を検討してまいります。

次に、ウ、家庭環境の変化により子どもが心理的な不安や葛藤を抱える可能性があるが、学校としてどのように早期に気づき、どのような心理的支援体制を整えていくのかにつきましては、日々の観察と校内での情報共有を通じて、子どもの変化を早期把握し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの協力を得ながら、関係機関との連携に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 寺沢美紗議員。

○17番（寺沢美紗議員） ご丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

まず、アの本市の給食の現状についてです。

学校給食法及び衛生管理基準に基づき、栄養バランスに優れ、こどもたちに望ましい食生活を育んでいただいていることが分かりました。また、本市はギリシャと姉妹都市提携を組

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

んでおりまして、ギリシャ料理の献立、すごくやはりこどもたちにとって楽しみの一つかと思いますので、今後ともどうぞ継続していただけるよう、よろしくお願ひいたします。

私自身、3人の娘が10年以上、学校給食にはお世話になりましたが、学校給食があるからこそ、今日の夕飯は簡単でいいかなと、たまに手を抜くことができましたのも、給食のおかげでありますし、絶対的な安心がありました。栄養士さんが考える献立のように、毎日バランスのとれた食事を家庭で作るのは、本当に大変だと思います。給食の存在は、保護者にとって大きな支えとなっておりますので、日々ご尽力くださっている栄養士の皆様、また調理員の皆様に心より感謝申し上げます。

次に、イの本市に交付される予算額の見込み及び国の補助対象についてですが、現時点では国からの財源支援や対象範囲の詳細は示されていないとのご答弁、承知いたしました。この時期になっても、何も提示がないことに大変苦慮されていることと思います。ただ、とても重要なことですので、国から一報入りましたら、今日の答弁の補足としてお知らせいただければ幸いです。お願ひいたします。

続きまして、ウ及びエについては一括でご答弁を頂きました。国から交付される範囲内で材料費を賄おうとすれば、財政上の制約や、また近年の社会状況を踏まえると自然災害の激甚化や国際情勢の不安定さなど、何が起こるか分からない時代です。物価高騰への対応が十分でないまま、現行の安心・安全・質が低下することがあってはならないと考えております。本市の誇るべき学校給食を、どのような状況であっても揺らぐことなく維持継続していただきたい、この点を強く要望申し上げます。

続きまして、2、共同親権制度施行後の学校対応について。

こちらも、国からまだ何も示されていない、そういった現状では市としてガイドラインを作成する予定はなく、これまで同様、個々の課題に応じて適切な、最適な対応を行っていくとのご答弁でした。こちらも承知いたしました。

本当、学校現場では日々多様な、複雑な課題に先生方向き合ってくださっておりますし、丁寧に対応してくださっていることに改めて敬意を表します。ただし、共同親権が施行された場合、実際にどのような事案が発生するかは、制度がスタートしてみないと見えてこない部分がある一方で、強い葛藤を抱えるお父さんやお母さんが増えることは十分に想定されます。現在、世界で単独親権を採用している国は日本、トルコ、インドの3か国のみです。欧米諸国では共同親権が一般的であり、離婚後も父母が協力して子育てを行い、こどもが双方の家庭を行き来する文化が根付いています。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

一方、日本は長く単独親権を維持してきた結果、毎年おおよそ15万人から16万人のこどもが別居する親と会えない状況にあると言われております。では、来年の法改正により離婚後も父母が共に子育てできる環境が整うのかと言えば、決して簡単ではありません。父母のどちらか、または両親に強い葛藤がある場合、それが争いに発展し、結果として最も傷つくのはこどもであることは間違ひありません。そして、その行き場のない気持ちが最も身近にいる大人、すなわち学校の先生に向けられる可能性も大いに考えられます。

だからこそ、イで申し上げたように教職員の皆様が過度の負担を抱え込まないための相談窓口や支援体制が必要であり、またウでお尋ねしたとおり、こどもの情緒面への丁寧な支援がますます重要になりますが、先生たちまた保護者も含め、こどもを守るために関係機関との連携を含め、相談できる窓口等の設置をご検討くださるとのことでしたし、またスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの協力を得ながら、こどもに対する日々の観察、また学校内への情報共有を通じてこどもの変化に早期に気づける体制を整備してくださるとのことでした。市として必要性をご理解いただけたことは、大変心強く感じております。

私自身も離婚を経験しております、その渦中で生じる葛藤がどれほど大きく、時に自分一人では到底抱えきれないものであることも身をもって知っています。あの手、この手、周囲の多くの方々の力を借りて、ようやく乗り越えましたが、支えがなければ一生心に影を落としかねない深い苦悩です。そして、その葛藤を抱える親の姿を目にするこどももまた、同じ苦しみを抱えてしまいます。

そんな中で、こどもの最も身近にいてくださるのが、先ほども申したとおり学校の先生です。もちろん、これらの負担を先生方の業務として押し付けるわけにはいきませんが、だからこそ市として支援体制を整え、先生方が過度な負担を抱えることなく、こどもたちには必要な支援が行き届く環境が必要であると考えております。

来年4月には共同親権がいよいよ施行されます。こどもと教職員双方を守るための体制整備を再度お願い申し上げ、2問目とさせていただきます。

以上です。

○議長（武居弘治議員） 以上で寺沢美紗議員の質問を終わります。

◇ 柳瀬勝彦議員

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○議長（武居弘治議員） 通告第4、21番、柳瀬勝彦議員。

[21番 柳瀬勝彦議員 登壇]

○21番（柳瀬勝彦議員） おはようございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、ただいまより一般質問を順次始めさせていただきます。

今回は、福祉問題の合理的配慮について、子育て問題について、社会問題についての大きく3つについて質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

1問目は、福祉問題の合理的配慮について伺います。

合理的配慮とは、障がい者が平等に生活し、活動できるようにするため必要な配慮であり、2024年4月からは企業にも法的義務として求められています。行政の行うイベントなどでは、今まで以上に配慮が求められます。合理的配慮の定義は、障がいのある人が障がいのない人と同じように生活し、活動できる均等な機会を確保するために必要な配慮のことです。これは単なる思いやりや特別扱いではなく、障がい者の権利を保障するための重要な概念として国際的に認められています。

法律的背景としては、障がい者差別解消法が2013年に制定され、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。この法律により、事業者は障がい者からの申し出に応じて、負担が重過ぎない範囲で合理的配慮を提供する義務があります。聴覚障がいのある人の場合は、窓口で筆談やタブレット入力で対応する、会議や説明会で手話通訳や要約筆記をつける、防災情報や緊急放送を文字情報やメールで通知するなどが考えられます。視覚障がいのある人の場合は、書類を音声読み上げしやすいデータ形式での提供をする、点字や拡大文字の資料を用意する、案内板や階段に点字ブロック、手すり、段差表示を付けるなどが考えられます。車椅子の利用者の場合は、会場にスロープを設置する、机の高さを調整する、受付や相談窓口を1階やエレベータ近くに配置する、段差解消スロープや簡易キットを準備するなどが考えられます。発達障がい、知的障がいのある人の場合は、難しい言葉ではなく、やさしい日本語、図やイラストで説明する、手続や相談の時間を少し長めにとる、事前に流れや必要なものを分かりやすく伝えるが考えられます。みんな一律のサービスではなく、その人の障がいの特性や状況に合わせて、困っていることを軽くする工夫をする、障がいのある人がほかの人と同じように生活したり参加できるように、必要な工夫や調整をすることがとても重要です。

そこで、1として、二十歳のつどいにおいて、現在市が行っている合理的配慮について伺います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

1として、聴覚障がい者への配慮について行っていること、2として視覚障がい者への配慮について行っていること、3番目は車いす利用者への配慮について行っていること、4番目は知的障がい者への配慮について行っていることについて、生涯学習部長に伺います。

1の2として、市が郵送する配布物について伺います。

普通の通知をそのまま送るだけでは、実質的に情報が届かない人がいるということを考えながら検討を行い、誰にとって届きにくいかを意識することが大切だと思います。郵便物で特に配慮が必要なのは、例えばこんな方々です。視覚障がいのある人、聴覚障がいがあり、説明会などに参加しづらい人、知的障がい、発達障がいなどで複雑な文章が理解しづらい、日本語が苦手な外国ルーツのかた、高齢で小さな文字が読みづらい人に対して配慮が必要と考えます。

今回は、特に視覚障がい者への配慮は行っているかについて伺います。この方々は、市が発行している障がい者手帳から知ることができると思うですが、二十歳のつどいの案内はがきや選挙案内のはがき、その他市から送られてくる郵便物の配慮について福祉部長に伺います。また、知的障がい者への配慮は行っているか、併せて福祉部長に伺います。

3番目として、みさとシティハーフマラソンの合理的配慮について伺います。

みさとシティハーフマラソンは、三郷市を走って楽しむことができる市民参加型のマラソン大会でございます。コースは、日本陸連の公認を受けたハーフマラソンで、江戸川河川敷や市内の街並みを走る、とても気持ちの良いコースです。大きな坂道がほとんどなく、全体的に平坦なので、初心者のかたでも挑戦しやすく、記録を狙うランナーにも人気のイベントです。安全面を考慮しながら、できるだけ多くのかたへ参加いただけるように配慮が必要と考えます。

そこで、みさとシティハーフマラソンにおいて、視覚障がい者への配慮は行っているか、知的障がい者への配慮は行っているかについて、地域振興部長に伺います。

次は、2として子育て問題についてです。

こども誰でも通園制度について伺います。

国においては、子ども・子育て支援制度の新たな柱として、こども誰でも通園制度が創設され、2026年度から本格実施されることになっております。この秋には、こども家庭庁より各自治体向けに条例制定や制度設計に関する詳細が示され、市区町村ではこれを受け、条例、規則等の整備作業が進められ、本12月定例議会では議案第86号として上程されました。議案審議の中でも一定の説明がありました、本日はできるだけ質疑と重複しない範囲で伺いた

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

いと思います。

本制度は、保護者の就労条件にかかわらず、全てのこどもが保育所等を利用できる、いわば保育のセーフティネットとして重要な役割を担うものです。一方で、受け皿となる保育所、認定こども園等の体制整備、財源、人材の確保、既存保育園ニーズとの調整など、多くの課題が想定されます。制度設計そのものが今正に始まったばかりで、現時点では固まっていない部分も多いと承知しておりますが、可能な範囲でお答えいただければと思います。

そこで、まず本市の現状認識と制度導入に向けた基本的な取組について伺います。

次に、乳児等通園支援事業者に求められる一般原則について伺います。

制度では、事業者は利用乳幼児の人権に十分に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うと明記されております。本市として、この原則をどのような方針で具体化し、事業者の運営にどのように反映させていくか、お考えを伺います。

次に、乳児等通園支援事業所の構造・設備について伺います。

制度の基準で、採光や換気をはじめ、利用乳児等の保健衛生及び被害防止に十分配慮して施設を設けることとされております。そこで伺います。本市が想定している既存の公立施設は、これらの基準を満たす構造・設備となっているでしょうか。現時点での確認状況を含め、こども未来部長にお答えをいただきたいと思います。

次に、非常災害に備えた安全計画について伺います。制度では、非常災害に対する具体的な計画を策定し、不断の調査と訓練に努めることが求められています。そこで伺います。本市としてどのような基本方針の下、安全計画を策定しているか、お考えを伺います。

また、既存の公立施設において、この安全計画に必要な体制や設備が確保できるのか、現時点での見解を伺います。

次に、虐待等の防止及び衛生管理について伺います。

制度では、事業者に対し、乳幼児の安全確保をするため、虐待防止に関する方針を明確にし、適切な衛生管理を行うことが求められております。そこで伺います。本市として、虐待防止に向けた具体的な方針をどのように示していくのか、また衛生管理の基準や体制について、どのような運用を想定しているのか伺います。

以上、こども誰でも通園制度について、こども未来部長に伺います。

3、社会問題について、1として外国にルーツを持つ子どもたちへの支援について伺います。

近年、本市におきましても外国にルーツを持つこどもたちが年々増加していると、就学時

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

健診で親の学習ファシリテータをしていて実感をしています。こうした子どもたちの中には、日本語による学習や学校生活に困難を抱えている子どもも、また在留資格や家庭の事情など様々な不安定な状況を抱えている子どもも少なくありません。誰一人取り残さない教育を実現するためには、国籍の違いや言語の違いによって学びや将来の選択肢が制限されることがあってはならないと考えます。

そこで、本市の現状と今後の取組について伺いたいと思います。

1として、三郷市における外国籍と二重国籍、無国籍の子どもの数について伺います。

本市に住民登録のある外国籍の子どもの数は、年代別や学齢期の子どもについてどの程度になっているのか、併せて二重国籍や無国籍となっている子どもの数について把握している範囲で結構ですので、その状況をお示しください。基礎的な人数や属性を正確に把握することが支援の第一歩であると考えます。現状の認識をお伺いいたします。

2として、通学している子どもの数について伺います。

小学校、中学校、それぞれに外国籍、二重国籍、無国籍など、外国にルーツを持つ子どもがどの程度在籍しているのか、特に日本語によるコミュニケーションが学習に支援を要すると把握している児童・生徒の数はどれくらいか、現時点で把握している状況についてお答えください。

3として、学校における外国籍の子どもたちへの配慮について伺います。

外国籍や外国にルーツを持つ子どもたちが、言葉や文化の違いから孤立したり、学習の遅れを抱えたりしないために、学校においてどのような配慮や支援を行っているのか、具体的にお示しください。

例えば、日本語指導担当教員や支援員の配置状況、通訳・翻訳の活用、学級担任の周囲の児童・生徒への理解促進、いじめ・不登校への早期対応など、現在の取組内容を伺います。

4として、学校における保護者への配慮について伺います。

外国にルーツを持つ子どもたちの保護者の中には、日本語での読み書きや会話が十分でないかた、学校制度や進路情報に不安を抱えているかたもいらっしゃいます。本市では、入学案内や学校からの通知文に多言語対応、個人面談や進路相談の際の通訳配置、学校行事や緊急連絡における情報補助といった点について、どのような配慮を行っているか、現状の課題をお聞かせください。

5番目として、日本語指導にとどまらない包括的支援について伺います。

外国にルーツを持つ子どもたちにとって、日本語の習得は大変重要です。それだけでは不

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

十分であり、学科、学習のフォロー、学習面や友人関係や学校生活への適応支援、生活面、高校進学や就職などの進路相談、進路面など多面的な支援が必要です。本市として、日本語指導に加え、学習面、生活面、進路面を含めた包括的な支援体制を構築するために、今後どのような取組を検討しているか、具体的な方向性をお示しください。

6番目、誰も取り残さない教育に向けた環境整備について伺います。

外国にルーツを持つ子どもたちが言葉や国籍の違いによって学びの機会や将来の選択肢が狭められることなく、安心して学び夢を描ける環境を整えることは、インクルーシブな社会の実現にとって非常に重要であります。本市として、子どもたちの多様な背景を尊重する学校づくり、教職員や児童・生徒への多文化共生教育、人権教育の充実、関係機関、支援団体との連携強化などを通じ、誰も取り残さない教育をどのように推進していくかとしているのか、教育委員会としての基本的な考え方をお示しください。

以上、外国にルーツを持つ子どもたちの支援について、学校教育部長に伺います。

国籍や言語の違いにかかわらず、全ての子どもが三郷市の一員として、自分の可能性を信じて学び、将来の夢を描けるような環境整備を求めるものであります。

以上で、1問目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 柳瀬勝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

横田隆宏生涯学習部長。

〔横田隆宏生涯学習部長 登壇〕

○生涯学習部長（横田隆宏） 柳瀬議員の1、福祉問題の合理的配慮についての1、二十歳のつどいについて、ア、現在市が行っている合理的配慮についてにお答えいたします。

本市では、障害者差別解消法に基づき、二十歳のつどいに参加される障がいのあるかたからの申し出に対し、個別の合理的配慮を提供しております。

アの1の聴覚障がい者への配慮についてでございますが、式典の進行全体に対し、手話通訳者及び要約筆記者を配置し、視覚による情報提供を行うとともに、ステージの近くに聞こえの優先席を設け、ステージの様子がよく見えるよう配慮の上、希望されるかたにはヒアリングループの貸し出しによって式典の音声をより聞き取りやすいよう支援をしております。

アの2の視覚障がい者への配慮についてでございますが、会場スタッフが希望に応じて会場内の誘導や着席場所への案内をきめ細かく行い、安全な移動の確保に努めております。

アの3の車いす利用者への配慮につきましては、ホール内に8席ある車椅子用のスペースの活用やバリアフリー経路の利用案内を行い、快適に式典参加ができるよう配慮しております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

す。

アの4の知的障がい者への配慮につきましては、不安等が生じた際の一時的に落ち着ける別室へのご案内等、柔軟に個別の対応をしております。

各障がいへの共通の配慮といたしましては、対象者に送付するご案内に市ホームページに誘導する二次元コードを掲載し、式典での配慮事項がご覧いただけるようになっております。これらの合理的配慮は、インクルーシブな社会の実現に向けた重要な取組と認識しており、市といたしましては障がいの有無にかかわらず、二十歳のつどいという人生の大きな節目を心からの喜びとともに迎えられるよう、今後も効果的な取組について更に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 1、福祉問題の合理的配慮についての2、市が郵送する配布物について順次お答えいたします。

初めに、ア、視覚障がい者への配慮は行っているかの①二十歳のつどいの案内はがき、②投票所入場券及び、③その他市から送られる郵送物の配慮につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

市から配布物を郵送する際の視覚障がい者への配慮につきましては、障がい福祉課からの郵送物では、希望されたかたに対し、事前に電話で郵送する内容の連絡をする配慮や、A4サイズの資料をA3サイズにして送付するなど、本人からの申し出により合理的配慮を行っているところでございます。

なお、二十歳のつどいの案内はがきや、投票所入場券について配慮を行った実績はないということで伺っております。

次に、知的障がい者への配慮は行っているかでございますが、障がい福祉課では本人から希望がある知的障がい者には郵送物を発送する前に電話で郵送物の内容の説明を行うほか、申し出により配布物の郵送先を変更するなどの配慮を行っております。

また、市役所の他の部局の郵送物を障がい福祉課窓口に持参した場合には、担当部署へ同行し、内容の確認を一緒に行い、手続についても支援を行うなどの配慮を行っているところでございます。

引き続き、市が郵送する配布物につきまして、合理的配慮に努めてまいります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 小暮勲地域振興部長。

[小暮 勲地域振興部長 登壇]

○地域振興部長（小暮 勲） 1、福祉問題の合理的配慮についての3、みさとシティハーフマラソンの合理的配慮について、ア、視覚障がい者への配慮は行っているか、イ、知的障がい者への配慮は行っているかについては関連がございますので、一括してお答えをいたします。

今大会で57回を迎えるみさとシティハーフマラソンは、ギリシャ共和国で開催されているアテネハーフマラソンと友好マラソンとなる協定を締結し、アテネハーフマラソンフレンドシップレースとして開催されており、例年全国各地から多くのランナーにお越しいただいております。

また、障がい者の参加状況といたしましては、障がい者枠を設定して募集をしていないことから、正式な参加人数は把握できておりませんが、毎年数組のかたに参加いただいております。

ご質問のありました視覚障がい者・知的障がい者への配慮でございますが、参加者の募集に際しましては配布している開催要綱に参加資格として「健康で自走できるかた」と明記しているほか、特記事項として「単独走行が困難なかたは、伴走者を付けることができる」旨を記載しております。

なお、伴走者には参加費を頂かず、出走いただいております。伴走者は、出走に当たり「伴走者」と文字表記のゼッケンを身に付けてもらい、周囲の参加者から障がい者ランナーを認識しやすくすることで、安全性にも配慮しております。

なお、コース設定上、車椅子での出走ができないなど、障がい者に対する制約も一部ございますが、大会全体を通しては開会式に手話通訳者を配置するなど、可能な範囲で垣根なく参加できる環境の整備に取り組んでおります。

今後につきましても、主催である三郷市陸上競技協会や三郷市スポーツ協会とも連携したハーフマラソン大会の開催を通じて、三郷市スポーツ推進計画の基本理念である「スポーツがつなぐ笑顔あふれるまち“みさと”」の実現に向け、障がいの有無などにかかわらず、気軽にスポーツに取り組める機会の創出に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 須賀加奈こども未来部長。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

[須賀加奈こども未来部長　登壇]

○こども未来部長（須賀加奈）　2、子育て問題についての 1、こども誰でも通園制度についてのア、本市の状況と今後の方針等についてお答えいたします。

乳児等通園支援事業、（通称）こども誰でも通園制度につきましては、本市においても全国の自治体と同様、令和8年4月1日から事業を実施できるよう、現在準備を進めているところでございます。

現時点での本市の状況といたしましては、本定例会において議決いただきました認可基準に係る条例の整備のほか、月の利用見込み量である69人を受入れできる体制への検討や審議会への意見聴取、試行的事業を行っている先進自治体への視察や公立保育所で実施する場合の環境整備や人員配置などについて検討を重ねてきたところでございます。

質疑でもお答えいたしましたとおり、審議会におきまして「公立保育所から率先して実施し、課題を抽出することが現場にも利用者にとっても良いことである」とのご意見も頂いておりますことから、まずは公立保育所で実施し、現場でしか分からない利用者のニーズや課題の把握に努めるとともに、民間事業者に対し公立保育所での実施に係る情報提供や参加意向の把握に努めてまいりたいと考えております。

このほか、利用する乳幼児の人権や人格への配慮をはじめ、安全計画の策定、虐待防止に向けた具体的な方針、衛生管理に係る基準やその運用につきましては、児童福祉法における構造や設備の基準を満たしている公立保育所におきまして、こども基本法の基本理念や本市の保育所における安全計画、国が定める各種ガイドラインなどの関係法令などに基づき適正に実施してまいります。

いずれにいたしましても、本制度の実施に際しましては、利用対象者となる児童の安全な保育環境の充実を図り、本市における切れ目ない子育て支援の更なる強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員）　西村美紀学校教育部長。

[西村美紀学校教育部長　登壇]

○学校教育部長（西村美紀）　3、社会問題について、1、外国にルーツを持つ子どもたちへの支援について順次お答えします。

初めに、ア、三郷市における外国籍の子どもの数について、二重国籍、無国籍の子どもの数についてでございますが、令和7年5月1日時点における住民基本台帳に基づく小学校1

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

年生相当から中学校3年生相当までの数は、合計で542人でございます。二重国籍や無国籍の子どもの数につきましては、教育委員会では把握ができておりません。

次に、イ、通学している子どもの数についてでございますが、国公私立小・中学校、特別支援学校等に就学している数としましては509人と把握しております。日本語指導を受けている児童・生徒につきましては、小学校188人、中学校40人、合計228人となっております。

次に、ウ、学校における外国籍の子どもたちへの配慮についてでございますが、外国籍の児童・生徒、その保護者は来日の経緯や言語、宗教、生活などの文化や背景が多様でございます。各校では、外国籍の子どもたちのこうした実態を把握し、細やかに配慮しながら支援を行っております。特に、日本語指導教室におきましては、一人ひとりに合った個別の指導計画を作成し、外国籍の子どもたちの孤立や学習の遅れを招かぬよう、個々に応じた対応を行っているところでございます。

次に、エ、学校における保護者への配慮についてでございますが、各校において通訳ができる端末を活用したり、英語に翻訳できる通知システムを活用したりし、意思疎通に係るできる限りの対応を個別にしているところでございます。

次に、オ、日本語指導だけでなく、学習面・生活面・進路面など、より包括的な支援を行うために今後どのような取組を検討しているのかについてでございますが、包括的な支援を行っていくには学校現場のみでは対応が難しい現状にございます。引き続き、学校、教育行政、その他の関係機関との連携に努めてまいります。

最後に、カ、安心して学び、夢を描ける環境を整え、「誰も取り残さない教育」の取組についてでございますが、外国籍の児童・生徒も含め、全ての子どもたちの可能性を引き出すために、一人ひとりに寄り添いながら、きめ細かい教育活動や環境整備を継続してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 柳瀬勝彦議員の2問目の質問を残して暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

柳瀬勝彦議員。

○21番（柳瀬勝彦議員） ご担当いただいた皆様、丁寧なご答弁ありがとうございました。

幾つか再質問と要望をさせていただきます。

福祉問題の合理的配慮について、再度質問をさせていただきます。

10月29日、吉川市議の呼び掛けにより、中川の郷療育センターの見学と元院長のお話を伺う機会がありました。中川の郷療育センターは、重度の障がいがあるお子さんを対象とした専門的な療育施設として医療的ケア、リハビリテーション、日常生活支援、家族への相談支援など、多職種が連携しながら行っている地域にとって非常に重要な拠点です。同センターでは、日々の支援にとどまらず、こどもたち一人ひとりの成長の節目を大事にする取組が行われていました。その一つとして、通い慣れた環境の中で、いつもかかわっている職員の皆様に見守られながら、卒業式を実施していると伺いました。この卒業式は、保護者にとっても、本人にとっても、本当にかけがえのない時間となっていましたことでした。

二十歳のつどいも、全てのかたにとって節目となる大切なイベントです。ぜひ、出席したいと考える親子が誰一人排除されず、安心して参加できるような配慮が必要だと考えます。三郷市においても、医療、福祉、専門的支援にとどまらず、障がいがあるこどもたちとその家族の人生の節目を丁寧に支える、そうした役割を担っていただきたいと思います。

二十歳のつどいは、本人にとっても、ご家族にとっても、一生に一度のかけがえのない節目です。その機会を障がいがあるという理由だけで参加を諦めざるを得ない、あるいは大きな不安を抱えたまま参加せざるを得ない、これはあってはいけないことです。

例えば、同伴者や付き添いのかたがいれば、出席可能になるということは許可をしていただければと思います。案内状の送付に当たっては、車椅子利用者、知的障がい、発達障がい、視覚・聴覚障がい、医療的ケアの必要などについて、事前に相談できる連絡先を明記し、必要な配慮があれば遠慮なく申し出てくださいと分かりやすく記載することが重要です。

また、申込書や案内文はできる限りやさしい日本語や図解を用いるとともに、大きな文字盤やデータ提供、多言語対応なども検討すべきです。私は以前、デザイナーとしてユニバーサル映画館の設計に携わりました。目の不自由な方、耳の不自由な方、車椅子の方、小さなお子様連れの保護者の方、誰もが安心して映画を楽しめる日本で唯一のユニバーサルシアターを田端に造りました。視覚障がいの方には、イヤホンによる音声ガイドを提供し、せりふの合間に情景や人物の表情などを説明することで、映画の世界をより深く共有できるように工夫しています。また、大勢の人が苦手なお子様や小さなお子様連れの保護者、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

知的障がいのかたや多動のかた、奇声を発してしまうかたのために完全防音の親子鑑賞室も設けました。こうした経験から、必要な配慮について情報を集め、できるところから対応していくことが大変重要だと考えます。

三郷市の二十歳のつどいでも、メインの大ホールでは既に聴覚障がい者や車椅子利用者への対応ができております。ここにもし音声ガイドを担当できるかたがいれば、視覚障がい者への配慮も可能です。さらに、多動や奇声を発してしまうかた、医療的ケアが必要なかたには小ホールを保護者や介護者とともに利用できる形で開放し、一生に一度の節目を安心して体験できるようにしていただきたいと考えておりますが、以上、生涯学習部長に改めてお考えを伺います。

市が配布する郵便物について、再度質問を行います。

行政から、市民への郵送物は、情報保障の第一歩であります、配慮ができるという案内をしていきましょうか。もし、していないとすれば、必要だと考えます。視覚障がいのあるかたや高齢のかたにとって、紙の文書文字だけでは内容を十分に理解できない場合がございます。

そこで、提案ですが、通知文には必ず毎回同じ位置、右下に二次元コードを印刷し、スマートフォンで読み取ると、音声ガイドにアクセスできる仕組みを導入することはできないでしょうか。音声ガイドには、通知内容の読み上げや、いつまでに何をすればいいかといった要点を掲載することで、視覚障がいのあるかたをはじめ、文字情報の理解が難しい人にとっても大きな支援になるとを考えます。技術的には比較的容易に導入が可能であり、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の一つとしても非常に有効な取組と考えますが、福祉部長の見解を伺います。

ハーフマラソンにおける障がい者枠の創設について、再度伺います。

国におきましては、東京パラリンピックを契機として、共生社会ホストタウンの理念が全国に広がり、障がいのあるかたとないかたが共にスポーツを通じて交流する機運が高まっています。11月に開催されましたデフリンピックにおきましても、予想を上回る多くの来場者が応援に訪れ、大変な盛り上がりを見せたところでございます。もとより、大会主催者として参加者の安全確保を最優先とする必要があることについては十分理解しております。その上で申し上げます。

本市のマラソン大会において、視覚障がい者等が伴走者とともに参加できるという趣旨において、これまで以上に分かりやすく周知、広報していくことが重要と考えます。大会要領

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

や募集案内、ホームページ等において障がいのあるかたも伴走者と一緒に参加できますという案内が必要と思います。現在、三郷市ではスペシャルオリンピックスという知的障がいを持った方々の陸上部も40人ほど在籍しております。こういった方々にも参加しやすい環境であるということを周知することが大切だと思います。本市が共生社会の実現を掲げるのであれば、市民マラソンの場においても、その理念を具体的な形で示していくことが必要と考えます。

以上を踏まえ、伴走者と一緒に走ることができるという趣旨の周知、広報の在り方について、再度、地域振興部長のご見解を改めてお伺いいたします。

続いて、こども誰でも通園制度につきましては、2026年度からの本格実施が予定されており、国においても制度設計が十分に固まっていない部分が多く、本市としても見通しが立てづらい状況が続いているということは承知いたしました。

しかしながら、本制度は子育て家庭を広く支える大変重要な仕組みであり、市民の皆様からも大きな期待が寄せられているところでございます。どうか市民の方々に利用して良かったと喜んでいただける制度となるよう、引き続き丁寧な検討と準備を進めていただきたいと要望をいたします。

外国にルーツを持つこどもたちへの支援について、実際に現場の先生からは時間が足りない、専門的なノウハウが不足しているといった切実な声が上がっていると伺っております。こうした現場の教職員からの課題や困りごとを教育委員会としてどのように把握し、どのようにサポートにつなげていくのか、現在の具体的な取組や改善に向けた工夫がございましたら、学校教育部長に再度伺いたいと思います。

また、私が特に強調したい点としては、外国にルーツを持つこどもたちの問題を単なる日本語の課題や一部のこどもへの個別支援として捉えるのではなく、明確な人権の問題として位置づけていただきたいということでございます。国籍や言語の違いによって、学ぶ権利や将来の選択肢が狭められてしまうようなことがあってはなりません。それでは誰一人取り残さない教育とは到底言えないと思います。三郷市の学校に通う以上、全てのこどもたちが尊重され、安心して学び、そして自分の夢を描ける。これは特別な配慮ではなく、当たり前の権利であるという前提に立つべきと考えます。

以上の点については、今回は要望として申し上げ、最後に障がいのあるなしにかかわらず、年齢、性別、国籍に関係なく、市民の命と健康を守り、元気に幸せに暮らせ、選択肢を増やし、誰一人取り残さないインクルーシブな三郷市にしていきたいと思います。今回の一般質

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

問については、各課の方々にご理解を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

以上で2問目の質問と要望を終了いたします。

○議長（武居弘治議員） 柳瀬勝彦議員の2問目に対する答弁を求めます。

横田隆宏生涯学習部長。

〔横田隆宏生涯学習部長 登壇〕

○生涯学習部長（横田隆宏） 再度のご質問にお答えいたします。

二十歳のつどいへの参加に当たり、特に視覚障がいや知的障がいのかたへの円滑な移動や安心感の確保のため、同伴者の付き添いが不可欠である場合は、一緒に会場内に入り、ご本人の近くに着席し、式典に参加することは可能となっております。

また、個別の配慮を希望されるかたについては、当日の申し出のほかにも事前の相談等に対応可能である旨のご案内をしているところでございます。

次に、小ホールにおける個別な配慮を要する参加者のかたへの対応につきましては、式典への参加機会の公平性を実質的に高めるということから、今後も可能な限りの対応について模索してまいります。

また、視覚障がいのあるかたへの音声によるサポートにつきましては、専用システムや機器導入等、多様な手法が存在することを踏まえ、先進的な自治体や文化施設等における具体的な取組について研究してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 再度のご質問にお答えいたします。

市から郵送する配布物に二次元コードを貼り付けるなどの配慮についての見解ということだったかと思います。

現在、障がい福祉課からの郵送物につきまして、視覚障がいで身体障害者手帳を取得しているかたからご希望によりましては、封入されている通知文がどのようなものであるか分かるように、議員からもご提案がございました二次元コードの音声コードを封筒に貼り、送付しているという取組を始めたところでございます。市の職員は、府内の対応要領によりまして、それぞれ合理的配慮の提供に努めているところでございまして、今後は私どものこのような事例について府内各部局に紹介するなど、取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○議長（武居弘治議員） 小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 再度のご質問にお答えをいたします。

マラソン大会における障がい者への参加周知、広報についてでございますが、ご質問の視覚障がい者のかた、知的障がい者のかたも含め、大会周知につきましては例えば単独走行が困難な場合は伴走者を付けることができますと記載するなど、大会リーフレット、大会ホームページなどにおいて大会参加に関わる周知、内容、方法を充実させが必要だと考えております。引き続き、多くのかたにみさとシティハーフマラソンにご参加いただけるよう、安全なコース環境及び会場環境整備について関係団体と連携してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 再度のご質問にお答えします。

どのように課題を把握し、サポートにつなげるかといったご質問だったと思います。教育委員会では、各学校を担当しております指導主事が定期的に学校を訪問し、各学校の状況を把握しております。また、教育委員会窓口にて手続にいらした際には、本人や保護者の不安や困りごとを丁寧に聞き取り、その情報を学校と共有し、必要に応じて翻訳機の準備や学用品の貸し出し、地域の通訳可能なかたとの連携を図っております。場合によっては、本人や保護者の希望により学年を一つ下げる就学することもございます。今後も、関係部署とも連携しながら、課題改善に向けた取組に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で、柳瀬勝彦議員の質問を終わります。

◇ 西 村 寿美枝 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第5、12番、西村寿美枝議員。

〔12番 西村寿美枝議員 登壇〕

○12番（西村寿美枝議員） それでは、通告に従いまして順次一般質問を行います。

初めに、1、行政問題。電話リレーサービス「手話リンク」の導入について、お伺いいた

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

します。

昨年5月に、厚生労働省が発表した「令和4年生活のしづらさなどに関する調査」の結果によりますと、聴覚障がいあるいは言語障がいで身体障害者手帳を所持されているかたは全国で推計37万9,000人、そのうち生まれつきまたは音声言語獲得前に聴力を失い、手話を主要なコミュニケーション手段とするろう者は5～8万人おられると言われております。令和2年6月、聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関する法律が制定され、公共インフラとして電話リレーサービスが制度化されました。電話リレーサービスは、パソコンやスマートフォンなどのビデオ通話機能を通じ、手話通訳者などの通訳オペレータが手話や文字で相手との会話を仲介するもので、24時間365日稼働中でございます。

本年4月、この電話リレーサービスを使用し、自治体や企業の問い合わせ窓口としてホームページにバナーを設定する手話リンクがリリースされました。通常、聴覚障がい者が電話リレーサービスを利用するには事前登録が必要で、通話料もかかりますが、手話リンクは事前登録不要で通話料なし、インターネットの通信料のみで利用できるものです。

三郷市は、平成28年に三郷市こころつながる手話言語条例を制定しました。条文の冒頭には、「ろう者は、物事を考え、お互いの気持ちを理解し合い、社会生活を営むための生活の言語として、手話を大切に育んできた。」「手話は言語であり、生活の言葉が音声言語だけではないことを市民一人ひとりが理解し、それぞれの言語を尊重することが重要である。」

「手話に対する理解を深め、これを広く普及させるとともに、手話を使用しやすい環境を整備し、もって市民一人ひとりが、互いの人格と個性を尊重し合う、こころつながる三郷市を目指して、この条例を制定する。」とあります。三郷市としても、市のホームページ等にこの手話リンクを早期に導入すべきであると考えますが、ご見解をお伺いいたします。

次に、2、教育問題、児童生徒の泳力（泳ぐ力）についてお伺いいたします。

近年、気候変動の影響などにより夏季の高温が顕著となっております。熱中症による緊急搬送や死亡者の数が増え、令和3年からは全国で熱中症警戒アラートの運用が開始し、昨年からは更に1段上の熱中症特別警戒アラートが新たに創設され、深刻な健康被害への警戒を強めております。

このような中で、暑過ぎてプールに入れないという事態が起きています。猛暑で水温が高くなり過ぎてしまう、またコンクリート製のプールサイドが熱過ぎて立っていられない、熱中症のリスクがあるなど、水泳授業の実施が難しくなっていると全国的にも問題となっていますが、三郷市ではいかがでしょうか。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

アとして、夏季の猛暑による水泳授業の現状についてお伺いいたします。

暑過ぎてプールに入れない状況が続くと、こどもたちの泳力の獲得が心配です。小学校学校指導要領には、小学校低学年で水慣れを通して不安感を取り除き、潜る、浮くなどの基本的な動きを身に付けさせる。また、中学年では、けのびや呼吸をしながらの初步的な泳ぎを、高学年ではクロール、平泳ぎ及び安全確保につながる運動として、続けて長く20~50メートル程度泳ぐことを目標の目安としています。さらに、中学生になると背泳ぎやバタフライにも挑戦し、安定したペースで効率よく泳ぐことをを目指します。このような教育目標をこどもたちはしっかりと達成することができているでしょうか。イとして、三郷市の児童生徒の泳力の現状についてお伺いいたします。

日本の夏の猛暑は、地球温暖化による平均気温の上昇により、今後も深刻になると予想されています。このままでは、こどもたちが泳力を獲得するために十分な水泳授業時間が確保できないのではないかでしょうか。こどもたちは、1年1年成長していきます。その大切な成長の過程に、受けるべき教育内容が不足するがないように、迅速に手を打つ必要があると考えます。

そこで、ウ、水泳授業時間を確保するための検討についてお伺いいたします。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 西村寿美枝議員の質問に対する答弁を求めます。

日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 西村議員のご質問にお答えいたします。

1、行政問題の1、電話リレーサービス「手話リンク」の導入についてでございますが、本市では市民の皆様が行政情報にアクセスしやすくなることを目指し、令和5年6月に市ホームページをリニューアルいたしました。新たなホームページでは、市役所1階の呼出し状況や地図情報システム、電子申請サービスなどの便利なメニューを充実させるなど、様々な視点から市役所につながりやすい環境の整備に努めているところでございます。

ご提案のありました「手話リンク」は、日本財團が運営するもので、利用者と市職員の間を手話通訳者が取り持つことにより、電話での意思疎通を可能にするもので、来庁することなく問い合わせや相談ができるなど、また市役所、法人企業の費用負担も少なく、有効なサービスであると認識しております。

市ホームページへの手話リンクの早期導入をとのことでございましたので、今後は利用者

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

の利便性向上に鑑み、トップページへのリンク設置につきまして関係部署と調整を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 檜垣幸久教育長。

〔檜垣幸久教育長 登壇〕

○教育長（檜垣幸久） 私からは、2、教育問題、1、児童生徒の泳力についての総論をお答えし、詳細につきましては担当部長をして答弁いたさせます。

水泳の授業は、自ら命を守る観点から、大変重要な教育活動であると認識してございます。水の怖さを知ること、怖さを克服し、水に慣れること、浮くこと、そして水難から逃れる泳力を付けること、いずれも大変重要な学習であります。江戸川、中川、大場川、二郷半用水など、水に恵まれた本市においては、特に身に付けておきたい知識と技能であります。

近年、夏季の高温、プールの老朽化、維持管理、教員の負担軽減などから、実施方法を見直した自治体もあるようです。本市におきましても、教育的効果、費用対効果、効率の良し悪しなどについて十分吟味しつつ、水泳の授業の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 私からは、2、教育問題、1、児童生徒の泳力について順次お答えいたします。

初めに、ア、夏季の猛暑による水泳授業の現状についてでございますが、近年の猛暑の影響により水泳授業が実施できない日が生じることは、本市においても課題の一つであると認識しております。各学校におきましては、午前中に授業を設定することや、開始時期を早めるなどの工夫を行い、できる限り児童・生徒が水泳に取り組む機会の確保に努めております。

その結果、暑さの影響は受けつつも、おおむね計画に沿った約9時間の授業時間の確保ができている状況でございます。

次に、イ、本市児童生徒の泳力の現状についてでございますが、直近の令和5年度「埼玉県児童の水泳運動の技能に関する調査」及び「埼玉県中学校生徒の水泳能力に関する調査」における「クロールで25メートル以上泳げる児童生徒の割合」を見ますと、調査対象である小学6年生、中学1年生のいずれも県平均を上回っております。今後も、水に触れる時間を確保し、授業の充実に努めてまいります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

最後に、水泳授業時間を確保するための検討についてでございますが、水泳授業時間を確保するための民間施設への委託についても検討していく必要はあると考えております。しかしながら、民間委託による水泳授業を行う場合、年間4回の受講を前提とした試算を行いましたが、本市が現在実施している水泳授業との費用対効果の比較、施設までの移動時間の確保など、整理すべき課題は多岐にわたります。引き続き、慎重に研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 西村寿美枝議員。

○12番（西村寿美枝議員） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

それでは、2問目として要望と再質問をさせていただきます。

まず、初めの手話リンクについてでございますけれども、トップページへの貼り付けについて調整を図っていくというご答弁をいただきました。ぜひ、早期に導入をよろしくお願いいたします。

今年は、日本でデフリンピックが開催されました。デフリンピックは国際的な聞こえない、聞こえにくい人のためのオリンピックで、国際ろう者スポーツ委員会が主催し、4年ごとに開催されております。先月、私は東京の駒沢オリンピック公園総合運動場へデフリンピックの観戦に行ってまいりました。デフアスリートの皆さん、そして観戦にも世界中から多くの聴覚障がい者が集われておりまして、会場周辺はもちろん、駅から会場へ向かう道ですれ違う人々も、手話で大いに盛り上がっておられました。ろう者にとって手話が、自分の気持ちを伝えるための大切な第一言語であるということを肌で感じてまいりました。

手話リンクの導入事例でございますけれども、埼玉県では朝霞市が本年8月末から利用を開始しております。初期費用もかかりず、市のホームページにバナーを貼り付けるだけで、利用時にかかる通信料のみ市が負担しているということでございました。このように手話リンクは大変導入しやすいシステムとなっておりますので、市のホームページだけではなく、他の手話を公共施設のホームページにも設定してはいかがでしょうか。

私の子どもがまだ小学生だった頃、ご近所にご両親が聴覚障がいをお持ちで、お子さんは健常者というご家庭がありました。お子さんが小学校の高学年になる頃には、様々なコミュニケーションもお子さんが仲介して取るようになっておられました。もしも、小・中学校のホームページに手話リンクが設定されていれば、聴覚障がいを持つ保護者が学校へ問い合わせや相談をしたい時に子どもを介することなく、電話をかけることができます。子どもが当事者であるような相談の場合、保護者が直接先生に話せる仕組みは必要です。また、聴覚障

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

がい者にとって第一言語である手話で話ができれば、より自分の気持ちを伝えやすくなるでしょう。市内の小・中学校やこども発達支援センター、また三郷市文化会館や地区センター、パースポートセンターなどのホームページにも手話リンクがあれば、聴覚障がいをお持ちのかたがスムーズに電話で問い合わせをすることができます。

令和4年に、障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、三郷市でも全市的に障がいを持つかたのアクセシビリティ向上のために環境整備を進めているところだと思います。手話リンクの導入で、更に環境整備されますように、要望とさせていただきます。

続きまして、2項目めの児童・生徒の泳力についてでございますが、これまでの議会でも様々な観点から水泳授業の民間委託について提案がございました。この民間委託に至る前に、できることがあるのではないかと考えます。ある民間の室内温水スイミングスクールでは、学校の水泳授業のサポートとして4つのプランを提供しております。1つは、学校の水泳授業への講師の派遣、2つ目がプール施設の貸し出し、3つ目がプールの貸し出し及びインストラクターによる指導、4つ目が水泳指導のノウハウの提供の4つでございます。学校には水泳指導の先生がいらっしゃいますので、この2つ目のプール施設の貸し出しを利用してはいかがでしょうか。天候や気候に左右されない民間の室内プール施設をお借りして、不足する水泳授業時間を確保することを検討してはどうかと考えます。

例えば、全学年が行うということではなく、4年生、5年生など泳力を獲得する重要な学年の時に行うなどということも考えられるのではないかと思います。これについて再度、学校教育部長にお伺いをいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 西村寿美枝議員の2問目に対する答弁を求めます。

西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 西村議員の再度の質問にお答えします。

水泳施設のみ借りるプランなど、様々な活用法があるのではないかというご質問だったかと思います。水泳施設のみの活用等は、本市の実態である教職員の指導力の高さを生かすことができる一つの活用方法であると考えております。民間委託の活用方法につきましては、議員からのご指摘にあったプランを踏まえて、丁寧に研究してまいります。

以上でございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○議長（武居弘治議員） 以上で西村寿美枝議員の質問を終わります。

◇ 西 尾 秀 貴 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第6、8番、西尾秀貴議員。

〔8番 西尾秀貴 登壇〕

○8番（西尾秀貴議員） それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

セナリオハウスフィールドの大型ビジョンについてお伺いいたします。

今年9月、世界陸上が東京で行われました。そして、ホストタウンであるギリシャの選手団の皆さんがあなたに事前キャンプに来てくださいました。公開練習を見に行かせていただきましたが、選手との交流もあり、写真も撮っていただいたりと、とても有意義な時間が過ごせました。その時、選手の皆さんをセナリオハウスフィールドの大型ビジョンに映していく、その迫力に「オオーッ」となったのを覚えています。それを見た時に、大型ビジョンをいろんなものに使えたならおもしろいな、何かに使えないかなと思いました。

アとして、大型ビジョンの使い方として、例えば自分のために言ったら個人的に会場を借りて、チェックカーズがザ・ベストテンという番組に出たものを集めたDVDがありまして、それを持っているんですが、そのDVDをあの大型ビジョンに映して、「ジュリアにハートブレイク」を見たらめちゃめちゃテンション上がって、大声で歌っちゃうんやろなとか思ったり、大好きな映画の「バック・トゥ・ザ・フューチャー」を贅沢に一人で、あの大画面で見たら迫力すごくて、最後の雷のシーンなんて感動して泣いてしまうんやろなと思ったり、でも著作権の問題でどうなんやろ、DVDの最初に家庭で個人的に楽しむ目的のみでと書いてあるしなと思ったり、友達、お父さん、お母さんの誕生日やおじいちゃん、おばあちゃんの還暦のお祝いに感謝の映像を作って、それをあの大画面に映したら、すごいサプライズになるなと思ったり、学生さんたちが卒業などで作成した映像の上映会に使ってもらえたから、良い思い出になるんじゃないかなと思ったり、スタジアムウエディングというのもあるので、大型ビジョンを使ったウエディングドレスを着ての撮影も特別なウエディングになっていいなと思ったり、あの大型ビジョンを使った三郷eスポーツみたいな形でゲーム大会をやつたら、こどもたち大興奮で大盛り上がりやろなと思ったりと、想像する全てに笑顔があるような気がします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

そこで、アとして、セナリオハウスフィールドの大型ビジョンの個人使用を含めた使用方法、また利用状況などについてお聞かせください。

イ、来年、大きなスポーツイベントが3つあります。冬季オリンピックがミラノで2月から、WBCの予選が東京ドームで3月から、サッカーワールドカップがアメリカ、カナダ、メキシコで6月から、WBCには大谷選手が出場の表明もしましたし、これらのパブリックビューイングをセナリオハウスフィールドの大型ビジョンでやったら、すごく盛り上がると思いませんか？

6年前の2019年、ラグビーのワールドカップが日本で開催されました。私ごとですが、2戦目のアイルランド戦、私はパブリックビューイングで応援をしていました。相手はワールドカップ直前のラグビー世界ランキングで1位を獲得したアイルランド、そのアイルランドにリードされながら、なかなかトライが決められない日本代表、そして後半19分、待ってましたの日本代表の渾身のトライ、その後のキックも成功し、日本代表が逆転したんです。そのままアイルランドの攻撃を守り続け、80分、ノーサイドで試合終了、正直勝てるかなと思っていた格上のアイルランドに勝利したのです。その瞬間、私は隣で見ていた知らないお兄さんとがっつり抱き合いながら、二人とも泣いていました。「いやあ、やりましたね、勝てるとは思いませんでしたね」と、泣きながら、笑いながら、いろんな方々と話をして、その後も日本代表の皆さんとの健闘をたたえ合いました。共通の応援するものがあると、初めて会ったかたとも熱く交流ができ、喜びを分かち合うことができると実感した瞬間でした。

三郷市でも、パブリックビューイングをやってていただけたなら、何より市民の皆様に楽しんでいただけますし、市民参加、地域コミュニティの向上につながります。そのほかにも、三郷市に人が来てくれれば、市内の飲食店などの売上向上にもつながり、そして人が集まることにより防災、安全、運営能力の向上にもつながります。パブリックビューイングを通して、ただ楽しむだけではなく、たくさんのメリットがあると考えます。

そこで、イとしてスポーツイベントなどのパブリックビューイングについてのお考えをお聞かせください。

ウ、パブリックビューイングなどイベントが行われる時に考える一つに集客があります。私は、お笑い芸人もやっていますから、お笑いライブの告知はSNSやチラシでやることが多いです。集客はすごく気になり、お笑いライブの本番の直前にステージのそでの少しのすき間から客席をのぞいては、「うわあ、こんなに人が入っている」とか、「めちゃめちゃ少ない」など、客席を見て一喜一憂しております。終わってからのお客さんの反応もすごく気

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

になり、SNSで検索したりする時もあります。「おもしろかったです」と書いてあれば、めちゃめちゃうれしく、「つまらなかった」と書いてあれば、この世の終わりくらい落ち込みます。

このように、イベントが行われると、集客やその後の反応はすごく気になります。特に、最近は参加した皆さんがSNSへ投稿してくださったりすることで、大きく広まることが大変ありがたいです。ほかにも、イベントの模様を新聞等に掲載してもらうなどすれば、更に大きく広がります。それが三郷市で行われたパブリックビューイングと考えれば、三郷市の大きなアピールになると思います。

そこで、ウとして、パブリックビューイングなどのイベントが行われた時のプロモーションについてお考えをお聞かせください。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員）　西尾秀貴議員の質問に対する答弁を残して、暫時休憩いたします。

休憩　午前11時57分

再開　午後　1時00分

○議長（武居弘治議員）　再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

西尾秀貴議員の質問に対する答弁を求めます。

小暮勲地域振興部長。

〔小暮　勲地域振興部長　登壇〕

○地域振興部長（小暮　勲）　西尾議員のご質問に順次お答えいたします。

1、シティプロモーション、1、セナリオハウスフィールドの大型ビジョンについて、ア、セナリオハウスフィールドの大型ビジョンの使用についてでございますが、直近過去3年間の利用状況を申し上げますと、令和4年度が5回、令和5年度が9回、令和6年度が10回で、主にスポーツフェスティバル、みさとシティハーフマラソンや公認陸上大会、関東大学ラグビーリーグ戦、サッカーワールド等での使用でございます。

なお、陸上競技場を専用利用いただく必要があることから、個人としての利用実績はございません。

次に、イ、スポーツイベントのパブリックビューイングについてお答えいたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

パブリックビューイングを実施する際は、映像の著作権を管理している主催団体が作成するガイドライン等に基づき、ライセンスを取得する必要がございます。加えて、国内で放映権を持つNHKもしくは民放放映者ともパブリックビューイングに映像を提供するに当たって、制作協力費の支払いについて協議を行う必要もございます。このように、著作権や放映権に係る協議に要する準備期間や予算の確保も必要となっております。

また、パブリックビューイングの開催会場については、大会の開催時期によっては暑さ寒さ対策、大会開催会場が海外の場合には放映時間が夜間や早朝になるなど、騒音による近隣住民への配慮等がございますので、陸上競技場や屋内公共施設も含め、検討する必要があり、開催には様々な課題がございます。

しかしながら、議員ご質問のパブリックビューイングは大会や選手に対する応援機運を高め、市民の一体感の醸成にもつながることから、今後、本市にゆかりのある選手が出場される際には、パブリックビューイングの開催について情報収集し、施設管理者とともに開催の実現性について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員）　日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長　登壇〕

○企画政策部長（日暮義一）　1、シティプロモーションの1、セナリオハウスフィールドの大型ビジョンについてのウ、パブリックビューイングイベント時のプロモーションの考えについてお答えいたします。

現在、本市では各種イベントなどについてのお知らせを発信する際、X、フェイスブック、LINE、ユーチューブの三郷市公式チャンネルなどのSNSを利用し、幅広く情報発信を行っております。また、プロモーションを実施する際は、PRの題材や発信対象などをそれぞれの目的に合わせて魅力が正しく伝わるよう、写真等を効果的に使い、対象者に届くよう工夫を行うとともに、発信する情報の性質に合わせ、適切な媒体によりタイミング良く発信することを意識しております。

ご提案のありましたスポーツイベントにおけるパブリックビューイングは、参加者全員が共通のテーマで互いに共感することにより一体感が生まれ、市からの情報発信に加えまして、パブリックビューイング参加者自らがSNSを通じ、体験した魅力、高揚感、満足度など多くの情報を発信していただくことにつながるものであると考えております。

また、発信された情報が人から人へと広範囲に伝わっていくことも期待できるため、より

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

多くのかたに本市の魅力や様々な取組を知っていただく契機となるものと認識しております。

現在、本市のプロモーション活動を更に良いものにするため、みさとシティプロモーション方針の改訂作業も進めておりますので、PR題材の収集方法や望ましい発信の在り方と併せて、イベントプロモーションの情報発信をより一層拡散させていく仕組みづくりについても検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 西尾秀貴議員。

○8番（西尾秀貴議員） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

来年の大きなスポーツ大会のパブリックビューイング、期間的にも難しいということが分かりました。ありがとうございます。その広め方も大変ご丁寧なご説明ありがとうございます。

次の大きなスポーツ大会といいますと、再来年、2027年にラグビーのワールドカップがオーストラリアで開催されます。そのラグビーのワールドカップ2027のパブリックビューイングはぜひやっていただきたいなと思っております。なぜなら、三郷市はラグビーとのつながりがあると僕自身思っていましたし、2019年ラグビーのワールドカップ日本大会の時にオールブラックスの皆さんのがセナリオハウスフィールドに来てくれたりとか、先ほどもおっしゃつておられました大学ラグビーと同じくセナリオハウスフィールドで毎年リーグ戦をやってくれたり、それも見に行かせていただいたりしております。

そして、それも今おっしゃっていました、ラグビーの日本代表に選ばれております東京サントリーサンゴリアス所属の福田健太選手が三郷市出身なんですね。なので、ぜひともこれ当てはまるなと思いましたし、あとパブリックビューイングの開催の難易度というのをちょっと調べたんですけども、オリンピックのパブリックビューイングの開催の難易度は「厳しい」、これはやれないということではなく、たくさんのハードルがあるという意味の厳しいだと思います。そして、サッカーワールドカップのパブリックビューイングの開催の難易度は「非常に厳しい」と書いてある中、ラグビーワールドカップのパブリックビューイングの開催の難易度は「易しい」となっていました。市としてのパブリックビューイングの実施のしやすさランディングというのもありますし、ラグビーワールドカップはバレーボールのワールドカップを抜いて、堂々の1位でございました。

つまり、すごく実施しやすいということなんですね、もうこれはやっていただくしかないと思っております。ラグビーワールドカップが開催されるのはオーストラリアです。時差は

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

2時間遅れ、日本時間で真夜中、明け方開催というのはなさそうです。開催は2027年10月1日から11月13日となっております。もし、セナリオハウスフィールドでの大型ビジョンでの観戦が寒いようなら、各会館で開催していただくのでも構いません。三郷市出身の福田選手が出るともなれば、更に三郷市民の皆さんと熱く盛り上がると思っております。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。再質問はありません。ありがとうございました。

○議長（武居弘治議員） 以上で西尾秀貴議員の質問を終わります。

◇ 高 橋 誠 一 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第7、4番、高橋誠一議員。

〔4番 高橋誠一議員 登壇〕

○4番（高橋誠一議員） 議長のお許しをいただきまして、質問のほうに入らせていただきます。本日は、よろしくお願ひいたします。

令和8年度の予算編成方針の中にも、本市の財政の見通しは大変厳しいと明記されてございます。こうした現状の中で、将来に向けまして三郷市をより満足度の高い憧れられるまちにするためには、より費用対効果に重点を置き、稼げる力を育てまして、自主財源を生み出すことが行政の役割ではないかと考えます。ひいては、いかに創意ですとか工夫を凝らしまして、効率的な財政運営がなされるかが、これから注目されるのではないかと考えます。

本市の令和6年度の決算の財政状況は、経常収支比率ですか、100.7%、示すとおり新たな行政需要に対しまして柔軟に対応しにくくなっている、そんな状況だと思います。財政調整基金も近い将来、発生が予想されます災害などへの備えとしては、非常に不十分ではないかと、できれば年度当初に20億円くらいの目標としたいところでございます。

また、将来負担比率も類似団体の平均を大きく上回っており、将来的な財政負担が大きいことから、中長期的な視点に立って債務の管理ですとか、財政の健全化の取組が求められてございます。

しかし、こうした中でも三郷市は財政力指数ですか、高水準を保っておりますので、財政運営状況次第ではよりよい福祉の増進が可能な自治体でもございまして、正に行政に携わる皆さんのが最大限の創意と工夫を發揮するべき業務だと考えます。

さて、令和8年度の予算編成方針、こちらを見ましても基本的な考え方として財源の発掘、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

そして事業の大胆な見直しを図る必要があると明記されてございます。そうした中で、令和6年度決算におきましては医療ですとか、福祉、教育、少子化対策など、市民の公的福祉の醸成のための、いわゆる民生費が289億4,540万4,000円、これに対しまして財源の発掘に大きく寄与するのではないかと思われます商工費は5億705万8,000円と、地域経済の活性化に十分な財源が確保されているとは言い難い状況です。現状の行政サービスの持続可能性をこれ以降確保するためには、事業の縮小などの歳出の削減だけではなくて、各事業への歳出配分の最適化とともに、地域で稼ぐ力を育てて、市税基盤を確かなものにしていく、そんなような視点が不可欠だと思われます。

正に、それは予算編成方針にあります事業の大胆な見直しではないでしょうか。地域で稼ぐ力を育てる、財源発掘の第一歩は、市内事業者間の取引ですとか、地域で消費、生産、雇用が回る、地域経済の循環を強化することであり、財政の土台を太くする中核的な戦略と考えます。

そこで、今後、令和8年度の予算編成に向けて、以下の質問をさせていただきます。

1番、財源の発掘について、市としての具体的な取り組み状況及び今後の方向性について。

2番、今後の財政運営において地域経済の循環を高める政策の強化について。

3番、市内事業者の競争力の強化ですか販路の拡大、企業間の連携の促進、こういった稼ぐ力を高める施策について、現状の体系と今後の展望について。

4番、事業の大胆な見直しについて、市としての具体的な方針について。

5番、今後の商工地域経済分野におきまして、政策の費用対効果、これの可視化ですか、民間との協働強化について。

以上、5点についてご答弁をお願いいたします。

続きまして、野生動物の出没問題。

近年、全国的にクマやアライグマ、イノシシなどの野生動物が住宅地や学校周辺に現れています。三郷市におきましても、市民の不安を感じる声が届いておりまして、早めの備えが必要であると考えます。

特に、アライグマは早稲田、三郷中央、この地域におきましてもう既に発生報告が寄せられております。本日は、市の取組状況と今後の強化策についてお伺いをいたします。

質問の1、三郷市における野生動物の出没状況について。

ア、過去5年間の市民からの通報件数は何件か。

イ、農作物や生活被害の状態について。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ウ、現状把握している市内のリスクの高い地域。

質問の2、市の初動対応について。

ア、窓口となる部署はどこか。

イ、市内でイノシシなどの大きな動物が確認された場合の緊急広報について。

質問の3番、アライグマなど繁殖率の高い外来生物対策の強化について。

ア、市民向けの啓発活動の実施状況。

以上、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（武居弘治議員） 高橋誠一議員の質問に対する答弁を求めます。

妹尾安浩財務部長。

[妹尾安浩財務部長 登壇]

○財務部長（妹尾安浩） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

1、財政運営の1、財源の発掘について、市としての具体的な取組状況及び今後の方向性についてでございますが、毎年度の当初予算編成に当たっては事前に各部局に対して財政の見通しや予算編成の基本的な考え方などを内容とする予算編成方針を通知しております。直近の令和8年度当初予算編成に向けては、厳しい財政状況の中にあっても、第5次三郷市総合計画の各施策を推進するため、財源の発掘も必要である旨記したところでございます。予算編成において歳入では、その最も大きな割合を占める市税収入の確保がまずは財源として重要と捉えており、収納率向上のためスマートフォンやコンビニエンスストアでの納付、口座振替での納付など、多種多様な納付方法を提供し、市民の皆様が納付しやすい環境の整備とPRに努めております。

また、これだけでなく、税収の確保のためには納期限内に納付が困難なかたへの相談や未納となっているかたに納付を促すといった細かな取組も重要であると考えており、様々な徵収強化策にも取り組んでおります。

また、市税以外の財源につきましても、国・県の補助金の着実な確保や交付税措置のある有利な地方債の活用などに加え、広く参考となる事例などについて情報収集の強化に努めており、企業版ふるさと納税などを含め、財源の確保に資するような新たな手法にも取り組んでいるところでございます。

安定した市民サービスを提供するためには、その根幹となる市税収入を増加させることはもとより、補助金や有利な地方債を含む有益な財源確保策を積極的に活用することが重要であることから、今後とも国・県の施策の動向や他の自治体の先進的な取組を把握してまいり

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 小暮勲地域振興部長。

[小暮 勲地域振興部長 登壇]

○地域振興部長（小暮 勲） 1、財政運営の2、今後の財政運営において地域経済の循環を高める政策の強化について及び3、市内事業者の競争力強化や販路拡大、企業間連携の促進といった稼ぐ力を高める施策について、現状の体系と今後の展望については関連がございますので、一括してお答えいたします。

地域経済の循環を推進する施策につきましては、本市の第5次三郷市総合計画のまちづくり方針5、魅力的で活力のあるまちづくりの中で、にぎわいのある商業の振興、活力ある工業の振興、産業と雇用の創出、魅力ある観光の振興と明記し、実現のための各種事務事業を設定し、施策の実施を行っているところでございます。

具体的に、事務事業で申し上げますと、労働者支援事業をはじめとする労政関係の事務事業による労働者の福祉の増進、勤労意欲の向上及び事業者における人材確保・雇用の促進、商工振興事業をはじめとする商工振興関係の事務事業による商工経済・団体・商店会との連携、事業支援及び中小企業の資金繰り、新しい取組への後押し、新たな特色ある事業の創造の支援、そして観光振興事業をはじめとする事業者と連携した都市型観光の推進、事業者・団体等の活動の紹介を含め、対外的に市の情報の発信となってございます。

このような体系において、市内事業者の競争力強化や販路拡大、企業間連携の促進を含め、市内の商工振興における取組を図っているところでございます。

今後につきましても、現在策定中の後期基本計画に、これら施策の推進を掲げていく中で、この体系の下、市内事業者を取り巻く世情や環境の変化などを踏まえ、引き続き創意工夫の上、持続可能な産業の集積や商工事業者の育成と支援に力を入れ、地域経済の循環を促してまいりたいと存じます。

○議長（武居弘治議員） 日暮義一企画政策部長。

[日暮義一企画政策部長 登壇]

○企画政策部長（日暮義一） 1、財政運営の4、事業の大膽な見直しについての市としての具体的な方針についてお答えいたします。

本市では、限られた予算を有効に活用し、また事務の効率化を図るため、様々な取組を行っており、その一つに事務事業評価がございます。事務事業評価は、事業の目的や手段を点

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

検、評価することで、より一層効果的、効率的な市政運営につなげるもので、事務事業ごとの目標設定、目標達成への取組、進捗状況の把握、評価の実施等を通じ、次年度の実施方法の変更など事務改善や見直しの基礎にするものでございます。こうした評価結果等を踏まえ、事業の見直しを行うことは重要と考えておりますが、急な施策の変化や事業の変更は市民生活への影響が大きくなる側面もありますので、十分な説明や周知を行い、市民の皆様に理解していただることにも努めているところでございます。

今後、ますます多様化、複雑化する行政ニーズに対応するための事業の見直しに当たっては、これまで以上に効果的、効率的な市政運営の仕組みが重要であると認識しておりますので、引き続き事務事業評価の見直しやDXの推進、庁内体制の改善などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 小暮 熱地域振興部長。

〔小暮 熱地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 熱） 1、財政運営の5、今後の商工地域経済分野における政策の費用対効果の可視化や民間との協働強化についてお答えいたします。

商工振興分野においての効果検証については、物価高、人件費の高騰や国・県の施策などにおける商工事業者を取り巻く環境の変化などの影響が大きく、また市内事業所の事業活動におけるセーフティネット事業も多くあることから、施策単位での効果を定量的に可視化することが難しいなどの課題がございます。

事業の立案や継続の可否に資する効果検証の手法につきましては、今後も引き続き研究してまいります。

また、民間企業・機関との協働に関しましても、本市の特性や状況を考慮しながら、先進自治体の事例などを参考に協働体制の構築について研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 2、野生動物出没問題の1、三郷市における野生動物の出没状況について順次お答えいたします。

ア、過去数年間で寄せられた市民からの通報件数についてでございますが、令和3年度は54件、令和4年度は31件、令和5年度は25件、令和6年度は62件、令和7年度は11月末時点

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

で48件でございます。

次に、イ、農作物や生活被害の実態についてでございますが、被害の実態は把握しておりますが、アライグマが主な原因となっております。

次に、ウ、把握しているリスクの高い地域についてでございますが、特に高い地域につきましては彦成や早稲田などの北部となっております。

次に、2、市の初動対応についてのア、窓口となる部署は及びイ、市内でイノシシなどの大きな動物が確認された場合の緊急広報についてですが、窓口は市民生活部クリーンライフ課となっており、イノシシなどの目撃情報が寄せられた場合は、むやみに近づかないようホームページで注意喚起を行い、併せて人的被害が生じるおそれがある場合には吉川警察署と連携し、メール配信サービスや防災行政無線などを活用し、不要不急の外出は控えるように緊急広報を行っております。

最後に、3、アライグマなど外来生物対策の強化についてのア、市民向けの啓発活動の実施状況についてでございますが、ホームページに特定外来生物の特徴や対策などの情報、また相談先について掲載しております。被害に遭わないようする対応や、被害に遭ってしまった場合など、市や関係機関が発信している情報に早くアクセスできるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 高橋誠一議員。

○4番（高橋誠一議員） ご答弁ありがとうございました。

まず、財政運営に関しましては、稼ぐ力を育てる提案事業といたしまして、1つ、市内企業同士の取引増加のための常設のマッチング支援の取組、2つ目、市内産品のブランド統一と広域プロモーションの実施、3番目、商店街、中心街、例えば出店を考えている事業者に対しまして、不動産屋さんとの仲介窓口の設置などによる空き店舗活用の加速、こういった事業内容でご検討いただきたく存じます。

地域で稼ぐ力を育てるということは、実は未来の福祉を守ることにつながります。持続可能な三郷市の財政基盤を構築するためにも、より効果的な生産性のある財政運営が期待できるような次年度予算案が提出されることを私は楽しみにしております。

野生動物出現に関しましては、三郷市は大丈夫ということではなく、今から備える姿勢は重要です。後手に回ると、大きな対策支出につながる可能性もございます。市民の安全のためにも、ぜひ実効性のある対策を期待しております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

今日は、再質問に対してのご答弁は要りません。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武居弘治議員） 以上で高橋誠一議員の質問を終わります。

◇ 日 高 千 穂 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第8、3番、日高千穂議員。

〔3番 日高千穂議員 登壇〕

○3番（日高千穂議員） 三郷市議会定例会での一般質問を通告書に基づきまして、順次質問をさせていただきます。

近年、全国的に日本放送協会（略称）NHKの受信契約や請求に関して、誤請求や説明不足により市民が困惑する事例が相次いでおります。ここ数年で、NHKに関するお困りごとを中心とした三郷市民の皆様の声を聞く中で、ご連絡頂いた事例は亡くなられたかたへの請求が継続してしまうケース、テレビを既に処分しているにもかかわらず、契約が残り続けるケースなど、市民の立場では対処が難しい状況のものです。時には、引っ越しをしたばかりなのに、NHKの集金人がすぐに訪問してきたけれども、どうしてこんなことが起こるのかというご相談もございました。

こうした問題が起こる背景の一つとして、NHKが自治体に対して行う住民票・除票の写しの請求手続きのあいまいさが指摘されております。住民票・除票は極めて重要な個人情報であり、外部提出の可否については慎重な判断が求められます。提出資料が不十分なまま請求を認めてしまうと、市民の情報が必要以上に提供されてしまう可能性がございます。お隣の松戸市では、この問題に対し、議会での改善提案を重ねた結果、NHKによる住民票・除票の写しの請求の際に契約書等の疎明資料の添付を義務化するという運用改善が進み、個人情報保護の強化につながっております。本市においても、市民の大切な個人情報が安易に外部へ提供されることのないよう、運用の確認と改善の必要性を伺いたく、本件を取り上げます。

質問1、法人による住民票・除票の写し請求に関する三郷市の現状について。

ア、法人における第三者の住民票または除票の写しの具体的な申請条件と方法はどのようなものかお伺いいたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

イ、本市では住民票または除票の写しを請求する際、どのような疎明資料の提出を求めているのか、またその必要性の判断基準をどのように整理しているのか、現状の運用をお伺いいたします。

次に、質問2としまして、東埼玉消防指令センターについてお伺いいたします。

来年4月より三郷市消防本部を含む埼玉県東南部地域を管轄する5消防本部が共同で管理、執行する東埼玉消防指令センターがいよいよ稼働いたします。それに先立ち、三郷市消防本部での現状確認、更には吹田市消防防災センター内にある北大阪消防指令センターの視察を行いました。北大阪は既に広域一元化が完成しており、正に未来の消防指令センターの姿を見ることができました。その学びから、三郷市として今取り組むべき課題、準備状況について質問いたします。

北大阪消防指令センターの視察で最も強く実感したのは、広域化とは職員数を増やすことや設備を共有することが目的ではないという点です。むしろ、本質は判断のばらつきをなくす、出動の無駄、遅れをなくす、同時多発災害にも耐えられる判断基準を共有する、こうした判断の質の標準化です。

そこで、質問アとして、東埼玉消防指令センター稼働後、判断基準の統一として通報を受けてからの業務フローをどうするのかお伺いいたします。

さらに、イとして、北大阪消防指令センターでは初期の段階でデジタルに経験豊富な職員を配置し、若手とベテランの構成で育成の場としても機能しておりましたので、本市はどう体制を整えるのか、各所属の出向人数と総勢数をお伺いいたします。

また現在、本市における外国人住民も高齢者も増加傾向にあることは周知の事実であり、本市の人口動態を踏まえれば多言語対応、高齢者支援は必須でございます。北大阪消防指令センターでは、多言語通訳は課題なしと断言できるほど整備されておりました。また、AI音声認識による指令記録は、言った言わないの防止、職員のストレス軽減、事後検証の精度向上などに役立っておりました。ほかにも、Live119による映像共有、現場映像の即時送信、車載端末による支援情報連動など、デジタル対応のレベルの差が救える命に直結することを目の当たりにし、特にLive119は映像があるかどうかで助かる命が変わると言われるほど、大きな差を生む仕組みでございました。

そこで、質問ウとして、高齢者や外国人からの通報対応で課題はあるのか。

エとして、デジタル標準化によるAIの活用や現場映像のライブ共有など、今後の展望についてお伺いいたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

最後に、オとして、施設についてお伺いいたします。

消防業務の中核を担う施設として、大規模な自然災害などの発生時においても消防指令業務の継続性が求められることから、最新鋭の設備であることは容易に想像ができるところではございますが、建物の耐震性や水害、強風等による防災性能はどのレベルで確保されているのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終了いたします。

○議長（武居弘治議員）　日高千穂議員の質問に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長　登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄）　日高議員のご質問にお答えいたします。

1、法人による住民票・除票の写し請求に関する当市の現状について順次お答えいたします。

初めに、ア、法人における第三者の住民票または除票の写しの具体的な申請条件と方法はございますが、法人を含む第三者から申請する場合には正当な理由が必要となり、その申請条件は債権債務の関係が発生している場合や保険金の支払い、契約の履行、また訴訟等の法的手続などがございます。

申請方法につきましては、窓口または郵送により、請求者である法人名、代表者名、主たる事務所の所在地、請求事務担当者名及び住所のほか、請求対象者の氏名、住所、また住民票などの利用の目的を裏付ける疎明資料を提出いただいております。

次に、イ、どのような疎明資料の提出を求めているか、またその必要性の判断基準をどのように整理しているかでございますが、法人を含む第三者から申請があった際の疎明資料につきましては、利用の目的を確認できる資料、例えば当事者間の契約書や債権残高証明書など、住民票の写しなどを必要とすることができるものの提出を求めているところでございます。

必要性の判断基準でございますが、住民基本台帳法において「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者については、住民票などの写しを交付することができる」と定められていることに照らし、提出された疎明資料が申請条件に合致しているか、また国の定める住民基本台帳事務処理要領も併せて確認し、判断しているところでございます。

以上でございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○議長（武居弘治議員） 山本浩文消防長。

〔山本浩文消防長 登壇〕

○消防長（山本浩文） 2、東埼玉消防指令センターについてのうち、三郷市の消防署はどう変わるのが、課題と準備状況についてのア、指令センターの業務フローはどうされているのかでございますが、市民からの119番通報は全て東埼玉消防指令センターへつながります。119番通報を受信すると同時に、発信者情報や位置情報を受信し、おおむねの位置を特定、通報者より住所や目標物の情報を得て詳細な災害発生場所を確定します。通報内容から災害の種別を特定し、出動部隊の編成、各消防本部への出動指令、災害情報の共有を速やかに行うものでございます。

また、1つの通報に対し、2名以上で通報内容の確認を行うことにより、人的ミスを減らす対策を行い、判断基準の統一化を図るため、総務省消防庁が示している119番通報緊急度判定プロトコルを基に聴取することで、通信管制員の判断のばらつきをなくしてまいります。

次に、イ、各所属の出向人数と総勢数でございますが、消防指令センターに勤務する各所属の職員数は、三郷市消防本部は現在指令課に勤務する職員から経験豊富な職員を6名、ほかに越谷市消防局14名、吉川松伏消防組合5名、春日部市消防本部9名、草加八潮消防局12名、総勢46名となります。

次に、ウ、高齢者や外国人からの通報対応で課題はあるのかでございますが、現在もひとり暮らしの高齢者などのかたに導入しております緊急通報システムは継続してまいります。また、日本語が話せない外国人通報者への対応として、多言語コールセンターサービスを活用し、32言語に対応できる通訳者を介し、災害内容などの聴取を行い、迅速な出動につなげてまいります。

次に、エ、デジタルによるAIの活用や今後の展望についてでございますが通報内容を自動でテキスト化する機能を有し、通報者と指令担当職員の会話内容が文字化され、相手の会話をテキストとして再確認することが可能となります。また、現場映像のライブ共有として新たに119番映像通報システム（通称）Live119を導入し、119番通報者が用いるスマートフォンから傷病者の状態や災害現場の詳しい状況を映像として送信していただくことにより、効果的な災害の状況を把握することが可能となります。

そのほか、現場映像伝送システムが導入されることにより、活動隊員が携行するウェアラブルカメラやドローンからの現場映像を指令センターや消防本部に設置された受信装置より確認が行え、早期の情報収集、応援要請が可能となります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

次に、オ、建物の耐震性・防災性能はどのレベルで確保されているのかでございますが、東埼玉消防指令センターは鉄筋コンクリート造2階建て、免震構造で建設され耐震性は確保されており、水害対策として指令センター及び各種システム、非常用電源などの主要設備を2階以上に設置し、万が一の災害に備えております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員）　日高千穂議員。

○3番（日高千穂議員）　ご丁寧なご回答をいただき、ありがとうございました。

住民票・除票といった極めて重要な個人情報の取扱いについて、一件一件、請求の目的や権利義務関係を丁寧に確認した上で、必要性が認められたものに限って交付しているという本市の大変慎重な運用が行われていることが確認でき、安心いたしました。市民の個人情報を守るという観点から、非常に心強く高く評価したいと考えております。

全国的には、NHKの請求や説明の在り方をめぐって、市民が不安や不信感を抱くような事例も報じられておりますが、本市においては法令の趣旨にのっとり、市民の大切な情報を安易には渡さないという厳格な姿勢で運用されていることが確認できました。市民の皆様に代わりまして、個人情報保護に最大限配慮した対応を続けていただいていることに感謝を申し上げます。

今後も、社会状況の変化や、他自治体の先進事例を参考にしながら、より一層市民の権利保護と適切な事務執行の両立に取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

本件につきましては、本日のご回答を踏まえ、市民の皆様にも三郷市は個人情報をしっかりと守っているということを私からも積極的にお伝えしてまいりたいと思います。

次に、東埼玉消防指令センターの運用につきましては、市境が消える広域一元化で重要なのは市単独ではなく、全体最適で考えられる文化であり、広域化は箱より人と情報が勝負だと感じております。来年4月の稼働は、本市にとって1秒でも早く現場へ、一人でも多くの命を救うための大きな転換点になります。

そこで、三郷市消防本部は何が変わり、何が変わらないのか。そして、最後に消防長が理想とする広域一元化の消防指令センターとはどのようなものか、お考えをお聞きいたしまして、以上で私の質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武居弘治議員）　日高千穂議員の2問目に対する答弁を求めます。

山本浩文消防長。

[山本浩文消防長　登壇]

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○消防長（山本浩文） 再度のご質問にお答えいたします。

三郷市消防本部が何が変わり、何が変わらないのかでございますが、東埼玉消防指令センターは119番通報の入電から出場指令までを行います。消防本部として出場体制などには変わりはございません。消防指令センター開始により、今まで以上に情報解析能力が向上し、出場指令が早くなることに伴い、現場到着時間の短縮が期待されます。

次に、理想とする消防指令センターはどのようなものかでございますが、5年の歳月をかけ検討を重ねた最新で高機能化が図られた消防指令システムの運用が開始され、理想とする消防指令センターができると考えております。今後も、消防指令センターの機能を生かし、市民サービスの向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で日高千穂議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（武居弘治議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午後 1時56分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） おはようございます。ただいまから令和7年12月三郷市議会定例会第11日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎市政に対する一般質問

○議長（武居弘治議員） 日程第1、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により順次発言を許します。

◇ 桑 原 洋 昭 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第9、13番、桑原洋昭議員。

[13番 桑原洋昭議員 登壇]

○13番（桑原洋昭議員） おはようございます。それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1、道路問題、1、道路維持管理について2点お伺いします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

まず、日頃より、市民の安全・安心のために、暑い日も寒い日も関係なく、現場でご尽力をいただいております道路管理担当課並びに関係各課の皆様に心より感謝申し上げます。

私は、これまで地域の皆様から道路に関する様々なお声をいただいてまいりました。声の中には、歩道の凸凹や段差でつまずいてけがをされたかた、自宅横のU字溝が破損し、車が通行するたびに大きな騒音に悩まれていたかた、そして、この夏の猛暑の影響もあり、雑草や樹木の繁茂によって、曲がり角や交差点付近、カーブミラーの見通しが悪くなっているという声も多数ございました。

私はその都度、現場へ足を運び、自身の目で確かめ、近隣のかたの声も伺い、市の担当課へつないでまいりました。

その際、職員の皆様には、道路の修繕や草刈りなど、迅速かつ丁寧に対応していただき、地域の皆さんからも「助かったよ」「安心できた」という声が寄せられています。市民生活を支える皆様の取組に改めて敬意を表します。

さて、ここからは、現状と課題について伺ってまいります。

市内には、国道、県道、市道が入り組んでおり、老朽化による亀裂や破損、段差など、場所によって状況は様々です。日常の巡回だけでは、全ての破損箇所を把握することは難しく、市民からの通報が重要な役割を担っています。

しかし、現状では、通報方法が電話か窓口が中心で、時間帯の制約があり、場所の説明が難しいという声も聞かれております。

そこで、アとして、市民から通報があった際の対応の流れはどうなっているのか、道路維持管理の現状についてお伺いします。

道路における異常箇所の把握、県や国との連携はどう行われているのか。また、修繕の優先順位や巡回点検の体制はどうなっているのか、お伺いいたします。

次に、国土交通省は、昨年3月、全国で利用できるLINEを活用した道路通報システムを開始いたしました。スマートフォンさえあれば、LINEから友達登録し、トーク画面で写真と位置情報をその場で送ることができ、24時間いつでも匿名で通報できるシステムです。

対象は、路面の穴ぼこや段差、落下物、ガードレールの破損、動物の死骸など、いわゆる道路の異常であり、市内外問わず通報できます。ただし、確認は開庁時間内で行われるため、緊急時は110番や#9910でのダイヤル通話が推奨されております。また、私道などの私有地や道路以外にすること、個別の対応はしていません。

この国の通報システムは、道路の破損箇所の早期発見と適切な維持修繕を進めるとして掲

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

げられている第5次三郷市総合計画の方向性とも合致します。国道や県道、市道が入り組む三郷市では、どこに通報すればいいのか分からぬという市民の声も多く聞かれます。

そこで、イとして、道路修繕箇所通報システム導入について伺います。

本市として、市民とともに道路を守っていく市民協働の観点から、気づいたときにすぐ通報できる三郷市をつくっていくべきと考えます。安全・安心なまちを築いていくためには、よりスピーディかつスマートフォンさえあれば簡単に通報できるシステムは大変有効なツールであると思います。

国土交通省LINEアプリの導入に当たっては、リンクを張りつけるのみで、コスト面では問題ないかと思いますが、通報内容の精度やプライバシーの配慮など様々課題もございます。さらなるスピード感あるまちづくり推進に向けて、まずは市のホームページにこの国土交通省のLINE通報アプリを掲載してはいかがでしょうか、見解をお伺いします。

続きまして、2、地域交流問題。

1、三郷市コミュニティ協議会支援事業について2点お伺いします。

先日、市内のある町会長とお会いした際、次のような話がありました。今度の町会でこどもたちが楽しめるようなクリスマス会を企画したい。その際の出し物について町内で話し合ったときに、市の公共施設で貸し出している備品があるから使ってみてはという提案があり、町会長は初めてコミュニティ協議会備品があるのを知ったとのことでした。

町会長は、備品リストを基に、早速公共施設へ問い合わせてみたところ、リストには掲載しているが、今は置いてないものがあるとのことで、ちょっと調べてほしいとのご相談を受けました。

現在、このコミュニティ協議会備品は、総合体育館、東和東地区文化センター、高州地区文化センター、高州地区体育館、彦成地区文化センターの5か所で管理されています。

令和4年度に発行されている備品リスト、施設名にはコミュニティセンターが掲載されておりますが、現在備品は置いていません。

総合体育館で貸し出している備品には、ディスクキャッチャー、カラーリング、ゲーゴルゲームの3種類の遊具備品があります。ほか、高州地区体育館では8種類の遊具備品、東和東地区文化センターではバーベキュー用の鉄板が大小1枚ずつ、高州地区文化センターではテントやベンチなどのキャンプ用備品、彦成地区文化センターではポップコーン機が大小1台ずつあります。

これらの備品は、平成7年度に実施された一般財団法人自治総合センターによる宝くじの

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

社会貢献広報事業、コミュニティ醸成事業によって購入されたものであり、地域交流の促進を目的に、市内公共施設へ配置された経緯があります。

そこで、アとして、まず備品の現状についてお伺いします。

備品購入から既に30年が経過しました。当時購入した25品目のうち、経年劣化によって使用できなくなったものや、破損・摩耗が進んでいるものもあると考えられます。現在残っている備品の現状、使用状況、そして安全面での管理はどのように確保されているのか、お伺いいたします。

次に、イとして、多世代交流及び地域活性化への活用、周知についてお伺いします。

コミュニティ協議会備品は、現在、町会や自治会、こどもフェスタ、体験キャンプなど、地域団体を中心に、5日間につき3点まで無料で貸し出されています。

本年、私の地元の町会でも夏祭りやスポーツ交流イベントの中で、ボッチャを活用し、ご高齢のかたからこどもまで幅広い世代が一緒に楽しむ光景が生まれました。多世代の交流が深まることで、見守りの強化、防災力の向上、高齢者の孤立防止、子どもの健全育成など、地域全体の安心と活力が高まるものと考えられます。

そして、地域の最前線では、町会長をはじめ、役員の皆様方が、どうすれば住民の皆さんのが喜んでくれるか、その1点を思い、工夫を重ね、一つ一つの行事に日々ご尽力されております。

こうした尊い取組を後押しする手段として、コミュニティ協議会備品をより積極的に活用していただくことは、大変意義のあることと考えます。

そこで、現在、コミュニティ協議会備品について、市として多世代交流、地域活性化への活用、周知に当たり、どのように取り組んでおられるのか見解を伺います。

以上で第1問目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 桑原洋昭議員の質問に対する答弁を求めます。

相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 桑原議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1、道路問題についてお答えいたします。

1、道路維持管理についての初めに、ア、道路における損傷箇所の把握、県・国との連携等の維持管理の現状についてでございますが、道路の損傷箇所の把握につきましては、応急対策室の職員が、毎日、道路パトロールを実施しているほか、道路をご利用される皆様から、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

電話による問合せや窓口でのご要望、また、国の道路緊急ダイヤルなどを通じて、損傷箇所の早期発見に努めています。

通報をいただいた後の対応としては、速やかに職員が現場確認を行い、通行に支障がある場合には、職員が応急処置を施した後、直ちに道路補修業者へ補修を依頼し、おおむね2週間から約1か月程度で補修を完了させております。

また、県道や国道に関する通報をいただいた際には、市から各道路管理者に速やかに補修などを実施していただくよう、情報提供を行っているところでございます。

次に、イ、道路修繕箇所通報システム導入についてお答えいたします。

国の道路緊急ダイヤルにつきましては、議員からもご説明がございましたが、聴覚障がいや言語障がいをお持ちのかたなど、どなたでも通報可能なシステムとして、令和6年3月からLINEによる道路通報サービスの運用を開始しております。

このサービスは、デジタル技術を活用して、各道路管理者に直接通報できる仕組みとなつているため、国道だけではなく、県道や市道などを含む全ての道路で利用可能となっております。

また、国のLINE通報システムの利用に当たっては、市の費用負担はなく、市民のかたもLINEアプリを無料で利用できるため、活用しやすいサービスとなっていることや、国においても、LINE通報アプリの利用促進に努めており、今後も国の通報サービスなどを活用しながら、道路損傷箇所の早期発見に努めてまいりたいと考えております。

引き続き、市民の皆様が国のLINE通報システムなどにおいて、通報しやすい環境を整えるため、市のホームページやメール配信サービスなどにおいて情報周知に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 2、地域交流問題、1、三郷市コミュニティ協議会支援事業についてのア、備品の現状、使用状況、管理について、イ、多世代交流・地域活性化への備品の活用、周知については関連がございますので、一括してお答えいたします。

三郷市コミュニティ協議会において所有する、輪投げ、ドームテントなどの備品につきましては、一般財団法人自治総合センターが行うコミュニティ助成事業や、埼玉県が行う彩の国コミュニティ協議会活動推進事業の助成などを活用し、三郷市コミュニティ協議会が購入

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

したものでございます。

これらの備品に関しましては、当該協議会の事業で使用するほか、三郷市コミュニティ協議会が定めた要領に基づき、町会やこども会、スポーツ・レクリエーション団体に貸し出し、地域の交流イベントなどで活用いただいております。

また、保管及び貸出しなどの管理につきましては、先ほど議員からもご説明がございましたが、三郷市文化振興公社が指定管理を行う 5 施設においてご協力をいただいているところでございます。

各備品の利用状況につきましては、多いもので年に 9 回利用される備品もございますが、購入から時間が経過し、古い備品も多いため、ここ数年、利用のない備品もございます。そのため、劣化の激しいものや修繕が難しい備品については、廃棄処分する状況となっております。

今後は、コミュニティ協議会と連携し、適切な備品管理に努めるとともに、地域のコミュニティ事業などで活用いただけるよう周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 桑原洋昭議員。

○13番（桑原洋昭議員） それぞれ丁寧なご回答、ありがとうございました。

それでは、要望と再質問をさせていただきます。

はじめに、1、道路問題、イの道路修繕箇所通報システム導入についてですが、先ほどご回答にもありました、現在も実施されているということでありました。有効なシステムだと思います。市民が手軽に通報できる点で、すごく重要なアプリではないかなと思います。

しかし、一方で、この通報項目が多岐にわたる場合、例えば、国道や県道などの通報も増え、結果として対応できない件数が増えてしまう懸念もあるのではないかと思います。

また、このシステムは市民からの通報が直接市へ届くのではなく、あくまで一旦国が受け取り、市道であると判断された場合に、必要に応じて自治体へ情報提供されるシステムだと思います。そのため、市道の迅速な補修につなげるためには、さらに市独自の通報システムの整備が必要かと考えます。

その先進的な事例としてひとつ挙げますと、上尾市では 3 年前から市独自の通報システムを導入していますが、より市民の利便性向上を目的に、昨年、市の公式 L I N E アプリを立ち上げました。

その主な利点として、まず、市道だけを対象にすることで、通報内容の精度が向上し、迅

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

速な対応がさらに進むこと、そして、市の巡回点検の補完として現場情報が蓄積され、道路維持管理のDX化にもつながること。さらに、窓口や電話での対応が減り、既存の庁内システムとの連携も可能になり、職員の負担軽減にもつながることなど、多くのメリットが期待されます。

先ほどもありましたが、この通報システムは、聴覚障がいのあるかたや失語症のかた、また日本語での通話が困難なかたなどにも利用しやすいという大きな利点もございます。

本市としても、声が出ない、電話ができない方々の安全を守る観点から、より幅広く利用できる通報手段を確保する仕組みを積極的に進めていくべきだと思います。そのためにも、まず市民が分かりやすいような、また、国土交通省LINEアプリをホームページに掲載していただき、その周知の工夫と、段階的にではありますが、市独自のLINE通報アプリ導入に向けて検討してはいかがでしょうか。こちら要望いたします。

次に、2、地域交流問題について質問いたします。

三郷市コミュニティ協議会備品は、地域活動に役立つ備品がありますが、その存在や貸出し方法が十分に周知されていないため、利用が進んでいない状況であります。

本年、市が実施するスポーツイベントにおいても、備品が活用されたと伺っております。多くの市民が利用する機会があるからこそ、安全性に配慮した管理が重要ではないかと思います。特に、備品の中では、電気を使うポップコーン機などは、劣化によって火災の原因になるかなと思います。

そこで、三郷市のコミュニティ活動を支える大切な資源として積極的に活用していただけよう、例えば、町会のハンドブックですとか、広報などを通し、周知の強化を図るべきではないかと考えますが、市の見解を伺います。

以上、再質問と要望を申し上げました。市民の安全・安心を守る道路維持管理、そして地域のつながりを育むコミュニティ協議会備品の活用、管理は、いずれも誰ひとり取り残さない市政の実現に欠かせない重要な取組であると考えます。

今後も市民の皆様の声に寄り添いながら、行政と地域が協働し、よりよい仕組みづくりを進めていくことを強く期待しております。私も現場の声を引き続き伺いながら、議会の立場からしっかりと提案、後押しをしてまいります。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 桑原洋昭議員の2問目に対する答弁を求めます。

小暮勲地域振興部長。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

[小暮 勲地域振興部長 登壇]

○地域振興部長（小暮 勲） 再度の質問にお答えいたします。

備品について、利用していただけるよう積極的な周知についてだと思いますが、備品につきましては、コミュニティ協議会の所有となりますので、その意向を伺いながら、連携して貸出し施設やホームページ、先ほど申し上げた町会等に配布する冊子などで周知に努めたいと思います。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で桑原洋昭議員の質問を終わります。

◇ 鳴 海 和 美 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第10、19番、鳴海和美議員。

[19番 鳴海和美議員 登壇]

○19番（鳴海和美議員） それでは通告に従い、順次一般質問を行います。

初めに、1、子育て支援問題、1、「こどもショートステイ」の取組みについて伺います。

児童福祉法第21条の18に規定された家庭支援事業には、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の6つの事業があります。

こども家庭庁では、これらの事業を必要とする家庭に対し、市町村は事業の利用を勧奨、支援しなければなりませんとしています。

この中の子育て短期支援事業には、ショートステイ事業と夜間預かるトワイライトステイ事業があります。ショートステイは、保護者の疾病、その他の理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において、一定期間最長7日間とし、教育保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的として実施されます。保護者の利用も含まれます。

具体的な利用理由は、こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上または精神上の事由、出産・看護・事故など家庭養育上の事由、冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由、養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、保護者が児童と一緒にレスパイトケアや、児童との関わり方、養育方法等について親子での

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

利用が必要である場合、経済的問題等により、緊急一時的に親子の保護が必要な場合であり、実施主体は市町村で、費用負担は国が3分の1、県が3分の1、市は3分の1となっていきます。

埼玉県内では、このショートステイ事業及びトワイライト事業をどちらか、または両方を実施している市町村は、36自治体になります。

そこで、アとして、保護者が子どもを養育できないなどの際に子どもを一定期間預かる制度だが、三郷市ではどのように取り組む予定かについて伺います。

次に、預かり先は児童養護施設等となっていますが、預け先については、里親なども含めて柔軟な対応ができるようです。例えば、越谷市では、市外の乳児院や児童養護施設を案内しています。

そこで、イとして、児童養護施設等で預かることとなっているが、このような事業を行った際に、該当施設がない三郷市では、どの様な施設が検討されるか、または、市外施設との連携はどうなるかについてお答えください。

次に、2、行政問題、1、市役所南側出入り口の自動ドア設置について伺います。

市役所南側には、駐車場への出入口があり、健康福祉会館との行き来に利用されるかたが多数見受けられます。特に、いきいき健康部や子ども未来部などが健康福祉会館にあるため、本庁での用事を済ませ、この出入口を使って移動する高齢者や乳幼児を抱いたお母様、ベビーカーを押している保護者のかたなどをよく見かけます。この扉は結構重く頑丈なので、見ていると心配なときもあります。

そこで、アとして、健康福祉会館との行き来に利用するかたは高齢者や乳幼児連れが多い為、自動ドア設置を検討すべきと考えますが、見解について伺います。

3、交通問題、1、戸ヶ崎交差点・潮止橋間、県道54号線の歩行者の安全対策について伺います。

この道は、潮止橋を渡ると八潮市に向かう道で、逆に、潮止橋から来て戸ヶ崎交差点を右折すると金町方面に向かうことから、かねてより交通量が多く、長年渋滞が発生している道路です。地域のかたにとって大事な生活道路であり、バス停が何か所かあります。

この道路には北側には歩道がありますが、南側には歩道がありません。側溝に蓋がけがされていて、その上を歩行者は歩いています。自分のすぐ横を車が通り、蓋にがたつきがあると、高齢者はつまずきそうになり不安だと、かねてより心配の声が上がっています。安全対策についてどのように取り組むことができるか、市の見解を伺います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

最後に、2、「サイクルアンドバスライド」について伺います。

サイクルアンドバスライドとは、自宅から自転車で最寄りのバス停付近の駐輪場まで行き、そこからバスに乗り換えて目的地まで行く施策です。三郷市では、自宅からバス停まで遠いかたはもちろんのこと、誰でも無料で利用できることになっています。利用されている市民のかたには、便利で助かるとのお声をいただいています。

市内には北は前間から、南は大場川バス停など、11か所の駐輪場が設置されるとホームページで案内されています。

そこで、ア、市内全域での利用状況について、イ、今後の増設予定はあるのかについて伺います。

先般、駐輪場の利用者から、自転車のサドルを盗まれたとご連絡をいただきました。自転車の盗難については、注意喚起を促して施錠などの徹底をお願いしていますが、部品の盗難を防ぐことは難しいかと思います。バスで帰ってきて、乗れない自転車を引いて帰っていくことは、盗難以上に精神的ダメージが大きかったことを感じます。

当事者は、もうこの駐輪場は使っていないとおっしゃっていました。せっかく利便性の向上のため、また、バス利用の促進につながる事業であるのに、残念なことです。市として、サイクルアンドバスライドの活用を推進する立場として、防犯対策は必須と考えます。

そこで、ウとして、盗難が発生しているようだが、防犯対策について市の見解を伺います。

以上で1問目を終わります。

○議長（武居弘治議員） 鳴海和美議員の質問に対する答弁を求めます。

須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 鳴海議員のご質問にお答えいたします。

1、子育て支援問題の1、「こどもショートステイ」の取組みについてのア、保護者がこどもを養育できないなどの際にこどもを一定期間預かる制度だが、三郷市ではどのように取組む予定かと、イ、児童養護施設等で預かることとなっているが、該当施設がない三郷市では、どの様な施設が検討されるか、また市外施設との連携はどうなるかにつきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

児童虐待の防止等を図り、こどもの健全な育成を図るために、養育環境が深刻な状況になる前に、こどもが育つ家庭環境や養育環境に係る支援を提供することが求められており、様々な子育て支援事業の一つとして、短期入所生活援助事業、いわゆるショートステイ事業

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

がございます。

一方、この事業は、児童養護施設を利用する場合に、本市周辺には施設数も少なく、常に定員が超過しているなど、利用に結びつきにくい状況があることから、本市においては実施しておりません。そのためショートステイ事業に準ずるものとして、緊急サポートセンターを活用した緊急サポートセンター利用料助成事業を令和7年1月から実施したところでございます。

この事業は、保護者が疾病や育児疲れなどにより、一時的に養育が困難になった場合に、子どもを預かるサポート会員の自宅にて宿泊等をする際に発生する利用料を、主に児童の養育環境が心配なご家庭を対象として、所得に応じて毎月の利用額の費用助成を行うものでございます。

こども家庭センターにおいては、本事業をはじめ、今後も引き続き支援が必要な方に対し、適切な情報提供を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、子育て支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員）　妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長　登壇〕

○財務部長（妹尾安浩）　2、行政問題の1、市役所南側出入り口の自動ドア設置についてお答えいたします。

市役所本庁舎1階にある来客者用の玄関は、北側と南側で合計2か所あり、このうち正面玄関として使用している北側の玄関は自動ドアですが、南側の玄関については手動ドアとなってございます。

市役所の本庁舎と健康福祉会館の両方に用件のある来客者のかたの建物の行き来をする際には、南側の玄関を利用されるかたが多くなっておりますが、その中でも高齢者やお子様連れのかたが多く、南側の玄関が手動であることで、本庁舎の出入りの際に不便を感じるかたもいらっしゃるかと存じます。

本庁舎と健康福祉会館との移動経路についての課題といたしましては、南側の玄関ドアが自動ドアでないこと以外にも、本庁舎の南側玄関前のスペースが斜面となっており、かつ段差があること、公用車駐車場や駐輪場を横切ること、車道を横断する必要があることなど、様々なものがあるため、それらを整理しつつ対策を講じる必要があると認識しております。

なお、物理的な移動の面のほか、例えば、こども関連の一部の手続については、本庁舎内

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

でも行えるような取組に関しても実施をしております。

このほか、最近では、市役所に来庁することなく手続が可能な電子申請等の取組も推進しておりますので、関連部署と連携や情報を共有し、来庁者の皆様の利便性がより高く、安心して庁舎をご利用いただけるような工夫を考え、ご質問の自動ドアに係る課題を含め、総合的な改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員）　浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長　登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄）　3、交通問題の1、戸ヶ崎交差点・潮止橋間、県道54号線の歩行者の安全対策についてお答えいたします。

戸ヶ崎交差点から潮止橋までの県道54号線、いわゆる松戸草加線は、隣接する八潮市に通じ、交通量も多く、またバス路線となっていることから、地域のかたにとって必要性の高い道路であると認識しております。

当該区間においては、北側に歩道が整備されており、歩行者の安全確保が図られているところでございますが、議員ご指摘のとおり、南側には歩道が整備されていない状況でございます。

つきましては、関係部署と現場を確認するとともに、県道を管轄する越谷県土整備事務所に対して、歩行者の歩きやすさを含め、交通安全について要望してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員）　城津守まちづくり推進部長。

〔城津　守まちづくり推進部長　登壇〕

○まちづくり推進部長（城津　守）　3、交通問題の2、「サイクルアンドバスライド」についてにつきまして、順次お答えいたします。

はじめに、ア、利用状況についてでございますが、サイクルアンドバスライドはバス利用の促進を図るため、バス停の付近におきまして、無料で利用可能な駐輪場を整備することにより、バス利用者の利便性の向上と併せ、自家用車による移動から、公共交通利用への転換による交通渋滞の緩和や温室効果ガスの排出量削減などを目指す取組でございます。

本市におきましては、市内11か所、約500台の利用が可能な規模で運用をしており、各所の利用状況から、一定数の利用者が定着しているものと評価をしており、バス利用の促進に関しても効果が得られているものと認識をしております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

次に、イ、今後の増設予定はあるのかでございますが、サイクルアンドバスライドで利用いたします駐輪場は、バス停の付近であること、また、公園や河川、水路など、活用が可能な公共用地があることなどの設置要件を満たす場合に整備を実施しておりますことから、現時点におきまして、増設の予定はございません。

最後に、ウ、盗難等が発生しているようだが、防犯対策についてにお答えいたします。

サイクルアンドバスライドの駐輪場につきましては、防犯対策の検討が必要であるものと認識をしておりますが、無料で自由に利用できる施設でもございますので、基本的には個人の責任においてご利用いただきたいと考えております。

ご質問の部品の盗難に対する効果は期待できないかもしれません、施設のご利用をいただくに際し、ワイヤー錠や頑丈なU字ロックなどを使用し、鍵を二重にかけること、また、駐輪場の環境等によりかなわないケースもございますが、自転車を丈夫な構造物に固定するなどの盗難防止策につきまして、周知・啓発に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員）　鳴海和美議員。

○19番（鳴海和美議員）　それぞれご回答いただきありがとうございました。幾つか再質問と要望をさせていただきます。

初めに、1、子育て支援問題、「こどもショートステイ」の取組みについて、三郷市ではどのように取り組むのかということでございますが、ご回答では、ショートステイの事業は、近隣に施設が少なく、ちょっと利用しづらいということで、緊急サポートセンターを活用しながら、その際に利用助成を行って奨励をしている、そういう意味のご回答だったかと思います。

この緊急サポートセンターは、市のホームページでは次のように案内されています。「急な子どもの預かりを希望する利用会員とお子さんの預かりを行うサポート会員の間で行う地域の助け合い活動で、利用者宅やセンター宅で病児・病後児保育、緊急的な一時保育、宿泊を伴う保育を行っています」と、そのように案内されております。

この緊急サポートセンターでショートステイと同義の事業を行っているということは承知をいたしました。これはサポート会員の協力によって成り立つ事業でございます。必要とされるかたに支援が行き渡るよう、事業の拡充にさらに努めていただきたいと思いますが、ここで、さらに確認の意味で再質問でございますが、よく似たような事業でファミリー・サポート・センター事業では、提供会員と利用会員のバランスが取れていない状況が時々あって、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

提供会員の不足が懸念されると、そういった声が聞かれますが、現在、この緊急サポート事業では、このバランスはどうなっているか、提供会員の不足は問題となっていないのかお伺いをさせていただきます。

さらに、利用料の助成についてご案内がありましたが、緊急サポート事業では、この助成がない場合は、午前8時から午後8時は1時間当たり1,000円、それ以外は1,200円、宿泊は1泊1万円となっており、利用者に対して、非課税世帯などに対しては、三郷市では助成を行っているという、これは大変いいことなんですけれども、所得を超えてしまうと、1泊1万円と結構高額になります。

ショートステイ事業を行っている他の自治体の利用料を見ていると、2歳未満ですと、1日5,350円、2歳以上だと2,750円とほとんどなっております。この事業の特徴は7日間まで使える点でございます。仮に、緊急サポート事業で7日間使ったとしたら7万円とかなり高額になります。

そこで、ショートステイ並みの料金にすべく、市としてこの所得を超えた世帯のかたたちにも助成を行うことについて見解を伺います。

次に、今、部長からもお話がありましたように、少子化対策や、また核家族の家庭が多くなって、子育ての孤立が問題となっているといった背景から、虐待防止や、健全なる子どもの育成のために様々な子育て支援が行われているということでございました。相談支援とか産後ケアとか一時預かり、本当に様々あるかと思います。

そういった中で、虐待につながりそうな、深刻だなと思える場合は、市から積極的な支援が入って対応を行っていただいているということは承知をしております。中には、ホームページなどでは案内していない事業も幾つかあって、きっと相談などの中から市が案内して行っているのかなと見受けられます。

このような様々な支援がある中、先ほど適切な情報提供を行っていくとご答弁ありましたが、保護者や子どもが必要としている支援のマッチングが大事なのかなと思っております。例えば、そういったかたには、こども家庭センターとか、様々な子育て支援センターとか行って、ご相談があればご案内いただいているかと思うんですけども、そこまで来れないかたとか、そういったかたたちはどのようになさっているのか。

また、ショートステイの要件にありましたけれども、養育環境等に問題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合とありましたけれども、例えば、こういった場合はどのように掌握し、どのように対応なさるのか、そういったことについてもお伺いで

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

きればと思います。

イのどのような施設が検討されるか、市外施設との連携はどうなるかについては了解をいたしました。

続きまして、2の行政問題、1、市役所南側出入り口の自動ドアの設置についてでございますが、私が取り上げた自動ドア以上に様々な課題があるということを、逆に問題提起をしていただきましてありがとうございました。

私自身も動線がかなり傾斜があつたりとか、非常に歩きづらそうだなということも思っておりましたので、ぜひそのことも整理する必要があるというご答弁がございましたので、ぜひこれから取り組んでいっていただきたいと思っております。

その中で、本庁内で行えるような相談の一本化ですか、また、電子申請などで利便性向上とかそういったお話をございました。私もこれまでいろいろ窓口業務ワンストップ化が必要だということを、様々な機会で訴えていただいた経緯もございまして、こういったことで市民があちこち行ったりしないで利便性が上がるということは非常に大事なことですので、そういう視点でのこれから取組というのも期待をしておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

その上で、ドアが重くて非常に開けづらいという課題は残っておりますので、例えば、重みで開く荷重式自動ドアというのがございます。人が踏むと開くというもので、電気が必要ないため、比較的ランニングコストが安く、エコであるということでご案内がなされております。これ電力を使わないので、停電時にも利用できるという点で、災害で電気が使えなくなった場合でもしっかりと開けることができるという災害対策となるという視点でも注目をされています。

このような設備も含めて、自動化について、そしてさらに福祉会館への動線について、しっかりと進めていただきたく要望させていただきます。

3の交通問題、1、戸ヶ崎交差点・潮止橋間、県道54号線の歩行者の安全対策については、県道でございますので、県に要望ということしかできないのかなと重々承知はしております。その上で、しっかりと県に細かく現状を知っていただいて、特に側溝の蓋、もう本当にがたつたりして危険なところがありますので、そういったところもしっかりと見ていただきまして、県に強く要望をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、2の「サイクルアンドバスライド」について、アの利用状況について、一定の効果があるというお話をございました。また、イの今後の増設予定に対しては土地がないとで

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

きないということで、今のところ予定はないということは了解をいたしました。

ウの盗難等が発生しているようだが防犯対策についてに関しては、個人の責任ということで答弁をいただきましたが、例えば、注意喚起の看板を少し増やすとか、そういったことでも多少の効果があると、そういう事例もあると聞き及んでおります。

例えば、部品盗難についての注意喚起ですか、盗難があったらすぐ110番をとか、そういったような看板を設置するとか、そういう対策などでもできるかなと思いますので、少し注意喚起をさらに強めるような形で行っていただけたらなと思います。その点についてちょっと見解を伺います。

再質問をもう一つさせていただきますが、このサイクルアンドバスライドの駐輪場なんですけれども、戸ヶ崎のほうは比較的土地があつたりとかして、柵があるような駐輪場がしっかりできているんですけれども、ほかの地域を見てみると、具体的には上口公園彦野排水機場なんかは、バス停のすぐそばがシェアサイクルに変わっていたんですね。南中学校入り口なんかも案内がないので、あるのかないのか分からないと、そういう感じでございました。

もし、これが地元の事情で変わっているのであれば、今、ホームページにこんな地図のご案内がありますけれども、これをしっかりと更新するべきだと思いましたことが1点で、それについてどのような対応をされるかということを1点お伺いしたいのと、あとこういった現状を踏まえて、公共交通の利用促進と環境問題、温室効果ガスの削減等に効果があるというご答弁ありましたけれども、この実態を見たときにこの事業を維持していくかと思っているのか。もしくは、これから縮小していくのか、事業に対してどういう思いでいられるのか、それを再度お伺いしたいと思います。

以上で2問目を終わります。

○議長（武居弘治議員） 鳴海和美議員の2問目に対する答弁を求めます。

須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 再度のご質問にお答えします。

3点あったかと思います。

1点目の緊急サポート事業の会員数と、市内でサポート会員が足りなかつた場合、サービスの提供が不足することはないのかというご質問であったかと思いますが、会員数につきましては、利用会員596名に対し、サポート会員は107名でございます。市内のサポート会員がサービスを提供できない場合には、市外のサポート会員が対応することとなっております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

2点目の利用料金の助成について一般の人にも広げてほしいが、どのように考えているかにつきましては、この事業は、主に児童虐待の未然防止のために、緊急サポート事業の枠組みを活用し助成を行う事業でございますので、こども家庭センターでの相談の中で、個々の事情に合わせ、利用料の減免の可否も含め判断するものと考えております。

3点目のことども家庭センターで把握できていない支援が必要なかたへの各種事業のマッチングをどのように工夫し、行っているのかにつきましては、福祉部門や学校、保育所等で構成される要保護児童対策地域協議会などの情報を基に、対象者の把握及びアプローチを行い、個々の実情に合わせ、最適な支援につなげております。

今後につきましても、引き続き子育て支援の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 鳴海議員の再度のご質問にお答えいたします。大きく3点であったかと思います。

まず1つ目、注意喚起の看板等を少し強化してみてはどうかというようなご提言だったと思います。そちらにつきましては、ご質問にあったとおり、部品の盗難等を防ぐことはなかなか難しいので、しっかり注意喚起に取り組んでまいりたいと思います。

そして2つ目、シェアサイクルを利用しやすいようにしっかりと案内をしてみたらどうか、そういったご提案、ご質問だったと思います。

明示していただきました上口公園ですか、場所によって整備水準と申し上げますか、安全施設等々、ばらつきがあるのは確かでございます。そういったところも含めまして、あとシェアサイクルのお話ございました。シェアサイクルに切り替わったというよりも、共存していくような捉え方をしていただければというふうに思います。

ちょっと前後しましたが、2つ目といたしまして、ホームページ等を通じて利用しやすいような周知に努めてまいりたいと思います。

最後3点目、サイクルアンドバスライドを今後も続けていくのかというようなご質問だったと思います。

自転車の利用促進につきましていろんな取組がございますが、サイクルアンドバスライドにつきましても非常に有効なものであると考えておりますので、引き続き維持をしてまいりたいと考えております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で鳴海和美議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 紺野伊久子議員

○議長（武居弘治議員） 通告第11、11番、紺野伊久子議員。

[11番 紺野伊久子議員 登壇]

○11番（紺野伊久子議員） それでは通告に従って順次質問します。

1、生活保護者のエアコン設置について、1、エアコン購入について。

今年の夏も猛暑が続き、三郷市でも国からの補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを使って、省エネ対応の電化製品の補助がありましたが、生活保護の皆さんは使えるものではありませんでした。

国から生活保護者が対象の有期加算で、5万円から7万円までの補助が行われますが、条件があり、DV被害者や病気、重篤された方や障がい者など、対象が限られています。社会福祉協議会などで融資をしていただいて購入し、借金を払っていくという方法しかなく、生活費が8万円程度では日常生活もままならないのに、借金を返済することは困難かと思われます。

地元の65歳の男性は、この夏エアコンが壊れてしまい、購入も難しいので、水のシャワーを浴びてこの夏をしのいだと聞いています。

また、冬は水道光熱費の冬季加算がありますが、夏はないので、電気代が高くなるといってエアコンをつけないご家庭もあると聞いています。

以下の点でお尋ねします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ア、三郷市の生活保護者のエアコン購入の実態はどうですか。低額のエアコン購入ができなくなった場合の対策はどうするのか、考えをお聞かせください。

イ、冬季加算はついているが、夏季加算もつけるよう国に意見を上げてください。

2、生活保護者裁判の影響は。

2025年3月、最高裁判所は、生活保護基準引下げ処分を違法として取り消す原告側勝訴判決を言い渡しました。原告に対し、2013年から2015年まで2.49%に改定し、全額支給すべきところ、減額して支給するなど許されるものではありません。しかも、原告者の支払う金額と差があるようで、差別と分断をここにも生んでいます。遡って支給する計算も複雑で大変かと思われます。

厚生労働省からまだ具体的な指導がないようですが、おおよそどのぐらいのかたが被害を受けているのか、三郷市内でも対象のかたがいらっしゃると思います。その状況を教えてください。

憲法は、第25条で健康で文化的な最低限度の生活をする権利が保障されています。物価高騰の中で暮らしが大変な中、様々な理由で収入が絶たれ、生活が困窮されている皆さんの人間の尊厳が守れるように、行政が援助していくことは大変重要だと思われます。

気候変動の中、猛暑の中で、健康で人間的な生活ができるよう、手を差し伸べていただきますようよろしくお願ひいたします。

ア、生活保護基準の減額の最高裁判決が出たが、三郷市内の生活保護利用者の影響はどうか。

2、学童保育支援員の処遇改善について。

公営児童クラブ支援員の処遇改善について。公営児童クラブの支援員の皆さんには、125名全員、会計年度任用職員と聞いています。

2015年、子ども・子育て支援法の中に位置づけられ、放課後児童支援員として全員対象に、放課後児童支援員の認定資格研修が行われ、三郷市内の支援員の皆さんも受講していることと思われます。

放課後児童支援員の仕事は多岐にわたります。こどもたちの年齢の特性や一人ひとりの性格、家庭環境も含めた状況を把握して、放課後の遊びや学習支援、こどもたちが自主的な活動を行えるよう指導し、異年齢の中で子どもたちの中に寄り添い、子どもの権利条約にのっとった豊かな保育の実践が求められます。緊急時の対応や小学校や地域との連携も重要な業務になっています。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

近年、児童クラブを利用している子どもたちは低学年の子が多く、以前のように、上級生が遊びや活動の面倒を見たりすることも少なく、トラブルもこどもたちで解決する能力も減ってきました。そのような中で、一人ひとりのこどもたちに関わることが大変多くなっています。

また、発達の気になるお子さんは、養護学校や特別支援教室に通うお子さんも放課後デイサービスと併用して利用されており、健常児との交流を通して、成長の上でもよい効果を上げています。そのためにもより専門性が求められます。

また、保護者からの相談も多く、中には多国籍の保護者の対応などもあり、大変苦慮しています。特に、三季休業中は保育の準備もままならず、家に持ち帰って準備することもあると思われます。

また、若い支援員や男性支援員がいると、こどもたちの悩みを聞いたり、ダイナミックな取組や体力を使った放課後遊びなど、大変盛り上がっています。遊びを十分に経験してこなかったこどもたちにとって、寄り添い、一緒に体を使って遊んでくる大人の存在が非常に重要だと思っています。

しかし、残念ながら、給与や身分保障が十分でないため離職をしていく職員も多いと聞いています。同じような業務で、保育所の保育士は正規職員で身分保障がされているのに、児童クラブの支援員は、専門性は發揮しなくてもよい、ただの見守りで構わないということでしょうか。

三郷市の支援員の皆さんも誇りを持って仕事をしていらっしゃいます。さらに意欲を持って仕事ができ、希望を持って生活設計ができるように処遇を改善してほしいと思います。

国は、こどもの未来戦略における加速化プランに基づき、受け皿の拡大を行うとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、2024年度から常勤職員の配置の改善のための予算が大幅に増額されました。そして処遇改善費も補助されています。

近隣の市町村でも、正規の支援員が中心になって県の学童保育連絡協議会の研修や、東武沿線の支援員の交流研修会に参加され、保育のエピソード記録を基に、保育実践の積み重ねを行っています。

このような研修会にも、ぜひ三郷市の支援員の皆さんにも参加していただき、子どもたちのために、豊かな保育を実践してほしいと思います。

ア、現在公立児童クラブの支援員は、会計年度任用職員ですが、安全対策や危機管理上も、子どもたちが安心して過ごせる保育内容の計画など重責な業務内容からも正規職員として引

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

き上げをすべきと思うがどうか。

3、農業問題について。

三郷市における耕作放棄地の実態について。

人類の気候危機をはじめとする多重危機に直面する中、国連では持続可能な開発目標やパリ協定が採択され、具体的な取組が行われています。

特に、食料農産物分野では、エネルギー支援、輸送の各分野と比較して、最大のCO₂の削減効果が見込まれる重要な分野に位置づけられています。人は食べていかないと生きていけません。幸せに生き続けるために、安定した食料供給が重要です。

日本の食料自給率は38%と下がり、依然、下降の一途をたどっています。米不足や野菜の高騰には市民も大変な生活を強いられています。今ほど地産地消の循環農業が求められていると思います。気候変動の中で農家も毎日苦労しておられると思います。

しかし、作物を作り、食す喜びもまたひとしおではないかと思います。私たちも台地の恵みに感謝して日々を過ごしています。

さて、三郷市内でも畠がまだあり、新鮮野菜が手に入り、非常にありがたいと思っていますが、中には、担い手不足で農家だけではやり切れないと、外に仕事に出て、畠が放置され、雑草や作物が作られていない耕作地が増えています。家族以外で農業に興味のあるかたが農業に従事できるような支援が全国的にも広がっています。

福島県の二本松市では、農業の技術的な指導や住宅の世話、中古農機具の貸出しなど、一体的に1つの窓口で行えるような仕組みづくりが行われています。

今、若い人も含めて、地球温暖化や有機野菜や安心・安全な食生活に関心のあるかたが増え、市民農園などをを利用して親子で野菜作りを体験するご家庭もあります。安価で農園が借りられるよう、また、作物の栽培指導も相談したり、農機具を貸していただけるような市民農園をこれからもぜひ推奨していただきたいと思います。

ア、特定生産緑地の制度創設に伴い、実態を教えてください。制度開始後、どのくらい耕作地が増えているかなど。

イ、農業者の後継者不足への対応はどのような取組が行われているのか。耕作放棄地における市の今後の方針をお聞かせください。

ウ、不耕作地などを使って市民農園の設置をして、市民が安心・安全な野菜作りが楽しめるようにしてほしい。

エ、市民農園にトイレや水道を設置、作物作りの指導もできるような農園にしてほしい。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

4、公園整備について。

三郷市として土地を購入して市民の憩いの場となる公園が設置できないか。

都市緑地法は、都市の緑地の保全と緑化を推進し、良好な都市環境を形成するための基本法で、公園づくりでは、都市計画法と連携し、緑の基本計画に基づいて、防災、環境保全、CO₂の吸収、雨水貯蔵、レクリエーション機能など、多様な目的に合った公園整備や緑地計画がされていると思います。

特に、長年育った樹木の保全が、生物多様性やヒートアイランド対策として重要視されているのではないでしょうか。特に、公園の位置づけは、公園、緑地、緑道、土地緑地法に定める緑地に定められ、災害時の避難所や防災機能、水資源涵養、生物生息空間、レクリエーションの場として都市計画にも位置づけられています。

三郷市内でもたくさんの用途に合った公園の設置が行われていますが、特に地元の皆さんからのご好意でお借りして児童公園として設置している場所も多くあり、非常に地域の皆さんのが憩いの場として使われています。

しかし、地主さんがお亡くなりになって代わりに相続税などの関係で売り払わなければならず、地域の憩いの場としての公園がなくなるケースが今回も生まれています。

東町会では、ちびっこ広場が1月31日をもって閉鎖されます。地元の老人会の皆さんがあげを植え、日々養生して、午前中はゲートボールでお年寄りが使い、乳児のお子さんをお持ちの親子が遊び、夕方は学校から帰ったこどもたちが群れて遊んでいます。また、近隣の保育園や幼稚園のこどもたちも利用しています。

三郷市でも、区画整理や開発時に緑地化や公園づくりが進んでいるようですが、計画的に区画整理や、必要によっては用地も購入して公園の整備を行っていただきたいと思います。

なお、その際、住民の意見を聞いて、住民参加型の整備を進めていただきたいと思います。

ア、東町の「ちびっこ広場」が地主の都合で閉鎖されるが、地主より買取り、存続をしてほしい。せめて、代替え地を見つけて整備すべきと思うがどうか。

イ、市内の公園整備に当たって、トイレや水道の設置は必須だと思う。ボール遊びができる環境整備や遊具・砂場の整備、特に砂場のネットを設置してほしい。

以上をもちまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 紺野伊久子議員の質問に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

[田中照久福祉部長 登壇]

○福祉部長（田中照久） 紺野議員のご質問にお答えいたします。

1、生活保護者のエアコン設置についての、初めに、1、エアコン購入について、ア、エアコン購入の実態はどうか。低額のエアコンが購入できなくなるが、その対策はどうするのかでございますが、エアコン購入に対する生活保護費の支給につきましては、新規で保護を開始したときに所持していない場合や、転居をした際に、転居先でそれまで使っていたエアコンが使用できない場合などに支給できることになっております。

一方、エアコンの買換えや修理につきましては、毎月の生活保護費のやりくりによって計画的に購入していただくことになっておりまして、このやりくりが困難なかたには、社会福祉協議会が行う福祉資金貸付の案内をその都度しているところでございます。

本市におけるエアコン購入に対する生活保護費の支給実績でございますが、令和6年度が12件、令和5年度が10件、令和4年度が26件となっております。

また、令和9年度から、エアコンの省エネ基準が引上げになることに伴い、その基準に満たない製品が製造されなくなる可能性があるとの報道がありますが、エアコンの購入費用の支給につきましては、生活保護法による保護の基準等に基づき、家具什器費として支給を実施しておりますことから、今後も国の基準に基づいて支給してまいります。

次に、イ、冬季加算はついているが夏季加算もつけられるように国に意見を上げてほしいでございますが、本市ではこれまで機会を捉えて国に要望をしてまいりました。

今後につきましても、猛暑が続く近年の気候変動を考慮し、要望について検討してまいります。

最後に、2、生活保護裁判の影響はのア、生活保護基準の減額の最高裁判決が出たが三郷市内の利用者の影響はどうかでございますが、厚生労働省は、最高裁判決を踏まえ、社会保障審議会に専門委員会を設置し、先月21日に、この専門委員会の報告を受け、対応の方向性を公表したところでございます。

しかしながら、現時点において、今回の最高裁判決を踏まえた対応について、国から市への通知が示されていないことから、今現在、三郷市内の利用者の影響にお答えすることはできません。引き続き、国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 檜垣幸久教育長。

[檜垣幸久教育長 登壇]

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○教育長（檜垣幸久） 私からは、2、学童保育支援員の処遇改善について、1、学童保育支援員の処遇改善について総論をお答えし、詳細につきましては担当部長をして答弁いたさせます。

本市の公営児童クラブにおきましては、児童福祉法をはじめ、国の放課後児童クラブ運営指針や県の放課後児童クラブガイドライン等を遵守し、児童の健全な育成と保護者が安心して就労できる環境の確保に努めているところでございます。

特に、運営の根幹となります職員体制につきましては、国や県の基準に基づき、各クラブの利用児童数に応じた適正な人数の支援員を配置することはもとより、その配置基準においても必要な有資格者を確保するなど、ルールにのっとった適切な運営体制を維持しております。

現在、本市では、多様化する保育ニーズへの対応や、喫緊の課題である待機児童を出さないための保育の量の確保と同時に、支援員一人ひとりの専門性を高めることによる保育の質の向上が優先課題であると認識しております。

今後も安全で安心な居場所づくりを推進し、現行の運営形態において、柔軟かつ持続可能な体制を構築することに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 2、学童保育支援員の処遇改善について、1、学童保育支援員の処遇改善について、ア、公立児童クラブの支援員は、正規職員として引き上げるべきと思うがどうかについてお答えいたします。

公立児童クラブにつきましては、各クラブの責任者である主任放課後ケアワーカーに対し、定例の会議を通じ、危機管理上の周知や個々の子どもの状況に即した保育の関わり方など、必要な情報の共有と徹底を図っております。

加えて、担当職員による各クラブへの定期的な巡回指導も継続的に実施しており、現場との連携を密にすることで、事故防止などの安全対策の強化や、保育上の課題解決に向けたサポートを行っております。

また、保育の質を確保するために、職員の資質向上が不可欠であります。このため県が実施する放課後児童支援員認定資格研修への参加を推進し、有資格者の拡大に努めているほか、各種研修への参加機会を設けるなど、専門的知識や技能の習得支援に力を注いでおります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

現在、会計年度任用職員として任用している支援員の処遇改善につきましては、これまでも国の動向や地方公務員法の改正を踏まえ、改善を図ってまいりました。

議員ご質問の正規職員への引上げについては、本市といたしましては、変動する児童数や多様な保育需要に対し、柔軟かつ迅速に対応できる運営体制を維持することが、現時点では最良であると考えております。

今後も引き続き、国・県の方針や先進的な取組を行っている他自治体の動向を注視しております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 城津守まちづくり推進部長。

[城津 守まちづくり推進部長 登壇]

○まちづくり推進部長（城津 守） 3、農業問題についての1、三郷市内における耕作放棄地の実態についてのア、特定生産緑地の制度創設に伴う実態についてにお答えいたします。

従来、市街化区域内の農地につきましては、生産緑地制度により、都市における農地の保全を行ってきた一方で、人口増加を背景とし、市街化区域内の農地の宅地化を推進してまいりましたが、平成27年に都市農業振興基本法が制定されたことを受け、平成28年に都市農業振興基本計画が閣議決定され、いわゆる都市農地は宅地化すべきものから、都市にあるべきものへと位置づけが大きく転換されました。

平成29年には、生産緑地法や都市計画法などの改正により、都市農地の保全のための様々な制度措置がなされ、特定生産緑地制度につきましても、この法改正の中で創設されたものでございます。

特定生産緑地は、所有者の意向を基に、生産緑地の指定から30年が経過するまでの期間に、特定生産緑地として指定をすることで、生産緑地に適用される税制特例措置等を10年間延長した上で、営農を継続することが可能となる制度でございます。

この制度の創設により、生産緑地の所有者は、特定生産緑地の指定を受ける選択のほか、従来の生産緑地のまま営農を継続すること、または30年が経過した時点で買取りの申出を行うという3つの選択肢の中から、将来の土地利用を定めていくことが可能となったところでございます。

本市における指定の実績につきましては、令和4年度には、平成4年度に指定された生産緑地地区105地区、約19.05ヘクタールのうち、91地区、約16.41ヘクタールを指定しております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

また、今年度は、平成8年度の三郷中央地区の市街化区域編入に伴い、追加指定された生産緑地地区6地区、約0.69ヘクタールのうち、5地区、約0.63ヘクタールにつきまして、特定生産緑地地区の指定を行ったところでございます。

また、生産緑地の増減につきましては、生産緑地地区の累計指定面積39.15ヘクタールに対し、特定生産緑地地区制度創設後の面積は、13.67ヘクタールの減となっております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 3、農業問題について、1、三郷市内における耕作放棄地の実態について、イ、農業者の後継者不足への対応と耕作放棄地における市としての今後の方針についてでございますが、初めに、農業者の後継不足への対応につきましては、若手農業者を対象として、会員相互の連携や情報交換などを目的とした三郷市農業青年会議所を設置しております。

定期的に講習会などを開催し、農業の経営・技術の向上並びに就農環境の改善などに取り組むほか、農業祭では、会員が生産した農作物を用いた宝船の制作など、団体活動をアピールした地域貢献により、次世代の農業者育成に努めているところでございます。

今後も国や県、関係機関と連携を図り、若手農業者や新規就農者の育成など、後継者対策に努めてまいります。

また、耕作放棄地の対応と方針につきましては、農業委員会や関係部署による定期的なパトロールが実施されており、耕作放棄地が確認された際には、適切な農地運営を行うよう地権者へ指導を行っております。

今後も引き続き、耕作放棄地の活用も含め、農地の保全に努めてまいります。

次に、ウ、不耕作地などを使った市民農園の設置と、エ、市民農園にトイレや水道の設置及び指導者の配置につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

先ほども答弁をいたしましたが、現在、耕作放棄地を見つけた際、地権者に適切な農地を管理する意向があるかを確認しております。

その中で、市民農園開設の意向があった際には、地権者に対して、三郷市市民農園開設支援補助金交付要綱に基づく、市民農園に附帯して設置する水道・トイレなどの設置費用の一部を補助する制度を案内するとともに、農業指導につきましても、地権者の意向を踏まえて調整してまいります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 城津守まちづくり推進部長。

[城津 守まちづくり推進部長 登壇]

○まちづくり推進部長（城津 守） 4、公園整備についての1、三郷市として土地を購入して市民の憩いの場となる公園の設置ができないかについて、順次お答えいたします。

初めに、ア、東町の「ちびっこ広場」が地主の都合で閉鎖されるが、地主より買取り、存続をしてほしい。せめて、代替え地を見つけて整備すべきと思うについてでございますが、ご質問のちびっこ広場につきましては、土地所有者のご厚意により、約22年間にわたり、地域の中で身近に親しめる広場として利用されてまいりましたが、このたび土地所有者の申出により閉鎖とするものでございます。

ちびっこ広場の存続につきましては、土地所有者のご意向や土地使用貸借契約の内容に鑑み、閉鎖はやむを得ないものと判断をいたしました。

また、ご質問の当該地を取得しての存続及び代替地を見つけての整備につきましては、既成市街地において土地を確保すること、また、用地取得や整備に要する財源の確保につきましては、現状におきまして課題があるものと整理をいたしました。

次に、イ、市内の公園整備にあたって、トイレや水道の設置は必須だと思う。ボール遊びができる環境整備や遊具・砂場の整備、特に砂場のネットを設置してほしいについてお答えいたします。

本市における公園等の施設整備につきまして、明確な基準等を設けることはしておらず、公園や広場等の規模や性質に応じ、適切なものとなるよう、整備に努めているところでございます。

砂場へのネットの設置についてでございますが、砂場につきましては、日光にさらした上で風通しをよくすることにより、細菌の増殖を防ぐ効果が期待されます。ネットの設置により不衛生になることも危惧されることから、本市におきましては、砂場1か所につき年4回、砂をふるいにかけて、ごみや動物のふんなどを取り除く清掃による管理を選択しているところでございます。

今後につきましても、地域の意向の把握に努めながら、公園等の規模や特性に応じ、最適な施設を備えた公園づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 紺野伊久子議員。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○11番（紺野伊久子議員） 丁寧なご答弁ありがとうございました。幾つかお願ひをしたいと思います。

1個目のエアコン設置についてです。

国基準のとおりということですが、ますますこれから大変な状況になっていくと思われます。生活保護者だけではなく、お年寄りも含めて低所得者が安価なエアコンが購入できるよう、引き続き努力していただきたいと思います。

次に、学童支援員の処遇改善についてです。

先ほど、主任ケアワーカーが中心になっておられるとききましたが、せめて所長とかつけて、その施設ごとの1人は正規で全体の責任を負っていくという方法もあるかと思われますので、ぜひご検討いただきたいと思います。そして若い人たちが採用されるような、希望を持って生活できるような制度にしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それから農業問題です。

生産緑地が3分の1減ってしまっているというところで非常に私もショックで、農家を引き継ぐ人も本当に減っていらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。ぜひ青年会議所等でいろいろ交流をしているようだと思うんですけれども、外から来た人たちも農業に従事できるような、そんな見通しを持った計画も持っていただきたいと思います。

第5次三郷市総合計画の中にありますように、三郷市の都市型農業の特色を生かして、直接消費者が見える野菜の直売所や、宅配など流通ルートも増やして、若い人たちが楽しく見通しを持った農業ができるように支援していただきたいと思います。

また、市民農園の問題では、お隣の葛飾区、私は勤めていたのでよく分かってるんですけども、農家から固定資産税の免除をお借りして、区がそれを整備して、9,000円くらいで貸出しをしているんです。非常に人気があって、広報に載せると、はがきで申込みをするという制度になっています。

そして、私立保育園とか公立保育園、幼稚園なんかにも優先的に貸出しをして、こどもたちもそこで野菜づくりを楽しめるような経験ができます。

それから、公立保育園にはコンポストをつくる機械が設置されていまして、そのコンポストを使って畑を作り、地域の皆さんにもお分けして、有機野菜の肥料として利用していただき、循環型の野菜づくりを体験してもらっています。市民向けの野菜づくりの体験農業の講座も行っています。

三郷市でも、体験型農園なども広げていただいているようですが、ぜひ土地を広げていた

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

だきたいと思います。

市民農園の開設費用が50万円ほど農家に1回目だけ支払われるんですけれども、その内容も検討していただきて、定期的に補助していただきて、利用者が安価で利用できるような市民農園をつくっていただきたいと思います。

あと公園整備については、ちびっこ農園がなくなってしまうということは残念なんですが、それでも、その代替地も難しいということで、ぜひ町会の皆さんと相談しながら、割と不耕作地、作っていない草ぼうぼうの畠もたくさんありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後に、砂場のネットなんですけれども、年4回、砂場の清掃をしていただいているということです。私は私立保育園に勤めていたんですけども、消毒をきちんとしてもらっています。砂場の清掃をしながら、衛生的に子どもが口に入れても大丈夫なように消毒もしていただいています。あと雨も浸透するようなネットになっていますので、その辺も含めて、再度ご検討していただくことを願って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武居弘治議員） 以上で紺野伊久子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○副議長（渡邊雅人議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 深川智加議員

○副議長（渡邊雅人議員） 通告第12、9番、深川智加議員。

〔9番 深川智加議員 登壇〕

○9番（深川智加議員） それでは通告に従いまして、一般質問を5項目にわたり行います。

1つ目、地域経済対策、1、住宅リフォーム補助制度の拡充について。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

住宅リフォーム補助制度とは、住民が住宅を改修する際に費用の一部を自治体が補助する制度で、全国の多くの自治体で導入されています。

リフォームすることで、長く住み続けることができるなど、住民の住環境の改善に役立つだけでなく、地元業者による施工が基本であり、地域の中でお金が回り、地域経済の活性化にもつながる循環型の制度です。

一方、本市の場合は耐震改修の促進を優先するとして、昭和56年5月31日以前に建てられた44年以上経過した木造二階建て以下の戸建住宅で、耐震診断の結果、耐震性なしと判定された住宅の耐震改修と併せて実施するリフォーム工事に限定しています。つまり、耐震改修工事と同時に使う住宅リフォームに限定されています。そのため、実施件数が少なくなっています。また、市内業者の限定はありません。

物価高が地域経済に大きな影響を与えており、地域経済発展という観点からの住宅リフォーム補助制度にも力を入れていただきたいと考えます。

そこで、2点伺います。

これまでの実績ということになりますが、アとして、内容と件数、地域経済効果はどのようか伺います。イとして、住宅リフォームに特化した補助制度を求めますが、市長の考えを伺います。

次に、2つ目、防災問題、1、家具転倒防止対策の推進について。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、死者約6,400人、重軽傷者約4万3,000人という甚大な被害をもたらしました。このうち家屋の倒壊、家具類等の倒壊による圧迫死は、最も多い死亡原因として、全体の約9割を占めています。

東京消防庁が実施した近年の地震被害調査では、負傷者の約3～5割の方々が、屋内における家具類の転倒・落下によって負傷していることが判明しています。家具の転倒によってストーブのスイッチが押され火災が発生したり、避難経路を塞いで閉じ込められたりなどの2次被害にもつながるおそれもあるため、家具が落下したり転倒したりしないよう対策をしておくことが重要だと言われています。地震は予測できませんが、家具転倒防止対策は、今すぐ実施できる具体的な備えです。

世田谷区では、高齢者、障がい者等がお住まいの住宅の居室、寝室等にある家具類について、地震時の転倒を防ぐため、区が委託している業者を派遣して、転倒防止器具の取付け作業を行っているそうです。支援の上限額は、器具と取付け費用合わせて2万円までです。

一方、本市では、三郷市自主防災組織補助金交付要綱を一部改正し、令和2年4月から家

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

具転倒防止器具を防災資機材等整備補助金の対象として追加しました。ぜひ普及をしていただきたいと思いますが、そうは言っても、個別には使いにくい部分もあるかと思います。

震災時における人的被害を抑える観点から、住居内における家具の転倒防止対策に取り組むことが求められています。せめて家具等転倒防止器具を自力で設置できない高齢者、障がい者に、器具と取付けの費用を補助すべきではないでしょうか。家具転倒防止器具の普及に関して、ア、本市の取り組みはどのように伺います。イ、高齢者や障がい者等へ家具転倒防止器具の取付支援を行うことを求めますが、考えを伺います。

3つ目、介護問題、1、報酬引き下げで苦しむ訪問介護事業所への支援について。

訪問介護は、居宅サービスの中心となるサービスです。自宅で自立した生活が送れるよう、欠かせないサービスです。しかし、既にヘルパーの人手不足や高齢化、経営難で苦しんでいた訪問介護事業所に、昨年度の介護報酬改定での基本報酬の引下げが追い打ちをかけています。事業者からは、崖っぷちにいたが、崖から既に落とされたようだという悲痛な声が上がっています。

東京商工リサーチが12月3日に発表した調査結果によれば、訪問介護事業所の今年1月から11月の倒産件数は85件、年間で最多だった昨年の81件を既に上回り、3年連続で過去最多を更新したことが分かりました。

原因別では、大手との競争やヘルパー不足による利用者減少、介護報酬のマイナス改定などによる売上げ不振が71件と大半を占めました。

事業規模では、従業員10名未満が74件、負債額別でも1億円未満が76件で、小・零細規模の事業者の倒産が目立つとしています。

同社はヘルパー不足や介護報酬の引下げに加え、人件費やガソリン代や光熱費など運営コストの上昇で、倒産に追い込まれる事業者が相次いでいると分析しています。

こうした中、国の次期報酬改定を待つことなく、緊急的な支援が急務とし、新潟県村上市、東京都世田谷区や品川区などでは独自支援策を行っています。

品川区の場合は、政府が昨年4月の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬2~3%引き下げたことに伴う訪問介護事業所の減収を一般財源で独自に補填して、訪問介護事業所を支援する取組を始めました。同様の減収補填は、新潟県村上市が実施しており、東京都世田谷区は減収の補填へ一律に支援金を支給しています。

三郷市も利用者が必要なサービスを受けられるよう、訪問介護報酬の引上げを国に働きかけるとともに、市独自の支援策を緊急に実施すべきではないでしょうか。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

そこで、2点伺います。

アとして、実態把握はどのようにお答えください。イとして、市独自支援策の実施を求めるが、市長に考えを伺います。

次に、4つ目、学校給食、1、豊かな学校給食の提供について。

先日の質問と重なる部分もあると思いますが、ご了承ください。

さて、こどもたちに安全な給食をと願う地域の人たちの粘り強い声が高まり、学校給食に有機農産物を提供している自治体が年々広がっているようです。

農林水産省の調べによると、有機学校給食に取り組む全国の自治体数は、2020年の123自治体から、2021年は137自治体、「みどりの食料システム法」が施行された2022年は193自治体と飛躍的に増え、2023年には278自治体と急速に拡大しています。

国は、有機農業を大幅に拡大する「みどりの食料システム戦略」で、有機農業を推進する施策を立てており、その有機農産物の受入れとして給食食材が位置づけられました。こうした動向もあり、給食の食材に有機農産物を取り入れる給食が今注目されています。

また、地場産物を学校給食に活用については、こどもがより身近に実感を持って、地域の自然、食文化、産業等について理解を深めることなどの効果があると言われています。

地場産物や有機農産物の活用については、供給体制などの課題もあるものの、単なる食事の提供ではなく、実際の給食という体験活動を通じて、こどもたちが食育を実践的に学ぶための貴重な機会だと言われています。

さらに、給食での安全・安心な地産地消や有機農産物利用は、農家の手取りの向上や新規就農支援に意義深く、こどもたちの体を健やかに育み、雇用や経済までも豊かに変え、持続可能な社会をつくることのできる最善の方法です。2026年度からの政府が目指す学校給食無償化も追い風になっているとしています。

そこで、アとして、地産地消と有機農産物の活用についての考えはどのように伺います。

次に、三郷市のホームページによりますと、学校給食において、食物アレルギー等による制限食を除いての除去食及び代替食には対応していないとのことですが、新たに設置された瑞沼学校給食センターにはアレルギー対応室がつくられました。

イとして、瑞沼学校給食センターアレルギー対応室の今後の活用についてどう考えているのか伺います。

次に、物価高騰が続く中、学校給食費の無償化の願いはますます切実です。本市では、コロナ禍の中、令和4年9月1日から令和5年3月31日の7か月間にわたり、国の地方創生臨

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

時交付金を活用した市内小・中学校の学校給食費の無償化が行われました。保護者の方々から大変助かったと歓迎の声が寄せられています。

残念ながら、一時的な事業であり、現在は食材費高騰分への補填を行い、学校給食費を据え置いていることは、市民の粘り強い運動に応えたものであり、評価はできますが、物価高が深刻化する中、育ち盛りのお子さんを育てる子育て世代の経済的な苦労は計り知れません。

現在、2026年度からの小学校の給食費無償化について国が動こうとしていますが、子育て世代の切実な願いである小・中学校の給食費無償化の早期実現を求める声が市民から寄せられています。

ウとして、学校給食の無償化について、市長の考えはどのように伺います。

次に、5つ目、市民サービス、1、連絡所について。

市の出先機関である連絡所は、住民票や戸籍の全部事項証明書、印鑑証明など各種証明書の請求・交付の事務を行っています。地域住民と行政をつなぐ重要な窓口ですが、令和6年6月1日に彦成地区文化センター内の彦成連絡所が閉所し、現在はマルチコピー機による証明書発行と遠隔相談モニターによる相談の受付を行っているとのことです。

現在、市内の連絡所は3か所となり、早稲田、戸ヶ崎、鷹野の地域の公共施設内に設置されています。そして、この連絡所の開所日数については、これまで月曜日から金曜日までの週5日でしたが、今年度から、鷹野連絡所は週3日へ、早稲田、戸ヶ崎の各連絡所は週2日になりました。連絡所の開所日数の減少は困るという市民の声が寄せられています。

アとして、開所日数の見直しに至った経緯について伺います。

高齢者や障がい者などは、市役所までバスを乗り継いで行くのは大変です。市役所に行かなくてもいろんな手続ができるよう、希望の郷交流センター出張所のような機能を連絡所に求める声や、連絡所の開所日数を増やしてほしいという声が寄せられています。

マイナンバーカードを取得していても、高齢者の中には使わない人もいるそうです。また、更新期限が切れてしまった人、そもそも家の近くにコンビニエンスストアがない人もいます。市内バス路線の減便で、車がないと市役所に行きづらいという課題もあります。

車を運転できなくても、マイナンバーカードを持っていなくとも、地域で安心して暮らしていくよう、連絡所の利便性を向上させて市民サービスを向上していただきたいと考えます。

イとして、連絡所の利便性の向上を求めるが、考え方を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○副議長（渡邊雅人議員） 深川智加議員の質問に対する答弁を求めます。

小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 深川議員の1、地域経済対策、1、住宅リフォーム補助制度の拡充について、ア、内容と件数、地域経済効果はについてお答えいたします。

初めに、本市の住宅リフォーム助成制度につきましては、耐震改修工事に付随するリフォーム補助事業を実施しているところでございます。

市内の住宅において、三郷市耐震改修等補助金交付要綱に規定する耐震改修を行う際、付随する形でのリフォームについて、一戸建ての例ですと、リフォーム費用の10%、最大20万円を補助するものでございます。

耐震改修工事に付随するリフォーム補助事業の直近過去3年間の実績を申し上げますと、令和4年度は1件、リフォームに要した工事費が220万円、補助額は20万円。令和5年度1件、リフォームに要した工事費が252万円、補助額20万円、令和6年度1件、リフォームに要した工事費が115万円、補助額が11万5,000円となっており、リフォームの内容につきましては、手洗い、キッチン等の交換などでございます。

また、これらの地域経済効果につきましては、明確な算出基準が存しないこともありますが、工事額に応じて一定程度の経済効果があるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 1、地域経済対策の1、住宅リフォーム補助制度の拡充についてのイ、住宅リフォームに特化した補助制度についてお答えいたします。

昨年には能登半島地震が、先日も青森県東方沖で大規模な地震が発生したところでございます。

今後、東京湾北部地震や茨城県南部地震などの巨大地震の発生が想定される中で、自然災害への備えを行うことは急務でございます。

本市におきましては、依然として、旧耐震基準の住宅が数多く、存在しておることから、地震等の災害による被害を軽減し、住民の身体及び財産を保護する耐震改修の促進は、優先すべき施策であると考えております。

このようなことから住宅耐震化の促進という社会的課題の解消を優先し、引き続き現行で

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

の補助事業を実施してまいります。

○副議長（渡邊雅人議員） 松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 2、防災問題の1、家具転倒防止対策の推進について順次お答えいたします。

初めに、ア、本市の取り組みはでございますが、大規模な地震が発生した際には、家具の転倒による死亡・負傷が発生するだけでなく、室内に散乱した物品が避難の妨げとなり、市民の避難行動を大きく阻害します。

家庭内の安全を確保することは、災害時の生存率を高め、避難・救援活動を円滑化することとなるため、極めて重要と考えております。

家具転倒防止対策は、基本的には各家庭での自助による取組が中心となります。市民一人ひとりの安全を地域全体で支える体制づくりにより、推進が図れるものと考えております。

こうした考えの下、深川議員からも説明がございましたが、本市では、令和2年4月に家具転倒防止器具を防災資機材等整備補助金の対象として追加しております。

次に、イ、高齢者や障がい者等へ家具転倒防止器具の取付支援をでございますが、防災資機材等整備補助金が自主防災組織を対象としているため、自主防災組織の活動の中で推進することにより、高齢者宅や障がい者宅への取付けも可能となり、各世帯での器具の導入が進むことを期待しています。

今後も引き続き、防災イベントにおける家具固定などの取組の紹介や、埼玉県家具固定サポート登録制度の周知など、自主防災組織と連携を図り、家具転倒防止対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 3、介護問題の1、報酬引き下げで苦しむ訪問介護事業所への支援についてのア、実態把握はどのようにについてお答えいたします。

市内における指定訪問介護事業所は、指定権者である県のホームページによりますと、令和7年9月1日現在28か所あり、昨年度と比べますと同数となっており、また本年9月議会の一般質問で答弁をした時点からも変動はない状況でございます。

職員の高齢化や他業種への流出などにより、人材の確保・定着について厳しい状況にある

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ことは認識しており、関係団体等からもお声をいただいておりのことから、今後も引き続き市内事業所の状況の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 3、介護問題の1、報酬引き下げで苦しむ訪問介護事業所への支援についてのイ、市独自支援策の実施をについてお答えいたします。

訪問介護事業につきましては、在宅での介護を支える上で必要不可欠なものであり、サービスの維持は重要な課題の一つと捉えていることから、市としましては、これまで全国市長会を通じ、国に対し改善の要望をしてまいりました。

このたび、国の補正予算案が示され、介護分野において職員の処遇改善や物価対策などのほか、訪問介護等のサービスに向け、様々な支援も盛り込まれておりますので、まずはこの施策による効果を見極めてまいりたいと存じます。

○副議長（渡邊雅人議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 4、学校給食、1、豊かな学校給食の提供について、順次お答えいたします。

はじめに、ア、地産地消と有機農産物の活用についての考えはでございますが、本市では、地元農産物の小松菜や長ネギなどを給食で提供しており、今後も積極的に活用してまいります。

有機農産物につきましては、量と価格、安定供給の面からも活用は難しいものと考えております。

次に、イ、瑞沼学校給食センターアレルギー対応室の今後の活用についてでございますが、瑞沼学校給食センターに新設されたアレルギー給食対応室は、中学生を対象にアレルギー除去食を提供する予定でございます。

食物アレルギーにつきましては、命に関わる重要な問題でありますので、引き続き慎重に準備を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○市長（木津雅晟） 1、豊かな学校給食の提供について、ウ、無償化についての市長の考えはについてでございますが、学校給食の無償化につきましては、国が中心となって一律に対応すべき施策と認識しており、本市ではこれまで国に対し、全国市長会を通じて、自治体間の格差なく給食無償化に取り組めるよう要望してまいりました。

これを受け、令和8年度から始まる全国の小学校での給食無償化に向け、現在、国では議論が進められております。引き続き、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○副議長（渡邊雅人議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 5、市民サービスの1、連絡所について順次お答えいたします。

初めに、ア、開所日数の見直しについてでございますが、開所日数の見直しにつきましては、マイナンバーカードの交付率や連絡所の来所者数、また証明書発行の窓口とコンビニエンスストアの比率などを考慮し、検討したものでございます。

本市のマイナンバーカード交付率は、令和5年10月末現在では72.2%、令和6年10月末現在では77.3%、連絡所の来所者数につきましては、早稲田、戸ヶ崎、鷹野の3連絡所の合計を4月から11月の同期間で比較しますと、令和5年度が来所者数9,454人、開所日数571日で、1日平均16.5人、令和6年度が6,589人で494日で1日平均13.3人でございました。

また、コンビニエンスストアで取得できる証明書の交付状況につきましては、窓口とコンビニエンスストアの割合を比較しますと、令和5年度は、窓口74.3%、コンビニエンスストア25.7%でございましたが、コンビニエンスストア交付手数料を見直し、例えば住民票の場合は窓口で300円を令和6年3月から一律100円に減額した結果、令和6年度は窓口52.3%、コンビニエンスストア47.7%と、コンビニエンスストア交付への移行が顕著となりました。

以上が開所日の変更を決定した経緯でございます。

次に、イ、連絡所の利便性向上についてでございますが、証明書につきましては、コンビニエンスストアで戸籍は朝9時から午後5時までですが、そのほかの住民票や印鑑証明書などは、朝6時半から夜11時まで交付でき、また転出はマイナポータルからオンラインで行えるなど、市役所や連絡所、出張所へ出かけることなく手続が完了できる環境の整備を推進しているところでございます。

連絡所の利便性向上につきましては、今後の来所者数の推移などを検証し、より利便性の高い方法を検討してまいります。

以上でございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○副議長（渡邊雅人議員） 深川智加議員。

○9番（深川智加議員） ご丁寧な答弁ありがとうございます。それでは2回目の質問を行います。

まず、住宅リフォーム補助制度の拡充についてです。

3年間の実績の推移を伺ったところ、令和4年度から6年度まで1件ずつだったということでした。1件ずつ推移しているわけなんですけれども、その結果、予算が余るからだと思うんですけれども、住宅リフォーム補助金の予算が年々減らされています。令和6年度の当初予算は200万円を計上していましたが、令和7年度はとうとう100万円になりました。

そもそも、耐震改修工事に対する補助金は、土木費の耐震診断・耐震改修等費用助成事業として毎年予算が計上されており、住宅リフォーム補助金については、商工費の商工振興事業費として別立てで計上されています。

事業別説明書によりますと、商工振興事業費の事業内容を見ましたら、市内商工業の振興及び地域経済の活性化のための各種団体運営及びイベントに対する補助・支援などを行うとしています。

東日本大震災でも明らかなどおり、中小建設業者は地域のインフラづくり、防災などで重要な役割を担っています。

一方、中小建設業の倒産が増えています。私たちは、耐震改修の促進は重要な事業だと考えています。耐震改修の促進を理由に、住宅リフォーム補助制度に特化した使い勝手のよい制度への改善をやらないというのはおかしいと思うのです。両方大事だと思います。

長引く物価高騰によって地域経済は本当に疲弊しています。地域経済に大きな波及効果をもたらす全国の自治体で試され済みの住宅リフォーム補助制度を、住宅リフォーム工事だけでも補助制度が使えるようにしていただきたいと思います。

例えば、越谷市では、市民ニーズが高く抽選になるほどだそうです。経済効果も期待できることから、令和6年度には増額補正も行われたということです。ぜひ三郷市も住宅リフォームに特化した補助制度も使えるように、ぜひ物価高で地域経済が疲弊している今こそ、速やかにやっていただきたいと思います。この点について再度市長に伺います。

次に、家具転倒防止対策の推進についてですけれども、物価高の中、年金暮らしの高齢者や障がい者が家具転倒防止器具を自力で購入することは大変です。

三郷市自主防災組織補助金交付要綱を一部改正し、令和2年4月から器具を防災資機材等整備補助金の対象として追加したことは前進でありますけれども、実績が示すように、使い

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

づらい部分もあります。

松伏町でも、高齢者、障がい者世帯などに対して購入費の2分の1の額、ただし、1世帯当たり補助限度額は5,000円ということですが、家具転倒防止器具購入費等の補助を行っているとのことです。

国の発表では、今後30年以内に70%の確率で東京湾北部地震が起こるのではないかと言われています。先ほど住宅リフォームのご答弁でも、災害対策が大優先だということでしたけれども、ぜひ、そうであれば、高齢者、障がい者等への家具転倒防止金具の取付け支援を行っていただきたいと思います。これは要望にとどめます。

次に、介護の基本報酬引下げで苦しむ訪問介護事業所への支援についてです。

在宅介護の命綱である地域に根差した訪問介護が減っていけば、ひとり暮らしや老老世帯はたちまち介護難民になります。家族介護に頼らざるを得ず、介護離職は激増し、現役世代にも大きな影響を与えます。

先ほど国の補正予算で処遇改善だったと思いますけれども、そういう国ほうの動きがあるということでしたけれども、事業所本体の部分でも本当に今、経営が大変になっていますので、先ほど言った事例、世田谷区や品川区などのそうした減収分に対する補填、こういうものをぜひ市としてもやっていただきたいと思います。

こうした市として訪問介護事業所への支援を行う上で、実態を把握してなければ、どんな支援がいいのか見えてこないという部分もありますので、三郷市の訪問介護事業所の運営実態を把握するための実態調査を行っていただきたいと考えますが、市の考えをお伺いいたします。市長でお願いいたします。

それでは、豊かな学校給食の提供についてです。

2026年度からの国による小学校での給食費無償化についての昨日の一般質問の際の答弁では、国から詳細が示されておらず、国の動向を注視することでした。大変現場が苦慮しているのではないかと思います。

現在、市が補填している食材価格の高騰分も含めれば、1か月の本市の学校給食費は、小学校が5,046円、中学校が6,335円であるとのことでした。無償化というのなら、国は全額補助すべきですが、学校給食費無償化に伴う国からの補助が万が一不足する場合、市の財政支援で補填し、保護者負担とならないよう対応していただきたいと考えます。

また、中学校の無償化が先送りされましたが、部活などで教育費の負担が重くなる時期です。中学校分についても、学校給食費の無償化を国の動きを待つまでもなく実施すべきでは

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ないでしょうか。

加えて、アレルギーや不登校等で学校給食をそもそも食べないお子さんもいらっしゃるかと思います。この場合ですけれども、給食費相当の金銭を給付し、公平性を確保すべきではないかと考えます。市長のお考えを伺います。

最後になりますが、連絡所についてです。

地域連絡所は、行政と市民をつなぐ市民にとって大事な窓口ですので、なくしてはいけないんだと、そういうふうに私は考えます。

先ほどコンビニエンスストアで各種証明書の交付手数料を一律100円にしたところ、そっちのコンビニエンスストアの交付率が上がったということだったんですけれども、マイナンバーカードも持っていない人が取り残されるようなことがあってはいけないと私は思います。だんだんその連絡所の開所日数を減らして、いずれ彦成連絡所のように閉所になるのではないかと心配をしています。

連絡所はぜひ市民サービスという観点で存続をすべきだと私は考えますけれども、今後の在り方について、市の考えを伺いまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（渡邊雅人議員） 深川智加議員の2問目に対する答弁を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 再度の質問にお答えいたします。

リフォームの補助制度についてでございますが、市内には依然として耐震性を有しない住宅が存在しておることから、引き続き、現行の制度を実施してまいります。

続きまして、介護問題でございますが、訪問介護事業者等に対するさらなる支援につきましては、引き続き国や県に要望してまいりたいと考えております。

次に、学校給食等につきましては、国が中心となって一律に対応すべき施策と認識しておるところから、引き続き国の動向を注視してまいります。

○副議長（渡邊雅人議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 再度の質問にお答えいたします。

連絡所を存続してほしいが、今後の方向性についてとのご質問だったかと思います。

マイナンバーカードにつきましては、申請交付を希望されるかたには、郵便局や行政書士による申請サポートなど、きめ細かな施策を行ってまいりました結果、令和7年10月末現在

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

で、交付率は91.6%となり、また、証明発行の比率は、令和7年4月から10月までの数値になりますが、窓口46.6%、コンビニエンスストア53.4%となってございます。

連絡所の今後の方向性につきましては、交付率などを勘案しながら、利用状況の推移を検討してまいりまして、繰り返しとなりますが、より利便性の高い方法を検討してまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 以上で深川智加議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○副議長（渡邊雅人議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 柴田吾一議員

○副議長（渡邊雅人議員） 通告第13、14番、柴田吾一議員。

〔14番 柴田吾一議員 登壇〕

○14番（柴田吾一議員） 副議長のお許しをいただきましたので、順次、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、環境問題の1、リチウムイオン電池の回収について。

まずは、リチウムイオン電池をはじめとする小型充電式電池について取り上げさせていただきたいと思います。略称として、リチウムイオン電池と呼ばせていただきます。

ご記憶のかたも多いかと思いますが、本年1月3日、川口市の朝日環境センターで発生したごみピットからの火災により、施設の一部が破損して、ごみの受入れを停止、街中にごみ袋が積み上がった衝撃的な映像をご覧になったかたもたくさんいらっしゃることと思われます。

川口市のホームページによれば、10月よりごみ収集車の受入れを一部再開し、来年の3月には全面復旧を目指しているとのことであります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

この火災に伴い負担することとなった費用は、報道によりますと、工事費約25億円、他の自治体へのごみ処理委託費が約42億円で、総額67億円余りに上るとされております。

火災の原因については不明とされておりますが、リチウムイオン電池など、何らかの発火物が一般ごみに混ざっていたと見られており、川口市では、発火の可能性があるリチウムイオン電池について、拠点収集の実施を予定しているほか、処分方法のさらなる周知・啓発を進めるとしているそうです。

令和6年12月には、茨城県守谷市にある常総環境センター、こちらは常総市、取手市、守谷市、つくばみらい市の4市で構成されておりますが、同センターで不燃ごみの処理中に発火、施設は全損となり、復旧の見込みは令和10年、復旧に係る工事費は約45億円とされており、火災事故報告書によれば、原因は不明だが、燃え方や同様のケースがあつたことを踏まえ、リチウムイオン電池などの混入で発火したものと推察されております。

そして、本年7月、蕨戸田衛生センターの粗大ごみ処理施設の地下1階、破碎物を排出するベルトコンベヤー付近で発生した火災では、復旧までに要する費用はごみ処理委託費や復旧工事費合わせて約41億円と見込まれているそうです。

本件の出火原因について、調査結果では不明とされてきましたが、賴高蕨市長は、リチウムイオン電池が原因だった可能性が排除できないとし、再発防止策が必要との考えを示されました。

そして、戸田市、蕨市両市では、リチウムイオン電池が含まれる小型家電製品、例えば、携帯の扇風機ですとか、ゲーム機など、これら専用の分別回収袋を市の広報紙12月号と併せて市内に配布することとされました。

回収袋にはその携帯扇風機をはじめ、8種類の代表的なリチウムイオン電池が含まれる小型家電製品のイラストと、日本語、英語、ベトナム語などで説明書きをプリントしており、この袋の配布を契機に、外国人住民を含む幅広い市民が正しい方法でリチウムイオン電池などのごみ出しができるようになり、ごみ処理施設での火災リスク低減を期待しているとのことです。

近隣の例を幾つか示させていただきましたが、リチウムイオン電池を起因とした火災事故が頻繁に発生しており、全国的に深刻な問題となっております。幸いにも、本市では致命的な事象は報告されてはおりませんが、万が一、火災事故が発生した場合、処理施設や収集運搬車が程度によっては長期にわたり使用不能となり、市民生活に多大な影響を及ぼすことになります。そして、ごみの収集や処理に携わる方々の生命を脅かす、そのような事態

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

があつてはならないと考えます。

去る9月17日の大野埼玉県知事の記者会見において、ごみの分別排出についてのお願いがございました。併せて、コバトンがデザインされた啓発ポスターも配布されており、ご覧になったかたもいらっしゃるかと思いますが、私も先日別件で訪れた希望の郷交流センターにも掲示されておりました。

埼玉県のホームページには、県内市町村によるリチウムイオン電池の捨て方に関する一覧表も掲載されております。各市町村によって様々な回収方法が載せられておりました。

ここで改めて、アといたしまして、本市のリチウムイオン電池に対する現在の取組について、改修の方法ですか、場所、広報の仕方や処分の方法、予算や実績についてを市民生活部長にお尋ねいたします。

本市のごみ処理は、不燃物は市内の不燃物処理場で、一般ごみは、越谷市にございます東埼玉資源環境組合にて処理をされております。リチウムイオン電池が一般ごみに混入され、火災事故が発生となれば、その影響は5市1町にわたることになります。

リチウムイオン電池を内蔵している製品はどんどん増えていると推定されており、本市が率先して徹底的な回収、そして啓発を行っていただきたいと考えます。

例えば、本年9月より「広報みさと」が市内のセブンイレブン全店に置かれるようになりました。これは本年3月にセブンイレブン・ジャパンと結んだ包括連携協定があったために、スムーズに広報紙設置の運びとなったと、ご担当の部署より伺いました。

このことは私の元に寄せられた声でも大変好評で、さらにはほかのコンビニエンスストアも置いてほしいとの反応もいただいております。11月号からは一部のローソンにも置かれるようにもなったということでございます。

少し話がそれてしましましたが、本市が提携しているたくさんの企業様との連携も積極的に活用していただきたいところでございます。

そこで、イとして、今後の回収方法、周知の方法や、どういうところで周知するかなどの場所、そして回収方法や回収場所などについて、同じく市民生活部長へお尋ねいたします。

続きまして、2、財政問題の1、経常収支比率の悪化についてです。

大野埼玉県知事は10月28日の記者会見において、三郷市と草加市の経常収支比率が100%を超えたということを受けて、記者に対応して、「丁寧にヒアリングを行い、財政分析や対応策について助言を行っている。加えて、県職員が財政分析の支援を行う総合コンサルティング事業の活用を促しており、この事業へのエントリーを働きかけていきたいと話されました。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

た」という記事を読みました。

これに前後していたと記憶しておりますが、昨日の一般質問でも取り上げられていたように、各市議会議員に宛てて、令和8年度の本市の予算編成方針をいただいており、それらを踏まえまして、本市の財政状況は大変厳しいものとなっていることが分かりました。

各部署からの予算要求に対しては、前年同様またはマイナス要求まであり得るという話も出ているということで、そうであれば市民生活にも大きな影響を与えるだろうとの考え方から、私からも本市の財政について取り上げさせていただきたいと思います。

そこで、アとして、分析結果と評価について。市として財政収支比率の悪化をどのように受け止め、そしてどのように分析をされ、どのように評価をされているのか、できるだけ詳細に、かつ、今議会からはライブ中継もされておりますので、ご覧になられている市民の皆様にも分かりやすく解説をしていただきたいなと思っております。

続けて、イといったしまして、対応策と影響予測についてです。

まず、この10月28日の知事の会見でも触れられておりましたが、県の総合コンサルティング事業の活用をどうされるのかについてお伺いいたします。

そして、本市としてはどのような対応策を取ろうと考えられているのか。ただただ出でいくお金だけをどんどん切り詰めていくだけでは行き詰まりが見えてしまいます。

ここで岩手県盛岡市の例をご紹介させていただきます。こちらネットニュースのローカル新聞の記事でございます。

「岩手県盛岡市が財源確保などを目的に、123の事業見直しを進めている。市民生活に関する事業も含まれており、議会や市民からは慎重な対応を求める声が上がっている。背景には、5年後に財政調整基金がマイナス予測という深刻な財政状況がある。財源確保などを目的に、盛岡市が見直しを進めている123の事業について、10月24日に示された方針によると、岩手盛岡シティマラソンの負担金3,500万円、老人クラブなどが利用する敬老バス運行業務委託料500万円、放課後児童クラブの利用料補助金、額は調整中などの事業について、見直しや廃止を行うことで支出を削減する方針だ。

内館茂市長は、現状のままでは市の貯金に当たる財政調整基金が5年後にマイナスになると危機感を示した上で、市民の皆さんのお話をよく聞き、今後しっかりと判断をしていきたいと述べている。事業の見直しの背景にはやはり財政難があり、市では令和8年度からの5年間、一般会計で年間9億円から37億円の歳入不足が生じるとの中期財政見通しを示している。このままでは財政が立ち行かなくなるとして、事業見直しの方針が示されました。市による

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

と、見直しによる削減効果は7億6,000万円に上るという。見直し対象となっている事業の現場では、市民から様々な声が聞かれた。」

コメントの順に上から順番に読んでいきます。

「既に財政難なのに、1年くらいかけてと発言する議員がいることに驚く。一般企業だと、資金難の場合、1年もかけていられない。

税金の使い方については、厳し過ぎるくらいがちょうどいいのだということを認識してもらいたい。

何て正しい政策だらうと感銘すら覚えます。これに反発するのが現状の議会というなら、改革を助けるような投票をしようと思います。

こういう嫌われ仕事を実行して、批判の矢面に立つ首長はすごい。

おののの事業を個々に見れば意義のあるものだから、継続して活動や実施しているものと思うが、これは家計が厳しければ、何かを優先し、何かを諦めなければならないというのは当たり前のこと、何かを始めることより終わらせることのほうが悪く言われるが、これを放置して先送りをし、全てが終わってしまう前に誰かが決断しないといけない。

長期的な視点で事業が行われていなかったということですね。労働人口は減り、高齢者は増えしていく。その中でいろいろなイベントの実施、子育て支援、高齢者福祉、全部やるなんて不可能だし、市の収入の範囲でできることをやるしかない。

始めるときには意義や大義があったろうが、その後は効果などを検証せずにやり続けていくことが問題。今後、新しい事業を始めるときには数値的目標を決め、それを達成できなければ廃止することで予算化してほしい。

市民を置き去りね。収入が足りないので歳出の維持を考えても、収入を増やすか、歳出を減らすかの対応策を取りつつ、要望の高いものは議論すればいいと思う。

この際、見直しのカタログを提示してはどうか。具体的な見直し案も重ねて公開すればいい。市民にも理解というか、感じ取ってもらうことは非常に意義がある。

こどもたちが盛岡で育って、盛岡で子育てがしたいと未来も思えるような、持続できるような関係が残っていくような財政を期待していると話した。そうは言っても、親を含め市民はせっせとふるさと納税に取り組んで、盛岡市の財政を悪化させている。ある記事では、令和6年、盛岡市に寄附されたふるさと納税額が4億5,000万、寄附で失われた市民税は6億2,700万だ。

当然の話で、市民の生活インフラなどを優先に考えてやりくりするべきだと思う。正しい

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ことを主張するこの市長が、どこかの知事とかどこかの市長みたいに足を引っ張られないことを祈る。」

まだまだたくさんありますが、この辺にしておきます。

盛岡市の例を取りましたが、ちょうど今、来年の予算編成が佳境に入っているところだと思います。全国的に厳しい市町がたくさんあると思っております。

しかしながら、破綻寸前まで何も手をつけずに流されてしまうことより、気がついた時点できじを切っていくということはとても大切なことだと考えております。出していくお金を制するという点におきましては、進行中の事業やプロジェクトへの影響、優先順位をつけながら精査されていくところだとは思います。その判断の基準であるとかを、現状見えている範囲で市民の皆さんにも向けてお伝えしていただきたいと思います。

また、指定管理者制度や業務委託など、そういった部分にも予算の削減が適用されていくのかどうか、またあらゆる分野、多岐にわたって忖度することなく、不当な要求に屈することなく、聖域を設けずに削減を行っていくことができるのかどうか。

そして、入ってくるほうについても昨日の一般質問で取り上げられておりました。稼ぐことについてはいかがでしょうか。

例えば、現在進行中の彦糸地区の区画整理事業ではどのような見通しを立てられているでしょうか。また、本市が交通の要衝ということを十分に發揮できていると感じる物流地区もございます。この地の利をさらに生かす方策はいかがでしょうか。

あるいは、都市計画図を見れば一目瞭然かと思いますが、白いところ、市街化調整区域ですね。こちらがたくさんございます。今こそこの資産、あえて資産と述べさせていただきますが、こちらを最大限に活用していくことに取り組むべきではないでしょうか。

それら全部をひっくるめて、出、そして入りに対して、こういうこととかこういうことをやっていこうと考えられている対応策についてお聞かせください。

次に、影響予測についてです。

ここまで述べてきたように、出るお金は少なく、入るお金を増やしていくとなれば、必然的に市民生活へ様々な影響を及ぼすことは免れないと考えるところであります。短期的な影響、そして中長期にわたる影響についてどのように予測されているかについて、現在のお考えをお示しください。

以上を財務部長にお伺いいたします。

続きまして、2といたしまして、デジタル予算書について伺います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

この件については、本年4月24日に行われた総務常任委員会の新潟県柏崎市における行政視察の視察報告書、そして、この視察に参加しておりました同僚議員からの聞き取り内容を基に、2点にわたって伺ってまいります。

まず、アの予算や事業の見える化に対する本市の考え方についてです。

柏崎市では、デジタル予算書の導入に至るに当たり、行政分野はデジタル化が非常に遅れている。行政の情報公開はもっと分かりやすく見える化できるはずであるという課題を解決するために、デジタル技術を活用し、施策や事務事業、予算項目といった様々な角度から、予算書をシンプルに閲覧できること、検索やソート、絞り込みといったデジタル技術が得意とする機能を充実させること、地図情報や写真といった数値以外の情報を用いた分かりやすさを図ること、庁内でばらばらのエクセルやシステムで管理されていた情報の一元管理の4点をコンセプトに、検討を進めていったそうです。

その結果、令和3年2月12日に、国内初の取組として、デジタル予算書の一般公開を開始し、市民からは、紙の予算書では分からなかった情報を見ることができ、事業のイメージがしやすくなった。検索機能があるため、目的の情報にアクセスしやすくなったといった反響があったそうです。

住民にとって自身が住み暮らすまちの自治体が、どのような事業や施策を行い、そのためにはどういったお金の使われ方をされているのかということは、非常に重要かつ興味深い情報であると思います。そのために、予算や事業の見える化は自治体としても徹底をしていくべき課題であると考えますが、この点について本市の考え方を聞かせてください。こちらは財務部長、そして企画政策部長それぞれにお尋ねさせていただきます。

次に、イのデジタル予算書の導入に対しての見解について、財務部長へお尋ねいたします。

まず、本市の予算書の公開状況について触れさせていただくと、本市では議会資料として配付されている紙の予算書や当初予算の概要、当初予算主要事業一覧などのPDFデータが公開されている状況となっております。

一方で、柏崎市のホームページで公開されているデジタル予算書がどのようなものかご紹介させていただいたと、デジタル予算書のトップページからは、市の予算について目的別の項目、重点事業の確認、事業に関連した地区別・URLの情報、予算ができるまで（査定経過）という4つのカテゴリーから予算について検索を開始することができ、さらにそのカテゴリーの中で、若干の違いはあるものの、款、項、目や細目、細々目、事業名や事業キーワードなどで閲覧したい予算の検索を行うことができるようになっております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

そして、閲覧したい予算については、年度ごとの比較や事務事業の詳細として、事業概要や事業目的、財源情報、事業の実績、成果、課題や今後の方向性といった内容を、グラフや画像、イメージ図なども交え、詳細にわたって閲覧が可能です。

予算に関するこうした情報公開は、アの予算や事業の見える化に対する本市の考え方でも申し上げたとおり、市民に対しての情報公開という観点から重要であるということは言うまでもありません。

また、予算に対する詳細な資料をデジタル予算書として公開したことの副次的な効果として、市の職員の方々や議員の立場からは、個々に管理されていた各年度の予算、決算等の情報が一元化されたことで、予算に対してより有益な議論が可能となった。当該年度の予算額、決算額のみならず、事業内容、財源内訳、総合計画における位置づけ、過去からの推移等の把握が容易になり、効果的、効率的に予算、決算の審査に臨むことができるようになったといった反響があったそうです。

以上のことから、本市においても、柏崎市のデジタル予算書のように、より分かりやすく、かつ詳細な予算や事務事業の情報を公開することに今後努めていくべきであると考えますが、このことについてのご見解をお伺いいたします。

以上で1問目を終わります。

○副議長（渡邊雅人議員） 柴田吾一議員の質問に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

1、環境問題の1、リチウムイオン電池の回収について、順次お答えいたします。

初めに、ア、現在の取組についてでございますが、市役所や文化会館など市内10か所の公共施設でリチウムイオン電池をはじめとする小型充電式電池の回収ボックスを設置し、回収した電池を専門業者に再資源化処理をお願いしております。

なお、費用につきましては無料で、回収実績は令和5年度が45.38キログラム、令和6年度は71.88キログラムでございました。

周知方法につきましては、ホームページやポケットみさと、また全戸配布している「ごみと資源物の分け方・出し方」の冊子やごみカレンダーなどに掲載し、周知に努めております。

併せて、令和7年度の「広報みさと」6月号に「ご注意ください！電池の捨て方」として特集を掲載いたしました。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

しかしながら、小型充電式電池は、乾電池やほかの不燃物と一緒に集積所に捨てられることがあります。ごみ処理施設における火災発生の原因の一つと考えられております。

出火対策として、電池を取り外して専用の回収ボックスに捨てていただくか、取り外しができない場合には、電池が内蔵されていることを明示した上で、燃えないごみとして出すことをお願いしております。今後とも徹底した分別を行っていただくよう周知してまいります。

次に、イ、今後の回収方法についてお答えいたします。

包括連携協定を結んでいるコンビニエンスストアなどの店舗に回収ボックスを設置することは、市民の利便性向上につながるものと考えます。

一方で、充電式電池は、経年劣化すると膨張・変形し、発煙・発火の危険性があるため、特性を十分考慮しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

今後の周知方法につきましても、電化製品の小売店などで小型充電式電池の回収を行っている事例などをホームページなどで紹介し、分別や回収についてより広く適切に伝えていくことに努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員）　妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長　登壇〕

○財務部長（妹尾安浩）　2、財政問題の担当分につきまして、順次お答えいたします。

初めに、1、経常収支比率の悪化についてのア、分析結果と評価についてと、イ、対応策と影響予測については関連がございますので、一括してお答えいたします。

まず、経常収支比率につきましては、人件費、扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出する経費に充当された一般財源の額が、地方税や普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等の合計額に占める割合であり、その数値が高いほど財政構造の弾力性が低いと評価されるものでございます。

本市の経常収支比率につきましては、令和5年度は97.7%でございましたが、令和6年度に初めて100.7%となり、財政構造の弾力性が極めて低い状況となったところでございます。

この原因といたしましては、障害福祉費などの扶助費が著しく増加していること、公共施設の改修や積極的なまちづくりを進めてきたことによる公債費の増加が主なものと分析しており、市としては当然支出すべき義務的経費であることから、やむを得ないものと考えているところでございます。

しかし、経常収支比率が高いことは、直ちに市民生活に直結するサービスへ影響を及ぼす

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ものではございませんが、義務的経費以外に使える財源に余裕がないという状況ではあることから、改善を図り、今後においても市民生活に直結するサービスに影響が生じないよう努める必要がございます。

対策といたしましては、市が実施している事務事業や財源には様々なものがあり、一律に申し上げることはできませんが、全体といたしましては、歳入においては、経済情勢や開発事業を踏まえた市税の的確な見込みと徴収の強化、利用料等の適正な徴収、その他資産の利活用を含む財源の確保、歳出においては、昨今の物価高騰などにより、事業経費が上昇基調にあり、大きな削減までは難しい状況であることを踏まえつつ、実施する事業内容等のさらなる工夫や経費の費用対効果を意識した精査の強化などがあり、現在、編成作業中の令和8年度当初予算案の中でもこれを進めているところでございます。

また、埼玉県が実施しております総合コンサルティング事業は、経常収支比率の早期改善には第三者の視点も取り入れることも重要と考えますので、依頼を検討しております。

今後の市民生活への影響予測に関しましては、社会情勢の変化もありますが、厳しい財政状況が続くことは考えられますので、状況の変化に注視して対応に努めてまいります。

次に、2、デジタル予算書のア、予算や事業の可視化についてと、イ、デジタル予算書の導入についての担当分は関連がございますので、一括してお答えいたします。

柴田議員ご紹介の柏崎市のデジタル予算書は、予算にひもづく事業の概要、目的、直近3年間の予算額、決算額などを検索できる特徴があるものと認識しております。

現在、本市の予算書関係の取組といたしましては、議員ご案内のとおり、デジタル化には至っておりませんが、予算書に加え、当初予算の概要や当該年度の主要事業など、広報の予算特集記事を市のホームページに掲載するなどで予算の内容を発信しているところでございます。

現在、各自治体において、予算書を含むDXの取組が行われておりますことから、柏崎市のデジタル予算書をはじめ、様々な手法を研究するなどして、さらに分かりやすく予算の内容を発信できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員）　日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長　登壇〕

○企画政策部長（日暮義一）　2、財政問題の2、デジタル予算書についてのア、予算や事業の可視化についてお答えいたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

本市では、毎年度事務事業評価を実施し、その結果を公表しております。公表に当たりましては、施策の体系と内容が分かりやすくなるよう、総合計画の施策体系に整え、歳入歳出決算額、事業の評価に加え、事業の概要、目的、対象、目指す成果といった詳細についてもお示ししているところでございます。

柏崎市で導入しているデジタル予算書につきましては、ただいま特徴の一部、財務部長からもございましたが、予算だけではなく、決算や、事務事業の詳細につきましても、一つのシステムで確認できるといった利点があるものと認識しております。

事務事業評価結果の公表も含め、市民の皆様への市政情報の提供については、より分かりやすい形でなければならないと考えておりますので、引き続き、他自治体の先進事例の情報収集をしてまいりたいと考えております。

また、行政評価の公表につきましては、現在、事務事業評価システムの更新に合わせ、総合的な見直しに取り組んでいるところでございますので、この見直しの中でも、よりよい公開の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 柴田吾一議員。

○14番（柴田吾一議員） それぞれに丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございました。では、順番に要望と再質問をさせていただきたいと思います。

まず、リチウムイオン電池につきまして、最近読んだのですが、12月2日より横浜市でもリチウムイオン電池や主要製品の分別回収を行うというニュースがありました。また、本市でも、ちょうど先日ですか、ごみ収集とかその辺に関してのパブリックコメント募集が始まるとのお知らせをいただいたところでもあり、こちらもしっかりと書かせていただければと思っております。

ごみ処理場の火災ではありませんが、全国で毎日のようにホテルの部屋であったり、個人のお宅であったり、発火事案や火災の発生が報じられております。1問目でも申し上げましたが、本市の不燃物処理場や収集車、そして東埼玉資源環境組合において、リチウム電池由来の火災事故の発生は絶対にストップするんだ、そういう心意気で回収方法の徹底や効率的かつ効果的な啓発活動を行っていただけるよう、強く要望させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、財政問題の1、経常収支の悪化について、こちらも大変詳しくご答弁いただきましてありがとうございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

この経常収支比率の悪化がすぐに市民サービスの低下に直結はしないというご答弁をいただきました、少し安心したところでございますが、いずれにいたしましても、市の財政の厳しさというのは変わりはないものなのかなと思っております。

また、県のコンサルタントも検討されているということで、そこは期待したいところであります。中長期的な予測、大変厳しいものになると思います。

1問目でも触れましたが、いろいろな分野で、各種の補助金などにも、改めて精査すべきものが、また、本来は不要な支援金であるもの、支払うべきではない交付金があるものだと考えております。一律の削減ももちろん大切かとは思いますが、濃淡をつけていただき、直ちに止血しなければならない部分からの流血を止めること、これも優先されるべきものではないかと考えます。

毎日一生懸命こつこつ働いている善良な市民の生活に及ぼす影響、最小限にするためにも、どうか、そして正直に納税をし、精いっぱい生活をしている市民のためにも、納得をして受け入れられるような、みんなで一緒に三郷市をよくするために頑張ろう、そう思えるような予算編成、そして中長期的な戦略を強く希望いたします。頑張っていただきたいと思います。私たちも頑張りたいと思います。

デジタル予算書の2問目、デジタル予算書の導入がもたらす効果は、ペーパーレス化によるコピー用紙代、トナーレス、プリントのカウント料金、コピー機の電気料金、保守点検料、コピーに従事する職員の人工費、割かれる時間、資料の保管スペース、産業廃棄物処理のお金、ざっと数え上げてもなかなかのものがあると思います。

そして、見やすく分かりやすいデジタル予算書によって、予算や事業を可視化することにより、本市の進んでいく方向を市民の皆様とも共有できるようになることは、透明性が増し、納得をしていただけることにつながる大切なツールになると考えております。

柏崎市、私はその当時、議会におりませんでしたので行っておりませんが、同僚議員に言われてホームページを拝見いたしました。本当にすばらしいものです。

ただ、これは私の行政視察の経験、過去の経験から行くと、とんでもないスーパーマンのかたが、例えば本庁舎においては7階のあたりにすごい人がいらっしゃって、物すごい能力を発揮して作られたのかなと思うところもあります。大変だとは思いますが、そういうところにつながる透明性を、より開かれた市政情報を見ていただけるようなものになってほしいと思います。

そして、令和7年9月に新設された総務省の新しい地方経済生活環境創生交付金というも

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

のがございます。これは業務の効率化や市民サービス向上のためのAIやデジタル化にも活用できるとのことで、近隣では松伏町が活用されると聞き及んでおります。

こちらの交付金につきまして、あわせて検討していただき、ぜひともデジタル予算書の導入を図っていただきたいと考えますが、この交付金の活用についてのお考えを改めて財務部長にお尋ねしたいと思います。

以上で2問目の要望と質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（渡邊雅人議員） 柴田吾一議員の2問目に対する答弁を求めます。

妹尾安浩財務部長。

[妹尾安浩財務部長 登壇]

○財務部長（妹尾安浩） 再度のご質問にお答えいたします。

本年9月に新設されました総務省の国の交付金を活用し、デジタル予算書を導入してはどうかとのご質問だったかと思います。

1問目で答弁いたしましたとおり、分かりやすい予算の発信につきましては、様々な手法を研究してまいりますが、デジタル予算書を導入する場合には、ご提案のありました交付金の活用も検討してまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 以上で柴田吾一議員の質問を終わります。

◇ 工 藤 智加子 議 員

○副議長（渡邊雅人議員） 通告第14、10番、工藤智加子議員。

[10番 工藤智加子議員 登壇]

○10番（工藤智加子議員） それでは通告順に従いまして、5項目にわたり一般質問を行います。

1項目め、国民健康保険制度について3点伺います。

初めに、国民健康保険税の子ども均等割の廃止で子育て世帯への支援をについて市長に伺います。

ご承知のように、埼玉県は埼玉県国民健康保険運営方針に基づいて、2027年度を目指し、標準保険税率を導入します。そのため三郷市では2024年度、今年度と続けて国民健康保険税

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

の引上げが実施されました。

厚生労働省は子どもの均等割負担は子育て支援策に逆行するといった国民の声に対応して、就学前までの子どもについては、均等割を5割軽減する措置を実施しました。しかしながら、この間の相次ぐ保険税の値上げによって、子育て世帯への負担は軽減されず、暮らしを圧迫しています。

全国自治体1,736の調査では、年収400万円の4人家族の世帯で、夫婦と小学校子ども2人では、平均保険税額が2018年度は約33万7,900円から2025年度には約40万4,700円へと増加していると公表しています。

値上げの背景には、2018年度から始まった国民健康保険制度の都道府県単位化があり、従来市町村ごとに運営していた国民健康保険制度を都道府県単位に集約することで、自治体独自の保険料軽減措置を抑制するねらいがあります。

政府は、保険税の統一化を掲げ、標準保険税率の導入や自治体に医療費削減を促す保険者努力支援制度などを通じ、自治体の独自支援を制限、加入者負担を増やしています。子どもの均等割減免については、何度も取り上げ要望してきましたが、国の動きを待つまでもなく、子育て世帯の負担を軽減し、安心して子育てができるためにも、未就学児の子どもの均等割を廃止するべきではないでしょうか。市長の見解を求めます。

続きまして、国民健康保険資格確認書は加入者全員に発行についてです。

国民健康保険証は、制度が成立した1960年代から、いつでも、誰でも、どこでも安心して医療を受けられ、身分証明書として国民に親しまれてきました。しかしながら、国民健康保険証は12月3日をもって廃止となり、マイナ保険証の一本化が開始されました。

ところが、医療機関へのマイナ保険証のトラブルは後を絶たず、続出していることはご承知のとおりです。

厚生労働省はマイナ保険証の読み取りができないことなど、資格確認に支障を来しているため、現行保険証とほぼ同じ資格確認書を発行、有効期間は来年3月末までといたしました。

そもそもマイナンバーカードを取得することが難しいかたも少なからずいらっしゃる中で、マイナ保険証の一本化が困難であることは明らかで、資格確認書を発行せざるを得なくなつた時点で見直すべきでした。マイナ保険証登録の有無に関係なく、資格確認書の発行を三郷市独自で実施するべきだと考えます。いきいき健康部長に伺います。

3点目は、特別療養費の支給にかかる対応について伺います。

厚生労働省は、マイナ保険証の導入に伴い、被保険者資格証明書の発行を廃止いたしまし

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

たが、国民健康保険税を滞納している世帯に対しては、特別療養費の支給対象者とし、その取扱いについては、法令や国の通知に基づき、特別療養費の支給及び特別療養費の支給に該当する旨の事前通知を適切に運用してまいりますというご答弁でした。

特別療養費の支給ということになれば、医療費の10割負担を窓口で払わなければならなくなります。医療費の全額負担では払い切れないと言って、受診控えが起こって不思議ではありません。

特別療養費の支給の取扱いについては、厚生労働省も慎重な対応を求めて通知されていると伺っていますが、本市の対応はどのようにになっているのかお答えください。

2項目め、中川の郷療養センターについて2点伺います。

中川の郷療養センター、以下センターといたします。

初めに、センターの運営状況についての認識はについて市長に伺います。

センターは、児童福祉法に基づく社会福祉施設として、同時に医療法に基づく病院で、1995年、社会福祉法人東埼玉の創設後、1997年に開設されました。重度の知的障がい者と肢体不自由が重複している障がい児者、地域の心身に障がいのあるかたの医療、介護を担っている、なくてはならない施設です。

しかしながら、センターの運営が大変厳しくなっている実情について、元センター長からお話を伺う機会がありました。

大きな要因となっているのは、医療報酬や介護報酬の単価が、物価高騰による医療用品の値上げや人件費の増額に対応し切れていないということでした。2022年度からの事業支出は横ばいで推移しているものの、人件費は4年間で総額1億9,000万円の増額となり、人件費積立残高は、今年度をもって底をついてしまうという深刻な状況が明らかになりました。このままでは、センターの存続が危ぶまれるというお話に、大変危惧をしているところです。

そこで、センターの運営状況について市長の認識を伺います。

次に、センターは5市1町によってつくられた施設であるため、地域とのつながりが強く、家族の方々と一体となった療養活動を行うことを心がけた地域密着型の支援を行っています。平成10年7月から開始した外来診療や訓練を利用する受診者は、令和6年度で年間延べ1万9,090名に上り、初診患者数は171名で、約73%が5市1町在住のかたとなっています。三郷市内のかたは入所者で6名から7名利用されていると聞き及んでいます。

外来受診されている在宅で医療的行為が必要な重症児者は、2022年4月現在で261名、このうち人工呼吸器の管理が必要なかたは24名、気管切開が45名、吸引が必要なかた74名、酸

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

素投与 6 名、経管栄養が 109 名、体位交換が 1 日 6 回以上必要なかたは 87 名です。その総数は 2011 年の 2 倍以上に増加しているとのことでした。

入所されているかたはもちろんのこと、在宅で療養されているかたにとって、センターはなくてはならない役割を果たしてきています。障害福祉施設として、この地域からなくすわけにはいかないと考えるわけですが、現行の事業収入では運営が成り立たなくなっているのであれば、抜本的な改善を国や埼玉県に求めるべきではないでしょうか。市長に見解を求めます。

3 項目めの教育問題についてです。

デジタル化がこどもたちに及ぼす影響について 2 点伺います。

私たち人間の知的な活動には、聞く、話す、読む、書く、計算するなどの基礎的な能力が必要とされています。これらの諸能力を向上させるためには、あらゆる感覚機関、運動機関を、様々な方法と努力を通じて習得すると言われております。

例えば、書く作業は、繊細で根気の要るもので、鉛筆を握って文字を書くためには、細かい手指の動きが要求されます。手指の運動は脳の働きや成長発達と関係しています。どれぐらい力を込めれば鉛筆の芯が折れないか、思いどおりの線の太さで書けるかなど、多くのこどもたちは何度も試行錯誤を重ね、練習を繰り返してきたと思います。

近年、タブレットや PC などの情報機器を活用して学習を行う学校教育の ICT 化、デジタル化が政策的に進められています。確かに情報技術が進歩する中で、デジタル機器やインターネットの特性を学び、それらを使えるようにしていくことは必要です。しかし、無批判、無条件に学校教育にデジタル機器を導入してよいのでしょうか。

こうした技術を利用することによってどんなメリットを得られるのか、その裏でどんなデメリットが生じるのか。取扱い上、何に注意しないといけないのかなど、教育に携わる関係者や保護者の十分な議論が必要ではないかと考えます。

そこで、教育長にこどもの発達と成長の視点から、デジタル教材を活用した場合のメリット、デメリットの認識について伺います。

次に、デジタル教材の活用は教員・現場の裁量で進めるべきだと考えるが見解はについて、学校教育部長に伺います。

さきに述べましたように、デジタル教材の利用を否定するものではありません。ICT は、こどもの成長発達に役立つという限りにおいて活用されるべきですが、ICT ありきでは、こどもの成長発達はゆがめられてしまうことも懸念されているところです。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

文部科学省は、6月、中央教育審議会の作業部会で、デジタル教科書を正式な教科書と位置づけ、2030年度から導入するとした審議まとめ案を了承したと報道されました。授業を行う上で、重要な位置を占める教科書の在り方は、今後、重要な論点になると考えられます。何のためにその教材が必要なのかということを忘れては、ＩＣＴの有効な使い方を見つけることはできないのではなかろうか。

事業において、やみくもにタブレットを用いて学習アプリでひたすら問題を解かせるといったやり方が進められると、そういった教師の判断能力を奪ってしまうことになり、子どもたちの実情と乖離した授業になってしまわないかという懸念もあると聞き及んでいます。

子どもたちに最もふさわしい教材の選択、ＩＣＴ教材を利用する場面なのかどうか。その特性を理解し、使う必要があるかないかなどの、教師が教材を吟味するための裁量や時間が確保されなければならないと考えます。見解をお示しください。

教育問題の2、ＩＣＴ化を進める中での個人情報保護・管理のあり方について伺います。

子どもや親の家庭の状況が把握できるような個人情報が学校には大量に集積します。デジタルツールやサービスを提供する民間事業者との間で、子どものデータの取扱いについてルールを決めておかないと、商業目的にも無制限に利用できてしまうことになり、学校教育の目的以外にも個人情報が利用できてしまう懸念があります。

こうした問題から、文部科学省は個人情報の取扱いについては、その管理規程の策定を進めていますが、本市はどのようにになっているでしょうか。お答えください。

4項目めの環境保全問題について、天神調整池の維持管理について伺います。

天神調整池は、河川に流出する雨水量を調整する施設でありながら、公園が隣接しており、野鳥が飛来するなど、水と緑の景観が調和して、地域住民の憩いの場所として親しまれています。

しかしながら、貯留している池の水の汚濁が著しく、夏などは悪臭を放ち、浮遊物などの一時的な除去作業だけでは抜本的な解決にはならないと、町会長をはじめ、近隣住民からの声が上がっています。

そこで伺います。中長期的な調整池の環境保全を含めた維持管理、どのように検討されているのかお答えください。

5項目めの公共下水道の1、低所得者向けの水洗化費用助成制度の創設について伺います。

公共下水道の整備が進み、これまで市街化調整区域における住民の合併浄化槽などは、下

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

水道管に接続するために新たな工事費が必要になります。しかしながら、下水道管を整備したにもかかわらず、接続の工事費が負担となって接続工事を決断できないでいるご家庭もあると伺いました。

水洗化は公衆衛生の向上、生活環境の改善や水質の保全のために必要不可欠ではあります
が、一方で、工事費が数十万円になるため、年金暮らしの方々の低所得者世帯には、工事費
の負担が重くのしかかり、接続工事はできないとしている世帯があると聞き及んでいます。

本市は令和6年12月、三郷市公共水道事業経営戦略を公表し、令和7年度から令和16年度
の10年間の長期的な計画を策定しました。基本方針実現に向けた取組には、水洗化率の向上
を掲げ、接続工事時における負担軽減をより一層図るため、低所得者向けの補助金制度の拡
充などを検討するとありますが、どのような検討がなされているのでしょうか。

現行の借入利子の補助制度だけではなく、工事費に対して直接支援する水洗化費用助成制
度を創設するべきではないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（渡邊雅人議員）　工藤智加子議員の質問に対する答弁を残して暫時休憩いたします。

休憩　午後　2時58分

再開　午後　3時10分

○副議長（渡邊雅人議員）　再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤智加子議員の質問に対する答弁を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長　登壇〕

○市長（木津雅晟）　工藤議員のご質問にお答えいたします。

1、国民健康保険制度についての1、国民健康保険税の子ども均等割の廃止で子育て世帯
への支援をについてお答えいたします。

国民健康保険は、全ての加入者に公平に医療サービスを提供するための公的医療保険制度
で、均等割はその安定運営に欠かせないものであり、その廃止には制度そのものの見直しが
必要であることから、自治体において対応できるものではございませんので、引き続き全国
市長会を通じまして国に要望してまいります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○副議長（渡邊雅人議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 1、国民健康保険制度についての 2、国民健康保険資格確認書は加入者全員に発行をについてお答えいたします。

国は、資格確認書の交付対象者の範囲は、自治体の判断とする一方、国民健康保険では、一律に交付する必要があるとは考えていないとの見解を示しているところでございます。

市といたしましては、国の動向なども注視しつつ、法令等に沿った事務手続きを実施してまいります。

次に、3、特別療養費の支給に係る対応についてお答えいたします。

特別療養費の支給は、国民健康保険税の納期限から1年が経過するまでの間に、納付に資する取組を行ってもなお、納付がされない場合において、災害やその他の特別の事情がある場合を除き、自己負担を10割に変更し、保険適用分の医療費を、後日、特別療養費として支給する仕組みでございます。

本市におきましては、三郷市国民健康保険特別療養費の支給に係る事務取扱要領により、納付資力の有無や医療受診の必要性などを考慮し、対象者の選定等を行ってございます。

特別療養費の支給対象者から医療を受ける必要性が生じ、かつ医療費の支払いが困難である旨の申出が行われた場合には、これまでの資格確認書の運用と同様に、特別の事情に当たるものとみなし、本来の自己負担割合に切り替える運用としてございます。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 2の中川の郷療育センターについての 1、センターの運営状況についての認識はと、2、センターの運営継続を求めていただきたいが市長の見解はにつきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

中川の郷療育センターの運営状況につきましては、昨今の人件費や物価の高騰の影響もあり、今後の見通しは大変厳しい状況にあるものと認識しております。

引き続き、健全な施設運営を継続していくためには、5市1町が連携して、今後の対策について議論していくべきものと考えております。

○副議長（渡邊雅人議員） 檜垣幸久教育長。

〔檜垣幸久教育長 登壇〕

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○教育長（檜垣幸久） 3、教育問題、1、デジタル化が子どもたちに及ぼす影響についてのア、デジタル教材を活用した場合のメリット・デメリットの認識はについてお答えいたします。

デジタル教材は、視覚的・聴覚的な内容理解や画面を通しての他者との交流が即座に可能になるなど、高い利便性がございます。

一方で、健康への影響や学力低下などを危惧する声があるのも事実でございます。実際、10月まで国語の授業を担当しておりましたが、字形・筆圧など基本的な書く力が衰えているのではないかと感じられることがございました。

そこで、11月7日の校長連絡協議会において、書くこと、話すこと、聞くことの強化と充実を指示したところでございます。

デジタル教材の活用により、人間が本身につけるべき基本的な言語運用能力が低下することがないよう、アナログとデジタルの目的に合った使い分けを推進し、さらなる学力向上に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 3、教育問題、1、デジタル化が子どもたちに及ぼす影響についてのイ、デジタル教材の活用は教員・現場の裁量で進めるべきだと考えるが見解はについてでございますが、本市では、従来の紙の教材とデジタル教材の双方のよさを生かしながら、学習のねらいに応じて適切に使い分けることを基本の方針としております。

デジタル教材の活用につきましては、各学校が児童・生徒の発達の段階や実態に応じて段階的に導入し、友達と対話したり協働したりする学びを大切にした指導を行っております。

今後も、子どもたちの確かな学びの充実につながるよう、研究と改善を重ねてまいります。次に、2、ＩＣＴ化を進める中での個人情報保護・管理のあり方についてでございますが、個人情報の保護につきましては、本市の情報管理規程に基づき、適切な取扱いを徹底していくところでございます。

個人情報を管理している共有サーバーを本市情報政策課と共同で管理し、教員専用ネットワークとすることで、外部からの不正アクセスやウイルス侵入を防ぐセキュリティ対策を講じております。

今後も必要な安全対策を実施してまいります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 相馬喜一建設部長。

[相馬喜一建設部長 登壇]

○建設部長（相馬喜一） 初めに、4、環境保全問題、1、天神調整池の維持管理についてお答えいたします。

風の郷公園西側にある天神調整池は、地域を浸水被害から守る施設として、三郷インターライド地区の土地区画整理事業に伴い整備された治水施設でございます。

調整池には、池を渡る桟橋や遊歩道のほか、池の中には、景観と環境の共生を図るため、常に一定の水位を保つ構造となっていることで、季節によっては、カモなどの野鳥が飛来するなど、地域の憩いの場となっております。

しかしながら、調整池は構造上、水の循環が難しく、野鳥のふんや餌やりなどの食べ残しは、池底にヘドロとなって堆積しやすいほか、ごみのポイ捨てなどにより、さらに水質が悪化し、池の水が濁ってしまう要因となっております。

そのため今年度、調整池の池底を調査しましたところ、ヘドロの堆積が確認されたため、現在、ヘドロの除去について準備を進めているところでございます。

今後も引き続き、調整池本来の機能確保と、地域の皆様が身近に水と緑を親しめる良好な水辺空間を確保できるよう、関係部署などとも連携を図りながら、調整池の維持管理に努めてまいりたいと存じます。

続きまして、5、公共下水道、1、低所得者向けの水洗化費用助成制度の創設をつきましてお答えいたします。

三郷市の公共下水道事業は、昭和50年から整備に着手し、令和7年3月末現在の普及率は89.3%、水洗化率は90.4%となっております。

水洗化率の向上は、河川などの公共用水域の水質が改善されるとともに、使用料収入の増加により、経営の健全化が図られる観点から、非常に重要であると考えております。

低所得者向けの水洗化費用助成制度でございますが、他市においては、生活扶助世帯を対象に、くみ取りから水洗トイレに改造する工事費の補助制度や、ほかにも供用開始の翌年度までに水洗トイレに改造した場合には、費用の一部を補助する制度など、様々な種類がございます。

本市においても、下水道接続時に、市民の皆様の経済的負担を軽減するため、銀行などから接続工事費用を借り入れる際の利子について補助制度を設けているところでございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

今後につきましては、低所得者向け助成制度など、様々な補助制度の概要、利用実績、効果などにつきまして、他自治体の取組を調査研究するとともに、接続率の向上に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 工藤智加子議員。

○10番（工藤智加子議員） それぞれご答弁ありがとうございます。それでは再質問、要望をさせていただきます。

まず、国民健康保険制度についてでございます。

こどもの均等割につきましては、国の制度に準拠するので無理だという趣旨のお話だったというふうに思うんですけども、市長おっしゃったように、この国民健康保険の加入者の約4割のかたが年金生活者で、しかも無職です。約3割のかたは非正規労働者やフリーランスだと。とにかく所得の低い人たちが被保険者になっているわけです。

私、3月議会でも指摘しましたように、子育て世帯で国民健康保険税の値上げが約11.2%、ひとり親世帯でも12.3%の負担が増えているということなりました。ご承知のように、光熱費や物価の高騰も加わりまして、もうこれじゃ暮らしていく切実な声が上がってるのは当然のことだというふうに思います。

先ほど来も議論がありましたけれども、経済収支比率の上昇で、財政が厳しくなったと。厳しいのは厳しいんですよ、前から、自治体の財政というのは。だけれども、三郷市の財政力指数を見ますと、0.90で、県内市町村でいえば上から9番目に高い。これよりも低い鴻巣市や越谷市は、第3子から均等割を廃止しています。富士見市は第1子から独自の均等割の減免を実施しているわけですね。市独自のこうした支援策が講じられるということなんだと思います。

未就学児の均等割の減免の財源は国や県から下りてきていて、令和6年度の決算では約803万円拠出しています。803万円下りてきているから、三郷市独自の負担はないわけですね。ここに、三郷市独自あと800万円の財政支援が図られれば、未就学児の均等割廃止が可能なんですよ。こども1人当たり年額4万4,000円の負担が軽減するわけです。ぜひやるべきだと強く求めたいと思います。

国の動きもありまして、2022年度より対象を未就学児から18歳まで拡充するという方針も、これ全国知事会、それから市長会の要望に応えたものだというふうに思います。

しかしながら、厚生労働省は、かわりに普通調整交付税の引下げを同時に提示しているん

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ですね。医療給付費の13%から32%となっている補助率を、12%から10%に引き下げる方針を提示しています。

しかも、年間保険料の賦課限度額は、医療費分で92万円から93万円引き上げる方針も打ち出しています。結局これは全部加入者負担になっていくわけなんですよ。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みです。市長のおっしゃっているとおりです。加入保険によって負担や給付に大きな格差があるということは、そもそも制度の趣旨に反すると思います。

国の動きを待つまでもなく、負担の軽減に自治体独自の施策として足を踏み出していただきたい。ほかの被用者保険と均等な負担率になるように、今強く求められているのではないかというふうに思いますよ。

憲法は、地方自治の本旨や条例制定権を保障しています。自治体が独自に公費を繰り入れることは可能だと私は思います。改めて市長に再度お答えをいただきたいと思います。

続きまして、国民健康保険の資格確認書の発行についてです。

埼玉県の保険医協会が、この間ずっと調査をしてきています。今月13日に従来の保険証廃止後の医療機関の状況を調査し、アンケートの結果を公表しています。調査には559件の医療機関から回答があったそうなんですけれども、この現行保険証が期限切れを迎えた8月以降、7割近くがマイナ保険証の利用率が増えた、確かに増えました。

しかし、それと同時に窓口のトラブルも増えていて、対応する職員が「非常に負担を感じる」と回答しているのは76%にも上っています。

マイナ保険証の登録から5年となりまして、更新手続が必要となっているケースが増えていますから、有効期限が切れたというトラブルも、前回の調査から2倍の30%にもなっているということなんですね。確認が取れないまま、不詳レセプトで請求しても国は払ってくれないんですよ。だから窓口3割負担のかたの残りの7割は、不詳レセプト扱いになって医療機関にお金が入ってこないわけですね。

今、医療機関、赤字で本当に大変です。6割が赤字で、公立病院でいえば9割が赤字だと。もう地域医療が崩壊してしまうのではないかというような状況も生まれているわけです。患者さんにとっても、医療機関で証明のやり方が違うだとか、腕の不自由なかたは画面操作ができないだとか、こういう声がひっきりなしに医療機関の窓口であるわけです。

ですから、加入者に安心して病院にかかるためには、いつでも、誰でも、どこでも、安心してかかってもらうために、資格確認書の発行は全世帯に実施するべきではないかとい

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

うことなんですね。

マイナ保険証になっても、利便性の向上どころか不便なために、利用率自体が40%割ってしまっているわけです。マイナ保険証の取得率は8割ぐらい行っていますよ。行っていますけれども、実際に使っている人たちは少ないわけで、マイナ保険証の国民の皆さんの中には不信だとか使い勝手の悪さ、これが利用率を引き下げているのではないかというふうに思います。

ですから、病気にかかる本当に不安になっているところでもって、病院に行っても確認が取れない等のことがあってはいけないというふうに思うわけなので、これはぜひ資格確認書の発行を全世帯に実施するべきではないでしょうか。いきいき健康部長にもう一度お答えをいただきたいと思います。

それから、特別療養費の支給にかかる対応についてなんですけれども、ご説明があつたように、病院にかかるなければいけないような場合に、この医療費の一時払いが大変だというふうに申出があった場合、この特別療養費、いわゆる有効期限が皆さんと一緒に、1年の資格確認書が交付できますよというふうにお話がありました。

これは今まで資格確認書でもって医療機関にアクセスしにくくしているという状況から大分改善されているというふうに思うんですけども、この資格確認書については、一時払いが困難であるというふうに申し出たかたに対して特別療養費の支給の対象となる資格確認書が発行されるということなんですけれども、これ現在どれくらいいらっしゃるのかお分かりになりますでしょうか、お答えいただきたいと思います。

それから、次の中川の郷療養センターにつきましては、センター長のお話の後、私どもも施設を見学させていただきましたけれども、入所されている方々のケアを行うスタッフの皆さんには本当によくやつていらっしゃると思います。

ちょうど入浴のケアをやっているところだったんですけども、週3回お風呂に入れて差し上げるそうなんですね。こういう方々の扱い手不足は本当に深刻で、そのためにはケアの単価と人件費の増額、現状に見合ったものにしていかなければならないというふうに思うんですけども、5市1町で話し合って、それが改善できればいいんですけども、各市町村の負担金が増えてますます自治体の財政も大変なわけで、国が診療報酬や介護報酬の引上げを行うことや、あるいは一時的に県がこの財政支援を行うというようなことが求められているんではないかというふうに思うんですね。

私たちも大野県知事のところに行ってお願いをしてきました。県知事も厚生労働省にお願いをしますというふうにも言ってくださいましたんですけども、市長から改めて大野知事に要

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

望していただきたいなというふうに思うんですけれども、その点についてもう一度お答えをいただきたいと思います。

教育の問題についてですけれども、いろいろ述べていただきました。本当にこどもたちに向き合った現場の経験のある教育長ですから、そのようにご説明いただいて、大変うれしいといいますか、実態をよく理解されてるのかなというふうに思ったわけなんですけれども、デジタル化を推進してきたスウェーデンでは、2022年以降、読み書き、計算、この力を身につけてもらうために、アナログ環境での活動を通じて習得できると。要するに紙への回帰が進められてきているわけなんですね。

要するに、デジタル教科書が進められていくと同時に、紙での授業の展開というものは、ハイブリッド式というんでしょうか、当然必要になってくると思いますし、その進め方についてはあくまでも現場の教員の裁量に任していただけるような時間と、それから研修も含めて保障していただきたいなというふうに思います。

もうちょっと言いたいことあったんですけども、時間がないので、天神調整池の維持管理についてなんですかとも、中長期的にどう維持管理していくかということをお聞きしたいんですよ。要するに、しゅんせつをしていただけるのはいいんですけども、それが8年、10年先だと同じことが起きてしまいますから、定期的にこれやっていく必要があるというふうに思います。

同時に、調整池に設置している太陽光発電で動く池のろ過機、これ2台設置されていると思うんですけども、これを増やすとかということで池の水の浄水化を図るということも必要ではないかというふうに思うんですけども、その点についてどうかお答えいただきたいと思います。

それから、低所得者向けの水洗化の補助については、いろいろあるのは承知していますけれども、ぜひ計画に載っているこの補助制度の検討については、前に進めて結論を早く出していただきたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（渡邊雅人議員） 工藤智加子議員の2問目に対する答弁を求めます。

木津雅晟市長。

[木津雅晟市長 登壇]

○市長（木津雅晟） 再度のご質問にお答えいたします。

子どもに関わる均等割の軽減につきましては、先月実施された国の専門部会で、高校生世

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

代までの拡充をすることについて議論がなされておりますので、引き続き、国の動向を注視してまいります。

○副議長（渡邊雅人議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 再度の質問にお答えいたします。

2点ございました。

1点目は、資格確認書について、医療機関の窓口の状況を踏まえ、全世帯に発行することに関する質問でございました。

現在、マイナ保険証へ移行しまして、一定期間が経過しております。この間、資格確認が必要な場合は、医療機関から担当部署への連絡等により確認をすることなどにより、現在、確認を継続しているところもある状況にはございます。

一方、新たに資格確認書を発行することに関しましては、現在の状況に加えて、新たな混乱を来すということが想定されますことから、関係法令に基づきまして適切な対応に努めてまいります。

2点目としまして、現在、特別療養費の支給対象となっているかたがいるかどうかというご質問でございました。

現時点におきましては、対象となっているかたはございません。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 国・県の補助金の要望につきましては、理事会で議論すべきものと認識しておるところでございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 工藤議員の再度のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、天神調整池の中長期的な維持管理として浄化装置などを増やすべきではないかというご質問だったかと思います。

天神調整池の中の水質浄化装置なんですが、以前は設置されておったんですが、今は経年劣化などで稼働していない状況となっておりますので、議員が言われるとおり、水質改善を行う必要性につきましては認識しているところでございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

そのため、これまで水質改善に努めてまいりましたが、効果的な対策までには現在至っていない状況となっております。

今後の対応といたしましては、水質改善につきましては、その効果と設置や維持管理に係る費用のほか、耐用年数などを総合的に勘案する必要があるものと考えておりますので、中長期的なことも踏まえまして、今後、他市の改善事例など、情報収集を行いながら検証してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 以上で工藤智加子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○副議長（渡邊雅人議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午後 3時4分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

開議 午前10時22分

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） ただいまから令和7年12月三郷市議会定例会第12日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎発言の申し出

○議長（武居弘治議員） 続きまして、篠田隆彦議員より事前に発言の申し出がありましたので、発言を許可します。

16番、篠田隆彦議員。

〔16番 篠田隆彦議員 登壇〕

○16番（篠田隆彦議員） 議長のお許しをいただきましたので、市民の皆様、議員の皆様、そして市職員や関係者の皆様に謹んでおわびを申し上げます。

本年7月の市議会議員選挙の執行に当たり、私の学歴について疑義が持たれたところであります。実際には、慶應義塾大学経済学部通信課程中退です。ほかの資料等には、そのように記載をしていたものの、市議会議員候補者調査票の最終確認の卒業と中退の記入欄で、間違えて卒業に丸をしてしまいました。このことにより、多くの方々にご心配とご迷惑をおかけしましたことに、誠に申し訳なく思っているところであります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

これからは、市民の皆様が納得する市政の実現を目指し、更に自分の置かれた立場を再認識し、誠実に切磋琢磨してまいります。信頼を損なうような混乱が生じましたことに対し、改めて深くおわびを申し上げ、陳謝の言葉とさせていただきます。

令和7年12月12日、三郷市議会議員、篠田隆彦。

本当に申し訳ございませんでした。

◎市政に対する一般質問

○議長（武居弘治議員） 日程第1、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により順次発言を許します。

◇ 佐 藤 裕 之 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第15、5番、佐藤裕之議員。

〔5番 佐藤裕之議員 登壇〕

○5番（佐藤裕之議員） おはようございます。

それでは、ただいまより令和7年度三郷市議会12月定例会での一般質問を通告書に基づきまして、順次始めさせていただきます。

このたびは、公共交通問題、路線バス運営につきまして、まちづくり推進部長に伺ってまいります。

初めに、このたびの質問は、超高齢化社会に向けて、なくてはならない路線バス運営を持続可能なものの一つとして、また路線バス運営の充実は住みやすさ指数の改善による本市の価値の向上につながることから、どのようにしていかなければならないのか、今から取り組むべきことを建設的な視点から伺ってまいります。

私が三郷市議会議員となりました平成26年には、既に市内を循環する路線バス運行が開始され、10年ほどの月日が経過しておりました。当時から、諸先輩議員から路線バスに関する一般質問が数多くなされ、また今年の改選後、新たな顔ぶれによる市議会においても、同僚議員からの質問がございました。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

開業当時の目的は、つくばエクスプレスやピアラシティの開業に合わせた三郷中央駅を中心とした路線バス編成がなされたものと理解しております。その後、新三郷駅周辺の大規模商業施設の開業やインター南部地区の区画整理事業などにより、バス利用者の需要動向も大きく変化し、そのたびに直面した諸問題に対して的一般質問であったのではと推察いたします。言い換れば、市内経済の活性化や促進、市内外問わずの人的流動を促す有効策の一つが路線バス運行であったと考えられます。現在においても、その役割は普遍的であると捉えておりますが、近年ではその役割とは別に多岐にわたり増大の一途であります。

本市においても、目覚ましいスピードで少子・高齢化という流れを迎える事業者側では人口減少による人手不足や高年齢化、更には雇用の不安定化、利用者側ではコロナ感染症をきっかけに急激な変化に迫られた働き方改革等による公共交通利用者の減少、高齢化による医療機関や買物などへの往来、日常生活における高齢者への対応、更には若者の自動車離れも顕著であり、定期路線の減便、運行縮小、乗務員欠員による運行維持の困難化、移動弱者への影響は拡大し、物流系、商業系の都市活動への悪影響など、課題山積の状況です。

これらの状況を打破するべく、そして今後の持続可能な路線バス運行を維持するために、三郷市地域公共交通活性化協議会では様々な意見交換、情報交換がなされていることと思われます。冒頭で申し上げましたとおり、今を検証し、これからをどうするのかの視点から、数多くの利用者側からの声を届けるべく、これまでの一般質問を契機に、あらゆる機会にご尽力をいただき、改善や拡充をなされてきましたが、現状、路線バス事業を行うのは民間企業である以上、利益を求めなければならず、様々な企業努力をされ、何とか事業継続にご尽力いただいているものと理解をしております。

しかしながら、これらの路線バス運営を取り巻く環境は、日に日に厳しさが増していると言わざるを得ず、利用者側と運営側、そして双方のパイプ役として行政がどのような関わり方を持つことが有効なのかを考え、以下につきまして質問をさせていただきます。

初めに、アとして、なくなつては困るや、増便を願う声を伺う一方、平日の通勤・通学時間帯と帰宅時間帯と比べ、日中の利用者は少ないようになります。企業経営の視点から見れば、利用料金は売上に直結するわけですから、利用者数の増減は企業経営を脅かす要因であることは疑いようのないことと言えます。コロナ以降、直近の路線バス利用者数の推移をお伺いいたします。

バス利用が唯一の移動手段としている市民からは、路線バス確保維持や必要に応じた運行計画などの言葉を聞くと、少なからず期待と不安が入り交じります。イといたしまして、三

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

郷市地域公共交通活性化協議会において、路線バス確保維持事業について、ウといたしまして、事業計画から見る必要性に応じた運行計画等に関しましては、どのような意見がなされているのか、まちづくり推進部長に伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 佐藤裕之議員の質問に対する答弁を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 佐藤議員ご質問の1、公共交通問題の1、路線バス運営についてにつきまして、順次お答えいたします。

初めに、ア、路線バス乗降客数の推移についてでございますが、本市におきましては東武バスセントラル株式会社、京成バス株式会社、京成バス東京株式会社、マイスカイ交通株式会社、メート一観光株式会社、埼玉観光株式会社の6事業者により路線バスが運行されております。直近3年間の乗降客数は、令和4年度約689万人、令和5年度約703万人、令和6年度は約711万人となっており、増加傾向は認められるものの、路線バスの減便や運休などの影響もあり、コロナ禍以前の令和元年度約805万人には回復していない状況でございます。

次に、イ、三郷市地域公共交通活性化協議会での路線バス確保維持事業に関する意見についてと、ウ、三郷市地域公共交通活性化協議会での事業計画から見る必要性に応じた運行計画に関する意見についてにつきましては関連がございますので、一括してお答えをいたします。

ご質問の各事項につきましては、協議会におきまして事務局案をお示しし、協議をいたしましたが、事務局案は妥当である旨の見解が示されたほか、ご意見はございませんでしたので、関連する主なご意見につきましてご紹介をいたします。

利用者の代表として、市民団体から選出された委員からは、デマンド交通や自動運転の導入に関する提案など、日常生活における移動手段の充実に関するご意見をいただいております。また、公共交通事業者である委員からは、採用活動の強化や社員の待遇改善を図っても人が集まらないというご意見や、コロナ禍以前との比較において輸送人員が戻らないこと、また物価高の経済的な問題もあるが、何より運転手不足が公共交通を維持していくための最大の課題であるなど、運転手不足に関し多くのご意見をいただいております。

現在、比較的利用者が多く、営業面では黒字が見込まれる路線におきましても、運転手の配置が困難なことから、やむを得ず減便を強いられる状況が確認されるなど、公共交通を取

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

り巻く環境は依然として厳しい状況でございますが、今後も引き続き三郷市地域公共交通活性化協議会におきまして持続可能な公共交通となるよう地域が守り、支え、育てる公共交通の仕組みづくりについて議論を深めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 佐藤裕之議員。

○5番（佐藤裕之議員） それぞれご回答をいただきまして、ありがとうございました。

再質問はございませんが、幾つか要望をさせていただきます。

利用者数ですが、コロナ以降、回復傾向にはあるものの、コロナ以前までには至っていないと。そのほか、今のお話ですとドライバー不足が原因で、黒字路線においても減便せざるを得ないと、そうすることで不便さからバス利用の機会がますます減少してしまう、悪循環に直面しているということが確認できました。このたびの一般質問を迎えるに当たり、事業運営されている企業側や現役の路線バスドライバー、運行管理者、現役時代に管理職として就労されていたかたなど、現場が分かるそれぞれの立場から忌憚のない本音とも取れるご意見も伺ってまいりました。

過去における数々の一般質問でのご回答でもありましたが、いまだ路線バス運転手不足の課題が克服できず、迷走状態に陥ったままのかなという点で、やはり一刻も早く採用の量と運転効率を同時に改善しなければならないというのが率直に感じたところでございます。事業者様に運転手募集のお話を伺ったところ、費用対効果を考えるとなかなか積極的な募集をかけることができないということで、現在ではハローワークからの面接希望者を待っているというのが唯一の募集方法とのことでした。

また、1年間を通しての新規採用は毎年2～3人程度はあるものの、入っては退職を繰り返すのが常で、3年後には人数は横ばいでも顔ぶれがガラリと変わってしまっているとのことでした。事務所としての最大限の努力はしているものの、なかなか状況が好転しない苦悩が感じられます。

ご回答中にもありましたが、公共交通維持の最大課題はドライバー不足であることは明らかですので、行政も新規ドライバー確保にどのように関わるかを真剣に考える時期に来てはいるのではないでしょうか。将来にわたって人口増加を期待するのはなかなか厳しい現実にある中、市税収入も正比例して徐々に下降線をたどるであろうと考えざるを得ない今だからこそ、発想を変えて、「そんなことはできるはずがない」や「どうやればできるというのか」と、今までの固定観念や常識的な発想では、いつまでたっても現状維持どころか、ますます

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

状況は悪化の一途をたどっていますので、ここからは課題克服に向けて一刻も早い、先ほど申し上げました採用の量、ドライバー確保策について幾つか要望をさせていただきます。

本市は、人口約14万人、JR武蔵野線とつくばエクスプレス線が通り、郊外型住宅都市の特徴から、実現性があり、かつ即効性のあるドライバー確保策として3つのご提案をさせていただきます。

1つ目、外国人ドライバー育成モデルです。こちらは、効果、持続性が高いと考えます。

本市では、物流系企業や工場が多く、外国人労働者も多いと考えられます。在住外国人が一定数おり、採用基盤として有望ではないでしょうか。11月28日の全国紙の埼玉版では、外国人が日本で就労できる在留資格、特定技能1号を取得したベトナム人のトラック運転手が行田市の運送会社に就職、資格を取るために日本語で出題される技能評価試験などの難関を突破した。物流業界は人手不足が深刻で、他社にも採用の動きが広がりそうとの記事もありました。

こちらに倣えば、三郷市とバス会社と教習所で大型二種免許取得支援ができるのではと考えます。受験料や交通費の補助、教習費の分割支払い、語学支援、市内企業の外国人社員向け説明会、生活サポートとして住宅確保や日本語学校紹介（近隣では草加市）をパッケージ化することで定着率が大幅に上がるのではと考えます。予算につきましては、現在一線を退いてはおりますが、元管理職として勤務されていたかたとの独自予算立てとはなりますが、ご参考までに申し上げ、要望させていただきます。

説明会開催に30万円から50万円、免許取得補助、大型二種45万円から55万円掛ける10人から15人分で500万円から750万円、通訳、日本語研修費年間200万円、合計700万円から1,000万円と算出しました。

2つ目は、陸上自衛隊員やOBの採用です。こちらは即効性大と考えます。本市から通勤可能な基地、陸上自衛隊朝霞駐屯地、習志野駐屯地があり、運転技能のある隊員の再就職先としてはバスは相性が良いと考えます。現場実習、運転補助の研修、労働条件の改善、例えば初任給アップをセットで提示、自衛隊の再就職支援制度を活用し、自衛隊基地内での合同説明会、バス会社と三郷市が合同でブース出展を開催し、大型免許保有者を優先的に面談、またインターン制度や大型二種取得支援をセットとして見るのも一考ではないでしょうか。即効性が高く、費用対効果も非常に高いと考えます。こちらの予算は、基地内説明会20万円、研修補助費30万円掛ける10人分で300万円、合計320万円と算出しました。

3つ目は、将来の担い手育成の観点から、地元高校、三郷工業技術高校との連携を提案さ

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

せていただきます。施策案として、18歳からのバス会社準社員制度とし、免許取得支援策として進路相談室での業界説明会を実施したり、夏休みや土日、バイトで常務補助体験枠を作り、運転補助制度の試行、こちらの予算は説明会に10万円、バイト支援金40万円で合計50万円と算出しました。

以上3プラン予算につきましては、全て本市と事業者で折半を標準と考えました。ただいまご提案しました全ての合計事業費1,500万円弱となり、本市の予算規模から見ると捻出できない金額ではないと考えますし、国の交通補助金を併用できれば、更に負担は軽減できます。

また、ドライバーの離職も極力防がなくてはなりません。公共交通機関のドライバー不足の背景には、主にバス事業の低収益性による労働条件の悪化、不規則な勤務形態や長時間労働、そしてそれに伴う比較的低い賃金体系があります。事業者側からのお話ですと、月給の差額が1,000円でも2,000円でも、遅かれ早かれ高給のほうへ流れてしまう傾向にあるとのことでした。全産業平均と比較しても、決して高いとは言えないバス運転手の賃金水準を改善することが人材確保には不可欠ですと力説されておりました。契約後、1年以内に離職した場合は全額返還などを盛り込んで、奨励金や支度金と称した1か月分相当額の補助制度で救済してほしい。

また、女性専用スペースと、女性が働きやすい職場環境を積極的に整備し、女性ドライバー採用を本格的にやってみたいが、資金的にちゅうちょしているとの声もいただきました。公共交通事業を安定させることができるのであれば、公共交通版がんばろう補助金制度のような制度を検討されてもよいのではと要望をさせていただきます。

その他、公共交通維持に路線バスのみで解決するのは無理があるとの考えもぬぐえません。これからは、公共交通システムの再編と効率化も検討するべきではないでしょうか。これまで公共交通問題解決に愛知県常滑市や宮崎県宮崎市、日南市など様々な取組を現地で伺ってまいりましたが、需要の少ない路線では路線バスとデマンド型乗合タクシーなどを組み合わせることで、効率的な運行が可能となっていました。

また、AIを活用し、快適なルートを計算することで、少ない車両で多くの利用者を運ぶオンデマンド交通の導入、ほかにも再度の路線の再編により需要予測に基づいて路線を見直し、利用の少ない路線をバスから少量の需要に対応できるシステムに転換することで、運転手数を抑制しつつ、利便性を向上できているところもございました。

また、ドライバー不足は自治体単独での対策では根本的な解決が難しいのではと、地域と

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

連携した取組が突出しておりました。ドライバー不足の解消策として、各公民館を停留所に定め、自家用車や一般ドライバーが有償で送迎するライドシェアを導入することで安全性を担保しつつ、タクシーが不足する地域や時間帯での移動手段の確保に貢献されておりました。様々な組み合わせによって、少しでも公共交通問題解決に前進できるのであれば、期間限定での実証実験をご検討くださいますよう要望させていただきます。

最後に、「今我々の時代にできることを次の世代のためにつくってあげること、これが私たちの責任と義務だと思います。皆さんで一緒に次の世代のために頑張りましょう。」こう述べられましたのは、ここにおられる多くの方々も参加をされました第87回全国都市問題会議でホスト役を務めました佐藤栄一宇都宮市長の「人口減少社会でも持続可能なネットワーク型コンパクトシティの形成」についてのご講演での言葉を添えて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武居弘治議員） 以上で佐藤裕之議員の質問を終わります。

◇ 佐々木 修 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第16、23番、佐々木修議員。

〔23番 佐々木 修議員 登壇〕

○23番（佐々木 修議員） それでは、通告に従って順次一般質問をさせていただきます。

今回は、高架下の利活用、住宅政策、災害対策の3項目についてお伺いいたします。

1、高架下の利活用。

つくばエクスプレス三郷中央駅周辺の高架下の利活用について、以下「T X」とさせていただきます。

今まで、一般質問でも何度も取り上げてきたテーマですが、私のT X高架下の利活用についての質問が10年前、平成27年9月議会でした。T X高架下は、自転車の駐輪場や町会の防災倉庫などの活用しかなく、もったいないなと感じていて、駅周辺という立地を考えると、高架下の利活用によって様々な用途で人が集まる空間としてにぎわい創出につながるのではないかという趣旨で今まで提案してまいりました。

皆さん、T X高架下周辺をイメージしてみてください。今までの一例の提案をお伝えしますと、橋脚がありますので、そのエリアごとに分けて、例えば建物を建てられるなら子育て

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

支援施設、またコンテナハウスなどを活用したシェアオフィス、ポップアップストアやスタートアップ支援とした飲食店など、また建物を建てられなくてもスペースを活用して、フェンスがありますので、そのフェンスを利用して雨の日でもこどもたちがボール遊びのできる空間、またグラウンドゴルフであったりドッグランなど、そしてフリーマーケットなどイベントなどにスペースを貸すこともできるのではないかでしょうか。また、宅配便のロッカーを設置するなどの利用方法もあります。このように、様々な可能性があります。

しかし、三郷市だけではなく、相手もいる話ですから、TX側との様々な課題や構造上の問題や難しい部分もあるかと思いますが、徐々にこの利活用の方向が見えてきた気がします。

その1つとして、令和4年にはTX側と連携してキッチンカー出店の実証実験にも進みました。また、現在第5次三郷市総合計画基本構想では、都市交流拠点として三郷中央駅周辺の駅前広場のリニューアルについて進められていて、高架下も有効活用していく整備が取り組まれています。

そこで、現状と今までの提案や実証実験、今後の展望と取組について市長、またまちづくり推進部長にお伺いいたします。

続いて、2、住宅政策。

1、空き家等対策について。

メディア等で、空き家になった古民家を利用した活用方法など紹介されている空き家対策などはありますが、このようなケースは地域によって異なり、三郷市ではなかなか古民家自体が少ないという現状があります。三郷市では近年、土地の坪単価の上昇により大きな住宅や土地の所有者が亡くなった場合にも相続され、売却され、分譲住宅が建ち並ぶ様子が見受けられます。

しかし、このように空き家の所有者が判明していれば、対応してくれていればよいのですが、放置され、適切に管理されていない空き家によって様々な問題につながってしまう可能性があります。衛生環境の悪化として、通気や換気などがされず、湿気、カビ、害虫などの問題、野生動物が住みついてしまったり、あるいはゴミの不法投棄などが発生してしまう。安全面での近隣住民とのトラブルとしては、建物の老朽化や屋根・外壁の落下、樹木の枝の越境などで近隣住民や通行者に被害が出てしまうなどの危険が高まります。また、不審火などの不安もあります。

空き家の管理は、所有者が行うことが原則であり、市は所有者に対してアドバイスや指導を行うことで改善を促しているとは思いますが、所有者に行き当たらない場合、この所有者

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

が不在・不明、また相続放棄などをしている場合、指導で解決につなげることが困難なケースがあると思いますが、市としての対応を伺います。

ア、所有者不明、相続人不在等の空き家の対策について、まちづくり推進部長にお伺いいたします。

最後に、3、災害対策。

1、ペット同行避難等について。

ペット同行避難についても、何度も一般質問でも取り上げ、提言・提案をしてまいりました。徐々に取組が進んできていますが、今回は今までの三郷市でのペット同行避難への質問に対しての現状を踏まえた進捗、また課題と今後の対策を伺います。

近年、大規模地震や風水害が全国各地で頻発しており、動物と暮らしているかたの災害時の避難行動の一つに、ペット同行避難があります。現在、ペットは単なる飼育動物ではなく、多くの家庭において家族の一員として位置づけられています。そのため、災害発生時にペットを置いて避難することができないという理由で自宅にとどまってしまい、結果として命を落とすというようなケースも過去、災害において実際に発生してきました。

こうした背景から、環境省ではペット同行避難を基本方針として示しており、各自治体に対して受入れ体制の整備を求めていました。ペット同行避難への対策は、全ての自治体にとつて喫緊の課題となっております。

しかしながら、自治体ごとに災害時の体制整備については大きな差があります。ペットを飼っている人の命を守るための体制整備を考えいただきたいと思います。

三郷市では、主にクリーンライフ課と危機管理防災課がそれぞれ担当部署として対応して取り組んでいますが、まだ課題がありますので、今まで質問してきた内容も含めて、整理をして伺わせていただきます。

そこで、まず三郷市の現状について伺います。

アとして、平成29年12月1日施行された三郷市動物の愛護及び管理に関する条例の特に9条においては、動物の災害時対策に関する飼い主等への普及啓発という項目については、「広報みさと」や三郷市愛犬クラブでペット同行避難や飼い主のマナー向上に対しての教室など、様々な啓発を行っていますので、進んでおりますが、以下の3項目、関係団体との災害時協力体制の確立、同行避難する場合の場所の確保や避難所における飼育支援等のきめ細やかな体制づくり、そして災害時、動物救護活動ボランティア育成について現在の進捗と今後を市民生活部長にお伺いいたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

次に、イ、自主避難場所と各指定避難場所での同行避難体制の整備についてお伺いします。

現在、三郷市の自主避難場所と各指定避難場所での同行避難の整備のマニュアル、スペースについてお伺いしますが、まずは自主避難場所とは大型台風や大雨が続いたりした際に、文化施設やコミュニティ施設など市内公共施設において指定避難所を開設する段階ではないけれども、自宅にとどまっていることが不安な市民が多い場合に一時的に開設いたします。

また、指定避難所とは市内小・中学校をはじめとする33か所となり、河川の氾濫が発生する危険性が高く、避難指示等の発令に伴い開設いたします。三郷市での一例をお話します。令和元年に発生した大型台風19号の際には、三郷市では自主避難場所、こちらは鷹野文化センターがありました。鷹野文化センターにおいても、一刻一刻雨足が強くなる状況の中、多くのかたが不安を抱え、自主的に避難する市民の方々が多数いました。私も知り合いの付き添いで、その現場にいました。その中には、ペットを連れて一緒に避難してきた家族が5組、6頭いました。横殴りの雨の中、ペットを連れてきてしまったからと言って、引き返すこともできない危険な状況でしたので、そんな中での屋外でのペット同行避難の場所の確保も難しいということもあったのだと思います。自主避難場所での現場での臨機応変な対応で、1部屋を使用してペット同伴避難をしていただけました。当時の職員さんには、今でも感謝しております。このような中、自主避難場所と各指定避難場所の確保についてお伺いします。

災害の規模や避難場所、避難所の環境、収容人数など、様々な状況において現場職員の方々の対応によって異なることも予想されます。ペットを連れてきた市民が一時的に身を寄せられる場所があるかどうかは、極めて重要な課題となります。自主避難場所においても、職員へのマニュアルが必要と考えますが、スペースも含めどのように考えているのかをお伺いします。

各指定避難場所も同様に、ペット同行避難体制の整備として、ペット同行避難の受入れ方針は明確に定められているのか、ペットの受入れスペースは確保されているのか、ゲージやペットシーツなどの備蓄はどの程度整備されているのか伺います。

次に、マニュアルの整備についてです。

ペット同行避難は、避難所にペットを入れるか入れないかという単純な話ではなく、アレルギーのあるかたや苦手なかたも多くいる中で、動線の分離、衛生管理、鳴き声やにおいへの対応、何よりほかの避難された方々への配慮など、細かなルールづくりが決まっていないと、混乱やトラブルの原因になるために不可欠です。これが避難所ごとに、担当者ごとに異なると、現場で大きな混乱が生じる原因となります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

そこで、一定の基準のためにもマニュアルが必要ですが、職員が対応する際のマニュアルは整備されているのか、飼い主側のマニュアルは整備されているのかを伺います。

最後に、ウとして、ペットを連れてきた避難者向けのスターターキット、このスターターキットとは現在指定避難所に整備されている避難所開設キットをイメージしてもらえると分かりやすいのですが、災害発生時には各自治体において速やかに避難所が開設されます。そこで、避難所が開設され、避難所担当職員ではなく、ペットを連れて避難してきた飼い主同士が協力し合い、リーダーが決まっていなくとも速やかにペットの避難スペースを設営、運営できるように、あらかじめ指示書と物資を取りまとめたものです。スターターキットを開けて、順々に指示どおりに準備を行うことにより、誰でも設営、運営を可能にするものです。前回の質問の答弁の中でも、国や県でも整備が推奨されていますので、ペットを連れた避難者向けのスターターキット整備に際して、ペット同行避難への理解につながるコンテンツとして導入に向けて取り組んでいきたいと考えておりますとの答弁がありましたので、導入に向けて現在と今後について伺います。

エとして、防災訓練におけるペット同行避難訓練の導入について最後に伺います。

現在、総合防災訓練においてペット防災、ペット同行避難啓発のためのブースを出して啓蒙して、多くの周知に向けて取り組んでおりますが、実際に防災訓練でペット同行避難をどのように行うのか、動線はどうするのか、どのような配慮が必要かなど、実際に多くの人がいる中でペットを連れた市民の動きや動物の反応、また連れてきていない避難者への反応と周知にもつながります。地域の方々、職員の方々、避難所運営委員会、また自主防災組織、様々な人が実際に見て、体験することで、新たな課題を見つけることにもつながります。どのようにお考えかを伺いまして、アは市民生活部長、イ、ウ、エは危機管理監にお伺いして1問目を終了します。

○議長（武居弘治議員） 佐々木修議員の質問に対する答弁を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

1、高架下の利活用の1、TX三郷中央駅周辺の高架下の利活用についての総論についてお答えし、詳細については担当部長をして答弁いたさせます。

三郷中央駅周辺につきましては、第5次三郷市総合計画におきましてにぎわいと活気ある快適な都市空間の形成を目指す都市交流拠点に位置づけをいたしました。現在、駅前広場の

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

改修に着手し、効果的な利活用に向けて取り組んでいるところでございます。つくばエクスプレスの高架下の利活用につきましても、更なるにぎわいの創出につながる有効な一つの要素であるものと考えておりますことから、今後も引き続きより一層魅力的なものとなるようまちづくりを推進してまいります。

○議長（武居弘治議員） 城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 初めに、1、高架下の利活用の1、T X三郷中央駅周辺の高架下の利活用についての今までの質問に対しての進捗についてお答えいたします。

近年、まちづくりと地域振興の観点から、全国的に鉄道高架下を商業スペースとして利用する事例は増加をしており、地域住民や来訪者にとって魅力的な空間が形成されております。本市における高架下利活用の現状でございますが、自転車駐車場や地元町会の防災倉庫としての利用や、におどり公園の一部としての一体利用など、それぞれに有効に機能を果たしているところでございます。

また、高架下利活用の推進といったしまして、これまで議員より飲食店や宅配ロッカー、ドッグランをはじめ様々なご提案を頂いてまいりましたが、それぞれに課題がございましたことから、実現には至っておりません。

そのような中、令和4年度から5年度にかけまして、首都圏新都市鉄道株式会社との連携の下、キッチンカー出店の実証実験を実施をいたしました。利用者からは、おおむねご好評を頂いておりましたが、駅から離れた場所での実施であったことや、地域住民の認知度を高めることができなかつたことなどの理由から、期待する利用者数を満たすことができない結果となりまして、実証実験を終了し、高架下の利活用としての定着には至らなかつたというものがこれまでの現状でございます。

次に、今後の取組についてお答えをいたします。

三郷中央駅周辺につきましては、令和5年度を初年度とする5か年の事業計画の下、まちなかウォーカブル推進事業を活用した再整備に取り組んでおり、令和8年1月より駅前広場の工事に着手をする予定でございます。また、首都圏新都市鉄道株式会社が定める経営計画の中で、駅高架下からつながる沿線まちづくりへの貢献といったしまして、高架下の機能強化に取り組むと示されておりまることもございますので、今後も引き続き三郷中央駅周辺における利便性の向上やにぎわいの創出を図るべく、鉄道会社との更なる連携強化に努め、高架下の効果的な利活用の実現に向け取り組んでまいります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

次に、2、住宅政策の1、空き家等対策についてのア、所有者不明、相続人不在等の空き家の対応についてお答えをいたします。

市民からの相談等により、適正な管理がなされずに周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家を把握した際の対応につきましては、不動産登記簿や住民票、戸籍、固定資産税の課税情報などを基に、所有者とその所在地を特定し、文書の発送や訪問等により必要な措置を講じるよう働き掛けを行うことが標準的な対応の流れでございますが、ご質問にもございましたとおり空き家の所有者の所在が不明な場合や、相続人が存在しない場合など、空き家の管理をすべき者がおらず、市からの助言や指導などでは対応を進めることが困難な事案が一定数ございます。

こうした場合の対応策として、市が家庭裁判所に対し申し立てをし、弁護士や司法書士などの専門的知見を有する者を裁判所が管理人として選任することで解決を図る「財産管理制度」がございます。本市におきましては、令和6年度よりこの制度の活用を開始し、空き家の管理状況がもたらす周辺への悪影響の程度を勘案しながら、これまで4件の空き家を対象に申し立てを行っており、物件ごとに進捗は異なりますが、選任された管理人による管理不全状態の解消に向けた手続が進められているところでございます。

財産管理制度の活用の判断に至るまでには、所有者の情報について十分な調査を行う必要がございます。長期にわたり相続登記がされておらず、相続関係が複雑多岐にわたる場合や、所有者が国外に在住しており、外務省への問い合わせを必要とする場合など、調査が容易ではない場合もございます。令和5年度に策定をいたしました三郷市空家等対策計画では、安全で快適な住環境をつくるため、必要な対策として、発生の予防、適正管理の促進、利活用の促進の3つの方針の位置づけをいたしました。今後につきましても、空き家の置かれた状況に応じ、適切な対策を講じることで周辺環境にもたらす影響を最小限にとどめることができますよう、空き家対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 3、災害対策の1、ペット同行避難等についてのうち、ア、三郷市動物の愛護及び管理に関する条例についてお答えいたします。

本条例は、人と動物との共生社会を推進することを目的に、災害時の動物の保護に必要な措置を講ずることを規定しております。具体的には、動物の災害時対策に関する飼い主など

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

への普及啓発、関連団体との災害時協力体制の確立、災害時動物救護活動ボランティアの育成などでございます。

このうち、現在取り組んでいるものは、災害時にペットとともに避難所に避難した際の注意事項をまとめたペットのための防災手帳がございます。この手帳は、狂犬病予防集合注射などの会場にて配布しており、同行避難時には必ず携帯するよう呼び掛けております。また、ペットに関する災害の備えをテーマに座学を行うなど、啓発にも取り組んでいるところでございます。災害時に、避難所に動物を連れてくることがトラブルの原因の一つとなる可能性もあることから、こうした事態に対するために獣医師会やボランティアのかたを含む動物愛護団体との協力体制が欠かせません。今後は、こうした団体に適正な指導をしていただくことが必要でございます。そのため、日頃から災害時に動物救護活動を行っていただけるかたと協力して、ボランティアの育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 3、災害対策の1、ペット同行避難等についてのイ、自主避難場所と各指定避難場所での同行避難体制の整備（マニュアルとスペース等）でございますが、災害時のペット同行避難に対する市の取組として、国や県のガイドラインを基に市としてペットの動向避難に関する各避難所における基本マニュアルを作成し、令和6年3月に市ホームページに掲載するとともに、避難所参集職員等に共有いたしました。

初めに、自主避難場所での同行避難体制の整備についてですが、自主避難場所の避難場所開設・運営マニュアルにおいて、ペットと同行避難された場合にペットと避難者が同じスペースに入れないことにご理解をいただくことや、ペットの避難場所を事前に確定するなどの取扱いについて明記し、各自主避難場所ごとにレイアウトを作成し、ペットスペースの場所について関係部署で共有しております。

次に、指定避難場所の同行避難体制の整備につきましては、ペットの同行避難に関する各避難所における基本マニュアルを基に運用し、避難所開設運営マニュアルにおいても本年5月の改訂時にレイアウト図に避難者の居住スペースと離れた場所にペットスペースを表記いたしました。また、指定避難所受付時に同行避難者用の受付窓口を設置し、ペットスペースへの専用の動線も確保し、衛生面への配慮やアレルギー対策を行うこととしています。

さらに、ペット用品は原則として飼い主の責任において準備するものですが、各指定避難

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

所にキャリーケース3個、ケージ1個、リード7個を備蓄しており、今後は民間による支援も検討してまいります。

次に、飼い主へのマニュアルについてですが、指定避難所の受付窓口にて避難所におけるペット飼育のルールを配布して、ペット飼育管理の基本ルールを周知することとしています。さらに、啓発の取組としましては、広報9月号にてペット同行避難と同行避難時の注意点について特集記事を掲載するなど、ペットを飼育していないかたも含めた避難者の理解を得るため、周知徹底を図っています。今後につきましても、防災講話や自主防災組織の防災訓練等でペットの災害対策を普及させたり、ニーズに沿った細かなマニュアルの見直しを行っていくなど、ペットとともに安全に避難できる環境を整備してまいります。

次に、ウ、ペットを連れた避難者向けのスターターキット整備でございますが、スターターキットにつきましては先ほど佐々木議員より説明がありましたが、現在、指定避難所に配置している避難所開設キットと同様に、災害時における避難所運営の一助となる有効な手段と考えておりますので、まずは自主防災組織における避難所開設訓練でのスターターキットの訓練結果などを検証、精査した上で、順次避難所への導入の検討を進めてまいります。

次に、エ、総合防災訓練におけるペット同行避難訓練の導入でございますが、本市では三郷市地域防災計画に基づき、行政と住民及び防災関係機関との協力体制の確認、災害応急対策のスキル向上、先進技術の活用、防災意識の高揚を図るため、地震災害を想定しての総合防災訓練を毎年実施しております。総合防災訓練においてペット同行避難訓練を導入することについては、飼い主と動物の安否を同時に確認したり、避難所の混乱を軽減するなど重要であると考えております。本市としても、ペットを飼う家庭が増加している現状を踏まえ、災害時の避難行動を円滑にし、市民とペット双方の安全を確保する観点から、総合防災訓練におけるペット同行避難訓練の導入について関係機関と調整してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 佐々木修議員の2問目の質問を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時35分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

佐々木修議員。

○23番（佐々木 修議員） それでは、順次再質問をさせていただきます。ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

1、高架下の利活用について。

こちらについては、市長、まちづくり推進部長からご答弁いただきましたが、まず市長のほうからは第5次三郷市総合計画で都市交流拠点に位置づけて、現在駅前広場の改修に着手して、効果的な利活用に向けて取り組んでいるとのことで、TX開通20周年ということを皮切りに、更に進めていっていただければと思います。利便性が良く、更に魅力的なまちづくりをよろしくお願ひいたします。

そして、まちづくり推進部長からは、現状の提案であったり、また今後について丁寧にご答弁いただきました。ありがとうございます。本当に様々な課題があって、取り組んできていただきましたが、なかなか提案に関しては難しい部分もあったんだろうなと率直に感じました。

ただ、三郷中央駅周辺のリニューアルに向けて、今進んでおります第5次三郷市総合計画のほうの部分での三郷中央駅の今後のまちづくりに関して、将来ビジョンの意見交換を行ったりとか、あと勉強会、ワークショップなど、そういうことも開催してきていただき、住民であったり、またTXの利用者の方々の声もたくさん聞いてきていただき、今進められているのかなと思っております。来年、令和8年1月から駅前広場の改修工事に着手予定ということですので、今後の三郷中央駅周辺のリニューアルに期待しております。

そこで、答弁でもありましたけれども、TX側の計画の中で、駅高架下からつながる沿線のまちづくりの貢献として、高架下の機能強化に取り組むというようなお話があつたかと思うんですけど、こちらお答えできる範囲で三郷市とTXでの今後の見通しなどありましたら、お聞かせいただければと思います。こちら再質問として、まちづくり推進部長にお伺いいたします。

続いて、2の空き家等対策について。

こちらも、まちづくり推進部長にお伺いいたしましたが、答弁を聞かせていただきまして、相手がいる状態であれば対応できるけれども、所有者不明であつたり、相続人不明、不在というような場合の流れも理解できました。相続が複数人であつたりとか、相続登記がされていなかつたり、やっと所有者にたどり着いても、実際海外に住んでいて手続も容易にできないというような状況もあったかと思います。令和6年から活用している財産管理制度によつ

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

て、4件の空き家への申し立て、管理不全の解消に進んでいるということですので、ぜひ頑張っていただきたいなと思います。

所有者、相続者を探すことから十分な調査として行っていて、一つ一つ手続をして、手探りで手繕り寄せるような、ちょっと先の長いような日々の対策をしながら、問題解決に向けてやっていらっしゃる、現場の職員さんには感謝いたしております。ただ、難しいとは思うんですけども、所有者不明、不在の住宅の老朽化によって近隣のかたや通行人がけがをしてしまう、危険にさらされてしまうというような部分は、やはりあってはならない部分ですので、安全面の対策や1問目で言ったとおり環境の悪化やトラブルにならないためにも、ほかの部署とも連携していただきまして、対応していただくように、よろしくお願ひします。こちらは要望とさせていただきます。

最後、3としてペット同行避難等についてでございますが、こちら市民生活部長、危機管理監にそれぞれご答弁いただきました。ありがとうございます。こちらも再質問のほうをさせていただきます。

まず、アとしての条例のほうの部分ですけれども、答弁では災害時には避難者同士のトラブルを発生させないためにも、獣医師会だったりボランティア、関係団体との協力体制を築いて適切な飼育等に関してアドバイスをもらいながら、今後人材育成に向けても、ボランティアの人材育成に向けて取り組んでいくということだったかなと思うんですけども、三郷市は中核市であったり、政令市ではありませんので、保健所行政がないこともあります。三郷市行政だけで行うというのは、やはりこの問題はなかなか難しいですので、先ほどの答弁であったような獣医師会であったり、専門的な知見を持っている方々の協力を得て、市民の命、それがイコール動物を飼っている、動物の命を助けることにもつながりますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

ただ、災害時だけの備えとして、このような仕組みだけを整えていても、やはり飼い主のマナーというものが向上しなければ、こういった部分の解決には至らないので、そういった部分は現在も座学であったり、勉強会を開いておりますので、こちらのほうでもしっかりと広報していただければと思います。

そこで、市民生活部長に2点再質問をさせていただきます。

答弁の中で、災害時の動物救護活動ボランティアの育成について、こちらはどのように考えているのか、今後の展望をちょっと伺わせていただきます。

そして、三郷市で作成したペットのための防災手帳、こちらのピンクの冊子なんですが

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ども、こちらは広げると結構、8ページにわたって裏と表があるんですけれども、これが埼玉県、ほかの自治体でも好評で、埼玉県のペットの同行避難、このマニュアルにも三郷市でこういったものがありますというような形で紹介をされています。

ただ、この手帳、できたのがかなり前になりますので、ぜひ新しい内容への最新のものに情報の見直ししていただいて、こちら今三郷市のホームページのほうにもデータ載っていますので、ぜひ飼い主さんにダウンロードして携帯の中に入れておいてくださいといった周知もお願いできればと思います。その際にも、こちらの防災手帳にQRコードを載せるなど、新たなりリニューアルした形で進めていただければなと思っております。分かりやすい形に防災手帳のリニューアルが必要と考えますので、その点再度質問のほうをお願いします。

次に、イ、ウ、エは、こちらは危機管理監にご答弁いただきました。

まず、避難場所、避難所のところの体制整備についてなんですけれども、やはり自主避難場所と各指定避難所、こちらのほうやはり取扱いがまた異なりますので、様々な問題があるかと思いますが、マニュアルについて自主避難場所、指定避難場所共にペットスペースの場所だったり注意点も含めて基本マニュアルを策定して整備してあるというようなことで、一部マニュアルにはホームページにも記載、そして参考職員にも共有されているということですでの、安心しました。

作成してくださったマニュアルの内容を、更に充実させていただきたいと思うんですけれども、先ほどちょっと1問目でも言いましたけれども、大規模災害以外で三郷市で発生する災害の一つとして、大型台風であったり大雨が続くというような水害が想定されると思いますけれども、指定避難所への同行避難の際に、各避難所においてペットのスペースは確保されているというようなことなんですねけれども、実際に水害の際に、内水害も含めて、このスペースが水没してしまっているということもあるかと思います。やはり校庭であったりとか、あとは体育倉庫であったり、そういうところがペットスペースになり得る場所かと思いますので、トラブルを避けるためにも人のエリアからペットスペースを離すことだけを考えた場所となってしまっていると、水没してしまったりとか、実際連れてきたけれども、エリアここですと言われた場所がもうぬかるみになっていたり、こういったことですと、更に混乱が生じてしまうかと思いますので、各避難所においてその状況は異なると思うんですけれども、そのような点もしっかりとマニュアルに記載していただきたいなと思うんですけれども、こちらの部分、再度、危機管理監にお伺いいたします。

備蓄について、各指定避難所においてキャリー、ケージ、リード等備蓄されているという

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ことでしたけれども、もしかしたらこの答弁を聞いて、少ないなど感じるかたはいたかと思います。けれども、最低限必要な備蓄として用意してくれているのはありがたいのですが、用意してあるものが様々な動物に対して臨機応変に対応できるものなのかというような点も重要になってきます。

ただ本来、ペット同行避難する際に必要なものは基本飼い主が全て用意する、これというのがもう当たり前であり、飼い主としての責務であります。ですので最低限の備えというような形で備蓄は用意してくださっているということで私は理解しております。だからこそ、自治体が全て用意してくれているわけではなく、自分自身で家族としての動物の命を守るためにも、しっかりと準備をしてくださいと、そして飼い主が責任を持ってペット、家族を守る義務がありますというようなことも、災害に備えて平時に今まで以上に広報していただければと思います。

ウに関して、ペットを連れた避難者向けのスターターキットの整備、こちらに関してですけれども、スターターキットについては避難所には多くの人がほとんど初めて避難してくるという状況だと思います。その中で、集まった人だけでリーダーを決めて役割を決めて、どのようにペット同行避難の避難場所を開設して運営していくのか、これ参考職員のかたが主導してくれるわけではありませんので、集まった人の中でリーダーを決めて役割を決めていかなくてはならない。なので、混乱をつくりないためにも、これがスムーズに行えるようなペットの同行避難のスターターキット、こちらのほうは開設準備からマニュアル、ルール等を可視化して備品もそろっているということですので、スムーズに運営するためにも重要です。ペットを連れた避難者の命を守るためにも、有効な手段と認識しているということですので、スターターキットの早期の導入をお願いします。

最後に、エとして、総合防災訓練におけるペット同行避難訓練の導入についてなんですが、避難所の混乱を軽減するためにも、避難行動を円滑にするためにも重要とのことで、関係機関と調整との答弁がありました。ぜひ導入の際には、総合防災訓練の会場の付近の町会にお住まいのかた、またペットを飼っているかたにも参加してもらうことで、獣医師会やボランティア、動物愛護団体との協力体制をつくっていただけたらなと思います。実際に、同行避難を知っているペットを飼っている人は、増えているんですね。

ただ、飼っていない人からすると、同行避難何ですかと、その情報が入ってくることもほとんどないんですね。それなので、そういったかたにとっても、避難所、総合防災訓練の会場で、そういうものを知っていただくということも必要だと思います。また、アレルギ

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

一があるかたや動物が苦手なかたも多くいますので、そういうかたにも災害時、避難所にはペットは同行避難として来るんだよということを知っていただくことで、心構えをしておいてもらうということも必要だと思います。様々な観点からも、ペットの同行避難に対しての周知につながると思いますので、新たな課題も見つかると思いますので、ぜひともこちら進めていただければなと思います。

私自身も、市内の町会等で防災訓練の際に少しお時間いただいて、ペット同行避難の説明などお話しさせていただくこともあるんですけれども、アレルギーがあるかたや動物が苦手なかたに事前に知ってもらうことで、来たかたから「避難所で急に知らされるより、避難訓練の際に知ることで、気持ち的にちょっと安心できました。ただ、アレルギーがあります。」というようなことは言っておりました。こういった部分の声もありますので、ぜひよろしくお願いします。

最後に、先ほどの大規模災害のこと、三郷市では水害が想定されますけれども、ペット同行避難として避難所に行くのはあくまでも災害時の選択肢の一つです。自宅や避難場所が1階や2階、また高層階で避難できるなら、ペットと一緒に垂直避難として避難してください。自宅等で家族と一緒にいることの安心感は動物も同じです。いかにも人も動物も安心して避難できて、命を守れるかが重要になってきます。ペットとの垂直避難という選択肢も、ぜひ周知していただけたらと思います。

しかし、1階で住まわれているかたでペットを飼われているかたもいますので、ぜひ様々な選択肢を周知していただけることがよろしいかと思います。

今後、飼っていないかたやアレルギーがあるかたへの配慮も含めて、仕組みや定義が整わないことで、ペットを飼っていると避難しにくい状況やペットを連れた方々が命を落とすというようなことがないように、全ての市民の命を守るためにも取り組んでいただければなと思います。人の命も動物の命も守るためにも、仕組みと制度を更に整えていただくよう、よろしくお願い申し上げまして、私の再質問とさせていただきます。

○議長（武居弘治議員） 佐々木修議員の2問目に対する答弁を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 佐々木議員の再度のご質問にお答えいたします。

高架下の利活用についての今後の見通しということだったと思います。先ほどの答弁と重複する部分がございますが、T Xからは地域とともに沿線価値の更なる向上に取り組んでい

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

くといったような意思表示がなされております。また、私どもにおきましても、駅前広場において歩道の広場化、これを含めました再整備に着手をいたしますように、これまでとは異なる環境、これを生み出すことによりまして高架下の利活用の可能性が広がっていくものと私どもも期待をしております。様々な課題等があるかもしれません、このような好機を逃すことのないように鉄道会社との更なる連携強化に努めてまいりまして、具体的な協議へと進めていけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員）　浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長　登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄）　再度の質問に順次お答えいたします。

初めに、災害時動物救護活動ボランティアの確保、育成の展望についてのご質問であったかと思います。

ボランティアの確保につきましては、愛護動物に関係のある活動をしているかたや、犬のしつけかた教室などをきっかけに増やしていきたいと考えております。また、育成につきましては体験型のイベントなどを活用し、今後も取組に努めてまいります。

次に、ペットのための防災手帳のご質問であったかと思います。

ペットのための防災手帳は、初版が令和元年度であり、QRコードにつきましてはホームページにアクセスしやすくなりますが、災害時には多くの方々がアクセスし、サイトが閲覧しづらくなる懸念もございます。今後は、分かりやすくめり張りをつけるなど、より使いやすい防災手帳に工夫してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員）　松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監　登壇〕

○危機管理監（松本義博）　再度のご質問にお答えいたします。

水害時の同行避難で上層階にペットスペースを設けることや、対策は考えているか。また、マニュアルに記載があるかとのご質問だったと思いますが、風水害の時には各指定避難所の避難者居住スペースは2階以上に設けることになりますが、同じようにペットにつきましても2階以上に避難者とは別なスペースを設けることになります。詳細につきましては、今後避難所運営マニュアル等の見直しを検討してまいります。

また、先ほど議員からもありましたように、垂直避難の選択についても周知を図ってまい

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で佐々木修議員の質問を終わります。

以上で、市政に対する一般質問を終わります。

◎選挙第6号

○議長（武居弘治議員） 日程第2、これより選挙第6号 東埼玉資源環境組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

東埼玉資源環境組合議会議員に、佐々木修議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました佐々木修議員を同組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました佐々木修議員が同組合議会議員に当選されました。

当選されました議員が議場におられますので、本席から告知をいたします。

◎日程の追加

○議長（武居弘治議員） ただいま佐々木修議員ほか4名から、議案第93号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議案第93号の上程・説明

○議長（武居弘治議員） 日程第3、これより議案第93号を議題といたします。

議案第93号の提案理由の説明を求めます。

佐々木修議員。

[23番 佐々木 修議員 登壇]

○23番（佐々木 修議員） 議案第93号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

標記のことについて、次のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

議會議員の職責に鑑み、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、拘留その他の身体拘束される処分、起訴された場合の議員報酬及び期末手当の支給について、そのあり方を明確にすることが必要であることから、この案を提出するものであります。

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

再開 午前11時56分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第93号の質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第4、これより議案第93号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第93号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第93号の委員会付託省略

○議長（武居弘治議員） お諮りいたします。

議案第93号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

◎議案第93号の討論・採決

○議長（武居弘治議員） 日程第5、これより議案第93号に対する討論・採決を行います。

議案第93号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第93号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第93号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

つきまして、本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第93号は原案可決と決しました。

◎日程の追加

○議長（武居弘治議員） ただいま寺沢美紗議員ほか5名から、議案第94号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議案第94号の上程・説明

○議長（武居弘治議員） 日程第6、これより議案第94号を議題といたします。

議案第94号の提案理由の説明を求めます。

寺沢美紗議員。

〔17番 寺沢美紗議員 登壇〕

○17番（寺沢美紗議員） それでは、議案第94号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

令和6年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定されました。保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されています。

今回の地域手当の改定に伴い、保育所等の公定価格については、令和7年4月からの見直

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされた一方、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については、多くの対象施設が人材確保に苦慮しており、処遇改善が求められている状況であったにもかかわらず、事前に自治体との調整が何ら行われることなく、通知・事務連絡により、令和7年4月から国家公務員の地域手当に準拠して見直しすることとしました。この見直しで引下げとなった自治体においては、対象施設の人材確保に更に大きな支障が生じる恐れがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況であります。

また、本件について、対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者から多くの不安の声が上がっています。保育士、児童入所施設職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況にあります。

よって、国においては、今後の方における福祉人材確保の取組に支障が生じないよう、取り組むことを強く求めます。

なお、詳細につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 零時04分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第94号の質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第7、これより議案第94号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第94号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第94号の委員会付託省略

○議長（武居弘治議員） お諮りいたします。

議案第94号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

◎議案第94号の討論・採決

○議長（武居弘治議員） 日程第8、これより議案第94号に対する討論・採決を行います。

議案第94号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第94号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第94号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書につきましては、本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第94号は原案可決と決しました。

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎市長のあいさつ

○議長（武居弘治議員） ここで、閉会に当たり市長よりごあいさつがあります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長　登壇〕

○市長（木津雅晟）　議長のお許しをいただきましたので、12月定例市議会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、今週月曜日に青森県東方沖を震源とする最大震度6強の地震が東北・北海道で発生いたしました。この地震により被災された皆様に、衷心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本定例会では三郷市道路線の廃止について、一般会計補正予算など17議案に対しましてご決定をいただき、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問では市政各般にわたり、貴重なご意見、ご提言を賜りましたので、今後十分な精査を重ねた上で市政運営に生かしてまいりたいと存じます。

今議会において、前市議会議員に対し、除名の懲罰を科することが可決されました。このことを非常に重く受け止めるとともに、このような事案が三郷市で発生したことを大変遺憾に思っております。今後、不適切な行為がなくなり、職員が精神的にも安心して働く職場環境に戻ることを心から願っております。

1点、ご報告と御礼を申し上げます。

9月議会で追加議案として提出し、ご決定いただきましたギリシャ共和国サラミナ市との姉妹都市の提携についてでございますが、先週金曜日の12月5日にサラミナ市のパナゴプロス市長、駐日ギリシャ大使館のニコラオス・アルギロス特命全権大使、ギリシャ日本国大使館の伊藤康一特命全権大使とオンラインで一堂に会し、姉妹都市協定締結を執り行いました。今後、サラミナ市とは多様な分野での交流を通じて、相互の理解と親善を有効に深めるとともに、互いの発展と振興を図ってまいりますので、議員の皆様には引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。まことにありがとうございました。

結びに、今年も残すところわずかとなりました。議員の皆様には、健康に十分ご留意をいただき、一層ご活躍されますとともに、輝かしい新年を迎えられますことを心よりご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○議長（武居弘治議員） これにて令和7年12月三郷市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時10分